

第377回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
12月 5日	金	本会議	開会 会期の決定（15日間） 議案の上程31件（予算12、条例13、その他5、報告1） 提出者の説明 濱田知事 決算特別委員長報告（25件） 討論 中根議員 土居議員 採決（376第15号－376第16号、376報第1号－376報第23号） 自治功労者表彰状の伝達
6日	土	休 会	
7日	日	休 会	
8日	月	休 会	議案精査
9日	火	休 会	議案精査
10日	水	本会議	議案の追加上程4件（第31号－第34号） 提出者の説明 濱田知事 質疑並びに一般質問 横山議員 塚地議員
11日	木	本会議	質疑並びに一般質問 武石議員 竹内議員 はた議員
12日	金	本会議	質疑並びに一般質問 金岡議員 今城議員 委員会付託
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	休 会	委員会審査
16日	火	休 会	
17日	水	休 会	委員会審査
18日	木	休 会	
			委員長報告 討論 細木議員

19日	金	本会議	<p>採決 議案の追加上程 3 件（第35号－第37号） 提出者の説明 濱田知事</p> <p>採決 議案の上程（議発第 1 号－議発第 5 号）</p> <p>採決 議案の上程（議発第 6 号）</p> <p>討論 はた議員</p> <p>採決 議案の上程（議発第 7 号）</p> <p>討論 西森(雅)議員</p> <p>採決 議案の上程（議発第 8 号）</p> <p>討論 岡田(芳)議員</p> <p>採決 議員定数問題等調査特別委員の選任 継続審査の件</p> <p>閉会</p>
-----	---	-----	---

第377回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月5日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
濱田知事	7
決算特別委員長報告	
加藤決算特別委員長	13
討論	18
中根議員	18
土居議員	19
採決	21
自治功労者表彰状の伝達	22
三石議長	22
濱田知事	22
今城議員	23

第2日（12月10日）

出席議員	25
欠席議員	25
説明のため出席した者	25
事務局職員出席者	26
議事日程	26

諸般の報告	27
議案の追加上程、提出者の説明	27
濱田知事	27
質疑並びに一般質問	
横山議員	28
1 政治姿勢（人口戦略本部への期待と国の政策形成への本県の実情の反映、国の経済対策の受け止め、全国過疎地域連盟会長への就任、参与職の活動）について	28
2 人口減少対策（元気な未来創造戦略の目標達成への覚悟、若者所得向上に向けた取組、高付加価値型経済への転換と人への投資による好循環、転職対策の強化、人口減少対策総合交付金事業の磨き上げに向けた支援策、将来的な継続、消防広域化の今後の取組と議論の内容の再整理）について	30
3 経済の活性化（関西戦略のバージョンアップ、来年度の観光キャンペーンの進め方と文化資源による観光振興）について	33
4 日本一の健康長寿県構想（医療機関・介護事業者への支援、精神障害のある方の医療費助成制度開始のスケジュール）について	34
5 教育の振興（目指す人間像を実現するための取組、信頼回復に向けた決意と取組、学科改編による高校魅力化）について	35
6 新県民体育館の整備（思い、整備コストと財源）について	36
7 安全・安心な高知（南海トラフ巨大地震対策の今後の進め方及び市町村との連携と支援、耐震診断の助成対象拡大の検討状況と今後の展望、インフラ整備の予算確保と加速化）について	37
濱田知事	38
濱田産業振興推進部長	46
土居内人口減少・中山間担当理事	46
小西観光振興スポーツ部長	48
中嶋健康政策部長	48
西村子ども・福祉政策部長	48
今城教育長	49
江渕危機管理部長	51
横地土木部長	52
横山議員	52
塚地議員	53
1 平和（国会での首相答弁の撤回と冷静な対話、特定利用空港・港湾が攻撃目標になる認識）について	53
2 社会保障制度（介護サービスの利用率2割負担の対象拡大、民間保険の活用や医療機関の営利事業化の在り方）について	54

3 参与・官民連携推進監（行政運営における公平性や正確性、給与以外の費用、勤務実態や業務の妥当性の把握と公開基準、認識）について……………	54
4 物価高対策（事業者の実態把握と対策、これまで以上の支援を国に要望すること）について……………	56
5 県1消防（市町村や消防本部の意見の受け止め、本部機能移行の進め方、任意協議会での市町村支援）について……………	57
6 県民体育館の再整備（事業費の試算、展示会等の開催日数の見通し、事業費やランニングコストなどの比較検討、高知ちばさんセンター大ホールの機能受入れへの対応、アスパルこうちの利用者の声に対する受け止め、基本計画決定の延期とスケジュール）について……………	58
7 障害者施策（強度行動障害者の実情と課題の把握、支援部会での検討状況と取組）について……………	60
8 特別支援学校におけるスクールバスの安全性確保（委託先の決定時期、委託内容の見直し）について……………	61
9 自動車税の身体障害者等減免制度（利用状況に関する証明書の提出）について……………	61
濱田知事……………	62
岡田商工労働部長……………	70
小西観光振興スポーツ部長……………	70
西村子ども・福祉政策部長……………	71
今城教育長……………	72
塚地議員……………	72
濱田知事……………	74
塚地議員……………	75

第3日（12月11日）

出席議員……………	77
欠席議員……………	77
説明のため出席した者……………	77
事務局職員出席者……………	78
議事日程……………	78
諸般の報告……………	79
質疑並びに一般質問	
武石議員……………	79
1 スマートシュリンク（4Sプロジェクトの進捗状況や手応えと展望、推進に	

対する考え) について……………	79
2 観光・インバウンド・地域ブランド戦略（航空路線の拡充支援と人材育成などの支援強化策、小規模事業者の海外展開に向けた包括的な支援、地域全体で付加価値を生み出す成功モデルの全県展開）について……………	80
3 中山間地域政策（有機農業の推進や有機農産物の販路拡大に向けた方策、スマート農業の推進体制づくり、誰一人取り残さない地域産業としての施策展開、現場目線のスマート農業支援、女性が主導する経営体や商品開発への支援、畜産経営の現状と生産者支援の具体策、畜産や酪農における新しい経営モデル構築への支援、スマート林業の推進による担い手対策の方針、鳥獣被害対策の強化、中山間地域の実情に即した若者就労支援、高齢者の見守り体制、生きがい支援や交流の場づくりの推進、地域社会全体で子供と家庭を支える体制の強化、若者が暮らしと仕事を両立できる環境づくり、高知の魅力を伝える共感型発信の充実、地域おこし協力隊の定住支援、地域住民とをつなぐサポートの必要性）について……………	81
4 土佐人のアイデンティティー教育について……………	87
濱田知事……………	88
松村農業振興部長……………	94
坂田林業振興・環境部長……………	97
土居内人口減少・中山間担当理事……………	97
西村子ども・福祉政策部長……………	99
武石議員……………	100
濱田知事……………	101
武石議員……………	102
竹内議員……………	103
1 東京一極集中（是正に向けた国への働きかけ）について……………	103
2 地域への誇り（若者の未来への希望や意欲を高めるための施策）について……………	104
3 中山間対策（地域の実情に応じた施策の推進）について……………	105
4 外国人材（定着に向けた方針）について……………	105
5 大阪副首都構想（期待と懸念）について……………	106
6 税制度（税収の偏在を是正する必要性）について……………	106
7 スマートシュリンク（公共サービス改革の展望）について……………	107
8 ウェルビーイング（視点に基づく評価）について……………	107
9 定常人口（設定）について……………	107
10 集落活動センター（取組の推進）について……………	109
11 行政支出（戦略的な産業育成と地域経済の循環）について……………	109
濱田知事……………	110
土居内人口減少・中山間担当理事……………	114

池上文化生活部長	116
濱田産業振興推進部長	116
竹内議員	117
はた議員	118
1 長時間労働の是正と県の働き方改革（裁量労働制の規制強化の必要性、医師の面接指導の人数と傾向、時間外勤務縮減の取組から見えてきた課題と意識改革、短時間勤務職員の採用計画、学校・警察における人員確保）について	118
2 公共施設の長寿命化対策（高知ちばさんセンター大ホールに関する申入れへの認識、土木職の採用状況、技術職員確保計画の状況、職員確保）について	120
3 多文化共生の地域づくり（フィリピン・ベンゲット州との今後の交流、多文化共生推進プランの具体的な施策、技能実習生の入国後講習施設の整備、日本語指導担当教員の配置）について	121
4 農政における増産計画と担い手確保（米の増産と重点支援地方交付金に対する考え、新規就農施策の成果、支援の年齢等の間口を広くすることの必要性と市町村に寄せられた県への要望の把握、農業を副業として認める取組）について	122
濱田知事	124
清水総務部長	127
今城教育長	128
岩田警察本部長	129
池上文化生活部長	129
岡田商工労働部長	130
松村農業振興部長	130
はた議員	132
濱田知事	133
清水総務部長	133
松村農業振興部長	134
はた議員	134
濱田知事	134

第4日（12月12日）

出席議員	137
欠席議員	137
説明のため出席した者	137
事務局職員出席者	138

議事日程	138
諸般の報告	139
質疑並びに一般質問	
金岡議員	139
1 早明浦ダムが河川に及ぼす影響（水源地域の自然環境の変化、水利権更新時に環境改善に向けた意見等を述べること、ダム建設直後の状態への回復、山崎ダム上流の魚類生息密度悪化、吉野川水系河川整備計画の指摘事項における対策と効果及び課題克服、山崎ダムから上流区間の魚類生息調査と公開、かわまちづくりの計画と支援、県管理区間と国管理区間の対策の差、県管理区間の指定経緯、山崎ダムの魚道整備、河床の石に付着した泥の除去、ゲートの長時間開放、管理者への申入れと協議、早明浦水会議の創設）について	139
2 教育（新たな測定指標の設定理由、2つのデータの関係性、私立高校授業料無償化の影響と郡部校の存続対策、教育委員会が示す具体的方策、本県から日本の教育を変えていく教育）について	145
濱田知事	147
横地土木部長	148
今城教育長	150
金岡議員	153
横地土木部長	153
金岡議員	153
今城議員	153
1 政治姿勢（安定的な政策要望実現のための工夫、積極的な投資と財政健全化の両立、防災庁誘致、職員の兼業許可基準の明確化に期待する効果と申請状況）について	153
2 県有未利用資産の有効活用について	155
3 職員の不祥事を未然に防ぐ組織体制の強化について	155
4 元気な未来創造戦略（新規学卒者の県内就職促進、結婚支援の現状と方向性、少子化対策における多世代のつながりを生かした取組）について	156
5 南海トラフ地震対策（臨時情報の周知と啓発、道路啓開計画の改定、孤立集落解消に向けた道路機能の確保、事前復興まちづくり計画策定での過大投資回避の留意点）について	157
6 警察行政（SNSによる名誉毀損や誹謗中傷への対応）について	159
7 農業振興（公務員獣医師の確保）について	159
8 土木行政（建設業の生産性向上、入札執行状況の分析と入札制度の改善）について	160
9 幡多地域における発達障害児の療育体制（維持・確保）について	160
濱田知事	160

清水総務部長	163
今城教育長	164
岩田警察本部長	164
濱田産業振興推進部長	165
西村子ども・福祉政策部長	165
江渕危機管理部長	167
横地土木部長	168
松村農業振興部長	169
今城議員	170
議案の付託	170
請願の付託	170

第5日（12月19日）

出席議員	173
欠席議員	173
説明のため出席した者	173
事務局職員出席者	174
議事日程	174
諸般の報告	175
委員長報告	
下村危機管理文化厚生委員長	176
武石商工農林水産委員長	178
西内産業振興土木委員長	180
田中総務委員長	182
討論	185
細木議員	185
採決	187
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第35号－第37号）	189
濱田知事	189
議案の上程、採決（議発第1号－議発第5号 意見書議案）	190
議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）	190
はた議員	191
議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）	192
西森(雅)議員	192
議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）	194

岡田(芳)議員	195
議員定数問題等調査特別委員の選任	196
継続審査の件	196
閉会の挨拶	
三石議長	197
濱田知事	197

巻末掲載文書

委員会報告書	199
令和6年度高知県歳入歳出決算審査報告書	201
令和6年度高知県公営企業会計決算審査報告書	211
意見書に関する結果について	217
議案の提出について	219
人事委員会回答書	221
議案の追加提出について	222
議案付託表	223
請願文書表	227
議案の追加提出について	235
意見書議案の提出について	
議発第1号 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書議案	236
議発第2号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書議案	238
議発第3号 筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群の研究促進を求める意見書議案	241
議発第4号 森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案	244
議発第5号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書議案	247
議発第6号 皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書議案	249
議発第7号 地方の民意切捨てにつながる衆議院議員定数削減に反対する意見書議案	251
議発第8号 介護保険制度の後退につながる見直しの中止を求める意見書議案	253
継続審査調査の申出書	256
決算特別委員会審査結果一覧表	258
委員会審査結果一覧表	259
議決一覧表	262

招 集 告 示

高知県告示第712号

高知県議会定例会を、令和7年12月5日に高知県議会議事堂に招集する。

令和7年11月28日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	竹内健造君	2番	戸田宗崇君
3番	上治堂司君	4番	桑鶴太朗君
5番	土森正一君	6番	槇尾絢子君
7番	久保博道君	8番	上田貢太郎君
9番	今城誠司君	10番	金岡佳時君
11番	下村勝幸君	12番	田中徹君
13番	土居央君	14番	横山文人君
15番	西内隆純君	16番	加藤漠君
17番	弘田兼一君	18番	明神健夫君
19番	三石文隆君	20番	畠中拓馬君
21番	依光美代子君	22番	欠番
23番	武石利彦君	24番	西森美和君
25番	寺内憲資君	26番	西森雅和君
27番	樋口秀洋君	28番	岡田竜平君
29番	田所裕介君	30番	欠番
31番	坂本茂雄君	32番	はた愛君
33番	細木良君	34番	岡田芳秀君
35番	岡本和也君	36番	中根佐知君
37番	塚地佐智君		

第377回高知県議会定例会会議録

令和7年12月5日（金曜日） 開議第1日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 松岡孝和君
 理事（人口減少・中山間担当） 土居内淳一君
 総務部長 清水敦君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 中嶋真琴君
 子ども・福祉政策部長 西村光寿君
 文化生活部長 池上香君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 商工労働部長 岡田忠明君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 松村晃充君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 田村敬子君
 公営企業局長 澤田昌宏君
 教育長 今城純子君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 三木敏生君
 事務局長
 公安委員長 前田みか君
 警察本部長 岩田康弘君

代表監査委員 五百藏 誠 一 君
監査委員 横 島 浩 治 君
事務局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 勝 海 君
事務局 次 長 猪 野 貴 之 君
議 事 課 長 飯 田 志 保 君
政策調査課長 溝 渕 松 男 君
議事課長補佐 松 岡 宏 尚 君
主 幹 大 川 美 千 子 君



議 事 日 程 (第 1 号)

令和7年12月5日午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
 - 第 1 号 令和7年度高知県一般会計補正予算
 - 第 2 号 令和7年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
 - 第 3 号 令和7年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
 - 第 4 号 令和7年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 第 5 号 令和7年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
 - 第 6 号 令和7年度高知県県営林事業特別会計補正予算
 - 第 7 号 令和7年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
 - 第 8 号 令和7年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
 - 第 9 号 令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算

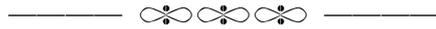
- 第 10 号 令和7年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 11 号 令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 12 号 令和7年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 13 号 高知県職員の修学部分休業に関する条例議案
- 第 14 号 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案
- 第 15 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 18 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 19 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 20 号 高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 21 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 22 号 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 23 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

第 24 号	高知県警察の設置及び定員に関する 条例の一部を改正する条例議案	376報第 8 号	会計歳入歳出決算 令和 6 年度高知県土地取得事業 特別会計歳入歳出決算
第 25 号	高知県立室戸体育館の設置及び管理 に関する条例を廃止する条例議案	376報第 9 号	令和 6 年度高知県国民健康保険 事業特別会計歳入歳出決算
第 26 号	令和 8 年度当せん金付証券の発売総 額に関する議案	376報第 10号	令和 6 年度高知県災害救助基金 特別会計歳入歳出決算
第 27 号	高知県立ふくし交流プラザの指定管 理者の指定に関する議案	376報第 11号	令和 6 年度高知県母子父子寡婦 福祉資金特別会計歳入歳出決算
第 28 号	高知県立障害者スポーツセンターの 指定管理者の指定に関する議案	376報第 12号	令和 6 年度高知県中小企業近代 化資金助成事業特別会計歳入歳 出決算
第 29 号	宇佐漁港プレジャーボート等保管施 設の指定管理者の指定に関する議案	376報第 13号	令和 6 年度高知県流通団地及び 工業団地造成事業特別会計歳入 歳出決算
第 30 号	県営住宅日高団地 1 号棟全面的改善 建築主体工事請負契約の締結に関す る議案	376報第 14号	令和 6 年度高知県農業改良資金 助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 1 号	公平委員会の事務の受託の専決処分 報告	376報第 15号	令和 6 年度高知県県営林事業特 別会計歳入歳出決算
第 4		376報第 16号	令和 6 年度高知県林業・木材産 業改善資金助成事業特別会計歳 入歳出決算
376第 15号	令和 6 年度高知県電気事業会計未 処分利益剰余金の処分に関する議 案	376報第 17号	令和 6 年度高知県沿岸漁業改善 資金助成事業特別会計歳入歳出 決算
376第 16号	令和 6 年度高知県工業用水道事業 会計未処分利益剰余金の処分に関 する議案	376報第 18号	令和 6 年度高知県港湾整備事業 特別会計歳入歳出決算
376報第 1 号	令和 6 年度高知県一般会計歳入 歳出決算	376報第 19号	令和 6 年度高知県高等学校等奨 学金特別会計歳入歳出決算
376報第 2 号	令和 6 年度高知県収入証紙等管 理特別会計歳入歳出決算	376報第 20号	令和 6 年度高知県流域下水道事 業会計決算
376報第 3 号	令和 6 年度高知県給与等集中管 理特別会計歳入歳出決算	376報第 21号	令和 6 年度高知県電気事業会計 決算
376報第 4 号	令和 6 年度高知県旅費集中管理 特別会計歳入歳出決算	376報第 22号	令和 6 年度高知県工業用水道事 業会計決算
376報第 5 号	令和 6 年度高知県用品等調達特 別会計歳入歳出決算	376報第 23号	令和 6 年度高知県病院事業会計 決算
376報第 6 号	令和 6 年度高知県会計事務集中 管理特別会計歳入歳出決算		
376報第 7 号	令和 6 年度高知県県債管理特別		



午前10時開会 開議

○議長（三石文隆君） ただいまから令和7年12月高知県議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。
去る12月4日、橋本敏男議員から、議長に対し議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日辞職を許可いたしましたので御報告いたします。
次に、商工農林水産委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしておりますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしておりますので御了承願います。
さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしておりますので御了承願います。
次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしております。
次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしております。

委員会報告書、令和6年度高知県歳入歳出決算審査報告書、令和6年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末199、201、211、258、217ページに掲載



会議録署名議員の指名

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3名にお願いいたします。

3番 上 治 堂 司 議員
12番 田 中 徹 議員
26番 西 森 雅 和 議員



会期の決定

○議長（三石文隆君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月19日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。
知事から議案が提出されましたので、お手元

にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末219ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」から第30号「県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事請負契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「公平委員会の事務の受託の専決処分報告」、以上31件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田知事。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 本日、議員各位の御出席をいただき、令和7年12月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位及び県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えます。

去る10月21日、衆参両院本会議において、自由民主党の高市早苗総裁が、女性としては初となる第104代の内閣総理大臣に選出されました。昨年来、国政においては、物価高対策や人口減少対策、南海トラフ地震への備え、政治資金制度の改革などの内政上の重要課題が山積しています。新政権におかれては、各党と真摯に議論を重ね、高市総理が掲げる決断と前進の姿勢で、国政を着実に前に進めていただきたいと強く願っています。

先月下旬には、国において新たな経済対策とその裏づけとなる補正予算案が閣議決定されました。この中には、地域の実情に応じた物価高対策や持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上支援、防災・減災、国土強靱化の推進といった施策が盛り込まれ、予算額は昨年を大きく上回る規模となっています。

こうした国の補正予算を最大限活用し、物価

高騰による影響の緩和を図ると同時に、人口減少対策や経済の活性化、南海トラフ地震対策などの取組をさらに加速させます。このうち速やかに対応すべきものについては、必要となる補正予算案を今議会に追加提案いたします。

県政の課題に正面から向き合い、解決していくためには、県民の皆さんの声に耳を傾け、施策の磨き上げを図っていくことが欠かせません。「濱田が参りました」では、私自身が直接、様々な取組の現場を視察させていただき、県民の皆さんと意見交換を行っています。

10月には、香南市において地域の伝統文化の継承を図られている方々から、また先月には芸西村でIターン、Uターンを経て新規就農された方々から、当事者目線に立った率直な御意見などを伺いました。加えて、今月2日には中土佐町を訪問し、地方で暮らしながら、ウェブデザインなどのデジタルスキルを活用した働き方を目指す若い女性の皆さんと意見交換をさせていただきました。

今後も、こうした対話を通じて県政に対する共感をいただくと同時に、いただいた御意見を政策立案に生かし、着実に前進していくことを県政運営の基本姿勢とし、元気な高知の実現に向けて全力を尽くします。

人口減少対策のマスタープランとなる高知県元気な未来創造戦略については、来年度大きく4つの方向性で施策を強化します。

1つ目は、高付加価値型経営への転換支援です。若者の所得向上に向け、本年10月官民協働による検討チームにおいて報告書を取りまとめました。今後は、報告書に盛り込んだ第1次から第3次産業までの16業種、58件の経営改革モデルの横展開を業種横断的に推進します。

こうした取組により、事業者の稼ぐ力を高めることで、従来のコストカット型経済から脱却し、高付加価値を創出する経済への構造転換に

つなげます。

2つ目は、多様な人材が活躍できる環境の実現です。企業の生産性向上に向けた人材育成支援や、就業環境の整備をはじめとする働き方改革、共働き・共育てなどの取組を強化します。

県庁においても、10月に部局長を対象とした働き方改革タスクフォースを立ち上げ、私自身も参加して、既存事業の見直しや業務の効率化について検討を進めています。人口減少が先行して進んでいる本県だからこそ、長時間労働の是正をはじめとする働き方改革を、全国に先駆けてスピード感を持って進め、少子化問題の克服につなげます。

3つ目は、若者に選ばれる高知を目指した移住・定住対策の強化です。移住・定住対策については、来年度は特にU・Iターンにおける転職支援の強化や、県内転職に向けた対応、地域への理解と愛着を育むキャリア教育などについて、さらに対策を強化します。

大都市部での消耗型の生活ではなく、自然とゆとりを満喫しながら、クリエイティブな仕事を行い、家庭と仕事を両立していく本県ならではのライフスタイルをPRし、移住・定住のさらなる増加につなげます。

4つ目は、ニーズに応じた出会いの機会の拡充とライフデザイン支援です。自然な出会いを求める若者や、結婚の意思はあるものの行動を起こしていない方、U・Iターン者など、様々なニーズに応じた出会いの機会をさらに拡充します。加えて、ライフデザイン支援では、若者が自身の人生設計における結婚や子育ての意味について考える機会が得られるよう、各種の啓発事業に取り組みます。

人口減少対策については、これまでも県が持つあらゆる政策手段を講じて取り組んできました。しかしながら、若年人口の減少に歯止めはかからず、足元の婚姻数、出生数は、いずれも

前年同期を下回って推移しています。こうした状況を打開するには、今までよりさらに一歩も二歩も踏み込んで、官民が一体となった取組を深め、広げていく必要があります。そのため先月、県に特別職として参与、官民連携推進監を設置し、元県議会議員の大石宗氏に就任いただきました。

人口減少問題の克服に向けては、従来型の県行政とは異なるアプローチが必要と考えます。具体的には、公平性や前例に過度にとらわれず、時代の変化に即応すること、縦割りで専門性を追求するよりも県民の目線に立って横断的・総合的な政策を展開すること、さらには正確性の重視よりも時間のコストを意識したスピード感のあるタイムリーな対応に軸足を移していくことなどが求められます。県行政と民間経営双方の実態や考え方を熟知している大石氏には、こうした観点を持ちながら、新しいスタイルの官民連携の取組を大いに推進していただきたいと期待しています。

県民所得の向上を目指す民間事業者の取組と目線を同じくして、県立の文化施設等においても、より付加価値の高いサービスを提供する取組を進めています。

具体的には、新設した県立施設運営活性化懇談会を今月下旬に開催し、有識者の方から御意見をいただきながら、運営に当たる各団体が民間の創意工夫を生かした新たな事業を展開するための計画の策定・実行を支援します。

引き続き、各団体の御意見を真摯にお聞きしながら、県立の文化施設等が県民や利用者の皆さんに、より良質で満足度の高いサービスを提供するよう促してまいります。

消防広域化の基本計画の策定に向けては、県内全ての市町村長と消防長などで構成する検討会を立ち上げ、議論を重ねています。

先月に開催した第2回検討会には、私自身も

出席し、市町村の財政負担の全体像などを明らかにした上で、基本計画の骨格をお示しました。また、今年度末を目指していた法定協議会の設置について、議決に先立つ市町村議会への説明などの準備期間が不足しているとの御意見を踏まえ、今後の進め方と目標年次の設定についての見直し案もお示しました。

具体的には、まずは来年度、全市町村と県が任意の協議会を設置して実務的な検討作業を深め、同年度中に実施計画案を取りまとめた上で、令和9年度に法定協議会の設置を求めることとしています。

その際には、第1に、令和15年度末までに全県共同で消防指令システムを再整備し、翌16年度からの運用開始を図ること。第2に、それまでの間に県内15消防本部を1本部に統合することを目指し、地域別・機能別に段階的な統合を図る選択肢も含めて検討協議を進めること。第3に、消防指令システムの再整備や段階的な統合の実施主体として令和10年4月を目途に広域連合を設置することを前提条件として、実施計画の検討を開始することを提案させていただきました。これらの点については、おおむね各委員の御理解をいただいたと考えます。

今後も、引き続き丁寧に議論を重ね、今年度中に県において基本計画を策定した上で、各市町村・消防本部の意向をきめ細かく酌み取りながら、消防広域化を着実に推進します。

先月開催された全国過疎地域連盟の総会において、私が会長に選任されました。高知県知事が会長職に就くのは初めてのことであり、光栄であるとともに、身の引き締まる思いです。就任後には早速、関係する国会議員や国の省庁に対して、過疎自治体の財政基盤の強化などについて要請活動を行いました。

今後も、過疎地域が抱える産業振興をはじめ、交通、生活、福祉といった各分野の課題の解決

に向けて、全国の自治体と一丸となって国に対し強力に働きかけを行います。こうした取組により、本県をはじめとする過疎地域の持続的発展を支援していきます。

次に、目指すべき3つの高知県像のうち、まず、いきいきと仕事ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

関西圏との経済連携については、10月下旬に関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を開催し、万博後の取組の在り方について御意見を伺いました。

その中では、都会では得られない豊かさであるスーパーローカルな本県の魅力をPRしていくことの重要性について御指摘をいただきました。また、令和12年に開業予定の大阪IRに向けて、インバウンドも視野に入れた高付加価値の商品づくりと営業を行っていくべきといった御意見もいただきました。

こうした御意見も踏まえ、引き続き市町村とも連携し、関西の本県ゆかりの方々や事業者、自治体などとのつながりをさらに深め、広げることで、関係人口の創出や本県経済のさらなる浮揚につなげます。

観光分野では、今年8月以降、連続テレビ小説あんぱんの効果が顕著に現れ始め、10月末までの3か月間の県内主要観光施設の利用者数は前年比で117.9%となるなど、大きな手応えを感じています。

来年度のどっぶり高知旅キャンペーンは、「ドラマが生まれる場所 高知」を前面に打ち出した誘客に取り組みます。らんまん、あんばんを生み出した史実としてのドラマ、全国的に評価の高い食や地元の人々との交流から生まれるドラマなど、本県の魅力を全国に発信し、さらなる誘客につなげます。

また、来年開催するよさこい高知文化祭2026に向けては、神楽など文化祭で披露する地域な

らではの文化や、関連する観光施設、体験プログラムなどを盛り込んだ商品づくりを促進します。加えて、これらの商品を県外での高知県フェアや観光パンフレット、SNSなどで積極的に情報発信することで、誘客の拡大、県内各地への周遊につなげます。

さらに、文化祭の開催期間中にお越しいただいた皆さんには、県内各地の伝統芸能などを体感いただくだけでなく、おきゃくなどの食文化や、よさこい鳴子踊り、日曜市などの高知独自の文化も紹介していきたいと考えます。

こうした取組を通じ、文化祭にお越しいただいた方々が文化祭の終了後も、本県に何度もお越しいただけるように取り組みます。

次に、様々な産業分野におけるイノベーションの取組についてです。

グリーン化関連産業では、9月から、竹繊維を主原料とする複合材料バンブープラスを製造する香南市の工場が量産を開始しました。生産された素材は、自動車関連のほか、建材や家具、家電など、幅広い用途に活用される可能性があり、雇用や経済効果はもちろん、里山の保全やCO₂削減といった多面的な効果に、私自身大いに期待を寄せています。

今後、本県から独自性と付加価値の高い製品や技術をより多く生み出せるよう、製品開発に対する補助制度や関係機関による技術支援を通じて、事業者の取組を後押しします。

去る10月、一般社団法人スペースポート高知の方々から、ロケットや人工衛星の発射拠点となるスペースポートの開港と宇宙産業の振興に関する政策提言をいただきました。本県出身の2人の若者が高知の未来に思いをはせ、このプロジェクトの実現に向け一歩を踏み出す決断をされたことは大変頼もしく、勇気づけられる思いでした。

仮にこのプロジェクトが実現できれば、本県

の元気な未来に期待が膨らむ、大きな可能性を有するものだと考えます。一方で、その実現には、事業としての採算性や適地の確保、多額の資金の調達方法など、乗り越えるべき壁も数多く存在します。

このため、まずは、スペースポート計画の実現可能性に関し、県として調査研究を行うための体制整備について、来年度当初予算の編成過程で結論を得るべく検討を進めます。

次に、いきいきと生活ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

近年の物価高騰や人件費の上昇を受け、多くの医療機関の経営は大変厳しい状況にあります。国においては、来年度行われる診療報酬の改定に当たり、こうした厳しい現状を踏まえた上で、物価等の実情を適切に反映し、医療提供体制が持続可能な診療報酬体系を実現することが必要です。

あわせて、同様に公定価格で運営されている介護や障害福祉サービスも含め、報酬改定を待つことなく、従事者の処遇改善や経営強化支援などの緊急的な財政支援策を講じることも欠かせません。

先月には、こうした点について、全国知事会として緊急提言を行いました。その結果、先月閣議決定された国の補正予算案には、賃上げへの支援や物価高対策をはじめとする医療・介護等支援パッケージが盛り込まれました。本県としても、速やかな事業化を目指し、必要となる補正予算案を今議会に追加で提案いたします。

重度の身体障害や知的障害のある方を対象とした本県の重度心身障害児・者医療費助成制度については、昨年、精神障害のある当事者やその御家族から、精神障害も対象に加えるよう御要望をいただいていたいました。

このため、助成制度の実施主体である市町村を中心に関係者会議を立ち上げ、この制度の対

象に精神障害のある方を含める検討を重ねてきました。

この助成制度の対象は、現在、身体障害や知的障害のある方で、障害の程度が重度の方を基本としています。こうした現行制度との均衡を踏まえ、先月の会議では、精神障害のある方の助成対象について、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方を基本とする案をお示しました。この案には、症状に波があるという精神疾患特有の事情に配慮し、2級あるいは3級の方についても、一定の条件の下で助成の対象とする独自の措置も盛り込んでいます。

今後は、関係者会議でいただいた御意見を基に詳細な制度設計を進めます。あわせて、市町村においてシステム改修などの必要な準備を進めていただき、令和9年4月から全ての市町村で実施されることを目指します。

子供たちの確かな学力の定着のためには、家庭における学習習慣の確立が欠かせません。9月に実施した家庭学習の状況等に関するアンケート調査の結果では、家庭での学習時間の短さと、動画視聴やSNS・ゲームの時間の長さに相関関係が見られました。また、学習時間が短い子供からは、勉強の内容や仕方が分からないという声もありました。

こうした結果を踏まえ、子供のスマートフォンに関するルールを各家庭で決めていただくなど、保護者への啓発を行います。あわせて、デジタル教材や学習データの活用を通じ、子供のつまずきや課題をきめ細かく把握し、子供一人一人に応じた学力向上策に取り組みます。

次に、本年度からスタートした県立高等学校振興再編計画では、学校のさらなる魅力化、特色化の推進を柱として取組を進めています。

その一つとして、生徒の多様な学びのニーズに対応するため、日本語指導を必要とする外国人生徒などに対応したコースや、漫画・アニメ

に関するコースを、令和10年度に新設する方向で検討を開始しました。特に、漫画・アニメに関するコースは、本県の漫画文化の振興や高知県アニメプロジェクトの推進などの施策と密接に関係しており、県全体への波及効果を期待しています。

今後、関係する市町村の御意見も伺いながら、新たなコース開設の対象となる高校の選定を進め、今年度中に決定します。

来年開催する、よさこい高知文化祭2026に向けては、開幕1年前となる10月25日にカウンタダウンボードの除幕式を行うなど、機運醸成を図るため、官民を挙げて広報活動に取り組んでいます。

また、先月開催された長崎大会の閉会式では、多くの方々に、よさこい鳴子踊りや土佐の神楽を披露し、高知大会のPRを行ったほか、長崎県知事から大会旗の引継ぎを受けました。大会旗に込められた多くの皆さんの思いをしっかりと受け継ぎ、高知大会の成功に向けて、引き続き官民一体となって準備を進めます。

また、年明けには神楽やよさこい鳴子踊りなど、本県の強みである文化を生かした夜間イベントを20日間余りにわたって開催し、冬期のにぎわいにつなげます。

スポーツ分野では、先月、本県出身の藤川球児監督が率いる阪神タイガースの優勝記念パレードを開催し、県内外から多くのファンの方が訪れ、大いに盛り上がりました。あわせて、藤川監督と50試合連続無失点の日本プロ野球記録を樹立した石井大智投手に高知県スポーツ顕彰を授与し、その功績をたたえました。

また、先月には、県内初となる中日ドラゴンズの秋季キャンプも開催され、阪神タイガースやオリックス・バファローズの秋季キャンプ受入れも相まって、県内がプロ野球による活気に満ちあふれました。

年明けには、春野総合運動公園に、プロ仕様のブルペンを備えた新たな屋内運動場が完成し、埼玉西武ライオンズの春季キャンプが行われる2月から供用を開始する予定です。その管理に必要な経費について、今議会に関連する補正予算案を提出しています。

新しい県民体育館の整備については、先月高知市の桑名市長から、隣接する高知市青年センターアスパルこうちのグラウンド使用に当たっての教育的な配慮や、プールの整備について申入れをいただきました。また、その際には、現在その在り方が議論されている高知ちばさんセンター大ホールの機能について、新しい県民体育館のメインアリーナへの集約化も視野に入れて議論されることが必要という点で意見が一致しました。

こうした経過を踏まえ、今月1日には県として、市長からいただいた御要望にしっかりと対応していくことを前提に、アスパルこうちのグラウンド敷地を全面使用させていただきたい旨を高知市に対し正式に要請いたしました。昨日開会した高知市議会において、桑名市長から、総合的な判断として、グラウンドの全面使用を認める旨が表明されました。

県としましては、市長の御判断に感謝を申し上げるとともに、今月開催する検討会において、武道館やプールを含めた施設全体の配置を1つに絞った案を改めてお示しし、年度内に基本計画を取りまとめたいと考えています。この場所にいいものができた、子供たちにいいものを残せたと、後世にも誇れる施設となるよう、引き続き検討を進めます。

次に、安全・安心な高知に向けた取組について御説明します。

本年10月29日、専門家で構成された検討委員会における議論を基に、高知県版の南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予

測を公表しました。

この震度分布・津波浸水予測は、平成24年に公表したものに、本年3月の国による新たな被害想定や県内の最新のデータなどを加味して、より精緻に算出し直したものです。新たな予測では、最大震度7に達する市町村が前回の26市町村から33市町村に増加した一方、津波浸水面積は県全体で前回から約4%減少する結果となりました。

今後、今回公表した震度分布と津波浸水予測を用いて人的被害や建物被害などの被害想定を算出し、今年度末に公表する予定です。その上で来年度には、この新たな被害想定に基づき、第6期南海トラフ地震対策行動計画をバージョンアップして、新たな課題となる災害関連死対策や避難環境の整備など、被害の軽減に向けた取組をさらに強化します。

四国8の字ネットワークをはじめとする高規格道路の整備促進を図るためには、通常予算に加え、国土強靱化の予算・財源を確保することが極めて重要です。

このため、本年10月には四国経済連合会と四国4県が共同で四国8の字ネットワーク整備・利用促進を考える会として、国に対し、ミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化などを強く訴えました。

今後も、事業実施中の区間の早期開通及び暫定2車線区間の4車線化や緊急的な安全対策の促進に向け、引き続き関係市町村や他県とも連携し、国に対して積極的に政策提言を行っていきます。

また、今般閣議決定された国の補正予算案には、道路をはじめ第1次国土強靱化実施中期計画に基づく、多くのインフラ整備に係る事業が計上されています。これらの速やかな実施に向け、必要となる補正予算案を今議会に追加で提案いたします。

先月28日、ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率を廃止する法案が可決、成立しました。その一方で、廃止に伴い生じる、国・地方合わせて約1.5兆円とも言われる税収減を補う代替財源については、いまだ具体的な方策が明示されておりません。暫定税率廃止により、今後の地方財政運営やインフラ整備に支障を来すような事態が生じることは決してあってはならず、説得力のある恒久的な財源の確保が不可欠です。

国においては、地方の声に真摯に耳を傾け、責任を持って、速やかに必要な措置が講じられなければなりません。私自身も引き続き、全国知事会とも連携し、国に強く働きかけていきます。

和食ダムは、県東部を流れる和食川の治水・利水機能を高めるための抜本的な対策として、平成15年に事業着手しました。その後、工事中に確認された岩盤内の亀裂対策工事などにより事業期間が長期にわたりましたが、着手から20年余りの歳月を経た今年10月、多くの関係者の皆さんの御臨席の下、竣工式を執り行うことができました。

このダムの完成は、浸水被害の軽減に加え、水道や農業用水を安定して供給する体制を整えたことにより、地域のさらなる発展に寄与するものと大いに期待しています。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和7年度高知県一般会計補正予算など12件です。このうち、一般会計補正予算については、人事委員会の勧告に基づく給与改定に伴う人件費の増額など、総額26億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額49億円余りの債務負担行為の追加及び変更を含む補正予算案を提出しています。

条例議案は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案など13件です。

その他の議案は、令和8年度当せん金付証券の発売総額に関する議案など5件です。

報告議案は、公平委員会の事務の受託の専決処分報告の1件です。

なお、国の経済対策への対応に必要な補正予算案については、追って提出させていただく予定です。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



決算特別委員長報告

○議長（三石文隆君） 日程第4、376第15号「令和6年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」及び同第16号「令和6年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」並びに376報第1号「令和6年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第23号「令和6年度高知県病院事業会計決算」まで、以上25件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。
加藤漠決算特別委員長。

（決算特別委員長加藤漠君登壇）

○決算特別委員長（加藤漠君） 令和7年9月県議会定例会において決算特別委員会が付託を受けました令和6年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、並びに令和6年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、令和6年度一般・特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業

の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております令和6年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取組は一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められますので、一般会計決算については賛成多数をもって、また各特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、各種施策の実施に当たっては十分留意するよう求めます。

最初に、行財政運営等についてであります。

令和6年度は、人口減少対策を抜本強化することに加え、デジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から施策を一層進化させるとともに、県民の安全・安心の確保と地域経済の活性化に向けて、インフラ整備が着実に推進するよう取り組んでおります。

決算状況については、新型コロナウイルス感染症対応関連の補助金等の減などにより、歳入歳出ともに前年度比1.0%減少しています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度から悪化しており、引き続き必要な財源の確保に向けて国に対し強く働きかけるとともに、持続可能な財政基盤の確立を図り、財政の健全化に努

める必要があります。

歳出については、効率的で適正な予算の執行に努めていますが、事業によっては多額の不用が生じているものも一部あることから、事業の必要性や事業効果等を見極めた適切な予算見積りを行うとともに、計画的な執行や管理を徹底していくよう求めます。

県の広報紙さんSUN高知については、市町村への委託や新聞への折り込みによる配布を行っていますが、全ての世帯には行き渡っていません。については、全世帯への配布に向け、今後広報紙をいかに県民に届けていくか、SNS等の活用も含めた検討を行うよう望みます。

公文書館が管理する樹木については、隣接する高知公園が所有する樹木を誤って伐採することのないよう、地形を熟知し、かつ伐採可能な樹木であるか把握している事業者に、倒木等危険樹木の伐採を随意契約で委託しています。委託先の選定に当たっては、真に随意契約によらなければならないかを検討した上で、契約の締結前には、複数の者から見積りを徴収するなど、競争原理が働く方法に移行するよう求めます。

次に、南海トラフ地震対策等についてであります。

高知県防災アプリについては、耳の不自由な方もアプリを活用できる機能を追加し、紹介動画をホームページに掲載するなど、さらなる普及に取り組んでいます。引き続き、障害のある方の利用促進も含め、県民が利用しやすい環境整備に取り組むことを望みます。

避難行動要支援者の個別避難計画については、要配慮者全体の計画作成率が39.9%にとどまっています。また、市町村によって作成率に大きな隔たりもあります。については、市町村ごとに課題を把握し、計画作成が進むよう丁寧な対応を望みます。

次に、保健・福祉・医療対策等についてであ

ります。

歯科衛生士の確保については、歯科衛生士養成奨学金の貸与により修学の支援を行っていますが、充足率が低い幡多地域や高幡地域の指定医療機関への就職者は少ない状況であります。引き続き、奨学金による歯科衛生士の養成、確保への支援を行いながら、地域偏在の是正に向けた取組を進めていくことを望みます。

ひきこもりの人等への支援については、相談窓口として、ひきこもり地域支援センターを設置しており、年間で延べ1,000件を超える相談が寄せられています。また、就労体験拠点における就労体験者数も増加傾向にあります。については、一人でも多くの相談者が就労体験などの自立支援の取組につながるように、効果的に進めることを望みます。

里親養育包括支援事業については、新規里親の開拓に向けた広報啓発や、養育技術向上のための研修などに取り組み、里親の登録数は増加傾向にあるものの、令和11年度末までに登録数を340組へ増やすという計画を踏まえると、十分な数に達しているとは言えません。については、里親制度のさらなる認知度向上を図るとともに、登録数の増加を目指した様々な取組を進めていくことを望みます。

次に、地域の振興等についてであります。

地域活性化支援事業費補助金については、地域課題の解決を図ることを目的として、地域団体等が主体となって行う地域活性化の取組を支援するものであり、利用に関する相談は多くありますが十分に活用されていません。については、関係団体と連携し、実行に至るまでの課題を意識した上で、補助金の十分な活用に向けて取組を進めるよう望みます。

移住促進事業については、移住促進と人材確保の取組を行う高知県UIターンサポートセンターへの補助をはじめ、様々なイベントや情報

発信などの委託事業を行ってきた結果、令和6年度は新規相談者数5,446人、移住者数は1,734組、2,241人と一定の成果が出ています。移住促進は、単年度で完結するものではなく、継続性が求められる取組であるため、これまでの実績や費用対効果について中長期的な視点で検証しながら、今後の取組の検討を行うよう望みます。

文化財の保存及び活用について、市町村によっては、文化施設の整備や学芸員、専門職員の配置が十分ではなく、文化財としての価値を評価できないことも懸念されるため、各市町村の教育委員会等との連携を強化し、地域にある文化財の保存等に取り組むことを望みます。

次に、商工業の振興等についてであります。

新規学卒者等の県内就職の促進については、デジタルマーケティングを活用したウェブ広告や学生サイトによる企業情報の発信、県外学生への交通費等の支援などに取り組んでいますが、県内就職率は非常に厳しい数字になっています。については、関係部局等と連携を図り、人手不足の状態が続く県内企業への就職をより一層促進していくことを望みます。

円滑な事業承継の推進については、支援機関同士の連携が十分でない、また買手が少ないといった課題があり、事業承継を支援するための補助金や給付金が十分に活用されていません。については、市町村、商工会・商工会議所や金融機関等との連携を強化し、専門家支援による事業承継の加速化を図るよう望みます。

次に、観光の振興等についてであります。

観光施策の実施については、県において策定された計画や戦略を、高知県観光コンベンション協会が現場で実行していく役割を担っています。一方で、協会は多岐にわたる事業に携わっており、中にはこうち旅広場の運営やMY遊バスの運行など、他の事業者に委託している事業もあります。については、県と協会がしっかりと

連携しつつ、役割分担の在り方について検証を行いながら、より効果的な取組を推進するよう望みます。

次に、農林水産業の振興等についてであります。

新規就農者の確保については、農業キャリアアップ支援事業により、雇用就農から独立自営就農を目指す方を支援していますが、近年の資材高騰により独立する際の初期投資が大きくなっていることから、支援対象者が十分に集まっていません。ついては、支援制度の活用拡大に向けて就農相談会等で周知するとともに、雇用する農業法人への周知も強化して、新規就農者の確保に努めるよう望みます。

本県に就職する公務員獣医師の確保については、大学生を対象にした修学資金の貸付だけでなく、高校3年生等を対象にした修学資金の貸与事業も実施していますが、応募が少ないなどの理由で不用額が生じています。公務員獣医師の不足は深刻な問題であり、引き続き採用試験の実施や貸与事業の活用など、さらなる確保対策の強化に取り組むよう望みます。

森林資源再生支援事業については、伐採跡地への再造林を推進するため、森林所有者から再造林の同意を得るための活動や、基金団体への支援などを行っており、再造林率の向上にもつながっています。引き続き、森林の持つ公益的機能を高めるため、基金団体への適正な支援を行い、再造林の推進に取り組むよう望みます。

こうちの木に住まいづくり助成事業については、県産材の利用拡大のため、木造住宅の新築やリフォームを支援していますが、住宅に対する国の助成事業が活用されたこともあり、不用が生じています。ついては、県産材の使用を促すため、国の助成事業との併用や制度の周知等に取り組むよう望みます。

太陽光発電設備等導入推進事業費補助金につ

いては、事業者への浸透不足、住民への周知等に時間的余裕がなかったとの理由から多額の不用が生じていますが、この予算は全額、令和5年度からの繰越しであり、普及啓発のための広報委託料も計上されています。ついては、不用が生じた原因をしっかりと分析して、脱炭素社会の推進に向けて補助金を有効に活用することを求めます。

新規漁業就業者の確保については、県独自の漁業就業フェアや、専門学校等を対象とした就業セミナーの開催をはじめ、新たに水産女子会を立ち上げて意見交換や先進地視察などを行っていますが、令和6年の新規漁業就業者は41名、うち女性は1名であり、依然として厳しい状況が続いています。ついては、デジタルマーケティングを有効に活用して就業希望者の掘り起こしを進めるとともに、水産女子会の意見を踏まえて女性の定着促進に取り組むことで、女性にとっても男性にとっても働きやすい職場環境づくりを進め、新規就業者の確保につなげることを望みます。

次に、社会基盤の整備等についてであります。

建設業の活性化について、建設ディレクターの導入は、若者や女性の活躍の場の拡大等において期待されていますが、導入を支援する建設業人材育成事業費補助金は十分に活用されていません。ついては、事業者がスムーズに導入できるよう、建設業働き方改革等支援アドバイザーの活用など、事業者の規模等に応じたサポートが行える仕組みを検討するよう求めます。

最後に、教育についてであります。

児童生徒の英語力向上については、実践的な英会話ができる機会を提供するために、外国語指導助手等の配置を行う市町村を補助金により支援していますが、適切な人材の確保が困難であることを理由に、必要な人員が配置できていない市町村があります。ついては、外国語指導

助手等の配置に当たっては、関係機関とも連携しながら積極的に市町村を支援していくよう望みます。令和6年度一般・特別会計決算については以上であります。

次に、令和6年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております令和6年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。

なお、事業の執行については不十分な点が認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、事業の執行に当たっては十分留意するよう求めます。

最初に、流域下水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損益が475万円余の黒字で、赤字であった前年度に比べ1,008万円余増加しています。これは、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの運転管理委託料等の営業費用が増加したものの、流域下水道管理運営負担金の増加などにより、収益が費用を上

回ったことによるものであります。今後も、安定的かつ計画的な経営に取り組み、さらなる経営の効率化に努めるよう望みます。あわせて、南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策については、経営戦略に基づき、計画的に取り組むよう望みます。

次に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が4億9,685万円余となっており、前年度に比べて6,720万円余増加しています。これは、四国電力株式会社との契約更改に伴い、水力発電の売電料金単価が上がったことなどにより総収益が増加したことによるものであります。

市町村の再生可能エネルギー事業を促進するため、地域振興積立金により補助金の交付を行っています。引き続き、これまでの事業で得た教訓を生かしながら積極的な支援を望みます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が2,825万円余となっており、前年度に比べて33万円余増加しています。

鏡川工業用水道は、管路の老朽化対策として劣化診断を実施し、診断結果を踏まえて今後の対応を検討しています。ついては、重大事故や災害時の被害の拡大につながることから、早期に修繕改良計画を立てるとともに、老朽化した管路の改修を進めていくよう求めます。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損益が13億4,485万円余の赤字で、赤字額は前年度に比べ9億9,007万円余増加しています。これは、幡多けんみん病院において医業収益及び医業外収益が減少したこと、またあき総合病院及び幡多けんみん病院において医業費用が増加したことによるものであります。

令和6年度から令和9年度までを期間とする第8期経営健全化計画において、令和8年度までに病院事業全体で経常収支の黒字化を目指していますが、人件費の上昇などもあり、目標達成は厳しい状況であります。

地域の中核病院として医療提供体制を維持するため、引き続き診療報酬改定等の政策提言を行うとともに、収益の確保と費用の圧縮に努めるよう求めます。令和6年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。



討 論

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

36番中根佐知議員。

（36番中根佐知君登壇）

○36番（中根佐知君） 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました376報第1号「令和6年度高知県一般会計歳入歳出決算」について、認定に反対の立場から討論を行います。

私たち日本共産党は、決算審議に当たって予算や事業が適正に執行されているかどうかとともに、この1年間の議会論戦や知事の政治姿勢についても併せて分析し、評価についての検討を行ってきました。

まず、大問題となったのが、国の特定利用港

湾指定に関する知事の対応です。この指定を受け入れることは、平時から自衛隊が武器や弾薬などを含む物資輸送や部隊の展開のために、高知港、須崎港、宿毛湾港を特定利用港湾に指定して、国の言う円滑な利用に関する枠組みをつくるものです。この平時の枠組みは、重要影響事態や存立危機事態を含み、事実上、特定利用港湾は軍事利用港湾となり、攻撃目標にされるおそれがあります。知事は、県民の暮らしや平和にとって極めて重要なこの協定を、説明が不十分、協定は結ぶべきではないとの声が出る中で、令和6年の3月、議会閉会直後に結びました。県民の安全・安心を保障できない協定に踏み出したことに、平和を求める全ての県民は強い不安を抱いています。また、国費での港の整備や地震対策の三重防護などへの予算措置も、特定利用港湾絡みの予算ではないかと、手放しで喜べない複雑な心境です。

枠組みから撤退し、軍事利用に足を踏み込まない決断をすべきです。県民の安全を守り、不安や疑問にしっかりと応える姿勢が知事に求められていることは言うまでもありません。

第2に、経済・産業政策について。課題解決先進県高知の歩むべき道は、万博やI R頼みのデジタル化偏重ではない、地域資源を大事にして暮らし続けられる高知県にするための予算措置が求められています。地産外商のみならず、地産地消を基本に、経済の循環をつくることを基本にした体制づくりの予算が必要です。中山間の環境を守り、仕事につながり、若い人も住み続けられる地域をつくるために、暮らせる収入が確保できてこそ、人口減少も食い止める土台がつけられるというものです。

第3は、施策にジェンダー平等の観点が弱く、特に人口減少対策を語る時、予算には若い女性に高知に残ってもらい、結婚・出産・子育てをしてもらいたいとの思いが込められています

が、人の生き方はそれぞれです。女性が人として尊重される社会であることがまず重要です。これまで男性ばかりの閉鎖的職場に、若い女性が参加したことで、パワハラ、セクハラに遭い、身の危険を感じて辞めざるを得ない事例も起こっています。女性活躍というのなら、ジェンダー平等の観点をしっかり広げる予算措置もすべきです。

第4は、無批判なデジタル化の推進です。あらゆる場面でデジタルが推進され、そこには多額の予算が使われています。メリットばかりが強調されデメリットは触れられない、こんな状況です。システムの改修のたびににかかる改修予算は大きな金額になっています。マイナンバーカードの普及とここにあらゆるデータを一本化するための国の動きは、運転免許証の一体化にも見られますが、手放しで推進することはできません。

第5は、教育行政です。教員不足が深刻になっています。全国一早い試験期日の設定や、大阪会場、高知会場の2か所での受験などで、合格者の人数は確保できても、その後の辞退が相次ぎ、12月に年度内2回目の試験を実施することになるなど、急場しのぎの対応が続いています。また、60歳を過ぎれば同じ仕事をしていても給料は70%になるシステムや休憩時間も取れない働き方、学校でのパワハラなど、現場は課題山積です。その上、学校で取り組む課題が増える一方で、取捨選択をしなければならない状況が続いています。タブレットの導入でこの課題はさらに膨らみ、子供たちの重いランドセルは体への負担になっていることも問題視されています。毎年の全国一斉学力テストだけでなく、県版学力テストなど、小学校4年生から中学校3年生まで、毎年の学力テスト偏重の教育行政は見直すべきです。不登校問題を含め、子供にも先生にもゆとりと居場所が保障される予算を求

めます。以上が一般会計予算についての主な反対の理由です。

知事は、令和6年度から、これまで以上の斬新で柔軟な発想が求められるとして、知事直轄の筆頭部局として総合企画部を設置しました。私たちは、この総合企画部は県民の願い、実態より、知事の思いを貫徹するものであり、県庁組織をボトムアップから知事が司令塔のトップダウンの組織に変えるものだとして反対しました。

ここに来て、突如の文化施設の指定管理制度の見直し、消防の県一化構想、県民体育館の再整備など、現場の声をしっかりと反映せずに押し進めようとする手法が目立ちます。

予算編成を含めて、新しいものばかりに目を奪われる施策ではなく、県民の実態をしっかりと見詰めて、稼ぐ力をただ正面に据えるのではなく、地域文化が息づき、暮らしが成り立つ、県民に寄り添い産業が発展できる、こうした予算編成こそが今求められています。

令和6年度の決算に当たっても、新しく取り入れた県庁組織の在り方を再考すべき、このことも申し添え、376報第1号「令和6年度高知県一般会計歳入歳出決算」認定への反対討論いたします。御賛同よろしくお願いいたします。
(拍手)

○議長（三石文隆君） 13番土居央議員。

(13番土居央君登壇)

○13番（土居央君） 自由民主党の土居央でございます。私は、自由民主党を代表いたしまして、376報第1号「令和6年度高知県一般会計歳入歳出決算」の認定に賛成の立場から討論を行います。

令和6年度は、県経済が回復基調にある中、関西戦略の拠点となるアンテナショップの好調なスタートや、四国8の字ネットワークの県内全線での事業化決定など、県勢浮揚に向けて具体的な成果が現れてきた年でありました。さら

に、パリオリンピックやパラリンピックにおける本県出身選手の活躍など明るい話題もありました。その一方で、8月には初めての南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ地震の切迫度の高まりを強く感じた年でもありました。

本県の足元では、若年人口、特に女性の若年人口の減少が婚姻件数や出生数の減少を招き、さらなる若年人口の減少を引き起こすという負の連鎖が加速しています。濱田知事は、この状況を脱却し、持続可能な人口構造へと転換するために、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知という目指すべき3つの高知県像の実現に向けた総合的な施策の展開の必要性を示すとともに、この考え方を踏まえ、県政の最重要課題である人口減少対策の克服を目指し、マスタープランとして、高知県元気な未来創造戦略を策定いたしました。

この戦略においては、令和9年までに若年人口の減少に歯止めをかけ、令和15年頃には令和4年の水準まで回復させることを目指すといった野心的とも言える目標を定め、県が持つあらゆる施策を動員して全力で挑んでいくことを県民に示されました。

令和6年度予算において、目指すべき3つの高知県像の実現に向けた施策が盛り込まれ、新たな時代の潮流であるデジタル化、グリーン化、グローバル化を先取りした施策の進化も図られています。

特に、人口減少対策については、高知県元気な未来創造戦略に基づき、若年人口増加の好循環を生み出せるよう、幅広く施策を展開されました。中でも、市町村独自の取組を支援する人口減少対策総合交付金が創設され、県単独事業として10億円という異例の予算規模は、知事の人口減少の克服に向けた決意を市町村のみならず、県庁職員にも強く示したものと受け止めて

おります。

また、投資的経費についても、前年度と同水準の予算額を確保しつつ、四国8の宇ネットワークの整備や地震・津波対策の加速化を図るなど、県民の安全・安心の確保と地域経済の発展にも十分配慮されています。一方で、施策の着実な実行に必要なマンパワーや財源の確保を図るため、積極的にスクラップ・アンド・ビルドを行い、持続可能な財政運営にも配慮されています。その後の補正予算においても、国の経済対策を活用し、南海トラフ地震対策や物価高騰対策をはじめとする県政課題に的確に対応されたことは評価されるべきものと考えます。

こうした予算を受け、物価高騰対策では、各分野の現状を適切に把握しつつ、光熱費の支援をはじめ、足元の影響緩和に向けた対策が幅広く講じられました。

経済の活性化では、観光分野で、新たに、どっぷり高知旅キャンペーンを展開し、地域の文化や暮らしを新たな切り口とし、高知ならではの素材を生かした滞在型の観光を促進しました。令和6年の県外観光客入り込み数は、過去2番目に多い445万人を記録しました。また、令和5年から就航した台湾からの定期チャーター便の搭乗率は9割を超え好調を維持した結果、運航期間も延長されています。

さらに、食品分野の輸出拡大に向けた取組については、基幹品目であるユズや土佐酒、水産物を中心に、令和6年の食品の輸出額は、前年と比較して約15%増となる30億3,000万円と、30億円の大台を初めて突破し、過去最高を記録することとなりました。

関西圏との経済連携については、大阪梅田にオープンしたアンテナショップを最大限活用し、県産品の外商拡大や観光誘客につなげています。

次に、保健・医療・福祉分野では、周産期医療の提供体制の確保に向け、今後のあるべき姿

とその実現に向けたロードマップを策定し、持続可能な体制づくりを進めています。また、中山間地域の利用者に介護サービスを提供する事業者に対し、遠距離訪問に係る基本報酬への上乗せ補助を拡充することで、地域の実情に応じた介護サービス体制の確保も図ってこられました。

また、教育分野では、学力向上の取組について、1人1台端末の利用が着実に広がり、個別最適な学び、協働的な学びにつながっています。不登校対策については、スクールソーシャルワーカーなどを活用して、相談支援体制を充実させるとともに、校内サポートルームの拡充により、未然防止と早期対応の取組を進めております。また、教職員が安心感を持って子供たちと向き合えるよう、教員業務支援員を拡充するとともに、小学校の新規採用職員に対して授業や児童対応の個別支援を行うサポート教員を新たに配置するなど、フォローアップ体制が強化されています。以上のような基本政策を、目指すべき3つの高知県像の実現に向け、着実に執行されてきた一年であったと評価をいたします。

なお、令和6年度一般会計決算を踏まえた今後の課題も指摘しておきます。

人口減少対策は、すぐに成果が得られるようなものではなく、短期的な成果に一喜一憂せず、施策をさらに強化しながら、官民連携のオール高知による粘り強い取組が求められるものと考えます。また、そのほかにも南海トラフ地震対策など、県政課題は山積しています。その解決に向けても大きく前進することを期待いたします。

これまで述べたとおり、令和6年度一般会計歳入歳出決算については、限られた財源の中でも県民の期待や時代のニーズに応えられるよう、工夫や努力を重ねられており、その内容、執行とも適正、妥当であると認められることから、

これらの認定には賛成すべきものと考えます。何とぞ同僚議員の皆様のご御賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。



採 決

○議長（三石文隆君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、376第15号議案及び同第16号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、376報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、376報第2号議案から同報第23号議案まで、以上22件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上22件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。



自治功労者表彰状の伝達

○議長（三石文隆君） ただいまから自治功労者に対する表彰状の伝達式を行います。

このたび、全国都道府県議会議長会から在職10年以上、上田貢太郎議員、同じく今城誠司議員、同じく下村勝幸議員、同じく田中徹議員、同じく土居央議員、同じく横山文人議員、同じく西内隆純議員、以上7名の方々が自治功労者として表彰を受けられました。

これより、受賞者を代表していただきまして、今城誠司議員にその表彰状をお渡しいたします。

表 彰 状

今城誠司殿

あなたは高知県議会議員として在職10年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります。よってここにその功労をたたえ表彰します。

令和7年10月30日

全国都道府県議会議長会

おめでとうございます。（拍手）

なお、上田貢太郎議員、下村勝幸議員、田中徹議員、土居央議員、横山文人議員、西内隆純議員に対するものも同文でありますので、御了承願います。

高いところからではございますが、一言お祝いを申し上げます。

このたび、上田貢太郎議員、今城誠司議員、下村勝幸議員、田中徹議員、土居央議員、横山文人議員、西内隆純議員におかれましては議員在職10年以上の長きにわたり地方自治の発展に

貢献され、その御功績に対し、全国都道府県議会議長会から表彰されました。先ほど、その表彰状を伝達申し上げたところでございますが、ここで改めまして心からお喜びを申し上げます。

どうか今後とも、その豊富な経験と広い識見を生かして御活躍いただき、県勢発展のために、なお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがお祝いの言葉といたします。

誠におめでとうございます。

知事から御祝辞をいただきます。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 高いところから恐縮でございますが、お許しをいただきまして、一言お喜びを申し上げます。

このたび、長年にわたる県議会議員としての御功績に対しまして、全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました上田貢太郎議員、今城誠司議員、下村勝幸議員、田中徹議員、土居央議員、横山文人議員、西内隆純議員に、心からお喜びを申し上げます。

このたび表彰を受けられました議員各位におかれましては10年以上にわたりまして県議会議員として在職をされ、数々の要職を歴任されますなど地方自治と県勢の発展に努めてこられました。これまでの多大なる御尽力に深く感謝を申し上げますとともに、輝かしい栄誉をたたえ、心からお喜びを申し上げます。

皆様が県議会議員としてこれまで活動されてきた間には、異常気象などによる自然災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行や、様々な分野におけるデジタル技術の目覚ましい進化など、我が国と本県を取り巻く社会情勢には大きな変化がありました。

このような中で、常に変わらぬ高い識見と卓越した手腕で県民の皆様の厚い信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場で発揮して

こられましたことに心から敬意を表します。

今後も、さらなる県勢発展に向けまして、人口減少問題をはじめとする困難な県政課題に対して正面から向き合い、解決に向けて粘り強く挑戦し続けてまいります。引き続き、執行部に對しまして多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

どうか今後とも十分に御自愛されますとともに、長年にわたって培われました御経験を存分に生かされ、地方自治の振興、県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からの祝辞とさせていただきます。

誠におめでとうございます。

○議長（三石文隆君） 次に、受賞者を代表されまして、今城誠司議員から御挨拶があります。

（9番今城誠司君登壇）

○9番（今城誠司君） 受賞に際しまして一言お礼を申し上げます。

このたびは、私ども7名が全国都道府県議会議長会から永年勤続による自治功労者として表彰をいただき、誠に身に余る光栄と喜びの気持ちでいっぱいでございます。また、ただいまは議長並びに知事から、丁重な、そして過分なお褒めの言葉を頂戴いたしまして、大変恐縮しているところでございます。私どもがこうして自治功労者として表彰を受けられますのも、ひとえに県民の皆様をはじめ先輩・同僚議員の方々、執行部、報道機関の方々の大変温かい御指導と御支援のたまものでございまして、心から感謝を申し上げます。

本日のこの榮譽に恥じることはないよう、私ども議員は議会活動を通じて県民の皆様の声を県政に反映させるとともに、監視機能の強化や積極的な政策提言を行い、国に向け地方の状況をしっかりと届けて、地域の活性化に向けて一層努力を重ねていかなければならないと決意を

新たにしているところであります。

特に、人口減少対策については、本県の産業・経済、医療・福祉、教育など、あらゆる分野に関わる重要かつ喫緊の課題であり、議会と執行部がお互いに切磋琢磨を重ねながら、対策を強化していかなければなりません。

今後におきましても、県民一人一人が心豊かに安心して暮らし続けられるよう、県勢浮揚に向けて、微力ではありますが全力を尽くしてまいりますと存じますので、引き続き皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、心からのお礼を申し上げまして、謝辞といたします。

○議長（三石文隆君） 以上をもって、自治功労者に対する表彰状の伝達式を終了いたします。



○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

明6日から9日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月10日から再開したいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月10日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時26分散会

令和7年12月10日（水曜日） 開議第2日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

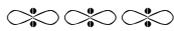
なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 松岡孝和君
 理事（人口減少・中山間担当） 土居内淳一君
 総務部長 清水敦君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 中嶋真琴君
 子ども・福祉政策部長 西村光寿君
 文化生活部長 池上香君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 商工労働部長 岡田忠明君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 松村晃充君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 田村敬子君
 公営企業局長 澤田昌宏君
 教育長 今城純子君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会局長 三木敏生君
 公安委員長 前田みか君
 警察本部長 岩田康弘君
 代表監査委員 五百藏誠一君
 監査委員局長 横畠浩治君

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 猪野貴之君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第2号)

令和7年12月10日午前10時開議

追加

- 第31号 令和7年度高知県一般会計補正予算
- 第32号 令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第33号 令和7年度高知県電気事業会計補正予算
- 第34号 令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第1
- 第1号 令和7年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和7年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和7年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第4号 令和7年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第5号 令和7年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第6号 令和7年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第7号 令和7年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算

- 第8号 令和7年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第9号 令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第10号 令和7年度高知県電気事業会計補正予算
- 第11号 令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第12号 令和7年度高知県病院事業会計補正予算
- 第13号 高知県職員の修学部分休業に関する条例議案
- 第14号 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案
- 第15号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第17号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第19号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第20号 高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第21号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第22号 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他

の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案

第23号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

第24号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案

第25号 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例議案

第26号 令和8年度当せん金付証券の発売総額に関する議案

第27号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案

第28号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案

第29号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案

第30号 県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事請負契約の締結に関する議案

報第1号 公平委員会の事務の受託の専決処分報告

第2 一般質問
(2人)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

第13号議案、第14号議案、第16号議案、第17号議案及び第22号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意

見を求めてありましたところ、同委員会の勧告等の趣旨に沿ったものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末221ページに掲載〕



議案の追加上程、提出者の説明(第31号—第34号)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末222ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」から第34号「令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算」まで、以上4件をこの際日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田知事。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

追加議案は、令和7年度高知県一般会計補正予算など4件です。

一般会計補正予算については、国の経済対策に呼応して、特に速やかな対応が必要となる事業を中心に、総額294億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額53億円余りの債務負担行為の追加及び変更を含む補正予算案を提案するものです。

このうち、第1次国土強靱化実施中期計画への対応としては、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護をはじめとした防災・減災に資するインフラ整備を加速します。

また、物価高対策として、家庭用のLPガス代の負担軽減を図るほか、特別高圧電力を利用する事業者の電気代や農業者及び漁業者の燃料や飼料の購入費への支援を行います。加えて、国の医療・介護等支援パッケージを活用し、医療・福祉分野における賃上げや物価高への対応を支援します。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） ただいま議題となっている議案については、日程第1、第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」から第30号「県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事請負契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「公平委員会の事務の受託の専決処分報告」、以上31件の議案に併せて一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番横山文人議員。

（14番横山文人君登壇）

○14番（横山文人君） 自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、会派を代表し、質問を行います。

まず冒頭、8日に発生しました青森県東方沖を震源とする地震で被害に遭われた方々並びに不安な日々をお過ごしの皆様には心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。まず初めに、知事の政治姿勢について伺います。

10月21日、我が国の議会制民主主義140年の歴史において初となる女性総理として高市早苗総理が誕生しました。高市総理は就任直後の所信表明演説において、物価高対策を最優先とする責任ある積極財政への転換、中長期の成長戦略を支える危機管理投資の強化、そして外交・安全保障における主体的で力強い日本の再構築を高らかに宣言されました。

そして、先月18日には人口戦略本部を正式に設置し、初会合で総理自らが少子化対策、教育・社会保障改革、外国人政策、労働市場改革を総動員し、府省横断で総合的に人口政策を進める方向性を明確にされました。政府の本気度がうかがえる大きな転換点でもあり、我々地方にとっても心強い国家的体制が本格的に動き始めたと言えるのではないのでしょうか。

先日の地元紙の報道にもありましたように、県都高知市でも31万人を割り込むなど、人口減はもはや待ったなしの状況であります。知事も記者会見にて、新政権発足を受け、人口減少対策への新しい本部体制などについて期待を述べられていましたが、人口戦略本部の設置後は国と地方を緊密に結びつけ、本県の課題を国家戦略へどう反映させていくのかが一層重要になると考えます。

そこで、新たに立ち上がった国家の人口戦略の司令塔に何を期待しているのか、また本県が抱える課題や中山間地域の実情をどのように国

の政策形成へ反映させていくのか、高市新政権への期待と併せて知事にお伺いいたします。

高市総理が所信表明で掲げた責任ある積極財政は、将来にツケを回さず、今必要なものにはしっかり使うという考えに基づくものであり、政府が打ち出した今回の経済対策は21.3兆円規模に及び、電気・ガス料金の抑制や食料品価格の高騰対策、子育て世帯への支援金、年収の壁対策など生活者の痛みに直接寄り添うものであります。

また、自治体が柔軟に使える重点支援地方交付金の大幅拡充は、物価高騰や経済の疲弊にあえぐ地方の課題に迅速に対応し得るものである重要な財政措置であると認識しております。本県としてもこうした国の政策の方向転換を追い風とし、県政の最前線に生かしていくことが欠かせません。

そこで、高市新総理が掲げる責任ある積極財政をどのように評価しているのか、そして暫定税率の廃止をはじめ、国の経済対策の受け止めを知事にお伺いいたします。

我が国の人口減少と地方の衰退は、今や統計上の数字では語れないほど地域社会の存立そのものを揺るがす現実として、全国の中山間地域に重くのしかかっております。国土交通省と総務省が5年ぶりに実施した最新の集落实態調査では、条件不利地域に存在する7万8,000余りの集落のうち、65歳以上が住民の半数を占める、いわゆる高齢化集落が40%を超え、無人化のおそれのある集落が実に3,800を超えるなど、過疎地域の広がりはますます加速し続けています。

こうした中、全国の過疎自治体926市町村が加盟する全国過疎地域連盟の会長に本県の濱田知事が就任されました。県土の9割が中山間地域である本県は常に地域課題の先進県であり、国策に直接声を届ける当事者の代表として最も適任だと感じたところであります。

高齢化と人口流出が連動し、担い手は急速に減少する中、公共交通や農林水産業、消防・防災など地域の根幹となる機能維持が限界に追い込まれています。もう地方の努力だけで克服できる段階ではないと言わざるを得ません。だからこそ、本県発で国に強い危機意識を共有させ、財政措置、制度設計そのものを転換させる提言力が求められております。

そこで、このたびの全国過疎地域連盟会長就任に当たり、全国の過疎を抱える自治体のリーダー役として、国への政策提言をどのようにリードしていくのか、またこれまで本県が取り組んできた中山間地域再興ビジョンをはじめとする中山間対策を今後どのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

さて、去る11月17日に県政初となる参与という特別職に大石宗氏が任命されました。知事におかれましては記者会見で参与を設置する目的や意義を説明され、疑問や懸念に対して丁寧にお答えされている姿が印象的でした。参与の設置を御自身で発案された背景には、人口減少問題の克服に向けた強い思いがあるからだと存じます。ただ、報酬の原資が公金である以上、透明性確保が重要となってくるのが県民感情への心配りだと考えます。

現在、公式エックスでの活動報告をされているようですが、アカウントの問題や、アプリを持たない高齢者等には不向きであり、記録や保存、検証にも適していません。やはり週3日とされる勤務日においては、知事の動き同様、ホームページなど多くの県民が閲覧できる媒体を活用し、政治的中立性の担保を図りながら発信をすべきではないでしょうか。

また、主に民間とのかけ橋とのことですが、評価基準が曖昧で検証不能となれば、様々な臆測を生みかねず、そういった事態だけは避けるべきであり、そのためには単独行動ではなく、

県の事業としてのK P Iを設定し、定期的に達成状況を確認しながら、特に軌道修正を行える環境づくりも必要になってくると思います。

また、部局を通り越して知事に助言する構造では、行政の意思決定ラインに少なからず影響が出るのではないかと考えますが、そこで県政初となる参与における県民への情報発信の在り方と目標設定、県行政の意思決定ラインへの影響について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、人口減少対策についてお伺いいたします。

本県の推計人口は今年4月に65万人を割り込み、極めて深刻な状況下にあることは言うまでもありません。県のマスタープランである高知県元気な未来創造戦略は、若年人口の減少を食い止め、社会基盤を維持・強化するための未来への設計図であります。

昨年12月定例会において私は知事に対し、この戦略を進める上での覚悟を問いました。知事は、その際、何としても自らの手で人口減少問題の克服に道筋をつけていくとの力強い決意を示されました。あれから1年が経過し、知事は2期目の折り返しを迎えられました。

直近のデータを見ますと、本県の人口動態は依然として厳しい状況にあります。先日の推進委員会でも、委員の皆様からは極めて率直かつ重い指摘が寄せられました。県内企業の魅力向上なくして若者定着はない、都市部と格差が広がれば流出は続く、女性の働き方や生活環境に踏み込む施策が不可欠、中山間地域の社会減への対策が急務など、どれも本県の現実を改めて突きつけられる内容でありました。

知事御自身も十分でない成果を認識されておられるかと存じますが、2期目折り返しの節目に立った今、再び濱田県政人口減少対策第2幕としての知事の強い決意が問われております。若者や女性、子育て世代、地域に暮らすお一人

お一人の声に真正面から寄り添いながらも、この難局に立ち向かうべく、従来の枠組みを超えた勇断で新たな施策の展開を打ち出していくことが求められており、こうした施策の強化こそが本県の目指す、若者に選ばれる高知県の実現につながるものだと感じております。

そこで、2期目折り返しとなる今、改めて人口減少問題をどう捉え、これまで以上にどのような覚悟で元気な未来創造戦略の目標達成に臨もうとしておられるのか、知事にお伺いいたします。

次に、若年人口の増加、定着の鍵となる、若者所得の向上についてお聞きします。若者が高知を離れる理由の多くは、決して高知への不満ではなく、生活が成り立つか、将来への展望が描けるかといった不安からではないでしょうか。県は本年度、産業別若者所得向上検討チームを立ち上げ、農業、建設、製造、観光、飲食、小売など16業種にわたり詳細なヒアリングと分析を行い、計58件もの企業実例を基に、高付加価値型経済への転換を図る経営改革モデルという形で報告書を取りまとめられました。

この報告書は単なる調査結果の羅列ではなく、顧客単価の向上を図る高付加価値化、設備投資などにより収量拡大を図る生産性向上、新市場やリピーターなど販路拡大による収益確保、そして経営組織の変革、人材育成、働き方改革による組織課題の解決など多方面からのアプローチ、特に高付加価値化の取組によって県内事業者の生産性向上を実現し、若者所得の向上を図るとされております。

こうした経営改革モデルの横展開を図っていくことで、県内企業の稼ぐ力を高め、高い賃金が払えるような流れをつくるのが目的であり、すなわち若者所得向上が個々の企業努力ではなし得ず、県政として高付加価値型経済への転換という産業構造そのものを変革する方策が不可

欠だとした強い問題意識の表れであると考えます。

そこで、このたびの若者所得向上検討チームの報告書を受け、今後若者の所得向上に向けた取組をどのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

また、若者所得の向上のためには、さきに述べましたように、県内企業の高付加価値型経済への転換が急務となってまいります。県はこれまでも経済の活性化に向け産業振興計画を進めてきましたが、高知県元気な未来創造戦略の政策1、魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげるは、産業振興計画により推進することとされています。

一方、計画全体を貫く目標であります1人当たり県民所得は2年連続プラスと増加傾向にあるものの、全国との差は拡大しており、取組の抜本強化が必要とされております。このため、高付加価値型経済への転換と人への投資の両輪の取組により県経済を活性化させ、若者の定着、増加を実現することとしておりますが、そこで産業振興計画においてこの両輪の好循環をどのように進めていくのか、産業振興推進部長の御所見をお聞きします。

次に、移住・定住対策の強化、とりわけ若者の転職を契機とした県外転出の抑制とU・Iターン転職の促進について伺います。本県の人口減少を語る上で近年顕著となっているのが、20代から30代の若者を中心とした転職を契機とする県外転出の拡大であります。これまでのような終身型の雇用を前提に県内にとどまるという時代から、若い世代ほど、よりよい条件を求める、よりやりがいのある仕事に挑戦したい、キャリアアップのための転職を積極的に考えるという意識へ大きく変容しており、この動きが県外転出を押し上げております。

県が実施された最新の調査でも、転職による

県外転出経験者の約8割が県内での転職も視野に入れていたと答えており、若者転職により県外流出の相当部分は、本来なら県内企業とマッチングできていた可能性があることを示しています。つまり、若者の転職行動は流出の危機であると同時に、県内企業にとっては大きなチャンスでもあります。優秀な若者を県内で再び受け止めることができれば、人口減少対策はもとより、本県の目指す人への投資にも直結します。

こうした変化を踏まえ、本県は移住ポータルサイトの拡充、デジタルマーケティングによる誘導強化、就職・転職フェアの拡大など多面的な取組を進めています。また、知事御自身も全国紙のインタビューにて、U・Iターン転職なくして高知の未来はなしと述べられ、県政として若者の再流入を戦略的に促す決意を明確にされています。また、働き方も都会にないゆとりがあり、仕事と家庭の両立がしっかりでき、車で20分から30分に、海あり、山あり、川ありという環境での子育ては都会にない強みと、多様な人材が活躍できる本県の魅力に触れられています。

一方で、県外大学への進学、県外就職率の増加、若者の転職回数の増加など、若い世代を取り巻く環境は急速に変化しています。こうした時代においては転職の瞬間こそ若者を県内にとどめ、県外から呼び戻す最大のチャンスであります。

そこで、U・Iターンをはじめとした転職対策の強化について人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

人口減少対策は総合政策であり、とりわけ基礎的自治体である市町村との連携が不可欠であるとの認識の下、県と市町村がベクトルを合わせていくための支援策である高知県人口減少対策総合交付金が創設されました。本交付金は、県内34市町村がそれぞれの地域の事情に即して

人口減少対策に挑むための、言わば地域の自立的な対策を支える基幹制度として創設され、本県における人口減少対策の重要な柱であります。とりわけ、34歳以下の若年層の定着・増加、婚姻数・出生数の向上、そして共働き・共育での推進の施策展開を促す連携加算型の仕組みは、市町村の創意工夫を促し、人口減少局面を押しとどめるための核心的な役割を担っているものと認識しております。

昨年12月定例会において私は、総合交付金が市町村の実行力を一層高めるために、県としてどのようにフォローアップをしていくのかとお聞きしたところ、定期的なヒアリングの実施、有識者を交えた助言体制の構築、市町村との意見交換の充実など、事業の磨き上げを図るための新たな枠組みの検討をお答えいただいたところでもあります。そして、本年11月、県と市町村との連携の下、初めてのフォローアップミーティングが開催され、市町村の取組状況を踏まえた有識者からの助言が行われたことは、大変意義深い一歩であると評価しております。

そこで、今回のフォローアップミーティングなどを受け、今後市町村が取り組む人口減少対策総合交付金事業の磨き上げに向けた支援策をどのように講じるのか、人口減少・中山間担当理事の御所見をお聞きします。

また、令和6年から9年までの4年間の連携加算型の活用額は18.3億円とされておりますが、現場の市町村からは、交付金事業の継続について求める声も上がっているとお聞きしています。人口減少対策は息の長い取組である以上、4年で終わることはありませんし、市町村としても一度スタートしたからには、成果を上げるためにも当該事業の継続は今後の施策を進める上で重要なポイントになってくると思われまます。急激な人口減少という、県政がかつて直面したことのない難題に挑むためには、市町村の不安を

取り除き、県と市町村が継続的にベクトルを合わせ、目標達成に向け共に前へ進むことが不可欠であります。

そこで、人口減少対策総合交付金の将来的な継続について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、人口減少対策の4Sプロジェクト、消防の広域化のスケジュール見直しについてお聞きいたします。本県の消防を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行により、消防職員や団員の確保、更新費用の増大など、かつて経験したことのない構造的な課題に直面しております。こうした中、本県は4Sプロジェクトの一環として、県内15消防本部を1つに統合し、スケールメリットと体制強化を図る県1消防への道筋を示してこられました。

しかしながら、令和7年度中に基本計画を策定し、県と市町村議会で議決を得て、令和8年度に実施計画を策定、令和9年度中に消防業務を一元化し新組織を設立するというスケジュールについては、市町村長や関係者から、財政負担が決まらないままでは議会の理解が得られない、スケジュールが急過ぎるとの意見が噴出、そして結果として最大6年のスケジュール見直しが行われたと報道されています。

消防体制の統合は単なる行政組織の再編ではなく、県民の生命、身体を守る最後のとりでの在り方そのものに関わる重大な政策であります。その意味で、市町村との合意形成は不可欠であり、十分な議論の上にあるべきだと考えます。

一方で、知事はこれまでの議会や記者会見等において、人口減少が急速に進む中、今後も消防力を維持するためには、広域化は避けて通れないという強い危機意識を繰り返し示してこられました。

そこで、今回のスケジュール見直しを踏まえ、県として今後どのように消防の広域化に取り組もうと考えておられるのか、また見直しに至っ

た市町村の声を受けて、具体的にどの部分の議論をどのように再整理すべきだと考えておられるのか、併せて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、経済の活性化についてお伺いいたします。

濱田知事が就任以来、公約として明確に掲げ、県政の柱の一つとして位置づけてこられた関西戦略は、人口減少が全国でも先行する本県にとって、大阪・関西という大都市圏からの活力を呼び込み、県勢浮揚を図るための極めて重要な政策であります。中四国を超え関西という巨大市場を第2の地元として捉え、本県産業の販路拡大、観光誘客、人材交流、企業誘致へとつなげていくこの戦略は、地方創生の観点からも必要不可欠であり、知事御自身の強い決意の下、今日まで取組が進められてきました。

中でも、大阪・関西万博はその象徴的な舞台でありました。本県としても万博会場でのブース出展、地産外商、文化発信に加え、万博とも連動した企画を実施し、開業以来多くの集客を果たしている梅田のアンテナショップとさとさを軸に、関西圏でのプレゼンスを高めてきたことは、戦略の重要な足がかりとなったものと受け止めています。

しかし、万博は一つの節目を迎え、これからがまさに本県の関西戦略の正念場であります。知事は記者会見でも、万博をレガシーとして次なる段階に進める、I Rや関西圏の新たな動きを視野に入れ、戦略をバージョンアップすると明言されています。

今、関西圏では2030年代前半の開業を目指す大阪I R構想や、万博跡地のエンタメ施設、国際会議場などポスト万博の巨大経済圏づくりが加速度的に進み、関西圏全体の産業構造や人流、物流にも新たな変化が生まれようとしております。本県がこうした関西圏の新たな成長の波を

確実に捉えるためには、観光誘客のみならず、産業連携、人材交流、企業誘致といった広範な分野で戦略的な接点を構築し、明確なポジショニングを確立していくことが不可欠です。特に、I Rや万博跡地の新産業群と、本県の観光、食、コンテンツなど、各産業との接続をどのように描くのかは、今後の戦略の根幹をなすものであると考えます。

さらに、関西戦略は単なる経済政策としてだけでなく、人口減少対策に直結する戦略として機能する必要があります。地域外から人、物、金、情報呼び込み、本県の雇用拡大、所得向上、交流人口の増加につなげることで定住と関係人口の拡大を促す、それが中長期的に本県の人口構造の維持に資する戦略へと昇華されなければなりません。

そこで、アフター万博という大きな転換点を迎えた今、本県の関西戦略をいかに深化させ、どのようにバージョンアップしていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

本県観光の最大の強みは、自然、食、歴史文化、人という多彩な資源が単なる観光素材にとどまらず、それぞれが物語性を帯びているという点にあると私は常々感じております。近年、朝ドラらんまんやあんぱんの放送は、こうした高知の物語性そのものが全国に届く契機となり、観光誘客において極めて大きな効果を生み出しました。

現在、本県が進めるどっぴり高知旅キャンペーンでは、その物語性をより深化させるべく、「ドラマが生まれる場所 高知」という新しいコンセプトを掲げ、やなせたかしさん・牧野富太郎博士の足跡、豊かな自然を守ってきた県民の思い、伝統文化の継承、そしてガイドや地域住民との出会いなど、観光資源の背景にあるドラマを丁寧に発信しようとされています。

その一方で、令和8年に本県開催が決定して

いるよさこい高知文化祭2026は、文化芸術、伝統、地域の力が一堂に会する全国規模の文化イベントであり、高知の物語を全国に向けて発信する絶好の舞台となるものであります。本県にとっては、観光と文化の両輪を回しながら、地域の魅力を総合的に磨き上げ、持続的な誘客につなげる歴史的機会と言えるでしょう。観光キャンペーンのドラマコンセプトと文化祭が生み出す文化の力、地域の物語は、まさに相互補完の関係にあり、両者を戦略的に連動させることで、県外からの誘客拡大はもとより、中山間地域も含む県内全域への経済波及効果、そして地域文化の再評価にも大きな成果を上げ得るものと考えます。

そこで、本県の観光振興策の柱であるどっぶり高知旅キャンペーン「ドラマが生まれる場所高知」をどのように進めていくおつもりか、またよさこい高知文化祭2026を契機として本県の物語性、文化資源の価値をいかに発信し、観光振興につなげていくのか、観光振興スポーツ部長の御所見をお聞きます。

次に、日本一の健康長寿県構想についてお伺いいたします。

物価高騰の長期化、人材不足の深刻化、そして地域医療・介護提供体制の維持がいよいよ難しくなる中で、本県の医療・介護現場はこれまでにない厳しい局面を迎えております。医療材料や光熱費をはじめとする各種コストは高止まりし、介護施設や在宅サービス事業所では職員確保に向けた処遇改善の必要性が一段と高まる一方、制度改正や診療報酬、介護報酬の動向によっては、経営の持続可能性そのものが揺らぎかねないとの声も現場から寄せられております。

厚生労働省の調べによりますと、民間病院の令和6年度決算では49.4%が赤字、前年度比7.9ポイント増となり、介護分野でも訪問介護事業者などの倒産が相次いでいるとのことでありま

す。

こうした中、国においては高市政権の下で健康医療安全保障を掲げ、物価高対策とともに、医療・介護事業者への財政的支援を盛り込んだ経済対策が打ち出され、医療・介護の現場に対する補助制度の拡充や、重点支援地方交付金の柔軟な活用が示されました。特に、医療機関や介護施設の経営を下支えする補助金措置や、地域医療の継続のための支援策が示されたことは、全国的にも大きな注目を集めているところであります。

一方で、医療・介護は県民の命と暮らしを守る社会インフラであり、地方においては都市部以上に事業者の経営悪化が地域医療の崩壊や介護サービスの縮小に直結しかねないという現実があります。本県は中山間地域を多く抱えており、小規模医療機関や介護事業所がそれぞれの地域の医療・福祉を支えているがゆえに、一つ一つの現場の脆弱性をいかに補い、地域全体の医療・介護提供体制を安定的に確保するかが極めて重要な課題となってまいります。

そこで、本県の医療・介護の現状をどのように把握し、国の経済対策をどのように本県の医療・介護分野に反映し、厳しい経営環境にある医療機関、介護事業者を支援していくのか、健康政策部長と子ども・福祉政策部長にお聞きます。

次に、重度心身障害児・者医療費助成制度についてお伺いします。この制度に精神障害のある方を含めることについては、昨年9月議会における我が会派の土居議員からの代表質問に対し、知事より、関係者会議を立ち上げて本格的に検討を開始するとの答弁がなされました。

また、昨年12月議会においては私から、厳しい環境にある精神障害のある方やその御家族の状況を踏まえ、早期の制度導入に向け、今後どのように検討していくのかをお尋ねし、子ども・

福祉政策部長より、関係者会議における検討を重ねるとともに、実施主体である市町村とも丁寧に合意形成を図り、令和7年中の制度改正案の取りまとめを目指すとの答弁があったところであります。

そうした中、現行制度との均衡を踏まえ、重度に当たる精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方を基本とし、2級あるいは3級の方についても一定の条件の下で助成の対象とする独自の措置を設け、令和9年4月から全ての市町村で助成が開始されることを目指す方針が示されました。このことは、本県における精神障害のある方や御家族が抱える不安や御負担の軽減に向け、一歩前進が図られたものと受け止めており、方針に基づいた着実な助成開始を期待するところであります。

他方、おおよそ1年にわたる関係者会議の中では、助成の対象範囲をさらに拡大してほしいといった声や、持続可能性も含めた制度設計を行ってほしいといった様々な御意見があったともお聞きしております。

そこで、今回の方針の決定を踏まえ、精神障害のある方を含めた重度心身障害児・者医療費助成制度の開始に向けてどういったスケジュールで進めていくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次に、教育の振興についてお伺いいたします。

本県の未来を担う子供たちが何を学びどのように育ち、どんな大人へと成長していくのか、その羅針盤となるものが第3期教育大綱及び第4期教育振興基本計画であります。人口減少や子供たちを取り巻く環境の変化、そして急速なデジタル化、国際化という時代の大きな転換点にあって、本県教育がどの方向へかじを切るのかは、まさに高知の将来そのものを左右する極めて重要なテーマであります。

本県教育が掲げる3つの目指す人間像は、第

1に、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人、第2に、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人、第3に、多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人であり、これは児童生徒一人一人が主体的に自身の未来を切り開く力を備えられるよう育むことを明確に示すものであります。

そうした中で、一つ一つの学校現場が抱える課題の多様化、教員の働き方改革、不登校児童生徒の増加、地域や産業との連携強化によるキャリア教育など、今まさに教育行政はかつてない広がりや複雑性を伴っています。その中で県としてどのような理念の下に子供たちを育てていくのか、またその理念をいかにして現場で実装していくのか、この点を丁寧に確認していくことが不可欠だと考えます。

そこで、本県教育が基本理念として掲げる3つの目指す人間像を実現するための今後の主な取組について教育長にお聞きいたします。

こうした目指す人間像を実現するための取組は、本県教育が進むべき方向を示す極めて重要なものである一方、その根幹を支える教職員による一連の不祥事、それも逮捕者が相次ぐという、あってはならない事態が発生しております。県民の教育行政への信頼を揺るがし、子供たちに深刻な影響を及ぼしかねない現状は、断じて看過できるものではありません。

こうした中、教育長は全教職員を対象にオンラインで異例の訓示を行い、綱紀粛正、倫理観の徹底を強く求められました。しかしながら、本県教育の信頼を取り戻すためには、単なる注意喚起や形式的なコンプライアンス強化だけでは到底足り得ません。再発防止策の具体化、組織としての危機管理体制の強化、管理職の責任と指導力の在り方、現場支援の実効性など抜本的な行動変革が迫られています。未来を担う子

供たちの前で二度と教育の名にふさわしくない行為が起こらないよう、県教育行政は今まさに正念場を迎えていると言わざるを得ません。

そこで、本県教育の信頼回復に向け、教育長の決意と今後の具体的な取組をお伺いいたします。

人口減少が加速し、高校生年代の急速な減少が避けられない本県において、県立高校の魅力向上と生徒数確保は地域の存続と未来を左右する極めて重要な課題であります。県教育委員会は今年度、県立高等学校振興再編計画を策定し、厳しい環境の中でも子供たち一人一人の学びの可能性を最大限に引き出し、地域の未来を開く新しい高校づくりに踏み出しました。

中でも令和10年度の開設を目指す漫画・アニメコースの新設は、全国的にも注目を集める、本県の新たな挑戦であります。漫画王国高知ならではの高知ゆかりの漫画家やクリエイターを育ててきた歴史的・文化的土壌、そして若い世代の関心の高さを生かし、地域産業と連動しながらクリエイティブ人材を育成する試みは、これまでにない大胆な発想であり、県内外からの進学需要を喚起する可能性を秘めた取組と言えます。

一方で、県立高等学校振興再編計画の策定に際しては、県内の高校配置の在り方や地域コミュニティとの連携、学校の持続可能性など地域から多様な意見が寄せられています。だからこそ新しい学科の設置は単なる話題づくりにとどまらず、県全体の高校教育の質を底上げし、地域の活力に確実につなげていく視点が不可欠だと考えます。

そこで、漫画・アニメコースの新設をはじめ、県立高等学校振興再編計画における学科改編による高校魅力化の取組をどのように進めていくのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、県民体育館の整備についてお尋ねいた

します。

築50年以上が経過し、老朽化が進んでいる県民体育館については、昨年度から本格的に建て替えに向けた検討が始まり、今年度スポーツ、エンタメ、観光、防災など、各分野の有識者で構成する基本計画検討会による議論を通じて、整備の基本計画の策定に向けた具体的な検討が進められています。

そうした中、先月高知市長より、整備に当たって隣接する高知市の教育施設に通う子供たちへの教育的配慮や、プールを現在地でアリーナなどと一体的に整備することなどを県に要望されたとお聞きしています。

こうしたことを受け、県は教育的な配慮に応える姿勢を示すとともに、プールを含む施設全体の配置案を説明し、高知市が所管するアスパルこうちのグラウンド全面を使用させていただきたい旨を高知市に要請されました。そして、今月開会した高知市議会12月定例会の冒頭では高知市長から、県の要請に対し総合的に判断し、旧南消防署跡地と青年センターグラウンドの全面利用を認め、新県民体育館の整備を推進していただきたい旨の発言があったところであります。

私は、この新県民体育館は、新たにアリーナ機能を持たすことで、県民が身近に利用できるスポーツ施設にとどまらず、県民生活の質の向上や地域の魅力向上に資するとともに、多くの県民が健康で心豊かな生活を送る上で象徴的な施設になるものと考えています。

一方で、高知市の教育施設であるアスパルこうちのグラウンドとして活用されている敷地全面を使って整備しようとするものなので、言うまでもなく教育施設に通う子供たちへの配慮はしっかりと行っていただき、その上でコンサートやプロスポーツを見る機会、MICEなどの開催が可能となることで、子供からシニア世代

まで多くの方々が集い交流ができる、新たなぎわいが生まれる場所となることを大いに期待しているところであります。

そこで、まずこの新県民体育館の整備に当たっての知事の思いをお伺いいたします。

次に、今回高知市に提示したアスパルこちらのグラウンド全面を使った施設配置案は、メインアリーナやサブアリーナに加え、プールや武道館なども設置し、これまで県が示してきた配置案の中で最も規模の大きいものとなります。他県のアリーナにおける整備実績を踏まえても、かなり大がかりな予算のプロジェクトになることは間違いないと考えますが、現時点で見込む整備コストと、その財源をどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

最後に、安全・安心な高知の実現についてお聞きいたします。

今年3月、政府は南海トラフ巨大地震による新たな被害想定を公表し、本県の場合は最大4万6,000人の犠牲、浸水面積の拡大、高齢化の進行による避難困難者の急増といった厳しい内容が示されました。前回想定から12年が経過したこの間、津波避難タワーや耐震化の推進など多くの努力が重ねられてきた一方で、死者は約6%、3,000人の減少にとどまるなど、依然として命を守る取組は道半ばであります。特に、本県では高齢化率の上昇や独居世帯の増加、インフラ老朽化など災害リスクがさらに高まる社会構造の変化が進んでおり、新想定はその現実を突きつけています。まさに南海トラフ巨大地震は本県にとって国難規模の危機であり、このたびの新想定を受け、県民の命を守る備えを一層加速させなければなりません。

こうした中、本県は国より示された新想定を踏まえつつ、地域特性や沿岸部・中山間地域の実情を加味した県版被害想定の方針策定作業を開始されております。この県版想定こそが次期南海

トラフ地震対策行動計画の根幹を形づくるものであり、課題である早期避難率の向上、命を守る避難行動のハード・ソフト両面の対策強化を進めるための指針となります。また、県民の命を守る最前線は市町村である一方、人的・財政的制約が増す中で、県としてどれだけ伴走支援ができるかも極めて重要であり、さらなる連携の強化が求められます。

そこで、このたびの国の新たな被害想定を受け、今後県版の新想定と行動計画への反映をどのように進めていくのか、また市町村との連携と支援について、併せて危機管理部長にお聞きします。

命を守る取組や早期避難のためには、住宅の耐震化が必須となることは言うまでもありません。この促進に対し本県も鋭意取り組んでこられてきましたが、令和6年能登半島地震では、いわゆる2000年基準以前の木造住宅において倒壊等の被害が見られました。

知事は、令和7年2月定例会で、1981年以前のいわゆる旧耐震基準住宅に次いで耐震診断への助成対象として検討すべきものとして、2000年基準以前の木造住宅を意識しているが、令和6年能登半島地震による防災意識の高まりを受け、助成の申込みが多くあるため、旧耐震基準住宅の助成への申込みが通常の水準まで落ち着いた段階で、助成対象の拡大を図っていくことを検討するとの答弁をされています。

そこで、能登半島地震から2年がたとうとしている現在の状況と今後の展望を知事にお伺いいたします。

今回の補正予算案では、国の経済対策を活用した285億円に上るインフラ整備の関連予算が計上されています。先月28日、我々自由民主党道路調査会役員は、知事に対し道路関係予算の確保等について要望を行いました。切迫する自然災害から県民の命を守り、安全・安心な高知の

実現を図るためには、命の道をはじめとするインフラ関連予算の恒久的な確保が欠かせません。

また、県内GDPの多くを占める建設産業の活性化にも結びつくことから、生き生きと仕事ができる高知の実現に向けても、インフラ関連予算を積極的に確保、活用していただきたいと考えますが、そこでこのたびスタートされた国土強靱化実施中期計画に基づく対策をはじめ、今後インフラ予算の確保と整備の加速化にどう取り組むのか、土木部長にお聞きしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国の人口戦略本部への期待と国の政策形成への本県課題や本県の実情の反映についてお尋ねがございました。

初めに、国の人口戦略本部への期待についてであります。これまで人口減少対策は、地方中心で創意工夫を凝らした施策を展開し、これに対して国は交付金などで後押しをするといったパターンを基本に進められてまいりました。しかしながら、その間の東京一極集中はむしろ加速をしております。私自身、省庁横断的な司令塔組織を設置し、国の責任において人口減少対策に真摯に取り組むように求めてまいったところでもあります。

こうした中、御指摘もございましたように、先月高市総理は、人口減少こそ我が国最大の課題という認識を示され、人口戦略本部を政府として設置し、子育て支援や少子化対策などを総合的に推進するというふうに表示をされました。このたびの高市総理の決意表明については、大いに歓迎をいたしております。この本部には、東京一極集中の是正など、国土政策の観点も含めて、特に地方部の人口減少の解決につながるような人口戦略を策定し、実行していただくこ

とを私としては期待いたしております。

次に、国の政策形成において、本県の課題や実情をどう反映させていくかについてであります。先日、国の本部設置を好機と捉えまして、全国知事会として、この本部の下に戦略会議を設置し、地方を含め幅広い意見に基づく施策を推進するように求めました。私自身も必要に応じて全国知事会と連携をしながら、県選出国会議員への働きかけも含めまして、様々な場面を通じて地方の実情を訴えて、積極的に国への政策提言を行う所存であります。

中でも、どの地方も同じスタートラインに立って持続的な発展を図ることができる、そのためには、大都市機能の地方分散、あるいは地方税源の偏在是正などについて、特に重点的に声を上げてまいる必要があると考えております。その上で、本県においても人口減少の克服や中山間地域の再興に向けまして、若者の所得向上、共働き・共育での生活スタイルの推進など、施策を総動員して取り組んでまいる考えであります。

次に、高市総理の責任ある積極財政への評価、そして経済対策の受け止めについてお尋ねがございました。

まず、高市総理は、経済あつての財政の考え方を基本とし、責任ある積極財政によりまして戦略的に財政出動を行う、そして強い経済をつくっていくという方針を表明されておられます。また、国、地方の債務残高の伸び率を経済成長率の範囲内に抑制するという通じまして、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していくとも述べられています。

この経済財政政策の基本方針の下、物価上昇を上回る賃上げの実現、あるいは地域未来戦略による地域産業クラスターの形成、さらには国土強靱化などを推進するというふうに表示されています。こうした取組によりまして財

政の持続可能性を確保しながら、必要な分野には戦略的な積極投資が行われまして、地域経済の成長、インフラ整備の促進につながっていくと、こういった姿につながっていくことを大いに期待いたしております。

次に、先月閣議決定されました経済対策におきましては、重点支援地方交付金の規模が大幅に拡充をされましたほか、中小事業者向けの賃上げ環境の整備に向けた支援策も盛り込まれました。また、診療報酬の改定を待たずに前倒しで医療・介護施設への補助金が盛り込まれたほか、国土強靱化実施中期計画を着実に実施することなどが決定をされております。

今回の経済対策には、本県がこれまで国に強く訴えてまいった内容が数多く反映されておりました、その点高く評価をいたしております。本県といたしましても、今回の経済対策を最大限に活用し、物価高への影響緩和や、高付加価値型経営への転換などの効果が早期に発現するように、速やかな事業執行に努めてまいる考えであります。

なお、今回の経済対策に盛り込まれましたガソリン暫定税率の廃止につきましては、スピード感を持って県民の皆さんの負担軽減が図られたという点は前向きに捉えております。ただ、一方で恒久財源確保の議論が先送りをされた点につきましては、今後の地方財政運営あるいは道路整備への影響を懸念しているところであります。このため、説得力のある恒久的な代替財源が確保されますように、引き続き全国知事会とも連携しながら国に強く訴えてまいります。

次に、全国過疎地域連盟の会長就任に当たりまして、全国の過疎自治体のリーダーとしての役割、そして本県の中山間対策の推進についてお尋ねがございました。

全国過疎地域連盟の会長への就任は、高知県知事としては初めてのこととなります。大変光

榮でありますとともに、身の引き締まる思いであります。全国に先行して人口減少、高齢化が進みます本県におきましては、中山間地域の再興を図るべく中山間地域再興ビジョンを策定し、少子化対策と一体となった中山間対策を推進いたしております。

その推進に当たりまして、私は常々、中山間地域の再興なくして県勢浮揚はなし得ないと考えております。そして、誰もが将来に希望を持って暮らし続けることができる、活力ある中山間地域にしたいという強い思いを抱いているところであります。今後は、この思いを全国の過疎自治体の方々と共有いたしまして、過疎対策の充実強化に向けてしっかりと連携して取組を進めていきたいと考えております。

一方で、財政力の弱い自治体が過疎地域の条件不利の克服に向けた対策を着実に実行いたしますためには、安定的な財政基盤の確保が不可欠であります。私といたしましては、全国に先駆けて中山間対策に挑戦をしてみたい高知県の知事としての経験を踏まえまして、国へ過疎地域の実情をしっかりと伝え、財政措置の充実を強く働きかけてまいる所存であります。

今回、改めまして感じましたのは、全国の過疎地域の皆さんが血のにじむような思いで、先人から受け継いでこられた地域を何とか維持し、次の世代に引き継いでいきたい、そうした強い思いであります。全国過疎地域連盟の会長といたしまして、その思いをしっかりと受け止め、全国の過疎自治体の先頭に立って、過疎地域の振興に全力を尽くしてまいります。

また、本県にとりましては、私が会長に就任をいたしましたことで、国や全国の自治体とのネットワークの構築、あるいは迅速な情報収集が可能となります。こうしたメリットを最大限に生かしまして、本県の中山間対策の加速化を図ってまいる考えであります。

次に、今回新設いたしました参与職におけます県民への情報発信、目標設定、及び県行政の意思決定過程への影響についてお尋ねがございました。

本県では若年人口の減少に歯止めがかかっておりませんで、出生数などにも改善の兆しが見られません。こうした状況を考えますと、人口減少問題の克服に向けましては、県としてこれまでよりも一歩も二歩も踏み込んで、民間の創意工夫を生かした新しい事業に取り組んでいく必要があると考えております。こうした取組をサポートし、官民連携を一層推進するために、参与、官民連携推進監という位置づけで参与を設置いたしまして、元県議会議員の大石宗氏に就任をいただいたところであります。

こうした中、参与の活動につきまして、政治的な中立性の確保について御心配をいただいている声があることは、私としても承知をいたしております。当然のことながら、参与としての活動中は政治活動は行わず、職務に専念をしていただくという前提でありますし、そういった御懸念を払拭するためにも、御指摘もありましたように、その活動には透明性が求められるということだと考えております。

そうした観点から、参与としての活動内容につきましては、まずは県の公式SNSによりまして随時発信を始めているところであります。引き続き、県民の皆さんの理解と納得を得るためにも、活動内容に係ります情報発信をしっかりと行われるように促してまいりたいと考えております。

また、この参与の職は、知事であります私の補佐をしてもらうために、言わば高級スタッフ職として設置をしたものであります。各部局のいわゆる意思決定のラインには入らないという位置づけといたしております。したがって、参与の活動の方向性あるいは目標につきまして

は、私及び副知事がこの参与と共有をし、定期的に進捗状況の報告を受けるということによりまして対応していこうというふうに考えております。その活動の内容が県の執行部の取組に関連をし、連携が必要となる場合には、私や副知事から担当部局に内容について指示をするという形で、全体の調整を図ってまいる考えであります。

参与には、御自身の経験、ネットワークを十分に生かしていただきまして、県政と民間事業所などとの橋渡し役を担っていただく、そして新たな関係も開拓をしていただきたいというふうに思っております。同時に、県民の目線に立ちまして、時代の変化に即応した新しいスタイルの官民連携の取組、こういった取組を大いに推進していただきたいというふうに期待をいたしております。

次に、私の任期2期目の折り返しとなります今、人口減少問題について、私の覚悟がどうかというお尋ねがございました。

私の知事として2期目の挑戦に当たりましては、人口減少の克服に向けまして、34歳以下の若年人口を早期に増加に転じさせたい、そして持続可能な人口構造への転換を図りたい、こういうことを第1の公約として掲げさせていただきました。

元気な未来創造戦略のスタートから1年半が経過をいたしまして、2期目の折り返し地点を迎えました今、この若年人口は転出超過によりまして減少が続いておりますし、総じて大変厳しい状況が各種のKPIについては続いているというふうに受け止めております。

特に、直近を見ますと、コロナ禍後の景気回復によりまして、大都市部の雇用吸収力が非常に強くなっているというふうに考えます。この結果、よりよい雇用条件を求めて県外に転出する若者が増えているというふうに推測をしてお

りますし、そうした若者の減少が婚姻数や出生数の減少に影響を与えるといった構図になっているというふうに分析をしております。

この人口減少の対策には特効薬と言えるような対策はございませんで、これまでの取組をベースに、さらに施策をバージョンアップしていく、そして実効性を高める努力を積み重ねていくということが必要だというふうに考えております。そのために、先ほど申し上げましたとおり、新たに任命した参与の持つネットワーク、経験も生かしていただきながら、今までにない発想でさらに一歩、二歩も踏み込んで官民が一体となった取組を深めていく、そして広げていくという事で取り組んでまいりたいと思っております。

来年度は特に、若者に選ばれる高知県に向けまして、1つには高付加価値型経営への転換の支援、もう一つには多様な人材が活躍できる環境の実現、この2つの方向性を中心に取組を強化したいと考えます。具体的には、高付加価値型経営への転換支援として企業の高付加価値型経営への転換の支援、生産性向上によりまして収益力を高めていく、それを若者所得の増加という形で還元をしていくという方向性で取り組みたいと思っております。

また、もう一つの、多様な人材が活躍できる環境の実現におきましては、企業の生産性向上に向けた人材育成の支援や働き方改革、共働き・共育てなどの取組を強化してまいります。県庁におきましても短時間勤務職員の採用枠の新設、職員の長時間労働の是正など、働き方改革の新たなモデルとなる取組を推進いたしまして、県内や全国の改革の動きをリードしてまいりたいと考えております。

この2つの方向性に基づく取組につきましては、若者の定着やU・Iターンによりまして社会増の効果、そして結婚・出産の増加を促すという自然増の効果、この両面での効果が期待でき

るというふうに考えております。そして、この取組を進めることによりまして、自然豊かな生活環境の中でゆとりを持ちながら、やりがいのある仕事に挑戦をできる、そして家庭と仕事を両立した生活スタイルがかなえられる、そうした高知県の実現を目指してまいります。

今後も私自身が先頭に立ちまして、人口減少の克服という大変難度の高い目標に一歩でも二歩でも近づけますように、これまで以上に成果にこだわりながら不退転の覚悟で取り組みます。これまで以上に深化した官民連携の下で、考えられ得る政策手段を総動員しながら、粘り強く取組を続けてまいります。

次に、若者の所得向上に向けた取組についてお尋ねがございました。

若者所得向上検討チームで取りまとめました経営改革モデルにつきましては、現在各業界団体との会合などを通じまして周知に取り組んでおります。そうした中では、例えば地域のよさを出した観光商品づくりを通じて高付加価値化に取り組んでいきたいといったお声や、品質向上、ブランド化により付加価値を高めていきたいといった声があったというふうに報告を受けております。また、中山間地域の若い経営者が夢を語れるように、小規模な事業者のニーズに合う支援を求めるといった声も伺っているところでございます。

こうした御意見を踏まえまして、今後はあらゆる業種の事業者が持続的な賃上げの原資をしっかりと生み出せる取組、これを積極的に実践できますように、県として支援をすることが特に重要だと考えます。

このため、来年度の当初予算に向けまして、国の経済対策も最大限に活用しながら、高付加価値化につながる事業者のチャレンジを力強く後押しする、そうした分野横断的な新たな支援の枠組み、制度を設けることを検討いたしてお

ります。具体的には、事業戦略づくりから生産性向上に向けたデジタル化、設備導入など、高付加価値型に事業を転換するための様々な取組を柔軟に、かつ総合的に支援できる、そうした仕組みを取り入れたいというふうに考えております。

今後、これまでにいただいた各業界団体や事業者などの御意見も踏まえまして、このための制度設計を進めますとともに、創意工夫のある取組を実践する事業者の掘り起こしを、全庁を挙げて進めてまいります。こうした取組によりまして、事業者の稼ぐ力を高めます。それによりまして得られた果実を賃金として若者にしっかりと還元する、こうした流れを生み出すことで、若者に選ばれる高知県の実現を目指してまいります。

次に、人口減少対策総合交付金の将来的な継続についてお尋ねがございました。

この交付金は、御紹介をいただきましたように、若年人口の減少に歯止めをかける、その目標の達成に向けて県と市町村が同じベクトルで活動していこうというために、私の現在の任期でありまして、また元気な未来創造戦略の計画期間でもあります令和9年度までの期間を区切って、市町村を集中的に支援する、そうした枠組みとして創設をいたしました。

しかしながら、御指摘もございましたように、人口減少問題の克服は、中長期にわたって施策の実効性を高め、成果を積み重ねていくということが重要でありまして、議員の御指摘のありましたように、息の長い取組が必要なものと考えております。この前提に立ちまして、まずは4年間で最大の成果を出せますように、県と市町村が共にいわゆるPDCAを回しながら、事業のバージョンアップ、改善を図っております。

現在、各市町村におきまして早期に若年人口の減少に歯止めをかけるために数多くの取組が

展開されております。例えば、東洋町ではサーフィン、馬路村では二地域居住、黒潮町では砂浜美術館、こういったものを軸とした移住を促進する、四万十市などでは、中山間地域の県立高校と連携をした、生徒の受入れ拡大に向けました地域みらい留学を推進する、こういった地域の実情に応じた独自性のある取組などにこの交付金は活用されております。

私としましては、こうした市町村が創意工夫を凝らして新たに挑戦している取組を、軌道に乗ってきたところで、はしごを外すというようなことはあってはならないと考えております。したがって、令和10年度以降の交付金の在り方につきましては、4年間の効果検証を行いました上で、国の施策の動向、県の財政状況も踏まえまして、新たな戦略の枠組みと併せて総合的に検討し、判断すべきものと考えておりますが、いずれにいたしましても、県政の最重要課題でございます人口減少問題の克服に取り組みます市町村が、必要な施策を安定的に実施ができますように、財政的なバックアップを検討していくべきだというふうに考えております。

次に、消防広域化に関しまして、今後の取組や議論の内容の再整理への考えについてお尋ねがございました。

本年4月に検討会を設置して以降、基本計画につきまして、市町村、消防本部の皆さんと議論を重ねます中で、県1での消防広域化の完成時のイメージにつきましては、一定程度共有ができてきたのではないかと考えております。

しかし、今年度末を目指しておりました法定協議会の設置につきましては、市町村議会への説明などの準備期間が不足しているとの御意見を多数いただいております。このため、法定協議会の設置に先立ちまして、来年度は全市町村と県が任意の協議会をまず設置しました上で、1年間かけて実務的な検討作業を深めていく、

このことを前段階として行っていこうという提案をさせていただきました。

また、比較的都市部の消防本部と中山間地域の消防本部との間には、広域化の進め方、あるいは統合の時期に関するスピード感、こういったものに相当程度の違いがあるということでは痛感をしたところでございます。これに関しましては、この消防指令システムの共同運用の開始を予定いたします令和16年度というタイミングを1つ設定いたしまして、このタイミングまでに15消防本部を1つに統合することを目指すという目標を設定することといたしました。

その上で、全県一斉での統合という選択肢のほかにも、地域別に、あるいは機能別に段階的に統合を進めていくという選択肢も含めて検討協議を行っていこうということを提案させていただいたところでございます。各市町村の実情を踏まえました柔軟な対応ができる道を開きたいという趣旨でございます。これらの提案の内容につきましては、おおむね各委員——市町村長さん、あるいは消防本部の消防長さん方の御理解をいただいたというふうに考えております。

今後は、できるだけ早い機会に、各市町村が統合を希望する時期がいつ頃なのかと、あるいは段階的な統合の必要性をどう考えているのか、具体的に先行して共同化する事業としてはどのようなものを希望するのか、こういった点につきまして市町村の意向を調査したいと考えております。この調査結果を踏まえて、よりきめ細かな対応案を準備するなどいたしまして、各市町村が引き続き丁寧な議論を進められますように、県が調整役としてしっかりと役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

また、こうした、より丁寧な議論を行う体制といたしましては、来年度に設置をいたします、いわゆる任意の協議会におきましては、今まで検討会で設けておりました総務、消防業務といっ

た機能別の専門部会のほかに、新たに地域別にも協議の場を設けて、この地域単位での先行的な統合といった可能性などについて議論をする、そういう体制も整えたいというふうに考えております。

その中で、市町村から多くの御要望をいただいているのが、財政支援の問題についてであります。この問題につきましては、現時点ではまず大変あらあらの前提を置いたシミュレーション、初歩的なシミュレーションを幾つか実施してお示しをしているというふうにとどまっているのが現状でありますので、まずは市町村間の財政負担ルールの在り方をどう具体化していくか、例えば人口の基準でございませうとか救急などの出動回数の基準、あるいは各市町村の消防費に係ります地方交付税の基準財政需要額の水準、こういったものを基準として負担金の算定をしていくというようなことが考えられるわけですが、この具体的な分担の基準を、経費分担の基準の在り方についての検討の精度を高めていくということをしなればいけないと思っております。

その上で、方向性としましては、多くの市町村ができるだけ現状の消防費に関します財政負担から大きな変動がないことが望ましいという御意見をいただいておりますので、その線に沿った具体策を我々としても真摯に追求していきたいというふうに思っておりますし、もう一つあえて申し上げますと、例えば指令システム以外の各種の消防装備につきまして、これを統合によって整備の計画についても共同化をしていくということによって、一定の経費節減が可能ではないかという問題、こうした問題もまだ今からの検討ということでございます。そうした検討も鋭意進めまして、全体としての財政負担の軽減を図っていくというような検討作業もしていけないといけないと思っておりますし、こう

した地道な作業がまず先決問題であるというふうに考えます。

その上で、市町村消防というこの制度の枠組みは、国の消防組織法といった法令によって定められているわけでありますので、市町村消防への財政措置の責務は一義的には国にあるというふうに考えます。県としましては、こうした財政措置の強化につきまして国に提言を行うことも含めまして、市町村を実質的に厚く支援ができますように、国への提言というところも含めて、しっかりと努力をしてまいりたいというふうに考えております。

こうした努力を行いました上で、実施計画がある程度固まりまして、市町村の財政負担の変化について相当程度精度が高い見通しが得られた段階におきまして、県の財政支援を具体的にどうしていくかしっかりと検討し、判断をしてまいりたいと考えております。

次に、関西戦略のバージョンアップについてお尋ねがございました。

関西圏との経済連携の強化につきましては、関西圏の経済活力の高まりを本県の活性化につなげたいという思いで、知事の就任直後から重点的に取り組んでまいりました。取組を進めます中では、関西の経済界で活躍をされております方々にアドバイザーとして様々な御提案、御支援をいただきまして、新たな人脈の構築などにつながってまいりました。

こうした中で、今年8月に開催をいたしました関西万博での本県主催のイベントにおきましては、全市町村が参加をいただきまして、まさしくオール高知の体制で本県の魅力を国の内外に強力に発信することができたと考えております。

今後は、万博のレガシーも生かしまして、令和12年度の大阪IR、統合型リゾートの開業などを見据えた情報収集をまずは行ってまいりま

す。あわせまして、本県独自のスーパーローカルな魅力を磨き上げまして、付加価値の向上を意識した取組を一層強化します。その際には、アドバイザーの方々からの御助言もありましたけれども、本県からは自然の恵み、文化などによります潤いや癒やしを関西に提供する、そして関西からは経済活力を高知に呼び込む、そうした形で、言わば相互補完の関係の強化を意識して展開したいと考えます。

具体的には、関西と県内の市町村や企業、団体との連携の新たな構築、そして一層の強化に向けた取組を支援いたします。また、市町村をはじめとした県内の皆さんが直接関西の方々にPRをいただく機会をさらにつくりたいと考えております。加えまして、関西在住の本県に御縁のある方々とのつながりを深め、本県の関西におきます応援団として活動していただく、こうした取組も強化をしたいと考えます。

このような形で関西戦略のバージョンアップを行いまして、関係人口の創出、本県経済のさらなる浮揚につなげるべく全力で取組を進めてまいります。

次に、新県民体育館の整備に当たっての私の思いがどうかというお尋ねがございました。

現在の県民体育館は、学生や社会人の競技大会の会場として、また日常的な県民の皆さんのスポーツ活動の場として、半世紀以上の長きにわたりまして県民の皆さんに親しまれてまいりました。しかし、老朽化が進んでまいっただけではございませんで、観客席が不足している、あるいはプロスポーツやコンサートを開催する際に求められる設備が十分でない、こういった多くの課題が見受けられ、また御指摘を受けているところでございます。

今回新たに整備をしよういたします県民体育館は、アリーナや武道館を整備いたしますとともに、これまでの体育館などの機能を維持・

確保しようとしているものであります。特にアリーナでは、これまで開催できなかった全国規模のスポーツ大会やプロスポーツの試合、コンサートや、いわゆるMICE——会議、研修、学会、展示会の略でございますが——こういったイベントなどの開催など、新たなにぎわいの創出を行ってまいりたいと考えます。

こういう形でスポーツや文化活動が盛んになりますことで、県民の皆さんの健康、幸福度の向上につながられるということも考えておりますし、災害時には利用者、地域住民の方々の避難場所としての防災機能を果たすということにも意を払ってまいりたいと考えます。また、人々が集い交流する場となりますことで、とりわけ若者や子育て世代から愛され、誇りに思ってもらえるような、そうしたシンボリックな、象徴的な施設にもしたいという思いを持っております。

このように、新県民体育館を核といたしまして、スポーツ、文化、教育、経済などの一層の振興を図り、本県の最重要課題であります人口減少対策にも貢献できるように取り組んでまいります。今後も様々な御意見を頂戴しながら、まずは年度内に基本計画をまとめてまいりたいと考えます。

次に、新県民体育館の整備コストと、その財源についてどう考えているかというお尋ねがございました。

先般、高知市にお示しをしました最新の配置案の内容は、メインアリーナやサブアリーナ、武道館、プールなどで構成をするというものでございまして、その延べ床面積は、駐車場部分を除きまして約1万7,500平方メートルを想定したものとなっております。

整備コストについては、現時点で建設をするとした場合、粗い試算ということでお許しを願いたいと思いますが、建設費の本体で160億円程

度が予想されます。この試算は他県のアリーナにおきます整備の実績や、近年の建設費高騰の動向を踏まえまして、1平方メートル当たりの建設費の単価を設定し、これを先ほど申し上げました延べ床面積に掛けるという方向で算出して、概算で出した数字でございます。

これに加えまして、現実には解体ですとか設計あるいは駐車場整備、こういったもののためコストも必要であります。これらを加えました整備コスト全体といたしましては、約210億円余りに上るものというふうに見込んでおるところでございます。また、今後新県民体育館の建設を実際に発注することを予定しております令和10年までにはさらに建設費が上昇するというのも、ある程度は覚悟しておかなければならないという要因もございます。

この整備に向けた財源につきましては、公共施設などの集約化や複合化を行います際に、事業費の半分程度が国から実質的な支援を受けられます地方債の制度、公共施設等適正管理推進事業債という制度がございまして、この活用を考えております。

議員から御指摘ございましたように、大変大きな予算を伴う整備となります。ただ、そうした中で、国の有利な制度はもとより、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税などを含みます民間資金の活用も視野に入りたいというふうを考えておりますし、全体として、例えば武道館等の施設を集約していくという考え方でございますので、それぞれの施設を現状のまま再整備をした場合に比べたときの実質的な県の財政負担の水準というのが、そうした観点から見て過大なものにならないように、適正な数字になるようにといった視点もしっかりと持ちながら、財源の確保に努めてまいりたいというふう考えております。

最後に、耐震診断の助成対象といたします住

宅の拡大についての検討状況、今後の展望についてお尋ねがございました。

県におきましては、過去の地震におきまして特に大きな被害を受けました1981年以前のいわゆる旧耐震基準住宅を対象といたしまして、これまで耐震診断、そして改修の工事に対する助成を進めてまいりました。

一方で、いわゆる2000年基準以前の木造住宅につきましては、令和6年能登半島地震などで一定の被害が見られましたことから、次なる段階での耐震化の助成対象の候補として想定をしてまいっているところでございます。こうした中でございますが、これまでは1981年以前の旧耐震基準住宅の耐震化の助成に大変多くの申込みがございました。まずはこの対応に遅れを生じさせてはいけない、ここの分の対応を急がなければいけないということで、助成対象の拡大というのは差し控えるという対応を取ってまいったところでございます。

本年度は、耐震改修工事の助成には依然として多くの申込みをいただいておりますが、その前段として行われます耐震診断の助成への申込数は、以前に比べますと落ち着いてまいっているという状況でございます。そのため、令和8年度から、来年度からまずは耐震診断の助成対象につきまして、この2000年基準以前の木造住宅までの拡大を検討していきたいというふうに考えております。

その上で、耐震改修の工事まで助成を拡大するか否かにつきましては、この耐震診断の結果の分析、あるいは旧耐震基準住宅に対します助成の申請状況などを勘案いたしまして、引き続きの検討課題としてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

(産業振興推進部長濱田美和子君登壇)

○産業振興推進部長(濱田美和子君) 高付加価

値型経済への転換と人への投資の両輪による好循環をどのように進めていくのかについてお尋ねがございました。

県政の最重要課題である人口減少を克服するためには、県経済の持続的な成長により全国の伸び率を上回る県民所得を実現し、若者の定着、増加につなげていくことが必要です。このうち、県民所得のさらなる向上に向けては、従来のコストカット型の経済から、高付加価値型経済への転換が極めて重要と認識しております。

このため、若者所得向上検討チームで取りまとめた経営改革モデルの横展開や、成長意欲の高い企業の支援を通じた若者が魅力を感じる企業の創出などにより、事業者の経営転換を実現していきたいと考えます。その際には、先ほど知事が申し上げましたとおり、積極的に挑戦する事業者を応援するための総合的な財政支援制度の創設などを検討しているところです。

また、若者の定着、増加のためには、事業者への支援に加えて、ビジネスの現場で活躍する人材を育成・確保するための人への投資も重要な視点となります。このため、デジタル人材の育成など、様々な研修、講座の実施やワークライフバランス推進企業の認証要件への女性特有の健康課題への対応に関する項目の追加など、働きやすい職場環境づくりの促進、各産業分野における外国人材の受入れ拡大など、県内産業の成長を牽引する人材の育成・確保に向けた取組を強力に推進してまいります。

これらの取組を進めていくことで、高付加価値型経済への転換と人への投資の好循環を生み出していきたいと考えます。この好循環を実現できるよう、次年度に向けた産業振興計画のバージョンアップの議論を深めてまいります。

(人口減少・中山間担当理事土居内淳一君登壇)

○人口減少・中山間担当理事(土居内淳一君)

まず、U・Iターンをはじめとした転職対策の強化についてお尋ねがございました。

議員お話しのとおり、若者にとって転職は当たり前の時代になっており、都市部の雇用環境の改善が進む中、よりよい労働条件を求めて県外に転職する若者が増える一方で、本県へのU・Iターン転職者は伸び悩んでいます。

転職を検討される若者には、県内の様々な仕事の情報に加え、ゆとりある暮らしや働きやすさなど、本県の魅力も知っていただいた上で、自分に合った選択をしてほしいと考えています。このため、来年度は、きめ細かな情報発信と相談・マッチング機能をこれまで以上に充実したいと考えています。

まず、県外からの転職者、いわゆるU・Iターン者に対しては、デジタルマーケティングの強化や求人サイト、高知求人ネットの機能強化を通じて、若者の興味、関心に応じた県内企業の求人情報をしっかりと届けます。加えて、職業紹介に精通した県内の民間事業者との連携や、都市部での就職・転職フェアへの誘導を強化することにより、新たに県内企業に関心を持った方を確実に相談、マッチングにつなげたいと考えております。

一方、御指摘のあった若者の県外転出を抑制するためには、U・Iターン者だけではなく、県内在住の若者の転職支援を強化していく必要があります。転職を検討される県内の多くの若者に、県内の魅力的な企業の情報が十分に伝わっていない、あるいは希望の職がないと思込み、県外での転職を選択している可能性があります。このため、来年度は本県がこれまで培ってきたU・Iターン転職支援で得たノウハウを生かし、転職を検討される県内の若者への情報発信や相談体制の強化を検討しています。

こうした取組により、転職を検討される県内外の多くの若者に、本県の企業を転職先の候補

として選択いただき、一人でも多くの方に県内で希望する仕事に就いていただけるよう全力でサポートしてまいりたいと考えています。

次に、市町村が取り組む人口減少対策総合交付金事業の磨き上げに向けた支援策についてお尋ねがございました。

本年度から全ての市町村において交付金を活用した事業が本格的に展開される中、各事業が計画どおりの成果を出せるよう、市町村への伴走支援を強化しています。具体的には、市町村間でお互いの施策について情報共有や意見交換を行う市町村情報交換会を6つのブロックで設けており、市町村からは、お互いの取組内容が分かり参考になった、単独ではなく広域で連携して事業を進める必要性を感じたといった意見が上がっております。

また、先月開催をしたフォローアップミーティングでは、移住や出会いなど人口減少対策に知見を有する5名の専門家を招き、6つの市町村に対して御助言や御提案をいただきました。参加した市町村からは、今回のアドバイスを参考に事業をバージョンアップさせたい、専門家の意見を聞く機会が少ないので、また参加したいといった前向きの声があったところです。

このため、交付金事業が着実な成果につながるよう、来年度はフォローアップの仕組みをさらに充実したいと考えております。具体的には、来年度のフォローアップミーティングの実施回数や参加市町村数を大幅に拡充するとともに、新たに市町村の課題に応じてアドバイザーを派遣することを検討しています。また、引き続き市町村情報交換会を開催することで、先進的な施策や好事例の横展開を図ってまいります。

こうした伴走支援により交付金事業のバージョンアップや改善を図り、事業の実効性を高めることで、若年人口の減少への早期の歯止めにつなげてまいります。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長(小西繁雄君) 来年度の観光キャンペーンの進め方と、文化資源をいかに観光振興につなげていくのかについてお尋ねがございました。

現在、どっぶり高知旅キャンペーンにおいては、地域ならではの商品づくりや長期滞在できる地域づくりを進めています。また、連続テレビ小説あんばんの放送により、やなせさんゆかりの地を中心にたくさんの観光客にお越しいただいているところです。キャンペーン3年目となる来年度は、このような地域の背景にあるドラマやストーリーを丁寧に伝えることで、その魅力を高めてまいります。

その際には、よさこい高知文化祭2026と連動し、特に県民の皆さんが守り継承してきた文化に焦点を当てて取組を進めていきたいと考えています。例えば、文化祭に合わせ、よさこい踊りの披露など誘客の核となるよう夜間イベントを充実させるとともに、おきゃくや街路市など、本県ならではの文化の発信により誘客拡大と、前泊、後泊による長期滞在につなげていきたいと考えています。また、文化祭をきっかけに来県される方が旅の計画を立てられるよう、旅行の手配を行うトラベルセンター等を通じて、例えば香南市の絵金蔵や、いの町の紙の博物館でのどっぶり体験を案内するなど、中山間地域への周遊を図ってまいります。

さらに、文化祭終了後もその盛り上がりを生かしながら、打ち刃物作りや紙すきなど、インバウンドにも訴求力のある本県ならではの文化を体験できる商品づくりを進め、積極的な情報発信に努めます。こうした一連の取組を通じて、地域のための観光の実現を目指してまいります。

(健康政策部長中嶋真琴君登壇)

○健康政策部長(中嶋真琴君) 厳しい経営環境にある医療機関への支援についてお尋ねがござ

いました。

県内で病院を経営する医療法人の昨年度の経常利益は、11月末時点で報告のあった78法人中50法人、割合にして64%が赤字となっており、医療機関の経営は大変厳しい状況にあります。その主な要因は、物価高騰や人件費の上昇に診療報酬が対応できていないこと、また人口減少に伴う患者数の減少などが影響していると考えております。

このため、まずは今般の国の経済対策を活用し、物価高騰などに対する財政支援を行うよう、本日追加の補正予算案を提出したところでありまして、議決後速やかに実行してまいりたいと考えております。

他方で、人口減少に伴う影響に対しましては、将来の医療需要を見据え、地域に必要な診療科の選定や近隣の医療機関との役割分担、医療需要に応じた病床数の適正化といった中長期的な視点での対応が必要となります。来年度からは、2040年に向けて医療提供体制を確保するための新たな地域医療構想の策定作業が本格化いたします。このため、現在地域ごとに医療需要の将来予測を行い、医療機関との協議を始めております。

国の経済対策では、こうした協議に基づく病床削減への支援のほか、医療体制を確保するための財政支援が幾つか盛り込まれております。これらの支援策も今後積極的に活用しながら、将来を見据えた持続可能な医療提供体制を確保してまいります。

(子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇)

○子ども・福祉政策部長(西村光寿君) まず、本県の介護の現状と介護事業者への支援についてお尋ねがございました。

物価やエネルギー価格が高騰する中、コストの上昇をサービス価格に転嫁することのできない介護事業者の経営は総じて厳しい状況にある

ものと認識しています。このため、今回の国の経済対策の効果を県内事業者に速やかに波及させるため、賃上げや物価高騰に対応するための補正予算案を本日追加で提出させていただいたところでございます。

具体的には、まず人材確保にもつながる介護分野の職員の処遇改善に向けまして、賃上げや職場環境の改善に取り組む事業者への支援を行います。また、物価上昇の影響がある中でも食事を提供するサービスを継続することができますよう、入所施設を対象とした食料品等の購入に対する補助を行います。さらに、訪問介護事業所や通所介護事業所が必要な介護サービスの提供を継続できるように、訪問や送迎などに必要な経費に係る補助なども行うこととしてございます。

加えて、今回の国の経済対策には、これまで取り組んできた生産性の向上に資するデジタル化や協働化に対する支援も含まれております。今後、介護テクノロジーの導入や研修の共同実施、事務の集約化など協働化の取組を強化し、事業者の生産性向上のさらなる加速化を支援していきたいと考えています。

こうした経済対策のほかに、事業を継続するには人材の確保が重要でございます。引き続き、学校と連携した福祉教育や介護の仕事の魅力発信、県内高等教育機関の学生確保に向けた情報発信等により、将来を担う介護人材の確保を進めてまいります。これら一連の取組により、地域で必要な介護サービスの安定的な確保を図ってまいります。

次に、精神障害のある方への医療費助成制度の開始についてお尋ねがございました。

精神障害のある方への医療費助成に関する関係者会議では、現在対象としている身体障害者や知的障害のある方との均衡や、精神障害の特性を踏まえた対象者の範囲などについて議論を

行ってまいりました。こうした意見交換を踏まえ、先月県の方針を固め、お示しをした上で、一連の関係者会議を終了したところでございます。

県の方針では、精神障害についても身体障害や知的障害と同様に、重度に当たる障害者手帳の等級が1級の方を対象としております。また、症状に波がある精神障害の特性を考慮し、2年ごとの手帳の更新時に等級が1級から2級または3級に変更となった方も、次回更新までの間に限り対象とする緩和措置を追加したところでございます。

今後は、令和9年4月からの円滑な制度開始に向け、実施主体である市町村と連携をして準備を進めてまいります。その手始めとして、先月末には市町村を対象とした説明会を開催し、制度開始までのスケジュールをお示ししたところでございます。市町村においては、助成開始に向けた準備として、条例改正をはじめ一定の期間を要することが見込まれるシステム改修、対象者への周知などを来年度中に完了していただくこととなります。他方、県におきましては、国の助成制度が利用できる場合は優先的な利用を促す方法などを整理するとともに、現場の医療機関の御理解と御協力が得られますよう丁寧な周知を行ってまいります。

このほか、市町村の準備状況を把握するとともに、必要な助言を行い、令和9年4月に全市町村で精神障害のある方への医療費助成が開始されますよう準備を進めてまいります。

(教育長今城純子君登壇)

○教育長(今城純子君) まず、教育大綱に掲げる目指す人間像を実現するための今後の主な取組についてお尋ねがございました。

教育大綱では、議員のお話にもあった目指す人間像を実現するため、第1に、確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学

びの展開、第2に、健やかな体の育成と、基本的な生活習慣の定着、第3に、豊かな心の育成と、多様性・包摂性を尊重する教育の推進という3つの基本目標を定めています。

このうち、学力については、授業改善やデジタル技術の活用等に取り組んできたものの、全国調査の結果からは、本県の中学生の学力には依然として課題が見られます。特に、授業外に学習を全くしない生徒の割合が全国よりも高く、県が9月に実施した調査では、この理由として、勉強の内容や仕方が分からないという声がありました。また、授業外に学習を全くしない生徒の約7割が、家庭でスマートフォンの利用等に関するルールが定められていないことも明らかになっています。

こうした状況を踏まえて、今後は1人1台端末の活用を通じて蓄積された学習データを用いて、個々の理解度に応じた学習指導の一層の充実を図ります。加えて、家庭とも連携しつつ、スマートフォンの利用に関するルールづくりを促すなど、規則正しい生活習慣と学習習慣の確立を図ってまいります。

体力については、全国調査の結果、コロナ禍前のピークであった平成30年の水準には戻っていない状況にあります。子供たちの体力増進を図るため、中学校の教員が小学校で体育の授業を行うなど、各学校において質の高い指導を受けられる環境の整備を進めてまいります。

また、不登校については、未然防止や早期把握に取り組んできたことで一定の成果も見られますが、依然その数は増加傾向にあります。こうしたことから、校内サポートルームの設置拡充や、高知市といの町に開設される学びの多様な学校への支援など、個々の児童生徒に応じた学びの場の充実に取り組めます。このほかにも、教育大綱には多岐にわたる施策を定めており、目指す人間像を実現するために必要な取組を今

後も着実に実行してまいります。

次に、本県教育の信頼回復に向けた決意と今後の具体的な取組についてお尋ねがございました。

本年度に入り、教職員の逮捕事案が連続して発生していることは、教職員一人一人の倫理観、規範意識の希薄化を表すものであり、教育行政の責任者として大変重く深刻に受け止めております。

この切迫した危機に際し、先月私から直接県内公立学校の全教職員に対してオンラインで緊急メッセージを発信し、再発防止と信頼回復に向けた行動変革を強く要請いたしました。

このうち、まず再発防止の取組については、全ての学校が実施している校内研修の在り方を見直し、不祥事をなぜ起こしてしまうのか、本質を思考し、語り合う研修へと転換すること、日々の振り返りや対話、研さんを怠らず、内面の規範意識を磨き続けるとともに、勤務時間内外を問わず常に自制心を持って行動すること、管理職をはじめ職員同士が互いの変化や悩みに気づき、声をかけ合い、支え合う職場環境をつくることという3点について改善を徹底するよう求めました。

また、信頼回復については、教職員一人一人の日々の態度と行動の積み重ねが何より重要です。子供たちに真摯に向き合い誠実に接するとともに、常に自分自身を振り返る謙虚さや感謝する気持ちを持ち続けることが信頼回復へとつながると、私から強く訴えました。

再発防止と信頼回復には、学校、市町村教育委員会、県教育委員会が三位一体となって取り組むことが欠かせません。そのため1月には私が直接東部、中部、西部地区の教育長会へ出向き、教職員の行動変革につながる取組の徹底を改めて要請します。また、県立学校の校長一人一人と面談を行い、危機意識の共有を図りなが

ら、教職員の行動変革をより強く指示してまいります。これらの取組を一つ一つ着実に進め、不祥事の根絶、信頼回復へと確実につなげていく所存です。

最後に、県立高等学校振興再編計画における学科改編による高校魅力化の取組をどのように進めていくのかのお尋ねがございました。

この計画では、生徒一人一人の可能性を伸ばし、新たな社会や生徒の多様な学びのニーズに対応するため、学科改編なども含めた学校づくりを進め、高等学校の魅力化を図っていくこととしております。その一環として、本県の特徴ある文化を生かした、漫画・アニメに関するコースの令和10年4月開設を目指して、現在市町村やアニメ企業などの関係者から御意見を伺っているところです。このコースは、県を挙げて取り組んでいる、漫画文化の振興やアニメプロジェクトなどと深く関連するものであり、今後関係企業の御協力をいただきながら、魅力あるカリキュラムを編成してまいります。

また、中山間地域の高校においても県内外から入学生徒を確保するため、地域資源を生かした特色ある学科コースの設置などについて、引き続き市町村と協議してまいります。

一方、産業系の高校につきましては、入学者数が定員の5割に満たない学科や専攻も少なくありません。このため、まずは令和9年度を目途に、現行の学科や専攻の内容を引き継ぎつつ、学科同士を統合するなどの改編を行い、あわせて入学定員を見直したいと考えております。

こうした中、国においては2040年の労働力需給ギャップや理系人材の不足を見据えて、将来の高校の在り方を示すグランドデザインを本年度中に策定することとしています。また、令和9年度からは、都道府県の計画策定を前提に、このグランドデザインに沿った取組を支援する交付金の創設が検討されています。

本県におきましても、来年度高校の在り方について産学の関係者と議論する場を立ち上げ、現行計画の改定または新たな実行計画の策定を進めたいと考えております。国の財政支援を最大限活用し、2040年の地域社会を見据えた教育内容の充実や、学科・学校の再編に取り組み、各高校のさらなる魅力化、特色化を図ってまいります。

(危機管理部長江渕誠君登壇)

○危機管理部長（江渕誠君） 国の新たな被害想定を受けた今後の進め方と、市町村との連携と支援についてお尋ねがございました。

県では、昨年度末に新たに公表された国の南海トラフ巨大地震による被害想定をベースとして、より精緻な高知県版の被害想定算出作業を進めております。このうち、10月末にまず最大クラスの震度分布と津波浸水予測を公表いたしました。これを基に今年度末には人的被害や建物被害の定量的な想定数値のほか、地震発生後から県内で起こり得る事象を時系列で想定した定性的な被害シナリオも公表する予定です。

それらの結果を踏まえて、来年度は第6期南海トラフ地震対策行動計画をバージョンアップする中で、必要な対策を見直すこととしております。こうした対策の見直しでは、新たな被害シナリオなどを基に全部局が想像力を働かせ、対策に抜け漏れがないかチェックを行い、必要な対策を洗い出した上で行動計画に適宜反映いたします。

その後、対策を推進するに当たっては、県の対策以外に市町村が取り組むべき対策も増えることが想像されますので、さらなる市町村との連携や支援が必要だと考えます。特に、新たな対策となる災害関連死を防ぐ避難環境の整備のほか、国の被害想定で倍増した負傷者の対策や、道路の寸断による孤立対策などへの支援は強化しなければなりません。また、従来からの課題

であります命を守る住宅の耐震化や、津波からの早期避難への対策などにも引き続き市町村と連携して取り組まなければなりません。

そのほかにも、新たな被害想定に基づく行動計画上の市町村の取組に対しましては、市町村と緊密に連携を図り、伴走しながら必要な支援を積極的に行ってまいりたいと考えています。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長(横地和彦君) 国土強靱化実施中期計画に基づく対策をはじめ、今後のインフラ整備に関する予算の確保と整備の加速化についてお尋ねがございました。

今回の国の補正予算におきまして、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく公共事業関係予算は、国費で約1.55兆円が計上されました。これは、いわゆる5か年加速化対策の最終年度でありました昨年度の1.4兆円を上回る規模となっております。

こうした国の動きを捉え、今回の補正予算では議員のお話のとおり、国の経済対策を活用したインフラ整備に285億円を計上しております。このうち、実施中期計画に係る事業費につきましては、昨年度の1.2倍となる約274億円を追加提出させていただいているところでございます。

これらの予算を最大限に活用し、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護事業などのインフラ整備に加え、道路のり面の防災対策や老朽化対策、各種インフラの耐震対策の推進など県民の皆様の安全・安心を支える防災・減災対策を全力で進めてまいります。

さらに、実施中期計画の残る計画期間につきましても、今般の人員費や物価の高騰を考慮し、計画で示された事業規模を最低限とし、通常予算とは別枠で確保されるよう、他県や関係団体とも連携し、あらゆる機会を捉えて国に対し強く要請をしております。

いずれにいたしましても、この計画期間を通

じて必要な予算が本県に着実に配分されますよう、引き続き関係する市町村と緊密に連携するとともに、政策提言を行うなど国に粘り強く働きかけてまいります。

○14番(横山文人君) それぞれ知事、執行部におかれましては御丁寧な御答弁いただきありがとうございました。再質問はいたしません、思いを少し述べさせていただきます。

今年には昭和が始まって100年という大きな歴史の節目の年でもあります。激動の昭和を生き抜いた先人たちは、戦後の混乱から不死鳥のように立ち上がり、今日の平和と繁栄の礎を築いてくださいました。その歩みを振り返るとき、私たちが今まさに向き合っている人口減少や中山間の衰退、南海トラフ地震への備えといった課題は、決して悲観ではなく、未来への新たな挑戦の扉であると強く信じております。

令和という新しい時代を担う私たちに昭和の先人たちがそうであったように、未来の世代に何を残すのかという視点が求められております。高知県の将来に向けて若者が夢と誇りを持つ仕事づくり、地域の持続可能性を守る中山間対策、文化と観光を生かした新たな価値創造、そして県民の命を守る防災・減災の徹底。いずれも先送りできない課題であります。

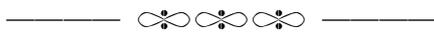
人口減少は確かに厳しい現実ですが、同時にこれからの高知をどうデザインするのかを主体的に選び取れる時代でもあります。地方からこそ新しい未来を開ける、私はその確信の下、県政が一丸となって前へ踏み出すことを強く期待しております。

昭和100年のこの節目に当たり、私たちの責務は、過去を回顧することだけでなく、むしろ先人たちが懸命につないでくださったこの高知のバトンを、次の世代へ確かな形で渡すことにあります。若者に選ばれる高知県、そして若者が誇りを持って暮らせる高知県、すなわち県民一

人一人が未来に希望を持てる高知県へ向け、今こそ行動と決断が問われております。どうか濱田知事、また執行部におかれましては、来る年が100年先の高知県へのすばらしいスタートの年となりますように、引き続きの御尽力をお願い申し上げます。私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩



午後1時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

37番塚地佐智議員。

(37番塚地佐智君登壇)

○37番（塚地佐智君） 私は日本共産党を代表いたします。以下質問させていただきます。

高市首相は11月7日の衆議院予算委員会で、中国による台湾の海上封鎖を解くために米軍が来援する、それを防ぐために何らかの武力行使が行われるといった事態が想定される、戦艦を使って武力行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースだと、米国とともに中国への武力行使が可能になるとの認識を示したことは重大です。この発言によって日中関係は極度に悪化をしています。

日本共産党は、東アジア平和提言を提唱し、中国の台湾に対する武力行使や武力による威嚇に反対するとともに、日本と米国が軍事的に関与、介入することにも反対です。同時に、日中が国交回復をした日中共同声明3項では、日本は台湾が中国の不可分の領土の一部であるとの主張を理解し尊重するとしました。また、終戦

まで日本の植民地としていた台湾を中国に返還する立場を堅持すると合意をいたしました。首相発言は、その日本外交の歩みを否定し、国民の利益を害する極めて大きな間違いだと指摘をされています。私たちは、中国政府に対しても、政治課題は政治の舞台で解決すべきで、人的・文化的交流や経済活動にリンクをさせないよう求めています。

事態を前向きに解決するために、高市首相は発言を撤回した上で、お互いに脅威とならないとの2008年の日中首脳合意に基づき、冷静な対話に知恵を絞ることが首相の責任ではないかと思いますが、知事の認識をお伺いいたします。

そこで問題となるのが、特定利用空港・港湾の問題です。山口宇部空港が8月29日、特定利用空港に指定されたことに伴い、我が党の藤本県議が情報開示請求で入手した山口県の質問に対する国の回答を紹介いたします。

国は、自衛隊の訓練を年数回程度実施すると説明、戦闘機や輸送機による離着陸訓練、離着陸に必要な各種機材、人員等の展開訓練などを想定している、展開訓練には自衛隊の輸送機による16式機動戦闘車、105ミリ砲を搭載や、迎撃ミサイルシステム・パトリオット、PAC3などを隊員とともに輸送する訓練も含まれる、弾道ミサイルなどに対する破壊措置の実施が必要な場合に、PAC3部隊を展開場所へ輸送するために特定利用空港を利用する、既に他の特定利用空港を含む一部の民間空港における爆発物の運搬の実績があり、弾道ミサイル等への対処に関連し、PAC3部隊、弾薬を含むを空輸で輸送した例もあると説明をし、弾薬輸送の可能性を示しています。

さらに、国は、特定利用空港・港湾の枠組みを説明した別の資料で、侵攻部隊に対しより遠方で対応、状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開と明記をしています。この表現は、有事

において利用することとなった場合の自衛隊による空港の利用のイメージだと説明をしており、平時に加え有事でも民間空港を利用することを否定しない内容となっていることが明らかとなりました。

高知の港湾、空港も同様の取扱いではないのか、また紛争において住民や民用物保護を定めたジュネーブ条約がありますが、特定利用空港・港湾を自衛隊が使用すれば、民用物でなくなる、攻撃目標になるとの認識を持っておられるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、自民・維新連立政権による介護・医療など社会保障の改悪についてお聞きをいたします。

自民党と日本維新の会は連立政権合意書で、9月議会でも取り上げたOTC類似薬の保険外しなど、多岐にわたる社会保障改悪を合意項目に挙げており、我が国の社会保障を根本から揺るがす異質の危険性があることをまず指摘しておきます。

この項最初に、介護保険の改悪についてお聞きをいたします。介護保険をめぐって、自民・維新政権は、利用料2割負担の対象拡大、ケアマネジメントの有料化、要介護1・2の生活援助サービス等の自治体の総合事業に移行する介護保険外し、中山間・人口減少地域の訪問介護などの人員基準緩和など、来年の通常国会に提出を狙っています。

利用料2割負担の対象拡大は、現在被保険者の上位20%、1人世帯なら年金収入などが280万円以上が対象となっていますが、この所得ラインの引下げを狙うものです。このことにより、利用控えにつながるものが強く危惧され、介護サービスが受けられない高齢者が広がり、ひいては子供世代の介護離職に連動するといった事態も出てくるのではないかと考えます。

現役世代が安心して働けるためにも、介護サー

ビス利用料の負担増を行わないよう国に提言すべきと思いますが、知事に伺います。

医療費についても危険な議論が進もうとしています。医療分野の政権合意に、維新の会のかねてからの主張である民間保険活用に関する検討という項目が盛り込まれていることは、医療を自己責任化し、国民皆保険制度の根幹を揺るがす危険があります。また、同じく維新が主張する医療機関の営利事業化は、医療に市場原理を持ち込み、公共性を損なうものです。これらの改悪が実行されれば、経済状況により医療を受けられない方が生まれる事態が強く危惧をされます。

民間保険の活用や医療機関の営利事業化など医療の公的責任を後退させる見直しは、医療が受けられる人と受けられない人の命の格差を生じさせるものではないか、知事の認識をお伺いいたします。

次に、参与について。7月の参議院選において自民党公認候補として出馬をされた大石宗氏を県参与に起用した問題についてお聞きをいたします。

大石氏には高知県特別職参与、官民連携推進監として勤務する辞令が交付をされ、週3日、知事の名代として、企業版ふるさと納税・寄附の推進など民間事業所等からの協力の確保や官民連携施策遂行に係る民間事業者との連携・調整などの業務をこなすこととし、年収は副部長級給与を基準とし、440万円だということです。また、勤務日以外の残る週4日は自由に政治活動を行うことを了としています。

知事は、大石氏の参与起用について記者会見で問われ、今までの県の職員のいわゆる職業公務員としての仕事の仕方、発想というものから一歩も二歩も踏み込んだ民間の創意工夫を生かして、新しい事業にも取り組んでいくときに、踏み込んだ対応ができる参与の設置が必要との

思いを強くしたと、その起用の理由を述べています。

さらに、知事提案説明において、参与を置き官民連携を進めるとして、具体的には、公平性や前例に過度にとらわれず、時代の変化に即応すること、縦割りで専門性を追求するよりも、県民の目線に立って横断的・総合的な政策を展開すること、さらには正確性の重視よりも時間のコストを意識したスピード感のあるタイムリーな対応に軸足を移していくことなどが求められると述べられました。この発言には、行政の公平性や継続性、正確性を軽視するという看過し難い知事の認識が現れていると思います。

公平性や正確性を軽視する行政運営は、行政の公正さを毀損するリスクを高め、ひいては県民の信頼を損ない、決して県民の目線に立つ行政とは言えないと考えるものですが、知事の考えをお聞きいたします。

また、知事は記者会見で、大石参与について、公の仕事をする立場と私生活を切り分け、政治に関わる疑念を持たれやすいのであれば、県の仕事として行う情報発信とプライベートの情報発信をしっかりと仕分してもらおうと発言をしています。大石氏のSNS等による発信を参与用と私用に分ければ疑念が晴れるかのような問題意識は、県民感覚から程遠いものです。先ほど若干の変更が答弁をされましたけれども、事の本質は、県行政として大石氏の勤務実態を把握し、その業務が妥当であることを県民へ説明する説明責任の問題です。

大阪府は、特別顧問及び特別参与の職務の公表等に関する運用指針を策定しています。指針は府情報公開条例に基づき、目的として、ミッションの重要性に加え府民の関心も高い、特別顧問などが従事する職務の遂行に係る情報の公表及びその職務に従事している場における当該職務の実施状況の公開に努めることにより、府

政の公正な運営を確保し、もって府の諸活動を府民に説明する責任が全うされるようにすることと定めています。また、職務の遂行に係る情報については、速やかにインターネットなどで事前・事後の公表を定め、知事への成果物や意見交換の結果を公開することや、当該職務の実施状況の公開で府民の傍聴を認めることなども定めています。

大石氏の勤務は週3日に限られ、後に述べるように、参与の仕事と政治家の活動とが混然一体としています。参与の仕事として、どこまでが適正な支出なのかの判断も容易ではありません。

給与以外の出張旅費等の勤務に伴う費用も県費で賄うのか。

また、大石氏の勤務実態や業務の妥当性をどのような仕組みで把握するのか、最低限大阪府の運用指針と同等の公開の基準を定めるべきではないのか、知事にお聞きをいたします。

また、大石氏の参与起用は政治的問題をはらんでいます。県民から、行政のトップが県民の税金で肩入れすることになり、行政の中立性を損なう、県庁内部からも、すごく唐突、知事が大石氏の政治活動に加担しているように感じるなどの疑念の声が上がっています。

記者会見で知事はこの政治的中立性について問われ、御懸念を持つことはあり得るとして、勤務時間内は政治活動は行わない、あるいは地位を利用した選挙運動は法律で禁じられており、行わないということで担保していくと述べています。果たしてこの担保は可能なのか。

大石氏は現在も、公職選挙法に基づく後援会看板を出し、後援会等を組織する公職予定候補者として活動を続けています。知事も記者会見で指摘するように、特別職であっても地位を利用した選挙運動は禁じられています。これには選挙運動類似行為も含まれ、後援会への勧誘な

どが当たります。大石氏の参与という民間事業者等に便益を与え得る立場と、後援会等を組織し選挙運動類似行為を行う公職の予定候補者という立場をどのように切り分けるのか。

今回の起用自体、彼が政治家として企業への訪問等を繰り返し築いた人脈に期待をしたもので、その意味で政治家としての大石氏の活動と参与の仕事は混然一体としており、明確な線引きは非常に困難です。単純に勤務時間か否かで判断し得るものではありません。知事が記者会見で地位を利用した選挙運動の禁止に再三触れていることは、大石氏の活動にそうした問題が起り得る懸念を知事自身感じておられるのだと思います。

参与という地位を通じ、自らの選挙に有利な活動をするのではないかという県民からの疑念は免れません。また、この疑念を晴らすことは不可能であり、参与任用はすべきではなかったと思いますが、知事にお伺いをいたします。

物価高で暮らしと営業が大変な中、物価高対策についてお伺いをいたします。

政府が打ち出した補正予算案の経済対策の関係経費は17.7兆円規模と、リーマンショック後の2009年度の14兆円、東日本大震災後の2011年度の15兆円をも上回り、コロナ危機を除けば最大規模となっています。しかし、中身は消費税減税を拒否し、最低賃金時給1,500円目標さえ取り下げるなど、物価高から暮らしを守り、経済を立て直すという太い柱が何もないものです。

その上、重大な問題も盛り込まれています。軍事費のGDP比2%を2年前倒しで達成するため補正予算で1.1兆円盛り込みました。また、物価高騰対応の中にOTC類似薬の国民負担増、労働基準法を破壊する規制緩和まで含まれています。危機管理投資や成長投資の名で巨額の大企業支援策も含まれており、失敗を繰り返した従来路線の延長です。その財源も国債頼み

であり、インフレを加速させかねないものです。既に円安や長期金利の上昇など経済対策を打ち出したことによる負の影響が出てきており、経済対策がさらなる物価高騰、暮らしの悪化を引き起こす危険な状態となっています。

補正予算案の中には、重点交付金など物価高に対する緊急支援策もあり、しっかり県民のために活用していくようこれからも提言をしたいと思います。一時しのぎを繰り返すだけでは現状は改善をいたしません。私たちは、今こそ経済の5割強を占める家計消費を温めるため、消費税減税、賃金や年金の引上げにこそ力を注ぐべきと提案をしています。その財源は、大企業や超富裕層への適切な課税を行えば十分に確保できます。

さて、12月1日より高知県の最低賃金が時給952円から71円引き上げられ1,023円となりました。従業員にとっては喜ばしいことですが、特に中小零細事業者にとっては大きな負担となっています。既に人件費をこれまでの枠に収めるために、パートの方の勤務時間を減らす、営業時間を短縮するなどの対応状況も生まれています。生産性を上げる支援策も重要ですが、過疎地でも人が住み続けられる地域を維持していくための経営支援や、中小・小規模事業者が活用しやすい業務改善助成金の改善などが重要です。今後、物価高騰、最低賃金引上げに伴う大きな影響が予想されます。

高知県中小企業・小規模企業振興条例の精神に基づき、実態の把握と聞き取りを行い、必要な対策の打ち出しをすべきと思いますが、商工労働部長にお伺いをいたします。

2013年2月、我が党の大門実紀史議員が参議院予算委員会で、アメリカでは日本円にすると当時で200円の最低賃金を引き上げるときに84億ドルの減税。フランスの場合は2兆2,800億円の社会保険料の使用者負担軽減を中小企業支援と

して大規模にやりながら最低賃金を一気に引き上げた。アメリカでは最賃を上げた州のほうが雇用や中小企業の経営が改善したことから、当初賃上げに反対していた経営者らも、最賃引上げはビジネスにも地域社会にも利益となると声明を出していることを紹介し、景気対策として大規模、大胆にやるのが今こそ重要だと提案。それに対し当時の麻生財務大臣は、大変参考になった、たまった内部留保が賃金や配当、設備投資に回らず、じっとしている状態は異常だと肯定的な答弁をされました。

最低賃金引上げに伴って増大する中小企業の社会保険料負担の軽減策や直接支援が必要だと考えます。中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、これまで以上の支援を行うことを国に要望していくべきではないか、知事にお伺いをいたします。

次に、県1消防について伺います。

知事が高知県の人口減少対策のマスタープランとして位置づけている元気な未来創造戦略に新しく4Sプロジェクトが位置づけられて約1年を迎えます。県として強力な関与が必要な取組が4S重点プロジェクトとして、消防広域化、周産期医療体制の確保、県立高等学校の振興と再編、地域公共交通の確保、国保料水準の統一の5つが掲げられ、それぞれ専門家などを含む検討が進められています。

中でも知事は、全国初の事業として県内15消防本部の統合に県も加わる県1消防の早急な実現に強い意欲を示され、基本構想では、構想を示して僅か1年で組織統合を進めるための法定協議会の設立、その2年後には組織統合した県1消防本部をスタートさせるという極めてタイトなスケジュールが示されました。

知事は県1の組織統合ありきで、当初まず法定協議会にしてから詳細を詰めていくという案を提示、この時点でトップダウンの計画の押し

つけ、現場の声を無視した基本構想だなどの批判の声が現場職員からも上がっていました。パブリックコメントや市町村長などの声を受け、具体的なシミュレーションを検討する総務、財務、情報などの部会が設けられ、詳細な数値が示されるなど担当者の御負担も大変だったことでしょう。これらの検討を経て11月14日に開かれた第2回の県消防広域化基本計画あり方検討会において、県統合計画の見直しが提案をされました。現場や首長、消防本部などの声を受け止め、見直しを提案されたことは適切な御判断だと思います。その上で、何点か伺います。

今回の見直しのポイントは、検討会に提出された資料、現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次に示された内容です。当初県が提案をしていた県内15消防本部を統合する県1消防の発足時期を当初の2028年から少なくとも1年遅らせ、最長で2034年度とする方針案で、当面、先行共同事業・指令システムの共同整備を先行して検討し、消防本部統合については別建てで検討することとなりました。

見直しに至る経過で、私たちが各専門部会の傍聴や議事録から読み取っているのは、拙速、結論ありきという取り組み方に対する批判だけでなく、県1にすることのデメリット、例えばJA統合や市町村合併での経験と結果に対する不信や、市町村間で負担を担い合うという財政の在り方に対する批判が強く、県1構想そのものに対して異を唱える発言も耳にしてきました。

この間、出されてきた市町村や消防本部の意見をどのように受け止められたのか、知事に伺います。

しかし、県は、今年度中の取組として県1消防の基本計画を策定し、その前提の上に、翌年度以降の取組方針及び目標年次について市町村、消防本部及び県の間で確認することとする、

そして基本計画の概要について、県は県議会に、市町村はそれぞれの議会に報告することを要請するとし、あくまで県1構想に固執しているように見受けられます。

一方、進め方は、県が当初今年度中に立ち上げを要請していた法定協議会は見送られ、任意の協議会で今後の方向性を協議していくこととしました。実質、当初の県が出した2028年度中に県1に組織統合を行うという基本構想が、段階を追って広域化しながら市町村が主体となって、どの時点で県1にするかどうかも判断していくこととしたと捉えています。今後、市町村間で課題を共有し、あるべき姿を率直に議論することが重要となります。

この新法人への移行の進め方と目標年次に書かれている内容は、単純なスケジュールの先延ばしという性格の見直しではなく、県1消防に限らない、本部機能の新法人への移行の進め方が提案をされたと受け止めるものですが、先ほど横山県議への答弁もございましたが、知事の認識を改めて伺いたいと思います。

したがって、今後市町村が主体となって、現場の声も十分に踏まえた広域化の在り方を検討する任意の協議会に対しては、国への要望も含めた財政支援や情報提供にとどめ、現在の基本構想と実現スケジュールの押しつけではなく、市町村支援に徹底することを求めるものですが、知事にお聞きをいたします。

次に、県民体育館の再整備についてお聞きをいたします。

11月26日に予定をされていた第4回新県民体育館整備等基本計画検討会が12月18日に延期をされています。しかし、その検討会の開催を待つことなく、あたかも決定事項のようにプールを含む全体構成案が示され、これまでの検討会の議論が、土台も定まらない中で開催されていたことに違和感を禁じ得ません。

様々な課題があるにもかかわらず、拙速に進めようとしている県の姿勢に、各方面からスケジュールありきではなく、様々な課題に対し議論を出し尽くし、県民の意見を反映してこそ、今後50年にわたって造ってよかったとされるみんなのためのアリーナとなり、今後の意見聴取や県民的議論が重要だと考えるものです。

まず、建設費などコストの問題です。事業費は、適切な事業を選択する上で大前提の基礎的な情報ですが、これが試算すら出されていないまま、ここまで議論が進んできたことに、この計画の不確かさが現れています。事業費の試算もないまま、11月末に施設の全体構成を決定する予定で進んでいましたが、第3回検討会で委員からも要望があり、12月下旬の第4回検討会に向け試算されることとなっていました。

なぜ判断の大前提となる事業費の試算がこれまで示されなかったのか、また事業費試算もないまま適切な事業案が判断できると考えておられたのか、知事にお伺いをいたします。

メインアリーナの年間利用シミュレーションの数字も根拠を欠くものです。この根拠を欠く数字を基に余剰を生み出し、メインアリーナを最大限稼働させるとして、サブアリーナを大型化したことが計画の肥大化を招き、アスパルこうちのグラウンド廃止などの問題を引き起こしています。

具体的には、MICE111日、プロスポーツ31日、エンタメ12日などの数字が当てはめられています。MICEは、現在ちばさんセンターで開催される展示会等全てがメインアリーナで開かれるという甘い想定です。また、プロスポーツについては、他県のプロチームにアリーナを第2のホームとして活用してもらうことを想定、エンタメはあくまで全国の平均値を仮定として入れているのにすぎません。

年間使用シミュレーションに示されるMICE

E、プロスポーツ、エンタメなど、現時点で計画に示される開催日数の見通しは約束されたものではなく、実現可能性についてどのようにお考えか、観光振興スポーツ部長にお聞きをいたします。

さらに、観光消費額試算においても、充実期に高知県にプロバスケットボールチームが生まれることを前提に計算されていますが、このプロバスケットチームが生まれるのか、それがいつになるのかも定かでない点も指摘をしておきます。

さて、県は12月1日、高知市に対し、アスパルこうちのグラウンド全面使用、プールの設置、地下駐車場の整備などを含んだ全体構成最終案のようなものを提示し、既に4日開会の市議会では決定したかと思われる市長の発言もありました。この過程は非常に拙速で、この間議論を続けてきた新県民体育館整備等基本計画検討会での議論を経ないまま、まさに正式決定とも言えるような表明に、委員の方々はどう受け止めておられるのでしょうか。第3回の検討会で、ある委員さんは、将来の人たちに責任を持つ判断をしないといけないと述べられていました。

次回検討会には、結論ありきでなく、これまで検討してきた幾つかの案についても建設事業費、ランニングコスト、運営形態などについて比較検討していただくべきだと思いますが、観光振興スポーツ部長にお伺いをいたします。

この事業には、公共施設等適正管理推進事業債を充当するとしていますが、この起債を使うためには、集約元の施設の延べ床面積よりも新県民体育館の延べ床面積が減少する必要があります。面積減少要件をクリアするためには、ちばさんセンター、武道館などの統合、廃止が必要とされます。現状では、これらの統合、廃止となる可能性がある対象施設や利用者の意見が尊重されているのでしょうか。

高知ちばさんセンターについては現在、ちばさんセンター大ホール等あり方検討会が開催、議論されていますが、高知商工会議所と高知県工業会は連名で、大ホールの存続に向けた行政支援の継続と新県民体育館との将来的な役割分担についてとの要望書を提出、ものメッセをはじめ、ちばさんセンターでの取組が県内企業の若年人材確保に有効な手段となっていることなど、ちばさんセンターの役割を示した上で、駐車場台数など、新県民体育館がちばさん大ホールの機能をカバーできるものではないと訴えていました。とりわけ、700台を超える駐車スペースを有している立地は代え難い機能だとの声もあります。

新県民体育館の整備に当たり、高知ちばさんセンター大ホールの機能を受け入れるための対応はどのように検討されているのか、観光振興スポーツ部長に伺います。

当事者の意見が尊重されない問題の大きな焦点となっているのは、教育支援センター、青年センターが入るアスパルこうちのグラウンドの廃止方針です。アスパルこうちのグラウンドをめぐっては、高知市教育委員会は少なくとも半面の土のグラウンドを残してほしいという意向を取り下げていません。不登校支援や青少年スポーツ振興を担う教育行政として当然の姿勢です。

青年センターによるグラウンド使用は年間約7,500人と多数の青年が利用しており、11月26日には利用者団体がグラウンドを使用した建て替え計画に反対をし、高知市へ要望しています。要望書では、青年センターの設立時に利用者参加で意見を集約した経過も紹介され、利用者の声も聞かれることがないまま、県が開催する検討会で進行していると現在の議論の過程が批判されています。アスパル設立時の丁寧な議論は、現在の県の当事者不在の議論と対照的で、利用

者としては当然の批判です。

また、不登校児童生徒の保護者から、グラウンドの廃止はデリケートな子供たちに負担となる、グラウンドのような空間がなくなると圧迫感を感じるなど不安の声が上がっています。スポーツ課を通じて県へもグラウンドの存続が要望されています。この間、県はアスパルこうち、教育支援センターの利用者に対しアンケートを取っており、12月26日の締切りとなっています。本来、アスパルこうちの利用者の意向や思いは議論の前提となるものですが、一方ではアンケートを取りながら、その集約もされていない段階でグラウンド廃止の提示は、あまりに県民の声を軽んじるものです。

当県議団が独自に行ったアンケートでも、もっと県民の声を聞いてじっくり取り組んでほしい、県民の理解を得てという観点に立っていない、このままでは同意できないとの厳しい意見も寄せられています。

アスパルこうち利用者のアンケートにどのような声が寄せられているのか、また不登校当事者や保護者、グラウンド利用者の存続を求める声を県としてどのように受け止めたのか、併せて知事にお伺いをいたします。

お聞きしてきたように、計画の曖昧さ、県民不在の決定過程など問題は深刻です。12月下旬に全体構成を決めるというスケジュールは、県民の理解を得て事業を進めるにはあまりに拙速過ぎます。今後50年使う県民の大事な財産である新県民体育館が県民みんなのためのアリーナとなるためには、少なくとも現在県自らが取り組んでいるアンケートやオープンハウスの意見が集約された段階で、その内容を踏まえ、全体構成を策定することが必要です。県民不在の性急な決定に進めば今後に禍根を残します。

急遽プール設置が打ち出され、高知市の意見が取り入れられたことに反対するものではありません。

ませんが、あまりに窮屈な施設であり、駐車場の課題もあります。12月下旬の決定というスケジュールでは、検討会のメンバーの負担が大き過ぎるのではないかと思います。

基本計画決定の時期を延期し、アンケートへの意見も踏まえ、県民の声をしっかりと尊重した検討会のまとめができるようにすべきではないか、また検討会による基本計画決定後のスケジュールについて観光振興スポーツ部長にお伺いをいたします。

次に、強度行動障害児者の集中的支援の実施についてお伺いをいたします。

発達障害と判断される方の急激な増加に伴い、これまでも療育福祉センターなどで診察の予約が何か月待ちとの声が寄せられ、県としても様々な努力を進めてこられています。中でも強度行動障害児者に関わることは深刻で緊急性の高いことも多く、対応に苦慮されていることだと思います。あるお母さんは、特別支援学校でも状態が改善せず、卒業後受入れ施設が高知県では見つからず、香川県のグループホームに入所させてもらった、しかし日常的な面会などもままならず、高知県内の受入れ体制を整えてほしい。また、強度行動障害の相談体制の充実、集中的支援事業が利用できるように早急な対応を要望されています。

県として、まず強度行動障害児者の実情と課題をどのように把握されているか、子ども・福祉政策部長に伺います。

様々な課題が山積していますが、一人一人の障害特性に寄り添った対応や支援を専門家が一定期間集中して行い、支援方法を作成しながら地域での安定した生活を目指すという集中的支援事業の早急な開始が待たれています。

県でも、障害者総合支援法に基づき設置をされた、障害者の支援体制に関する課題や地域の実情に応じた体制の構築などを検討する自立支

援協議会の中に、今年3月から強度行動障害支援部会を立ち上げ、施設や事業所への支援を検討していると聞いています。

現在の部会での検討状況と今後の取組について子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、特別支援学校スクールバスの安全性の確保について伺います。

この間、スクールバスを民間委託し、車両、運転手だけでなく通学の介助員もバス会社の委託に含まれています。委託先のバス会社においても安全な運行に様々な努力がされているところですが、バスの中での障害の特性に合った対応に苦慮されている実態もお聞きをしています。

最近では、ある学校のコースで、バスの中での障害特性に対する高度な対応が求められることが続き、年度替わりに契約が継続されず、そのコースには急遽受けてくださるバス会社を探し、何とか運行できたという事例がありました。

スクールバスの運行は、一人一人の児童生徒の安全に配慮したバス会社との綿密な時間や場所の調整が必要で、年度始めの多忙な時期とも重なり、バス会社決定から打合せに至る時間的余裕が必要だと考えます。

現場からは、コースの打合せや乗車時間の保護者との調整などがスムーズに行えるよう、業者決定を早める方法がないかと要望が寄せられています。教員の働き方改革の視点からも対応すべきだと思いますが、教育長にお伺いをいたします。

また、通学バス内での介助員については、約1時間にわたって様々な特性を持つ子供たちが狭い空間に同乗するため、座席位置や声かけなどの専門性が要求されます。運転手や保護者との意思疎通も必要です。

高知市立高知特別支援学校では、スクールバス介助員は一定専門性も蓄積できる雇用体制として、教育委員会が雇用した会計年度任用職員

が乗車しています。県立においても委託内容を見直し、児童生徒との関係が継続できる介助員の体制にするべきだと思いますが、教育長にお伺いをいたします。

最後に、本年度から実施をされた自動車税障害者減免制度について伺います。

昨年の6月議会で我が党の岡田芳秀県議が、続く9月議会で自民党の土居央県議が、障害者の日常生活の利用も自動車税の減免の対象として認めるよう求め、今年度から使用目的の範囲が拡大をされました。考え方においては改善されたと思います。他県においては、日常生活での利用を減免対象と認めた時点で、特段の利用状況の証明書の提出はなく、運転者の同一生計証明書のみで対応している県が多く見られます。

しかしながら、本県の減免申請の手続においては、専ら障害者のために使用していることの証明がなければ不正が見抜けず、無用とも言える書類の提出が求められ、障害者や御家族から人権侵害とも言えるのではないかと怒りの声が届いています。まず、1か月当たりの買物や美容室、病院などに行っているという誓約書を書きます。さらに、それを裏づける添付書類が必要です。

ここで、その添付書類の記入例として県のホームページにアップされているものを紹介させていただきます。（スクリーンを示す）これがその添付書類です。狙いは、一月の走行距離をまず月初めから一月分、月終わりで出します。障害者の方を乗せて運行をしたという日付、そしてこのような詳しい行き先場所、行く目的、そして移動距離を一々書き込ませます。それを一月分記入させた上で合計の距離数を出し、その合計の距離数が、先ほどの1か月間使った距離数の50%を超えていなければ認められないという中身です。しかも、この申請書を提出するときには、ここに書かれてありますが、こ

の運行実績提出時には当該車両で県税事務所に来てくださいということになっています。これは、私は今までこんな申請は見たことも聞いたこともありません。ここまで障害を持っておられる方を介護している家庭の家族の方に負担をかけなければ減免が受けられないのでしょうか。

行く先によっては思想信条や支持政党、宗教なども明らかとなりプライバシーに関わるとの声や、今年度記録した方からは、出発前、到着後に走行距離を記入せねばならず、そのことで注意を怠って障害者の安全確認ができないといった声も寄せられています。その上、この走行距離メーターの数値確認のため運行実績を提出させる、そのために県税事務所に来ることまで求められるのはいかがなものか。

税の公平性を保つため必要な書類だとはいえますが、専ら重度身体障害者のために使用していることの証明をさせ、不正を防止しようという狙いでしょうか。ここに記載した内容の真贋について確認をされるのでしょうか。ここまで煩雑な書類を作成することで、減免を断念させるのが狙いなのではないかと疑いたくもなります。しかも、通院なら一月4回が1年ほど継続するというので、走行距離は関係ありませんから、距離を判断基準とすることに整合性は取れません。重度身体障害者と共に暮らし、日常生活を支えている家族に対してあまりに配慮のない対応だと思います。

さきに述べたとおり、全国では減免申請に通院の証明なども不要としている団体が多くあるのですから、法的に問題となるものではなく、県民を信頼する県政の姿勢の違いだと思います。

証明書の提出を不要にする英断を求めるものですが、知事にお伺いをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 塚地議員の御質問にお答

えをいたします。

まず、日中関係に関しまして、高市総理の国会答弁をどう考えるか、あるいは両国間で冷静な対話が必要なのではないか、こういった点についてお尋ねがございました。

御指摘ありましたように、現在日中関係は冷え込んでおりまして、両国の経済活動や文化交流、インバウンドなど多方面で影響が広がっていることにつきまして、私自身大変心配をいたしております。

お尋ねの高市総理の国会答弁に関しましては、国のほうでは従来の政府見解の範囲内であって、今後も中国とは対話を通じて包括的なよい関係をつくっていくというふうに述べられております。

議員からは、予算委員会での高市総理の発言を撤回すべきではないかとお尋ねがございましたけれども、もとより外交、安全保障に关します事項は国が責任を持って判断をし、実行すべき領域にあるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、国においては様々な外交ルートを通じて、関係回復に向けた努力を尽くしていただきたいと考えております。

次に、いわゆる特定利用空港・港湾についてのお尋ねがございました。

本県におきます特定利用空港・港湾といたしましては、昨年4月に3つの港湾が既に指定されております。これらに加えまして、現在高知空港の指定について国で検討されている段階であります。

議員から御質問の中で、部隊の展開訓練として、大型の防衛装備の配置訓練が行われるのではないかといたした御指摘がございました。ただ、この点につきましては、武器・弾薬などを含まず物資輸送などの訓練を特定利用空港・港湾で実施する可能性があるということについては、本県としてもこの港湾の指定時にかねてから国

から説明を受けていた内容でございます。その場合においても関連する法令にのっとりまして、安全の確保には十分配慮するというふうにお聞きをいたしておりますので、そうした意味で山口の情報公開の事例というの、特段私どもからして意外性があるというふうには感じておりません。

また、特定利用空港・港湾は有事でも利用することになるのではないかとのお尋ねもございました。確かに特定利用空港・港湾の枠組みは、本来的には平時における訓練による活用を想定しているものでありますけれども、元来有事におきます空港・港湾の利用調整は、特定利用空港・港湾の指定を受けているか否かに関係なく、いわゆる有事法制などに基づき行われるという枠組みとなっております。

言い換えますと、この特定利用空港・港湾に指定されたことをもって、有事における利用の可能性が否定されるといったような枠組みとはなっていないわけでありまして、その意味で、この特定利用空港・港湾が有事でも利用することはあり得るということについては、私どもの理解から特に外れたところはないというふうに思っております。

さらに、特定利用空港・港湾を自衛隊が使用するということにつきまして、ジュネーブ諸条約上の攻撃目標となり得るのかどうかというお尋ねがございました。この点につきましては、実際に武力攻撃事態に至った場合などにおきまして、その港湾、空港などの利用の実態、それがこの時々の状況下で軍事用に当たるのか、あるいは民生用に当たるのか、そういった実態面の評価に基づいて判断される、そういった性格のものであると考えます。

このため、自衛隊等が特定利用空港・港湾に指定された空港、港湾を利用したからといって、それが直ちに攻撃目標とみなされると、そういっ

た性格のものではないというふうには認識をいたしております。

次に、介護サービスの利用料負担についてのお尋ねがございました。

高齢化の進行に伴いまして、今後も我が国におけます介護費用の増大が見込まれるわけでありまして。こうした中で、介護保険制度の持続可能性を確保していくためには、高齢者も含んで御負担をいただいております保険料負担の上昇を可能な限り抑えていくこと、そして特に現役世代に過度な負担を求めないこと、このことが私としては重要ではないかと考えます。

こうした考えもございまして、高齢者のサービス利用時の自己負担につきましては、1割負担という原則は維持しながら、一定以上の所得がある方に関しましては応分の負担増を求めるといった観点からの見直しが行われてきたというふうには承知をいたしております。そして、こうした負担増をお願いする中にありまして、介護サービスが必要とされている方々が必要なサービスを受けられる環境を損なうようなことがないように、十分に配慮するということが重要ではないかというふうに考えております。

こうした観点から、今回の見直しに当たりましても、国の審議会におきましては月ごとの負担増加額に上限を設定する、それ以上は負担が増えないような手当てを講じる、あるいは預貯金が一定以下の方々の場合は1割負担という従来の負担水準に据え置くと、こういった措置を講じるということが検討されているというふうには承知しております。

国におきましては、こうした措置を講じることを通じまして、引き続き必要な方がちゅうちょなくサービスを受けられる環境を整えていただくということが大事ではないかと思っておりますので、そうした観点から丁寧な議論、検討を

行っていただきたいというふうに考えております。

次に、医療分野におきます民間保険の活用、あるいは医療機関の営利事業の在り方などに対します認識についてお尋ねがございました。

御質問にございましたように、今回の連立政権の合意書の中におきましては、社会保障全体の改革を推進することで、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくといった考え方が明示をされております。

このための具体的な連立政権としての取組として、お話がございましたような民間保険の活用、あるいは医療機関の営利事業の在り方についてなど、13項目の改革につきまして、令和7年度中にまずはその骨子について連立政権の中で合意をし、令和8年度中にそのための具体的な制度設計を行うというスケジュールが示されているところでございます。したがって、お話ありましたような2点について、現時点で具体的にどのような改革を考えているのかということについては、明らかではないというのが現状でございます。

ただ、全体的な大きな方向性を考えますと、これは介護の場合と共通いたしますが、今後も我が国の高齢化の進行が見込まれます。また、医療の場合は特に医療技術の高度化、進歩もありまして、非常に高価な医薬品も出るということで、医療費の増加ということは今後も続いていくのではないかとこのように考えられると思います。

こうした医療費の増加が見込まれる中で、将来にわたって国民皆保険制度を持続可能なものとして維持をしていくということの必要性を考えますと、この公的な給付の範囲でどこまでのサービスをカバーしていくのかということについての議論は、私としてはやはり避けて通れない課題ではないかとこのように考えております。

国におきましては、現役世代の負担をできるだけ抑える、その一方で、国民の健康を守るために必要となる公的な医療給付はしっかり確保する、こうした2つの要請の両立を図っていくという観点に立ちまして、国民各層の納得が得られますように丁寧に議論を進めていただきたいというふうに考えております。

次に、今回の参与職の設置に関連をしてということでございますが、行政運営におきます公平性や正確性についてお尋ねがございました。

県行政におきまして、特に人口減少問題のようなかつて経験したことのない課題に挑戦をする、そういう局面におきましては、前例踏襲を第一とするのではなく、時代の変化に即応するという形で、むしろ臨機応変に動いていく、こうしたことを心がけるべきではないかというふうに私としては思っているところでございます。今議会の提案説明の中では、そうした思いから、公平性や前例に過度にとらわれずという申し上げ方をいたしました。

また、行政運営におきましての正確性の確保というのは当然大事なことでございます。ただ、これは正確を期するあまり、正確を期することに過度にこだわるあまり、例えば時間をいわずらに費やした結果、適切なタイミングを逸するということになりかねないというリスクがあると思います。そうしたことにならないようにスピード感を持って物事に当たるべきだという思いも私としては持っております、そうした思いを申し上げたということでございます。

そして、個々の職員にどのような役割が期待されるかという点につきましては、職位に応じてもおおのずと異なると考えます。行政実務を担います担当レベルの職員の皆さんには、自分自身の業務、担当する業務をまずは公平かつ正確に、そして専門性を持って丁寧に処理していくということが何よりも求められるというものだと思います。

います。

一方で、政策決定に権限、責任を持つ幹部職員となりますと、この公平性や正確性だけではなくて、こうした要素に加えて、ただいま申し上げましたような時代の変化に即応して、これまでの方針の変更をタイミングを逃さずに決断し、県民のために成果を上げていくと、こういったことが求められるような職位でもあるというふうに考えます。

したがって、こうした役割分担をしっかりと行った上で、県庁全体が組織として県民の利益のために適切な行政運営の実現を図っていく、こうしたことが肝要ではないかというふうに考えているところであります。

次に、参与の給与以外の費用の支出、そして勤務実態や業務の妥当性の判断、さらには参与の任用そのものの在り方についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

参与の活動につきましては、私、そして副知事がその活動の方向性や目標について、御本人を含めて事前に共有をいたしまして、定期的にその進捗状況の報告を受ける場を持つこととしております。

業務の妥当性につきましては、こうした協議の中で判断をいたしまして、こうした業務遂行のために出張が必要であるということであれば、出張旅費などの職務遂行に必要な経費についても、この判断に基づいて支出をしていくという扱いにしております。

参与には、企業版ふるさと納税の促進など、私のほうから指示をいたした業務に対しまして、知事である私の補佐役として活動していただいております。このため、私も参与の活動につきまして、県民の皆様に適時適切に説明をしてまいる考えであります。

あわせて、参与の活動内容の公開に関し

て、議員から大阪府の事例の御紹介もございました。本県におきましても県民の皆さんの理解と納得を得るためにも、SNSなどを通じた積極的な情報発信に努めるように指示をいたしたいと思っております。

今回の参与の任用に当たりまして、様々な慎重な御意見があることは私としても十分承知をしておりますけれども、その上で、参与には公務とそれ以外の活動との線引きを明確にしながら、御自身の経験、ネットワークを十二分に生かして手腕を発揮いただきたい、そして何よりも具体的な成果を出していく、そのことを通じて県民の皆さんの期待に応えていただきたい、そういう思いでおります。

次に、中小企業に対しましてこれまで以上の支援を国に要望していくべきだという点についてのお尋ねがございました。

近年の大幅な最低賃金の引上げは、本県の中小、そして小規模企業の経営の圧迫にもつながります。営業時間や雇用人数などを調整せざるを得ないという事態に至ることも懸念されるところであります。

また、本県におきましては大企業、大手メーカーが少なく、小規模企業の割合が全国と比べても高いという産業構造の特性がございまして、労働生産性も大都市に比べて相当程度低い、そういう状況にございます。加えて、小規模企業が多いために取引先との交渉力が弱く、価格の転嫁も十分に進まない、賃上げの価格転嫁も十分に進まないという課題があるというふうに考えております。

このため、特に労働生産性が低い地方に対しましては、重点的に補助金などでの支援を行うこと、あるいは価格転嫁を受け入れる機運の醸成を図るよう特に努力をいただくこと、こうした点について国に対して県として提言を行ってまいっております。

今後とも、本県のような地理的、産業構造的にハンディのある地方に対して重点的な国の支援が行われますように、関係団体などとも連携をして国への提言を重ねていきたいと考えております。

次に、消防広域化に対します市町村あるいは消防本部の意見への受け止めについてお尋ねがございました。

現在までの関係者との議論を通じまして、総論として将来的には県1での広域化は必要だという方向性については、関係者の大多数の理解は得られているのではないかという印象を私としては持っております。ただ、具体的な統合のタイミングですとか、それに至る具体的な進め方の面では、慎重な意見も少なからずあるということは、一連の議論を通じまして私自身もしっかりと受け止めているつもりでございます。

そうした中でも、現行の高知市と土佐市の間の共同指令システムの更新時期を勘案して、令和16年度からは県1本で共同運用をこのシステムについて開始するという方針については、今回までの検討会の議論を通じまして、おおむね関係者間で共通の理解が得られたのではないかというふうに考えております。

したがって、今回の見直し案の提示におきましては、こうした指令システムの更新を共同で行っていくと、これを令和16年度からというところを前提に考えていくということを前提条件とした上で、統合の時期や進め方については、地域別、機能別の段階的な統合の可能性も含めて、より柔軟に検討協議を進めることとしてはどうかという提案をさせていただいたところでございます。

また、当面の進め方に関して申しますと、御紹介もいただきましたように、当初は今年度中に各市町村の議会で議決を得て法定協議会の設置を目指すという段取りを提示してまいりまし

たけれども、市町村の多くの方々から、準備のための時間が足りないといった御意見をいただいたところでございます。こうしたことから、この点につきましては、法定協議会の設置を求めるに先立って任意協議会を設置し、1年間かけて実務的な検討作業を進め、深めるということ为先にしていくという段取りを提案させていただきました。

こうした形で進めてまいりたいと思っておりますが、全体的な構図といたしましては、やはり人口減少が進む中で、特に中山間地域の小規模な消防本部では、人材確保が既に困難となっているということは否定し難いと思います。ある意味、組織の存廃の危機を迎えていると言っても過言ではない状況だというふうに思いますので、特にこの中山間地域の小規模本部の方々からすると、1年でも2年でも早く新しい体制に移行して、この人材確保というところに道筋をつけたいという思いをお持ちなのではないかというふうに思います。

その点では、令和16年というようなタイミングまで時間を徒過するということは、私はそうした中山間地域の皆様の御期待には応えられないことになるのではないかと、段階的にというようなやり方も含めて、この人材確保、中山間地域の人材確保というところにしっかりと、できるだけ早く手を打っていくことを検討しなければいけないのではないかと思います。

そして、人口減少に打ち勝って県全体の消防力を確保していくためには、都市部、中山間地域の市町村がお互いの状況について理解を深めていただいて、そして全体として一丸となって、一体となって常備消防組織の広域化に取り組んでいくことを期待したいというふうに考えておるところであります。

次に、この消防本部機能の移行の進め方と、任意の協議会での市町村の支援に対する県の支

援の在り方についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

まず、消防本部機能の統合につきましては、ただいま申し上げましたように、市町村の意向も踏まえて柔軟な移行形態を取れるようにするという観点から、これまで提案をしましりました全県一斉で移行するという選択肢のほかに、地域別に、あるいは機能別に段階的に統合を進めていくという選択肢も含めて、検討協議を行うということを提案いたしております。

こうした提案の内容は、おおむね御理解をいただいたと考えておりますけれども、統合の時期などについて、個々の市町村の御意向をまずはお聞きをした上で、そうした御意向をできる限り尊重しながら、丁寧に議論が進むように、この作業を進めていければと考えております。

ただ、一方で消防本部機能の統合は、一般に広範囲で行うほど効果的であるということは確かだと思います。そのほうがスケールメリットが拡大をし、実現をでき、また行政コストの軽減効果も最大化が期待されるということからでございます。

また、特に本県の特性として考えますと、高知県の場合、高知市が県内人口の半分を占めております。そうした上で、他の市町村に比べて圧倒的な消防力を有しているということを考えますと、例えば県内3つというような統合の仕方をしますと、高知市が入った1つについては消防力の高度化ということがかなり期待できますけれども、高知市が入らない残り2つの主体では、今度、統合による消防力の高度化という効果はかなり限定的になってしまうのではないかと。やはり高知市が中核となって、県全体で1つの組織にするということで、県全体の消防力の高度化、底上げというのが実現するという事情が、もう非常に高知県の場合特色がある事情ではないかというふうに考えますし、さらに南

海トラフ地震などの大規模災害が切迫をしているということを考えました場合に、県全体で統一的な指揮命令体制を構築するというのが、今のタイミングで求められるのではないかとこのように考えているところでございます。

そうしたことも踏まえまして、ただいま申し上げましたように、今の指令システムの耐用年数の状況を考えまして、令和16年度——今から10年近い先でございますが——からはこの指令システムを県内1本で共同運用を行っていくと、こういうことを前提として検討を進めようということにしたわけでございます。

そうした中で、この指令システムの共同運用を行うというタイミングは、この指令システムに関する業務だけではございませんで、消防本部の救急出動、あるいは火災の出動の警防業務、こういった業務の運営方法を大幅に同時に見直す必要があるということになるかと思っておりますので、遅くともそのタイミングに合わせて、県全体で県1消防という新しい体制の完成を目指すということが、私としては最も合理的な選択肢だという思いは変わっておらないところでございます。

そうしたことも踏まえまして、来年度の任意の協議会では、地域別、機能別の段階的な統合の選択肢も含めて、よりきめ細かく市町村の御意見をお伺いするということに意を払ってまいりたいと思います。各市町村によって、ただいま申し上げましたように都市部と中山間地域、事情が異なりますので、いろいろ多様な御意見が出ようかというふうに思いますけれども、そうした市町村間の調整を図りながら、実施計画書の取りまとめを行っていくというのが任意協議会のミッションということになると考えます。

このため、県といたしましては、様々な意見がある市町村間の橋渡し役、そして調整役として、これまで以上にしっかりと汗をかいて、合

意形成のお手伝いをしてまいりたいと考えております。

次に、県民体育館の再整備にかかります事業費の試算についてのお尋ねがございました。

これまで他県のアリーナの整備状況につきまして、例えば香川県のアリーナが最近200億円程度の事業費で完成をしたといった事例について情報を得ておりましたので、こうした事例の数字を御紹介するというのもちまして、本事業にかかります大まかなコストの規模感ということについては、お伝えを申し上げてまいったというつもりであります。

一方で、この事業の実施の可否の判断材料とするという試算をするにつきましては、それは相応の根拠を持って積算をする必要があるだろうというふうに考えてまいりましたので、このためにはまず施設の規模、機能の大枠を固めるということが先決、その上でそれを踏まえて試算をしていくというのが筋だという考え方に立ちまして、この規模、機能の大枠の検討作業を先行してまいったというのが今までの考え方でございます。

その上で、最終的には用地を提供していただく高知市との合意形成がなければ、この見通しを立てることもできないわけでございますので、最近では高知市との間で特に精力的に協議を重ねてまいったという状況でございます。

御紹介もいただきましたように、今月の初めには高知市長からの要望を踏まえました施設の配置案を県として取りまとめまして、アスパルこうちのグラウンドを全面使用させていただきたいという御要請をいたしました。これを受け、先日の高知市議会で市長からは、全面使用を認めるという旨の表明をいただいたというところでございまして、これをもちまして施設の規模、機能について、一定のめどで見通しがついたというふうに私どもとしては判断をしたわけでござ

います。

それを踏まえまして、今回高知市にお示しをいたしました配置案に基づき、規模や機能を前提条件とした上で試算をいたしましたところ、現時点で、概算ではございますけれども、想定される整備事業費につきましては、もろもろ全体込みで210億円程度という数字を見込んでいるということについては、先ほど横山議員にお答えをしたとおりでございます。

今後は、こうした最新の配置案に基づきます整備コストの試算に加えまして、収支の見通しあるいは経済波及効果などについての試算も年内の検討会でお示しをし、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

また、基本計画全体につきましては、今後の検討会の場で施設を利用される立場のスポーツ団体、あるいは興行主の方々などの御意見もお聞きをいたしました上で、パブリックコメントを経まして、年度内に基本計画の取りまとめを行うというスケジュールで進めさせていただきたいと考えております。

次に、その際のアスパルこうちのグラウンドの存続を求める意見への受け止めについてお尋ねがございました。

アスパルこうちの中にあります教育支援センターにおきましては、不登校の子供たちが通い、相談や支援を受けているというふうにお聞きしております。高知市の教育委員会を通じまして、利用者から整備に関する懸念あるいは要望などのお声があるというお話をいただきましたので、県といたしましても、先月から約1か月間の期間をかけ利用者の方々へのアンケート調査を行いまして、意見を把握させていただくことにしました。現在このアンケートはまだ実施中ということではございますけれども、12月8日時点で35件の御意見をいただいたというふうに報告を受けております。

この御意見の中には、1つには子供たちに圧迫感を与え、緊張感を高めるのではないかといった御心配、あるいは土のグラウンドを残してほしいといった御要望、こういった声をいただくものがあったというふうに報告を受けました。

ただ一方で、アリーナの整備は中途半端な規模にならないようにしてほしいという御意見、必要な投資はしっかりと行ってほしいといった整備への肯定的な御意見もあったというふうにお聞きをしております。

県といたしましては、新しい体育館が期待される機能を発揮するために十分な規模の面積を確保する必要があると考えます一方で、こうしたアスファルトの利用者の方々の御心配の声、そして高知市からの御要望については重く受け止め、必要な対応を講じなければいけないと考えてまいりました。具体的には、施設屋上に人工芝を敷設するなどの形で教育的な配慮を行うこととした上で、グラウンドの全面使用をお願いするという申出をさせていただいております。

今後も、教育施設に通われる利用者の方々の声に耳を傾けまして、教育活動に支障を生じることがないように、高知市と連携し必要な対策を講じてまいる考えであります。

最後に、自動車税の障害者減免制度に関しまして、証明書の提出を不要とすべきではないかというお尋ねがありました。

家族運転の障害者減免につきましては、専ら障害者のために使用されている自動車を対象という制度となっております。このため減免の決定に際しましては、税の公平性の観点から運行の実態を確認する必要があるというふうに考えております。昨年度までは使用目的が通院、通学などの場合について、病院の通院証明書など第三者が発行する証明書により運行実態を確認した上で、減免対象としてまいりました。

これに加えて、日常生活での利用という場合

につきましては、第三者による証明が今まで困難であるという理由から、減免の対象としてまいりませんでしたけれども、県議会での御指摘もいただきましたことを踏まえまして、本年度から運行実態を一定程度確認した上で、減免の対象とするという判断をいたしました。

このお尋ねありました運行実績につきましては、第三者による証明が困難な日常生活につきましても客観的に実態を確認し、減免の対象とするために提出をいただいております。本年度は初年度ということもありまして、当面まずはその運用状況を確認、検証していく必要があるというふうに考えておりますが、基本的な考え方といたしまして課税の公平性という観点に立ちますと、運行実績あるいは証明書の提出そのものを直ちに不要とするという考えは持っておらないところでございます。

ただ一方で、本件に限らず各種の税務手続に関しましては、公平性の確保といった観点はございますけれども、かなり納税者に煩雑な事務を課している、あるいは県の業務効率化の面から見直しの余地があるのではないかという思いを持っておりまして、この税務手続の簡素化に関しては、デジタル技術の活用を含めて継続的に検討していくべき課題であるという問題意識は持っております。

参与の項の話ではございませんけれども、やはり公平性、正確性を期するとなりますと、議員から御紹介いただいたような形で、水も一滴でも漏らさないようにちゃんと証明を取らないといけない、ある意味、職業的な良心もあって、ああした形をお願いしているということだと思います。

ただ、ただいま申し上げましたように、納税者の負担軽減、県の業務の効率化で残業も減らしていくということも言っているわけですので、そうした観点からの合理化というこ

とも私は大事な視点だというふうに思っておりまして、この本件も含め、引き続き県民の皆様からの声を丁寧にお伺いしまして、課税の公平性と手続の簡便性、この2つの要請が両立をするようにという観点にも意を払って、対応を考えてまいりたいと思っております。

私からは以上であります。

(商工労働部長岡田忠明君登壇)

○商工労働部長(岡田忠明君) 中小・小規模事業者の実態の把握と必要な対策について御質問がありました。

今年度実施しました中小企業向けの世論調査や、その後の関係団体からの聞き取りでは、小規模の事業者ほど今後の業績の見通しや賃上げの見込みについても厳しいといった意見がありました。

こうしたことから、日頃から地域の事業者との接点の多い商工会、商工会議所と連携し、これまでの経験や勘に頼った経営から、損益分岐点の見極めといった客観的なデータ分析による経営への転換を促進するなど、小規模事業者の稼ぐ力を後押ししています。

また、調査の中では、県や関係団体の支援メニューが分かりにくいことや、情報が行き届いていないといった意見もありました。このため、商工会などに加えて地域の金融機関とも連携し、物価高や賃上げの対応が必要となる多くの小規模事業者が様々な支援を活用できるよう、その周知を図るとともに、特に資金繰りの対応などきめ細かな伴走支援にも取り組んでいます。

今後とも、関係団体と連携を密にし、現場のニーズをお聞きしながら、必要に応じて中小・小規模事業者の経営課題の解決に向けたメニューを検討していきます。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長(小西繁雄君) まず、新しい県民体育館の展示会等の開催日数の見通

しについてお尋ねがございました。

今年10月に開催した第3回新県民体育館整備等基本計画検討会で、新しい県民体育館において想定される競技大会や展示会等での利用日数について説明をしました。この利用日数は、現在の施設の利用実績と、スポーツ団体や興行主などに対しニーズ調査をした結果を基に予測を立てたもので、約束されているものではございません。

今後、実際に利用しているスポーツ団体や展示会、イベントなどの開催が見込まれる主催団体に対し、利用に関する意向や必要とする設備等をお聞きして、利用者にとって使いやすい施設となるよう、基本計画や設計に反映をさせていきたいと考えております。さらに、プロスポーツの試合や新たなコンサートの誘致にも取り組み、実現可能性を高めていきたいと考えています。

次に、事業費やランニングコストなどの比較検討についてお尋ねがございました。

今月開催する基本計画検討会において、高知市に対して提示しました最新の配置案をお示しし、委員の皆様から意見をいただきたいと考えております。その際には、整備コストや収支の見通しなど金額面の試算も併せてお示ししていきたいと考えております。例えば、サブアリーナがバスケットボールコート2面の場合と1面の場合の整備コストの違いでありますとか、プール設置の有無によって収支見通しなどがどう異なるかといった試算を提示し、比較検討できるようにしたいと考えています。

次に、高知ぢばさんセンター大ホールの機能を受け入れるための対応についてお尋ねがございました。

ぢばさんセンターを所管する高知県産業振興センターから、展示会等を新しい県民体育館で開催する場合に、駐車場の不足や展示物の搬入

方法といった懸念点を聞き取り、それらの対応策について整理を行いました。

先月から、高知県工業会をはじめ商工関係団体などに対し、これまでの整備に関する検討状況や駐車場の増設及び搬入間口の確保を検討していくことなど、懸念点への対応策について説明をしているところです。今後、ちばさんセンターで実際にイベントを開催している主催団体へ利用の意向を調査することも検討しております。

引き続き、ちばさんセンター大ホール等あり方検討会の動向を見ながら、受入れを視野に入れた基本計画づくりを進めてまいります。

最後に、基本計画決定の延期と今後のスケジュールについてお尋ねがございました。

新しい県民体育館の整備は、令和6年度から有識者で構成するあり方検討会を開催するとともに、高知県スポーツ振興県民会議の場なども活用し、様々な形で御意見をお聞きしながら議論を進めてきました。

さらに、本年度からは基本計画の策定に向けた有識者による検討会を開催し、専門的な立場からの御意見を伺っているところです。並行しまして、現在の体育館の利用者へのアンケートに加え、高知市役所やオーテピアなどに整備の構想を紹介するパネルを設置し、期待することなど広く県民、市民の皆様の声を集めているところでございます。

今後、今月の検討会をはじめ関係団体や企業などから意見を聞き取り、パブリックコメントも踏まえて、当初の予定に沿って年度内に基本計画を取りまとめていきたいと考えています。また、来年度についても有識者から専門的なアドバイスをいただきながら、基本設計や実施設計に取り組んでいきたいと考えています。

(子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇)

○子ども・福祉政策部長(西村光寿君) まず、

強度行動障害者の実情と課題についてお尋ねがございました。

強度行動障害とは、自らを傷つけたり物を壊すといった、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が頻繁に起きるため、専門的な支援が必要となっている状態を指します。この障害にある方は周囲の人に自分の思いをうまく伝えられず、コミュニケーションが取れないときにストレスが高まり、本人や他者に影響を及ぼす行動が現れるなど、個人の性格やこだわりによって状態が様々といった特徴がございます。このため、一定の期間丁寧に行動を記録、分析し、その結果を踏まえ、専門的な支援を行うことが求められます。

しかしながら、県内においてはこうした支援を行うための職員のスキルや組織的な支援体制が整っていない施設も一定程度ある状況でございます。こうしたことから、状態が悪化した方の場合、施設入所を希望しても断られたり、入所しても他者に影響を及ぼす行動が頻繁に起き、退所せざるを得ない事案が生じております。

このように必要な支援を受けられないといった課題に対応するため、施設職員のさらなるスキルアップに向けた研修や、施設内での一貫した支援体制の充実が必要となっております。

次に、強度行動障害支援部会での検討状況と今後の取組についてお尋ねがございました。

県では、先ほどお答えをしました課題解決に向けて、本年3月に障害者の支援体制などを検討する自立支援協議会の中に、強度行動障害に特化した部会を立ち上げたところです。この部会は、強度行動障害のある方を支援している障害者支援施設や相談支援事業所、市町村などの関係者で構成をしております。

ここではこれまでに、施設に対し専門人材が状態の悪化した入所者への支援方法に助言を行う仕組みが必要との方向性が示されたところで

す。今後は、こうした方向性に沿って施設内で他の職員に適切な指導ができる職員や、各施設に対して支援方法などを助言する人材の育成について検討することとしています。

具体的には、施設において入所者の個々の障害特性に応じた支援や生活面での配慮について助言をする、いわゆる集中的支援を行う人材が求められています。このため、今年度はモデル事業として、入所施設と通所事業所それぞれ1か所で、状態が悪化した具体のケースに対し、国の専門的研修の修了者などが継続して訪問をし、対象者の状態を適切に把握できているか、支援方法は適切かなどを確認し、職員への助言を行っているところでございます。

令和8年度は、今年度のモデル事業の結果を確認し、改善点を共有しながら、施設の対応力の向上に向けて取組を進めてまいります。

(教育長今城純子君登壇)

○教育長(今城純子君) まず、特別支援学校のスクールバスの委託先の決定を早めることについてお尋ねがございました。

現在、県立特別支援学校の本校、分校を合わせた14校のうち7校でスクールバスを運行しています。これらの学校では例年、入学する児童生徒が決定する3月下旬にバスの運行予定経路等を調整し、4月1日以降に入札と契約を行っています。それぞれの保護者と通学に当たってのルートや、個別の支援に関する詳細な確認などを確実にを行う必要があるため、時期を大幅に早めることは困難です。

ただ、現行のスケジュールでは、入札が不調になった場合、契約に遅れが生じ、運行事業者との打合せや試運転による安全確認等、入学式までの短期間で実施せざるを得なくなります。このため、児童生徒の通学に影響が及ばないように、多少なりとも入札・契約の時期を前倒しすることができないか、県の関係部署や学校と

協議してまいります。

次に、スクールバスの委託内容の見直しについてお尋ねがございました。

特別支援学校のスクールバスの運行业務は、事業者介助員として適した人材の雇用も含めて委託しております。学校と運行事業者においては、4月当初に児童生徒への配慮や適切な対応等についての打合せを行っています。また、4月以降も円滑に運行ができていないかなどについて定期的に確認を行っています。

加えて、日常的にもスクールバスでの児童生徒の様子を介助員が教員に伝えたり、学校における児童生徒の様子や障害特性に応じた対応方法、配慮してほしいことなどを教員が介助員に伝えたりと、小まめに情報交換を行い、安全で円滑な運行に努めていただいております。

一方、介助員を会計年度任用職員として雇用している他県等では、人材が確保できない場合や急な欠員が生じた場合は、代替要員の確保が容易ではなく、教員がスクールバスに乗車することとなるケースもあり、学校現場の負担が少なくないと伺っております。

このようなことから、介助員の雇用については委託業務に含めた形で運用し、引き続き学校と運行事業者との日常的な情報交換や連携を深めることで、スクールバスの安全な運行を一層徹底してまいります。

○37番(塚地佐智君) それぞれ御答弁いただきましてありがとうございました。

まずは、教育長、今御答弁をいただきましたスクールバスの契約の件については、前向きにできるだけということで、御協議いただけるといことでしたので、ぜひ現場でよろしく願いたいと思います。

知事のほうに何点かお伺いをさせていただきます。

まず、参与の件についての先ほどの御答弁の

中で、大石氏の勤務実態をどういうふうに把握するのかということについては、ちょっと私の中では全く見えてこなかったわけなんですけれども、週3日という期限をどういうふうに規定するのかということです。

先ほど、事前・事後の報告で事業、どういう行動だったのかを受けていくというようなお話をされましたが、特別公務員といえども公職選挙法の関係の様々な懸念があるわけで、ここは勤務時間なんです、ここは特別職としての勤務で一定権限を持った仕事をしています、それ以外は政治活動自由ですという部分のさび分けはどうやってされるのかということが、どうしても見えてこないわけですね。そこが一番県民の皆さんにとっても懸念されるところで、そこはもう少し詳しくお伝えをいただきたいのと、先ほど旅費等も県費のほうで賄うというお話をされましたが、じゃあそれは事後承認なのか、事前承認なのか。それに対する正当性はどういうふうに判断をされるのか。

県費ですので、知事の私費でお雇いになっていかれるというなら、それは私どもも何も申し上げることはございませんけれども、そこは明確にやっぱりしていただかなくてはならないし、知事としての説明責任は当然おありになるというふうに思いますので、そこはもう少し明確にさせていただくことができないか、ということが第1問でございます。

知事は、特別職と同時に一定管理職に求められる資質というようなこともおっしゃられました。私は本当に、この人口減少の今の危機的な状況というのは、実は自然減少ではなくて、30年来の失われた自民党政治の下でつくられたとっておりますので、そこはしっかり変えていかななくてはならなくて、この間、県庁の職員の皆さんはそれぞれ本当に、私は奮闘されてきたと思いますし、少子化対策でも汗をかいてこら

れたと思います。

チームでやっぱり仕事をするというのが県庁の大事な役割でして、この組織の中にトップダウンというような形のものを持ち込むことが、本当に県庁の皆さんの持てるエネルギーを全て引き出すことになるのかと。1人の方のトップダウンのそうしたことで、この深刻な人口減少が改善するなら、それは本当にお手並み拝見とある意味言いたいぐらいで、私はむしろ、その点での県庁組織の皆さんのモチベーションに与える影響は、この間大きかったのではないかとこの間に思っております。

今、大石氏を参与と任命したことによる県庁組織内への影響というものを知事は何かお感じになっていることがあれば、それはお伺いをしておきたいと思っております。

最後に、自動車税の問題で再質問なんですけれども、知事は煩雑過ぎるんじゃないかというようなお話もあったようにも聞こえて、見直しを検討されるとおっしゃったのかどうか、もう少しそこをちょっとお答えいただけたらと思います。

私は、減免するというところで、その家族や障害を持たれる御本人がしっかり安心して暮らしていけるということを担保する、そのことは本当に大事だと思いますので、ぜひその点第2問……。

ごめんなさい、最後に。県民体育館、簡単に言います。県民体育館の問題なんですけれども、この間、検討会の中ではプールを否定される、アドバイザーの、プールを否定されるということも、否定とまでは言っていませんでしたけれども、それは困難じゃないかという御意見の方もおられたりして、私はある意味、仕切り直しだと思うんですね、検討会の協議というのは。

だから、次の回で全て方向性をまとめてしまうというのは、あまりに拙速過ぎて、検討会の

皆さんにも負担が過ぎるんじゃないかというふうに思っていて、次の回でまとめ切るおつもりなのかどうなのかということ再度お伺いして、私の2問といたします。

○知事（濱田省司君） 再質問にお答えをいたします。

まず、参与の勤務実態の確認等についてでございます。

参与の、いわゆる日常的な勤務の身の回りのお世話ということでもないですけれども、担当事務としては秘書課において担当させるということにしております。そうした中で、私は、必ずしも細部まで今チェックできているわけではありませんけれども、いわゆる出勤簿的なものですね、いつ出勤をしてという実績が事後確認できるような記録は取っていないといけないだろうと。

3日といいますが、御本人のスケジュール等もあって、例えば月、水、金と毎週かちかち決めるということでも必ずしもないであろうと、そこはある程度柔軟に全体の期間通して週3日相当というようなことを想定して。それにしても記録が残っておらないと確認はできませんから、それは秘書課のほうで実務的に、例えば出勤簿の記録といったものをつけていくということ等によって、適正に確認をさせるということで運用を始めているところでございます。

旅費に関しましても、ただいま申しましたように、大石参与の活動につきまして、ちょうど一昨日に初めてまとまった形で現状の活動の報告を受けたわけでありまして、例えばこれは企業版ふるさと納税につきまして、県外の企業から寄附をいただくということをコーディネートするとか、企業との連携協定を新たに県外企業と結ぶということになりますと、その調整のために現地に行って協議をするという必要も出てまいると思います。そういった点につき

まして、少なくとも大卒の動き、計画については、私と副知事と参与御本人とでこの計画、そして実施状況の確認ということをしていただく中で、県外での出張が必要があるかどうかにつきましては、御本人からの申出を受けて我々で判断をして、是とすればその方向に必要な手続を原則は事前にしていくと。これは通常の職員と同じだと思いますので、事務担当は秘書課のほうでしていくということで、これも適正に手続を取っていくということを考えているところでございます。

県庁内の職員の反応についてということでございます。

お話がありましたように、今回県庁外から高級スタッフという、スタッフという形でありまして、大石参与をお迎えするということに関しまして、もちろん幹部職員の方々の中には、自分たちとしては一生懸命やっけてきているけれども、知事は必ずしも評価をしてきていないのではないかというような思いを持たれた方は、少なからずおられるかもしれないというふうには正直思っております。

ただ、私としては先ほども申し上げましたように、やはり職業公務員として正確性、公平性あるいは専門性、こういったものを旨として頑張ってこられた方というのが、県庁職員の場合は、例外もちろんありますけれども、かなり多いと、多数派ということだと思います。そうした中で、今までの延長線で新しい仕事に取り組むというだけでは、この人口減少対策をブレークスルーするというには、やや力不足の点があるのではないかと。

そういう意味では、それぞれ得意技、得意分野が違うという意味で、大石さんのように、従来の県庁職員の経験あるいは人脈というところからまた次元が違うようなところで広がりを持つ方をお願いをするということをもって、新し

い分野を開拓していきたいんだということを庁議などの席でも私の口から説明し、理解を求めたということでございます。どちらがよくてどちらが悪いという問題では私はないと思っております、それぞれの持ち味を生かして新しい分野を切り開いていくと、そこを役割分担しながら一緒にやっという話を、今後も折に触れ、職員に対しては申し上げていきたいというふうに思います。

それから、自動車税の減免の関係でございます。

これにつきましては、今回の見直しは新しく今年度から始めたところありますので、その執行状況の確認とか検証をしかるべき時点でしていくと、まだそういう段階だというふうに思います。そういう意味で、今回の手続、それだけを取り上げて早急に見直しをするということまでは考えておりませんが、この証明書の提出は求めるにしても、デジタル化の時代の中で、極めて今のようなアナログのやり方がいいのかどうかというのは、私自身も問題意識を持っておりますので、そういった観点から——ただ税の手続というのは、やはり公平性、正確性を期するために相当、言わば煩瑣な手続をお願いしている部分が全体を通じてあると思えますから、そうしたものをデジタル化などを通じて簡素化していくと、そういう大きな流れの中で、そのテーマの一つとして今回の県の書類の簡素化といいますか、事務手続の簡素化というのも、しかるべき時期に検討の俎上にのりという認識で対応をさせたいということでございます。

それから、県民体育館の件でございます。

これにつきましては、部長のほうからもし補足があれば補足させたいと思いますが、私としては、年度内の基本計画の取りまとめということにつきましては、先々のスケジュールも考え

ますと、ぜひスケジュールどおりやりたいということでございます。

検討会につきましては、既に年末に向けまして、もう少し早い時点での意見集約を考えておりましたが、これは高知市との関係があつて1回既に当初のもくろみよりは遅らせてという形で柔軟に対応してきたということがございますので、年度内という期限というのは大事にしながら、検討会の会議そのものについては、委員の皆さんの御意見もお聞きしながら、コンセンサスができる限り円満な形で得られるような運営というのについて、委員長さんと相談をさせたいというふうに思っております。

以上であります。

○37番（塚地佐智君） 御答弁ありがとうございました。今の御答弁では、政治的中立性をどう担保するのかというのは、やはり私は全く不透明だったと思います。3日がいつが3日なのか、いつの段階が特別職の公務員なのか私的な対応なのかということが全く集約のしようがないですよね。私は、かえって県民の皆さんからこういう人事が本当にいいのかという声は、これから上がってくると思いますので、ぜひその透明性をどう確保するかという点については、もっと心を砕いていただきたいということをお伝えしておきたいと思います。

県民体育館の問題は、50年先を語る問題なんです。今、ちばさんセンター大ホール等あり方検討会も含めて、やっぱり様々な意見がまだ出てきていて、私はまだまだ聞かれていない現状があるというふうに思います。消防のときにやっぱり様々な意見が出て、一定の猶予を持たせたというぐらいの構えで、この県民体育館、アリーナ問題も検討をしていただくよう強く要請をいたしまして、一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議

令和7年12月10日

事日程は終了いたしました。

明11日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時45分散会

令和7年12月11日（木曜日） 開議第3日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漢君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 松岡孝和君
 理事（人口減少・中山間担当） 土居内淳一君
 総務部長 清水敦君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 中嶋真琴君
 子ども・福祉政策部長 西村光寿君
 文化生活部長 池上香君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 商工労働部長 岡田忠明君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 松村晃充君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 田村敬子君
 公営企業局長 澤田昌宏君
 教育長 今城純子君
 人事委員（長者会） 成瀬洋君
 人事委員（局長） 三木敏生君
 人事委員（局長） 刈谷敏久君
 公職安務代理者 岩田康弘君
 警察本部長 岩田康弘君
 代表監査委員 五百藏誠一君
 監査委員（局長） 横畠浩治君

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 猪野貴之君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第3号)

令和7年12月11日午前10時開議

第1

- 第1号 令和7年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和7年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和7年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第4号 令和7年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第5号 令和7年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第6号 令和7年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第7号 令和7年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第8号 令和7年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第9号 令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第10号 令和7年度高知県電気事業会計補正予算
- 第11号 令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算

- 第12号 令和7年度高知県病院事業会計補正予算
- 第13号 高知県職員の修学部分休業に関する条例議案
- 第14号 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案
- 第15号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第17号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第19号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第20号 高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第21号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第22号 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第23号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第24号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第25号 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例議案

- 第26号 令和8年度当せん金付証券の発売総額に関する議案
- 第27号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第28号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第29号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第30号 県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第31号 令和7年度高知県一般会計補正予算
- 第32号 令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第33号 令和7年度高知県電気事業会計補正予算
- 第34号 令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 報第1号 公平委員会の事務の受託の専決処分報告

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

前田公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、刈谷公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

また、門田人事委員長から、所用のため本日

の会議を欠席し、成瀬人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」から第34号「令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算」まで及び報第1号「公平委員会の事務の受託の専決処分報告」、以上35件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

23番武石利彦議員。

(23番武石利彦君登壇)

○23番（武石利彦君） 議長のお許しをいただきましたので、一燈立志の会を代表いたしまして質問を始めさせていただきます。

さて、昨年の12月議会におきまして、私は本県の人口減少の現実を直視し、賢く縮む、いわゆるスマートシュリンクの発想を県政運営に取り入れるべきだと提案をいたしました。濱田知事が4Sプロジェクトを立ち上げ、スマートシュリンクに向けて動き出されましたことは、大いに評価したいと思います。

人口が減りましても生活の利便性が失われないよう、行政サービスや公共交通、医療、福祉、教育などの生活機能を賢く再配置し、地域の暮らしの質を維持する取組は、量的拡大を競った時代から、質を保ちながら持続する地域への転換を図る重要な挑戦と言えましょう。一方で、それぞれ対象となります地域や関係機関の現場からは、利便性が低下するのではないか、地域が切り捨てられるのではないかとといった声が根強く、縮小の方向性に対します県民の不安は決して小さくありません。

本日は、こうした現状とともに全国の先進事例を踏まえつつ、本県の今後のスマートシュリンクの在り方について質問をさせていただきます。

まず、昨年の私の提案後に進められてまいりました4Sプロジェクトにつきまして、現行での進捗状況や手応え、今後の展望につきまして知事にお伺いをいたします。

次に、スマートシュリンクをうまく導入している自治体の一つ、岡山県美咲町は、公共施設の統廃合・拠点集約を住民と議論しながら計画的に実施。小中一貫教育や多世代交流施設など、縮むと同時に質を上げる取組を展開しております。北海道松前町では、ビジョンを策定して人口減少を前提とした将来の土地利用、公共施設の方向性を提示しております。

次に、富山市では、次世代型路面電車、いわゆるLRTを軸としたコンパクトシティ戦略を推進し、郊外に拡散した都市機能を公共交通沿線へ誘導し、居住、医療、商業などの生活拠点を鉄道ネットワーク上に再集約することにより、人口減少下でも利便性と経済性の両立を図っております。これにより市民の外出機会が増え、高齢者の生活満足度も向上するなど、社会的便益が確認をされております。また、栃木県宇都宮市では、2023年に開業したLRTもこれに類するものでございます。

こうした自治体に共通しておりますのは、1、守るべきものの明示、2、拠点の集約と交通・デジタルの組合せ、3、住民参加による縮小計画の合意形成という戦略的で前向きな縮み方を示している点であります。

ポイントといたしましては、1、将来推計や目標年次をビジョンで明示、2、ワークショップや住民投票的手法といった合意形成プロセスによる住民参加の仕組みづくり、3、試行から評価、次に拡大へとループを回す段階的で柔軟

な実行計画、4、移動・医療・福祉面での弱者保護を最優先、5、学校やごみ処理施設の立地など隣接自治体との役割分担を通じた地域間連携が挙げられます。

一極集中の本県では、地域拠点を点として整備して、それを生活交通やデジタルネットワークという線で結び、全体として暮らしの利便性を保つ分散型スマートシュリンクモデルを構築することが有効ではないかと私は考えます。

地域ごとの小規模複合拠点に、行政・医療・福祉・防災・買物機能を集約し、オンライン行政手続や遠隔診療などデジタル技術の活用によってサービスを補完するなど、地域に寄り添った多様な形が想定できるはずであります。加えて、全国の成功例では、住民参加のプロセスが極めて重視されています。岩手県矢巾町では、住民自らが将来世代の立場で議論する取組を行い、成果を上げております。

こうした事例を踏まえますと、住民が参加して将来の地域の形を議論した上で、1、生活利便性を守るインフラの再整備、2、交通・デジタルネットワークの再構築、3、中山間地域を含めた分散型スマートシュリンクの推進を一体的に進めていくことが必要ではないかと考えます。そこで、このような考え方に対します知事の御所見をお伺いいたします。

次に、観光、インバウンド、地域ブランド戦略についてお伺いいたします。

人口減少が続く中で地域に新たな経済の流れを生み出す原動力となりますのが観光と地域ブランドであります。幸い、高知県には豊かな自然、歴史、食文化、人情という強みがあります。これらを磨き上げ、国内外からの人の流れ、物の流れ、投資の流れを呼び込むことが地域経済の再生にとって不可欠であります。

近年は、台湾、韓国、香港をはじめとする東アジア圏からの観光客が増加傾向にあり、県も

重点市場として連携を進めてこられました。特に、台湾との交流は、台北市立動物園と高知県立のいち動物公園との友好提携や、観光・教育・産業面での相互交流という具合に広がりを見せており、今後に向けて期待が膨らむところであり、こうした国際的なつながりを一過性のものとせず、地域経済に定着させるためには、観光、輸出、文化交流を三位一体で推進することが必要だと私は考えております。

そこで、航空路線の拡充支援、通訳ガイド・多言語案内の強化、海外プロモーション体制の人材育成など、県としての支援強化について知事に御所見をお伺いいたします。

また、県産品の輸出促進につきましては、海外バイヤーとのマッチングや電子商取引の拡充、現地販売拠点の設置支援などが重要であります。台湾や韓国では高知のユズやカツオ、ブンタンなどの評価が高まっておりますが、まだまだ県内の中小事業者が輸出に踏み出せていない現実があります。

そこで、小規模事業者が安心して海外展開に参加できますよう、県として商談支援・翻訳・物流の面での包括的支援を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、知事に御所見をお伺いいたします。

さらに、地域ブランディングと地場産業である農林水産業、加工、観光を連動させた地域の稼ぐ力の創出についてお伺いいたします。県内には、地域資源を生かした優れた取組が既に数多くあります。馬路村のユズ製品のブランド展開、四万十町の栗・芋加工商品、室戸市の海洋深層水を活用した水産加工、須崎市や中土佐町のカツオ一本釣り観光など、地域の特色を生かして成功している事例などでございます。これらに共通いたしますのは、1次産業、加工、観光が連携し、地域全体で付加価値を生み出していることでもあります。こうした成功事例を県内

の他の地域へ波及させるためには、県がハブとなってノウハウを共有し、商品開発、人材育成、販売戦略を一体的に支援する取組が必要だと考えます。

例えば、これらの成功モデルを全県展開するためのプラットフォームやファンドのような仕組みづくりなど、県としてどのように取組を進めていくお考えか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、中山間地域政策についてお聞きいたします。

中山間地域の主要産業であります農業をSDGs、持続可能な発展という視点に沿って環境、経済、社会の各側面から捉えてみます。まず、環境面ではありますが、農業に由来する温室効果ガスにつきましては、水田や牛のげっふから排出されるメタンガスや、農耕地に投入した肥料から発生する亜酸化窒素などの排出が避けられません。

また、畜産分野では、家畜ふん尿の適正処理や再利用が課題となっております。近年は全国的にバイオガス発電や堆肥の地域循環利用が進んでおり、高知県内でも家畜ふん堆肥を活用した耕畜連携の取組が広がりつつあります。この取組をさらに広げていくためには、家畜ふん堆肥を活用して化学肥料の使用を抑え土壌を健康に保つ有機農業や環境保全型農業を推進する取組が重要と考えますが、これらは、単に環境保全に資するだけではなく、健康志向の高まりや海外輸出を見据えたブランド力強化にもつながります。

環境への負荷を減らしつつ、地域資源として活用する仕組みを広げるため、県として有機農業の推進や有機農産物の販路拡大に向けた方策をどのように展開していかれますのか、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、経済面から見ますと、県内の農業は担

い手の高齢化が進み、生産性の向上と経営の安定化の両立が課題となっております。AI、IoT、ドローンなどを活用したスマート農業は、省力化や作業安全性の面で大きな効果を持ちますが、導入コストが高く、個人経営では負担が大きいのが実情であります。

共同利用機械の配備や、若手・女性・地域組織によるスマート共同経営体を支援する枠組みを広げるなど推進体制づくりが必要と考えますが、どのように取り組んでいかれるお考えでしょうか、農業振興部長にお聞きいたします。

社会的側面では、マンパワーの確保と地域コミュニティの維持が大きな課題であります。農業分野は若い就業者数の減少が顕著であります。一方で自然の中で働きたいという都市部の若者のニーズは高まってきております。

これを好機として捉え、農業の魅力をさらに高める取組とともに、U・Iターン希望者や地域おこし協力隊を積極的に受け入れる取組が必要ではないでしょうか、また女性や高齢者も多様な形で活躍できますよう、柔軟な就労形態を支援するなど、誰一人取り残さない地域産業としての施策展開が必要だと考えますが、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、営農支援の在り方や方向性についてお伺いいたします。県内の中山間地域は耕地が狭く傾斜地が多いため大規模機械の導入が難しく、効率的な営農が進みにくいといった現実があります。よって、地域の特性に合った小型・軽量・スマート農機の導入支援をさらに拡充すべきだと考えます。あわせて、共同利用施設や集落営農組織による機材のシェアリングを進め、狭い圃場を相互に活用できる仕組みを整えますことで、生産効率の向上とコスト削減を図ることも視野に置くべきだと考えます。

県として、本県の中山間地域の地理的・環境特性に沿った現場目線のスマート農業をどのよ

うに進めていくお考えか、農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

また、高齢農業者の生産寿命を延ばすために、軽作業用農機具への補助やリース制度、農地整備や用水路改修への支援、農作業ヘルパー制度の充実などを進め、またさらには地域で支え合う仕組みづくりを進め、若者や女性と高齢農業者との協働を促す世代間協働農業モデルを推奨し、経験の継承と労働力の補完を図ることも重要ではないでしょうか。近年は、都市部からの移住者や地元出身の若者が新規就農を志すケースも増えておりますが、就農後の経営安定までの支援が十分とは言えません。初期投資の軽減、販路開拓の支援、地域メンター制度の導入など総合的なサポート体制を構築することが必要であります。

また、女性農業者が加工、販売、観光など多面的な分野で活躍されており、その感性と発想が地域の新しい価値を生み出してくださっております。

女性が主導する経営体や商品開発を支援するための女性農業リーダー育成プログラムの創設など、県として後押ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

次に、畜産経営に関しましては、近年の飼料価格高騰、燃油・資材コストの上昇、担い手の減少などで大変厳しい環境が続いております。特に、中小規模の畜産農家や家族経営体は後継者不足が深刻であり、事業継続そのものが危ぶまれる状況も見られます。また、輸入飼料の価格高騰が経営を圧迫しております。加えて、家畜伝染病の発生リスクや温暖化の影響による暑熱対策など、生産現場では多様な課題が山積しております。

また、飼料自給率の向上も欠かせません。輸入飼料価格の高騰や物流不安の中で、県産飼料

用米やWCS用稲の生産を進めますとともに、水田や耕作放棄地などを飼料生産の場とする耕畜連携の循環型生産体制の拡充が求められています。また、酪農分野では、乳価の見直しはされておりますが、生産コストの上昇が重なり、特に設備更新や搾乳ロボット導入に係る初期投資が重い負担となっております。

県として、このような苦境にあえぐ畜産経営の現状をどこまで把握しておられますのか、また飼料用米やWCS用稲の生産支援、機械導入への助成、水田や耕作放棄地などを活用した地域循環型畜産モデルの構築など、今後どのような具体策を講じていかれますのか、農業振興部長の御所見をお聞きいたします。

人材確保と後継者育成も難題であります。畜産や酪農の現場では労働時間が長く、休日に取りにくいといった課題もあり、若い世代の参入が進みにくい現状があります。

これを打開するためには、ICTやスマート畜産技術の導入による作業効率化、作業受託組織の活用など、新しい経営モデルの構築が求められます。こうした側面への支援の強化につきましても、併せて農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

次に、担い手支援と人材育成の重要性は林業分野におきましても同様であります。本県は全国一の森林県でありながら、林業を取り巻く環境は依然として厳しく、林業従事者の高齢化、労働力不足、路網整備の遅れなど課題が山積しております。

しかしながら、一方で自然と共に働く職業として林業に魅力を感じ、県外から移住して就業される若者も現れております。林業大学校の入校者も途切れず、地域おこし協力隊員として林業に従事するケースも少なくないわけですが、こうした流れを押し広げていくためには、今まで以上に林業の魅力を分かりやすく発信し、

安心して働ける環境を整えることが不可欠であります。

具体的には、林業大学校や研修センターでの実践的な教育の充実、資格取得支援、就業後のフォローアップ体制の強化など、キャリア形成を支援する仕組みに加え、林業を危険な職業から誇りある地域産業へと転換するために、デジタル技術やスマート林業の推進が欠かせません。

また、女性の参入支援も重要なテーマであります。森林調査、ドローンによる測量、施業計画、苗木生産、販売、広報など多様なフィールドで女性が活躍できる可能性があります。女性が安心して働ける職場環境の整備とともに、林業女子ネットワークの構築、女性リーダー育成研修の開催など、県としてもっと踏み込める支援策があるはずであります。

そこで、スマート林業の推進により、若者や女性も参入しやすい方向へどのように取り組まれるお考えか、担い手対策の方針を林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、鳥獣被害対策についてお聞きします。御承知のとおり、本県の中山間地域では農地の荒廃や担い手の減少に伴い鳥獣被害が深刻化しております。農業者が丹精込めて育てた農作物が一夜にして荒らされる被害は、経済的損失にとどまらず、農業意欲そのものを失わせ、地域の維持にも影響を及ぼします。実際には鳥獣は県境、市町村境を自由に行き来しますので、個別自治体の努力だけでは被害を抑え切れない状況がございます。そのため、県境や市町村境を越えた情報共有と一体的な捕獲管理体制が必要であると考えます。

具体的には、猟友会、農業団体、行政が連携し、広域鳥獣害対策協議会のような仕組みを構築し、捕獲区域や生息分布データをリアルタイムで共有できる仕組みづくりを進めるべきではないでしょうか。また、捕獲を担う人材の高齢

化も課題であり、若手ハンターの育成・参入支援、ICT機器を活用したスマートトラップやセンサー監視の導入など、新しい世代が関わりやすい環境整備も求められております。

そこで、今後さらにどのような対策の強化を図っていくお考えか、人口減少・中山間担当理事に御所見をお聞きいたします。

次に、高知版就労支援モデルについてお聞きいたします。中山間地域の農林業におきまして若手の確保は最重要課題であります。仕事の見通しが持てない、住まい・仲間・学びが分断されている、技術習得と収入の両立が難しいという参入障壁を崩す先進的な取組が他県では既に見られております。

例えば、農業分野では、岐阜県のスマート農業推進センターは、小型機械やドローン、データ栽培を用いた省力・高付加価値の現場実習を提供しております。また、福井県若狭町のかみなか農楽舎のように地域課題に即した小規模多品目販売までを束ねる実践塾が機能し、就農後の孤立を防ぐ取組もされております。

林業分野では、岐阜県の森のジョブステーション型人材育成拠点、座学、安全、現場OJT、就労あっせんまでを一気通貫で運用して、離職率を下げる取組を行っております。これらは本県の中山間地域にも親和性が高いものであると考えます。以上を踏まえまして、私は高知版の若者就労支援を次の5本柱で提案いたします。

第1に、学ぶ、働く、住むの一体化であります。県内3から4ブロックに実践拠点を配置し、1つ、安全、基礎技術、収益設計を身につける短期ブートキャンプ、2、半年から1年の有給OJT、3、地域企業、森林組合、集落営農へのマッチング、これらを一気通貫で提供するのであります。また、入職初期の収入不安を抑えるための給付つき訓練や、空き家を活用した研修生の住居整備を並行して進めるのであります。

第2に、スマート小型化と共同利用の徹底であります。中山間に適した小型・軽量機械、ドローン、簡易センサー等の導入を、共同利用を前提とするリース、サブスクで支援するのであります。県が機械選定と整備、保険を束ね、若者や女性にも扱いやすい機材パッケージを提示して、1人で回せる現場を増やします。

第3に、女性とU・I・Jターンに特化したキャリア設計であります。林業では、森林調査、ドローン測量、苗畑、木工、広報など職域の可視化を行い、短時間正社員、ジョブシェアを導入いたします。農業では、加工、ブランディング、オンラインストア運営を学ぶ場を併設し、6次化とアグリツーリズムを職能として位置づけます。女性メンター制度と、安全・体力配慮の現場設計を標準化して離職防止につなげます。

第4に、地域収益モデルの複線化であります。単一作目、原木売りに依存せず、小規模多品目と加工、直販、体験を複合してリスク分散を図ります。林業では、間伐材を、まき、チップ、DIY材として地域内利用をしたり、キノコや山菜といった特産物の生産などと組み合わせることにより、年間キャッシュフローが落ち込まない仕組みを拠点ごとにつくるのであります。

第5に、データで追うKPIと資金循環であります。拠点ごとに就職・定着率、3年後の売上げ、労働安全、女性比率、地域還元額を公開。成果に応じて成果連動助成や地域ファンドを組み合わせ、民間の協賛と大学、企業の技術連携を呼び込むのであります。

中山間地域の農林業を厳しい現場から選ばれる仕事へ転換するためには、学び、生活、仕事、仲間を1つの体験として束ねる発想が不可欠であります。

さきに述べました5つの提案や全国の先進事例を踏まえつつ、本県の中山間地域の実情に即

した高知モデルの若者就労支援を今後どのように進めていかれますのか、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、高齢者と子育て世代への支援についてお聞きいたします。中山間地域に住まう高齢者が、まずもって直面しておりますのは、交通インフラの脆弱さに起因する移動困難であります。地域によりましては、住民が運転を担う自家用有償運送やデマンド型交通が試行されておりますが、これも運行経費や担い手不足の課題を抱えております。

加えて、中山間地域におきましては、商店の閉鎖や診療所の減少により、買物難民、医療難民と呼ばれる状況が広がりつつあり、こうした現状につきましては移動販売の充実、ICTやデジタル技術を活用した遠隔診療、地域包括ケアシステムの充実、オンライン買物支援など方途は多岐にわたると考えられます。特に急務なのは独居高齢者の増加に伴う見守り体制の強化でありまして、自治体や社会福祉協議会による見守り活動に加え、郵便局、新聞販売店や民間企業など、地域に根差した組織が協力し合う多層の見守りネットワークの構築がますます重要になっております。

高齢者の見守り体制について、こうした多層的なネットワークも念頭に、県としてどのような方針で取り組んでいかれますのか、子ども・福祉政策部長に御所見をお伺いいたします。

さらに、高齢者が支えられる側ではなく、支える側として地域に関わり、生きがいを持って暮らせる環境づくりも欠かせません。例えば、地域の公民館や空き家を活用したふれあいサロンとか世代間交流カフェの設置や、また趣味や特技を生かしたボランティア活動や、農業、工芸、文化の継承など、高齢者自身が主役となる場づくりを県として後押しすべきだと考えます。

こうした高齢者の生きがい支援、交流の場づ

くりについて市町村やNPOと連携してどのように推進していかれますのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

次に、子育て世代の定住や移住を妨げている要因として、1、医療、保育、教育などの生活基盤サービスの不足、2、交通や買物など日常生活の不便さ、3、子育てを支える仲間やコミュニティの希薄化、4、仕事と家庭の両立の難しさなどが挙げられます。

そこで、私からここで3点提案をさせていただきます。1つ目は、子育て支援の地域拠点化であります。例えば小児医療、保健、保育、相談、子育て仲間づくりの機能を一体化した地域子育てセンターを町村ごとに設置し、現在設置が進められているこども家庭センターを、より現場に近い場所で機能的に運営できるように強化する考え方でありまして、遠隔医療やオンライン相談、育児教室のデジタル化などによって、距離を超える支援を進めることも考えられます。

2つ目は、地域ぐるみの子育て支援であります。中山間地域には昔からの助け合いの文化や人のつながりがあります。この地域力を子育て支援にも生かし、退職世代や地域ボランティア、NPOなどが子供の送迎や見守りを担う仕組みをつくれれば、若い方々の世帯の負担を軽減できます。徳島県上勝町では、地域住民による子育て応援隊、長野県阿智村では、高齢者と子育て世帯が共に活動する世代間交流型子育て拠点が成果を上げておりますが、本県でも地域全体で子育てをするという新たな仕組みを推進すべきだと考えます。

3つ目は、働き方と暮らし方の両立支援。これはリモートワークや副業、短時間勤務などを活用して、子育て中でも柔軟に働ける仕組みづくりを企業、行政、地域が連携して広げることを意味します。特に、女性の再就職支援や子育て中の父親の育児参画を県として後押ししてい

ただきたいと思います。

そこで、これらの提案を踏まえ、地域社会全体で子供と家庭を支える体制をどのように強化していかれるのか、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、若者定住策についてお聞きいたします。中山間地域で決定的に不足しておりますものはマンパワー、それも若年層であります。しかしながら、県内でも地域おこし協力隊の卒業生など、県外から中山間地域に来られた若者を中心に、少しずつ地域資源を生かして、農業や林業、観光、地域ビジネスなどに挑戦する若者が増えてきておりますことは明るい材料だと言えましょう。

ただ、こうした若者が地域に根を下ろすためには、住む場所だけではなく、働く場所、交流の場、学ぶ機会が一体となって整備されることが重要だと考えます。その意味で、県が進めます地域振興戦略や移住促進施策におきましても、移住後の就業支援や起業支援、地域コミュニティへの円滑な参画支援が不可欠だと考えます。

例えば、地域に眠る空き家をリノベーションしたシェアオフィスを兼ねた住居への整備や、地域の高校生、大学生と移住者をつなぐ地域交流拠点などがあれば、中山間地域で若者が暮らしと仕事を両立できるのではないかと考えます。

このような環境づくりをどのように進めていかれますのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いいたします。

また、U・I・Jターン促進に向けた県内外での情報発信の強化も必要であります。都市部における就職フェアや移住相談会の開催に加え、SNSや動画、メディアを活用した若者向けの情報発信、そして実際に地域で活躍する若者のモデル紹介を通じて、高知で生きる魅力をリアルに伝える取組が求められます。

こうした共感型発信を今後どのように充実させていかれますのか、人口減少・中山間担当理事に御所見をお聞きいたします。

一方、現在は高知県内でも多くの市町村が協力隊を受け入れており、農林業や観光振興、商店街活性化など地域づくりの最前線で活躍していただいておりますが、任期満了後に地域に定着できず離れるケースも多々あり、せっかく培った人材や経験が地域に残らないという課題もございします。このため、協力隊を3年で終わる制度ではなく、地域を担う人材育成の入り口として位置づけることが重要だと考えます。

任期中から起業支援や地域事業者とのマッチングを行い、任期終了後も継続して働ける仕組みを整える。さらに、協力隊OB・OGのネットワークを構築して経験を共有する場を県として支援する。こうした視点も大切だと考えます。

県として、今後どのように協力隊の取組を強化していかれますのか、人口減少・中山間担当理事の御所見をお聞きいたします。

また、地域おこし協力隊の活動が行政依存型にならず、地域住民との協働によって進められますよう、住民参加型の受入れ体制の強化も重要でございます。

協力隊が地域に溶け込み、住民と共に、地域の夢を描き実現するようなサポートが必要だと考えますが、この点、知事に御所見をお聞きいたします。

申し上げたいのは、若者の定住、活躍は単なる人口政策ではなく、地域の希望をつくる政策であるということであります。若者が地域を選び、地域が若者を受け入れ、互いに育ち合う、そうした循環をつくり出すことが真の地方創生につながると私は確信をしております。知事には、若者の夢と地域の未来をつなぐ取組を高知モデルとして全国に力強く発信していただきたいと思ひます。

最後に、土佐人のアイデンティティー教育についてお聞きいたします。

私は、27年近く県議会議員として県政に携わってまいりました。その中で痛感しておりますのは、やはり深刻な人口減少が象徴する郷土の疲弊ぶりであります。地元の高校を卒業した多くの生徒が大学進学や就職を機に県外へと出ていき、大半が戻ってこないという現状があります。このままでは、地域社会の担い手が確保できないまま、産業も文化も次第に縮小していくことが強く懸念されるのであります。しかし、一旦高知を後にしましても、必ず帰りたくなる理由があれば展望が開けます。その理由を若いうちから心に刻み込む、その仕組みづくりを人口減少対策の根っこに据えるべきだと私は考えます。

そこで、提案したいのが、土佐人アイデンティティー教育の推進であります。すなわち、郷土の歴史や文化、先人たちの生き方を学校教育や地域課題を通じて体系的に学ぶ機会を設けることでもあります。AIに土佐人のアイデンティティーとは何かと問いかけてみました。すると、自由闊達で自分の筋を通し、陽気で人懐っこい、自然や歴史に根差した誇りを持つと答えました。いごっそうとはちきん、社会性を引き立てる酒の文化、自然が圧倒的に近く、山海の恵みが生活に根づいている、そして坂本龍馬を筆頭に改革、自由、挑戦を象徴する人物を多く輩出したことから、新しいものを恐れず挑むのが土佐人氣質と解説をします。よさこい祭り、カツオのたたき、方言への愛着など、郷土愛の代名詞となります。つまりは、自分たちの文化を誇りに思う気持ちが、こじゃんと強いわけであります。

言われてみればそのとおりでありまして、志士に限らず、岩崎弥太郎、寺田寅彦、牧野富太郎、吉田茂など我が道を生き抜いた土佐の先人たちは数知れず、いずれも土佐の一隅から日本

全体を見据えて、自由と改革・挑戦の精神を体現されました。共通いたしますのは、固定観念にとらわれず、志を持って時代に挑む自由闊達な気風、仲間を大切にする絆、そして困難を恐れず前へ進む行動力であります。

まさにこれこそが土佐人のアイデンティティーの要諦であり、郷土の誇りであると思います。この土佐人の肝を子供たちや若者にしっかりと根づかせることが将来の高知を支える人づくりにつながると確信をしております。

具体案を二、三挙げてみます。小・中・高それぞれの段階で郷土学習を体系的に位置づける。例えば、小学校では地元の自然や祭りを題材にした地域体験学習、中学校では郷土の偉人をテーマとした探究学習、高等学校では地域課題を自ら調べ発表する土佐未来プロジェクトなどを設ける。また、学校教育だけではなく、地域全体で若者の郷土意識を育てる工夫も必要でありましょう。地元企業やNPO、移住者などが協力して子供たちと語り合う土佐人サミットや、県外在住の高知出身者とオンラインでつなぐUターンカフェなどを定期的に関催すれば、いつか高知に戻りたいという思いが自然と芽生えるはずであります。

さらに、観光や文化政策ともリンクさせ、偉人の足跡を巡る土佐人スピリットルートづくりや、若者が自ら企画・運営に参加できるイベントの仕組みを整えることも一案であります。こうした継続的で通年展開される取組を通じることによりまして、高知で学び高知で生きる誇りを持つ若者を育てていければと思います。

県はこれまで高知家ブランドを掲げ、県民一人一人が家族のように支え合う地域づくりを進めてこられましたが、その心を深く掘り下げるためにも、土佐人アイデンティティー教育推進プロジェクトの立ち上げをぜひとも御検討いただきたいと思っております。

これらはあくまで私の考える具体策の例示ですが、高知を愛し、高知の未来を担う若者を育てることは、何よりも地方創生であります。坂本龍馬が「日本を今一度せんたくいたし申候」と言ったように、今こそ私たち自身が高知を新たに磨き直すときであります。

県民の誇りを胸に、未来へ挑む若者を育む教育の充実を強く要請いたす次第でございます。以上につきまして知事の御所見を求めまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 武石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆる4Sプロジェクトの現在の進捗状況、手応え、今後の展望についてお尋ねがございました。

この4Sプロジェクトでは、現在5つの重点プロジェクトにつきまして、プロジェクトごとに合意形成に向けた議論を進めております。例えば、消防広域化におきましては、新たな広域連合の設置によりまして、県内の消防本部機能を1つに統合するということを目指し、全ての市町村長、消防長に参画をいただきまして、消防広域化基本計画あり方検討会での議論を重ねてまいっております。

また、県立高校の振興・再編では、学校と地元市町村とのコンソーシアムを構築いたしまして、中山間地域などの小規模校のさらなる魅力化に向けた検討を進めております。

地域公共交通の確保におきましては、県内のブロック単位で、先行いたしました中央地域を除きます6つのブロックでのワーキンググループを立ち上げました。持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた議論を始めているところであります。

各プロジェクトの大きな方向性は、おおむね市町村あるいは関係者の間での賛同を得ており

まして、その下で、目指す姿に向けて着実に検討が深まってきているという手応えを私自身感じております。

一方で、例えば消防の広域化におきましては、財政事情あるいは人材確保の切迫度などの相違がありますことから、都市部、そして中山間地域の間において自治体間では、いわゆる温度差があるということがございまして、合意形成に向けては、なお多くの課題がございます。しかしながら、少子高齢化が先行いたします課題先進県であります本県には、人口減少に適応するという前例のない試みに挑戦をし、公共サービス改革をリードしていく、そういった責務があると考えます。本県が全国に先駆けて始めましたこの4Sプロジェクトの取組は、全国知事会あるいは全国メディアからも注目をされておきまして、その意義については県外の方々からも認知をされてきているというふうに感じております。

引き続き、個々の重点プロジェクトにつきまして、市町村間の合意形成をしっかりと図りながら、全国のモデルとなるような取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

また、将来的には、現在の重点プロジェクト以外の様々な分野におきましても、公共サービスの持続可能な提供体制への見直しを検討する必要が生じるのではないかと考えております。その際には、重点プロジェクトを進める中で得られた知見を生かしながら、集合、伸長、縮小、創造、この4つのキーワードに沿いまして、公共サービスの提供体制の在り方の改革に挑戦をしてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる分散型のスマートシュリンクの推進についてお尋ねがございました。

議員から御提案ございました地域拠点を整備して、これを交通あるいはデジタルのネットワークで結んでいくという分散型スマートシュリン

クは、中山間地域版のスマートシティーとも言えるような意味を持つのではないかというふうに考えます。この発想は、人口が比較的少ない中山間地域の自治体でも住民の利便性を高め、安心して暮らし続けられる町あるいは村づくりを可能にするというふうに受け止めております。

この4Sプロジェクトでは、スケールメリットを目指して複数の事業者が集合をし、真に必要なサービスは伸ばさせるという考え方の下で、生活インフラの再配備も含めました公共サービス提供体制の在り方の改革に取り組んでおります。この再配備を行います上では、個々のプロジェクトの中でも、サービスの性質に応じて例えば専門性が高く、高度で特殊なサービスは広域的に集約をしてスケールメリットを発揮させる、一方で普遍的、基礎的なサービスについては、これはできるだけ住民の生活圏に近いところに残していくといった、サービスの性質に応じた仕分が必要ではないかと考えております。

一例を申しますと、消防広域化においては、指令業務につきましては全県で1つに統合する、これについてはスケールメリットを追求していくという一方で、地域の現場力を高めるという観点から、県内の消防署所、この40か所の消防署所を管轄いたしますために、6つの方面消防本部を設けまして、ここに例えば事業所向けの予防業務は集約をしていくといった形での再配備を検討いたしております。

また、周産期医療体制の確保におきましては、県内のどの地域でも安心・安全に出産が可能な体制を構築したいと考えまして、中央、安芸、幡多、この3つの保健医療圏での分娩体制を確保するという考え方に立っております。

地域公共交通におきましては、ただいま申し上げましたように、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指して、県内の6ブロック、

中央地域を除きますれば6ブロックに分かれますが、これにおきまして、地域の実情を踏まえた交通体系の構築を図る考えであります。

このように、行政サービス、公共サービスの性質に応じて最適な提供体制を構築し、さらにデジタル技術の活用などによりまして地域の利便性を高めてまいります。

こうしたことから、議員から御提案ございました分散型スマートシュリンクは、4Sプロジェクトにおきます身近な生活インフラの再整備を進める際の考え方に相通ずるものというふうに受け止めているところであります。

次に、観光振興に関連いたしまして、航空路線の拡充の支援などインバウンド誘致の強化策についてお尋ねがございました。

人口減少が進みます中、海外との経済・文化交流を促進していきますことは、県経済の持続的な発展に向けまして必要不可欠と考えております。こうした取組を進めます上で、海外との往来手段のベースとなります交通インフラを充実させていくことは重要であります。

現在、台湾便は搭乗率が9割を超え順調に推移をいたしております。今後は、経済交流をはじめ、よさこい、マラソンなどの文化やスポーツ面での交流、さらには教育機関の連携など、交流のパイプを太めていくということで、航路の安定につなげたいというふうに考えております。

新たな航路の誘致におきましては、国際線ターミナルビルの完成を見据えて、韓国の航空会社に積極的にセールスを行っております。議員にも御協力をいただいております。御礼申し上げます。視察に訪れました複数社からは、冬場のゴルフ、牧野植物園、カツオのたたき、こういった高知県の観光資源を通じました旅行需要が期待できるといった声もいただいております。一定の手応えを感じております。

受入れ環境の面におきましては、旅行の満足度を高めるために、本県の文化あるいはストーリーをお伝えする通訳ガイドの育成を強化してまいります。また、観光事業者や飲食店などにおきまして多言語による商品案内、あるいはキャッシュレス化を促していくということにより、さらなる消費の拡大につなげます。プロモーションの体制におきましては、海外の航空会社、旅行会社のキーパーソンと良好な関係を構築いたしまして、本県の魅力を理解していただくということで、効果的なセールス活動につなげたいと考えます。

こうした一連の取組を通じまして、世界から旅の目的地として選ばれる高知県を目指してまいります。

次に、小規模事業者の安心した海外展開に向けた包括的な支援につきましてお尋ねがございました。

本県では、現在、食品輸出に取り組む事業者の約半数が20人以下といったような小規模な事業者となっております。また、言葉の壁、市場情報の不足、さらには商習慣の違いなどから、輸出に関心がありましても、その第一歩を踏み出しにくいといった事業者が多いという状況がございます。こうした不安を乗り越えまして、小規模事業者が安心して海外に挑戦をしていくためには、海外展開に関します情報提供、あるいは商談支援など、切れ目のないサポートが必要であると考えます。

一方で、高知の商品には、豊かな自然環境や食文化、さらには歴史や暮らしに根差した魅力があるというふうに考えます。こうした高知ならではの価値を磨き上げまして、価格による競争ではございませんで、価値で選ばれる高付加価値の商品、こういったステージへと高めていくということが、海外展開におきます重要なポイントと考えます。

このため、県におきましては、海外に販路を持ちます国内外の商社とのマッチング、あるいは商談機会の創出を進めております。あわせて、商品づくりから商談支援、輸出手続までを一気通貫で支援できる体制をジェットロ、高知県貿易協会、高知県地産外商公社などの関係団体と連携をして構築いたしております。

県といたしましては、こうした取組を一層強化いたしまして、小規模事業者が安心して海外市場に挑戦のできる、そうした環境づくりを進めます。それにより、高知の魅力ある商品の輸出拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、地域全体で付加価値を生み出す成功モデルを全県に展開するための取組についてお尋ねがございました。

お話にございましたように、本県では、四万十町の栗や芋、日高村のトマトなど、地域に根差した資源を活用し、地域全体で付加価値を生み出す、こうした好事例が生まれてまいっております。こうした事例が誕生する背景には、地域の事業者が生産段階から加工・流通・販売に至るそれぞれの段階で知恵と工夫を重ねてこられた、こうした努力の積み重ねがあつてこそであります。

県といたしましても、こうした取組を加速させますために、産業振興計画の地域アクションプランに位置づけますことで、ソフト面からハード面までの多角的な支援を行ってまいりました。具体的には、県内7ブロックに設置をいたしました地域本部が中心となりまして、施設整備への補助や個々の課題に応じた専門家の派遣など、きめ細かな伴走型の支援を行ってまいったところであります。また、地域本部ごとに開催をいたしておりますフォローアップ会議において、市町村長、産業団体の関係者の方々と成果や課題を共有いたしまして、優れた事例の横展開も図ってまいりました。

今後、地域の稼ぐ力をさらに高めてまいりますためには、様々な事業者がお互いに強みを持ち寄り、そして連携をし、新たな価値の創出を目指す、こうした取組がこれまで以上にポイントとなってまいります。そのため、地域本部が地域の事業者同士を有機的につなぎまして、地域連携を促進する役割を十分に発揮できますよう、この地域本部について必要な体制の強化について検討してまいります。

次に、本県の中山間地域の実情に即した若者就労支援についてお尋ねがございました。

中山間地域におきまして、若者や女性の就業、定住を進めますためには、相談の段階から定着まで、地域でしっかりと支えていくことが必要になります。お話がございました福井県のかみなか農楽舎の事例は、学ぶ、働く、住むを一体化して取り組むことで成果が上がっている事例だと伺っております。このような取組は、地域外からの新規の参入者の受入れ、定着のためには非常に大事な視点を含んでいるというふうに考えます。

本県におきましても、農業、林業それぞれの分野におきまして、相談から研修、就業、定着まで一貫した支援を行っております。

まず、農業分野におきましては、学び、生活、仕事、仲間の情報を産地提案書として取りまとめて発信いたしております。産地全体で新規参入者を受け入れる取組が県内各地で行われております。しかしながら、昨今の資材高騰によります初期投資の規模の増大、あるいは中山間地域の営農条件の厳しさということがございまして、就農後の収入面など、将来の見通しに不安を感じられる相談者もおられます。

このため、有望品目を組み合わせた営農によって売上げを高めていくということ、あるいはスマート農業の導入などにより、中山間地域で安定した経営を行っている事例を整理いたしまし

て、稼げる農業のモデルを提示してまいります。あわせまして、離農される方の機械あるいはハウスなどを有効活用することにより就農の際の初期投資のハードルを下げる、こういった仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。

また、次に林業の分野におきましては、林業大学校におきまして、基礎から実践までの幅広い技術と知識の習得に加えて、安心して学ぶための給付金、あるいは個々の希望に沿った就業支援などを行っております。しかしながら、新たな担い手となる若者の就業促進を行うためには、林業の所得の水準が他産業に比べて低いという課題がございました。

このため、高性能林業機械のさらなる活用によります生産性の向上でございまして、得られた利益を従業員に還元するための仕組みづくり、こういった点で若者の所得向上につながる取組を支援してまいる考えであります。

こうした取組をしっかりと進めますことで、本県の農林業が多く数の若者、そして女性に選ばれる職業となりますように力を尽くしてまいります。

次に、地域社会全体で子供と家庭を支える体制をどのように強化していくのか、お尋ねがございました。

少子化、人口減少が加速をいたします本県におきましては、地域全体で子供を大切にする、そして子育て家庭を支えていく、そうした環境をつくっていくことが不可欠だと認識をいたしております。

そのために、大きく3つの取組が必要だと考えております。1つは、子育て家庭が身近な地域で気軽に相談ができる拠点づくりであります。本県では、現在14市町村がこども家庭センターを設置し、このセンターを中心とした相談支援体制を整備しております。具体的には、センター

が子育て家庭から相談を受けまして課題やニーズに応じて自らサポートを行うという取組のほか、学校や医療、福祉などの関係機関に情報をつなぎ、支援の充実を図っております。このように、センターと地域の関係機関が一体となった支援体制が県内全域で整備されますように、センターの設置をはじめ、市町村の取組を強く後押ししてまいります。

2点目は、子育て支援におきます住民参加の仕組みづくりであります。県内では保育所などで子育て世代の方々が子育てを先輩に気軽に相談できる場、あるいは退職世代の方々が子供を預かり、習い事の送迎などを行うという形で子育てに協力をする、こうした仕組みが広がってまいっております。加えて、あったかふれあいセンターにおきましては、イベントの開催などを通じて、地域の高齢者が子育て世代や子供たちと触れ合うといった多世代交流の取組も進んでおります。特に、中山間地域は、もともと人と人とのつながりが強い地域でありまして、この強みを生かして、ただいま申し上げましたような取組をさらに充実し、高知ならではの仕組みづくりを推し進めます。

3点目は、共働き・共育ての意識の醸成であります。現在、男性の育児休業取得の促進を原動力といたしまして、夫婦で家事や育児の負担を分担するという共働き・共育ての生活スタイルの浸透を図ろうということで県民運動を展開いたしております。この結果、男性の育休取得率を自主的に公表いたします企業などの登録は、これまでに700社を超えるところまで参っております。男性の育休取得も当たり前だという高知県が早期に実現をする、この目標に向けて着実に広がりを見せていくというふうに考えております。今後は、こうした企業などをさらに増やしますほか、男性の実践的な育児参画の促進といった取組も進めます。

これらの施策を通じまして、仕事と子育ての両立が図れますよう、そして共働き・共育ての意識が県民の皆さんにさらに広がってまいりますように力を尽くします。議員の御提案も踏まえまして、以上3つの取組を通じて、地域社会全体で子供と家庭を支える、そうした体制を強化いたしますことで、安心して子育てができる環境を一層充実してまいります。

次に、地域おこし協力隊と地域住民をつなぐサポートの必要性についてお尋ねがございました。

地域おこし協力隊は、今や中山間地域の担い手として欠くべからざる存在となっております。隊員の皆さんには、様々な地域活動を通じて地域への愛着を深め、地域の一員となって住民と協働しながら、地域活性化の牽引役として活躍していただきたいと願っております。

それを実現いたしますためには、地域に少しでも早く溶け込んでいただきまして、地域の魅力や課題を住民の皆さんと共有し共に考えることが大切であります。そのためには、地域側の受入れ体制といたしまして、協力隊と住民との間をつなぐ橋渡し役をお願いできる人材を増やしていくことが必要だと考えております。

このため、県におきましては、地域の相談役として175名の方々を地域移住サポーターに登録いたしまして、移住後の困り事への助言、あるいは住民との交流の場づくりなどに取り組んでいただいております。

また、土佐市におきましては、地元の青年団が協力隊と住民をつなぐサポート団体として活動いただきまして、定期的に交流イベントを開催するなど、市町村独自の取組も展開をされております。加えて、県内の7つの移住支援団体が連携をし、移住者と住民との圏域単位での交流会、あるいは地域側の受入れ体制に関する勉強会を開催するなど、民間が主体となった動き

も広がってきております。

このような活動を県内全域に展開していきま
すためには、住民に身近な市町村の方々と優良
事例を共有いたしますとともに、さらなるサポ
ート団体や人材の育成に取り組む必要があると考
えております。

このため、来年度は協力隊のOB・OG団体
や市町村と連携をいたしまして、地域で橋渡し
役を担います住民や民間団体の育成を行い、隊
員へのサポートを一層強化したいと考えます。

これらの取組を通じまして、協力隊と地域住
民が地域の活性化に向けて共に知恵を出し合い、
実現に向かって協働ができる環境を整えてまい
りたいと考えます。

最後に、土佐人のアイデンティティー教育に
ついてのお尋ねがございました。

高知県民は、みんなが一つの大家族だとい
う高知家のプロモーションにもありますように、
困ったときはお互いに支え合うという温かい思
いやりと情の厚さを備えております。また、自
由は土佐の山間よりという言葉が示すとおり、
自由を愛し多様な価値観を尊重する、そうした
県民性は、先人たちの姿からも見てとれるとこ
ろであります。一方で、いごっそうやはちきん
に象徴されるような、信念にこだわる頑固さが
新しいことに何度でも挑戦する力を与えてくれ
る、そういった側面もあるのではないかという
ふうに感じております。

このような県民性は、全国の中でも特有とも
言うべき土佐人の気質の特色をなしているとい
うふうに考えます。こういった土佐人アイデン
ティティーを子供や若者にしっかりと理解させ、
郷土愛を深めることは、人口減少対策あるいは
県勢浮揚の礎となる重要な取組だと考えており
ます。

このため、人口減少対策のマスタープランと
して策定しております元気な未来創造戦略にお

きまして、地域への理解と愛着を育むキャリア
教育を重点施策に位置づけて、全庁挙げて取組
を進めております。

具体例を幾つか御紹介いたしますと、教育委
員会では、本県出身の偉人を取り上げた副読本
を独自に作成いたしまして、道徳、社会の授業
などで子供たちが郷土の先人を知る学習を推進
いたしております。また、各小中学校では、地
域ごとの魅力ある伝統文化、歴史、地元ならで
はの産業に触れる学習を行っております。本年
度からは、これらの取組に対して財政面での支
援を拡充いたしましたほか、小中学生、高校生
が県内の産業や企業を体験、見学する機会を大
幅に充実しております。

こうしたキャリア教育の取組によりまして、
子供たちに生まれ育った故郷への理解と愛着を
育みますことは、将来的な若者の県内定着につ
ながっていくというふうに考えます。

また、仮に県外に出たといたしましても、高
知のよさ、すばらしさを周りの方々にPRし、
観光面などの後押しをしていただくといった形
で、高知の応援団になっていただけるというふ
うに考えます。また、彼ら、彼女らが将来的に
人生の岐路に立つ、そういった場面もあろうか
と思います。そうした中で、ふるさとへのUター
ンということの決断の背中を後押ししてくれる、
そういった役割も果たしていくのではないかと
いうふうに期待をいたしております。

今後は、子供だけではなく、子供の進路選択
に大きな影響力を持ちます教員あるいは保護者
の方々も巻き込んで、高知の魅力を理解する、
そうした機会を拡充していきたいと考えており
ます。

また、子供たちだけでなく、県民が高知に暮
らすことの誇りを再発見する取組も重要だと考
えます。例えば、本年度からは県の広報番組で、
高知に根差して活躍する方々のリアルな姿を紹

介するようにいたしております。SNSを活用しまして県内外の方々にも発信をいたしております。

そして、観光分野におきましてはキャンペーンを通じまして、各地域で守り、継承してまいりました神楽などの伝統文化をテーマに、地元の方々と一緒に観光商品の造成を行っているところでございます。

このように各分野におきまして高知の魅力を発信し、また再発見する取組を戦略的に行いますことで、若者に選ばれる高知、帰りたくなる高知の実現につなげたいと考えます。私自身も参加しております市内の元気な未来創造戦略推進本部会議でございますとか、若者応援産学官フォーラム、こういった場におきまして、キャリア教育など県民の郷土愛を高める取組について議論をし、その際の充実に向けた御議論、御意見を基にいたしまして、施策のさらなる充実強化を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(農業振興部長松村晃充君登壇)

○**農業振興部長(松村晃充君)** まず、有機農業の推進や有機農産物の販路拡大に向けた方策についてお尋ねがございました。

環境負荷を軽減し、持続可能な農業の実現に向けて、第5期産業振興計画では、有機農業の取組面積を令和4年の146ヘクタールから、令和9年に271ヘクタールまで拡大する目標を掲げて、有機農業の推進や有機農産物の販路拡大に取り組んでいます。

有機農業の推進では、取組面積の多いユズと水稲を戦略的品目に位置づけて、さらなる生産拡大を図るため、収量や品質の向上に向けた農業技術センターでの技術開発や農家の圃場での栽培実証に取り組んでいます。

また、地域単位でまとまった取組を広げたいくため、昨年オーガニックビレッジ宣言を行っ

た馬路村に続く地域の掘り起こしと、宣言に向けた計画づくりを支援しているところでございます。さらに、有機農業に関わる産学官民で構成する高知県有機農業推進協議会において、生産者や関係者の皆様と情報共有や意見交換を行い、有機農業の推進に向けた取組の方向性など議論をしています。

販路の拡大に向けては、本年度商談会における効果的なPR手法を学ぶセミナーを開催するとともに、セミナー受講者の商談会への出展を支援し、そのうち2者が量販店などとの継続的な取引につながっています。また、年内には有機農産物を取り扱うバイヤーを招聘し、生産者の圃場視察を兼ねた商談の場を設けることで販路開拓を支援してまいります。さらには、ヨーロッパでニーズの高いユズについては、有機栽培への転換を進めることで生産量を増加し、輸出の拡大を進めていきます。

今後も、生産から流通までの有機農業に関わる皆様としっかりと連携し、生産や販路の拡大に取り組んでまいります。

次に、機械の共同利用とスマート農業の推進体制づくりについてお尋ねがございました。

農業の担い手の高齢化や減少が進む中、スマート農業は省力化や作業安全性の面で効果が大きいと考えています。その反面、導入コストが高く経済的な負担が課題となっています。その負担の軽減に向けては、複数の農家が集まった組織で、共同してドローンによる薬剤防除や、リモコン式草刈り機による除草などを実施している事例もあり、県では機械導入への支援を行っております。

一方で、スマート農業機械は、機能の追加や新たな技術への置き換わりのスピードが速く、それに応じて新たな知識や操作技術の習得が必要となることから、農家だけで対応していくには負担が大きくなると考えております。そのた

め県では、機械と高度な知識や操作技術を習得した作業者を確保し、作業を請け負うことができる専門の農業支援サービス事業者の利用を推進しているところです。

しかしながら、農作業を依頼したいがどこに相談したらよいか分からないといった農業者の声もあることから、どの地域でどのようなサービスが受けられるかを整理したマップを本年度作成し、情報提供を行っております。

今後、より多くの方がサービスの提供を受けられるようになるためには、農業支援サービス事業者を増やしていくとともに、既存の事業者の請負作業の拡大を図っていく必要があると考えています。このため、新たに取り組む事業者の掘り起こしと、規模拡大に必要な機械の導入への支援を行っていきたいと考えております。

こうした取組により、個々の農家の負担を軽減しながら、効率化、省力化につながるスマート農業の普及拡大を図ってまいります。

次に、マンパワーと地域コミュニティーの確保に向けた、誰一人取り残さない地域産業としての施策展開についてお尋ねがございました。

人口減少や高齢化が進む中山間地域では、新たな担い手となる若者の確保に加えて、女性や高齢者など多様な人材に参画していただくことが農業生産を支え、さらには地域コミュニティーの維持にもつながるものと考えております。

県では、農地が狭いなどの営農条件の厳しい中山間地域でもしっかりと稼げる持続可能な農業経営を実現するため、収量や品質の向上に向けた技術指導や中山間地域に適した品目の提案、さらにはスマート技術の導入支援などにより農業所得の向上をサポートしております。

一方、子育てをしながら営農や他の農業者からの作業受託を行っている方や、中山間地域に移住して農業をしながらアウトドアのインストラクターをされている方など、それぞれの状況

に応じた形で農業に携わっている方々がおられます。こうした方々も地域の農業や農地を守る大切な担い手であることから、農業を継続していくために必要な支援を検討していきたいと考えております。

これらの取組により、中山間地域に定住し、多様な形で農業に携わる方を増やしていくことで、マンパワーの確保と地域の活性化につながってまいります。

次に、中山間地域でのスマート農業への支援についてお尋ねがございました。

本県の中山間地域では、傾斜地が多いことや山あいなどで通信環境がよくないこと、圃場が狭く大型の機械が入らないことなどの課題があり、スマート農業は平野部と比べて導入が進みづらい状況にあります。

一方で、スマート農業の技術は著しく進歩しており、新たな機械の開発も進んでおります。このため県では、スマート農業機械の展示会を開催し、傾斜地でも使用可能なリモコン式草刈り機や、通信環境が悪い農地でも新たな無線技術で利用できる水田センサーなど、本県の中山間地域でも対応できる機械の紹介を行っております。

しかしながら、新たな技術や機械に対して現場で十分に効果が出るのかといった不安の声もいただいていることから、地域での実演会におけるデモンストレーションの実施や、実際の農家の圃場での効果検証を行い、普及を図るところです。

また、スマート農業機械は導入コストが高いことや操作に高度な技術を要することから、複数の農家が集まった組織や作業を請け負う農業支援サービス事業者での導入を進めていくことで、生産効率の向上とコスト削減を図り、中山間地域の持続的な農業経営につなげていきたいと考えております。

次に、女性が主導する経営体や商品開発への支援についてお尋ねがございました。

第5期産業振興計画では、若者や女性への就農支援の強化を位置づけ、就農から経営の安定、さらには加工や販売による付加価値の向上などへの支援を行っております。

女性就農者の確保に向けては、県内の女性が経営の主体となっているロールモデルの紹介や、女性向けの農業体験などを実施し、本県の農業の魅力を発信しています。就農後の経営安定に向けては、栽培技術や経営の研修に加えて、女性が農業機械を使って農作業が行えるよう、女性向けの農業機械の研修を行っております。加工や販売の取組では、専門家の派遣による商品の開発や磨き上げ、販路開拓など段階に応じた支援を行っております。その中で、女性が主体となった取組では、ショウガやお茶などを使った商品が開発をされています。

さらには、農業経営の改善に意欲的で、地域の中核となる女性農業者を農村女性リーダーと認定し、交流会や研修会等への参加を通じて人的ネットワークを構築し、活躍の場をさらに広げていく取組を行っております。

今後は、こうした就農から経営の発展や多角化を支援する施策をパッケージ化して分かりやすくお示しすることで、農業で女性が自ら描くビジネスプランを実現し、様々な分野で活躍できるよう後押ししてまいります。

次に、県内の畜産業の現状と生産者支援の具体策についてお尋ねがございました。

我が国の畜産業は、飼料やその原料の多くを海外に依存しており、ウクライナ危機や円安などの影響を受け、国内で販売される飼料価格は高騰し、高止まっている状況です。畜産業では、餌にかかる費用の割合が経営コストのおよそ5割から7割を占めていることから、畜産農家の経営は非常に厳しい状況にあると認識をしてお

ります。

県では、飼料価格高騰の影響を受けにくい畜産経営への構造転換を図るため、令和4年度からコスト削減、生産性の向上、経営継続の3つの柱で取組を進めてきました。

具体的には、コスト削減の取組では、価格が高騰している輸入牧草に代わる安価な飼料で稲を原料とした、いわゆる稲WCSの生産拡大に向けて必要な専用刈取機の導入などへの支援を行っています。生産性の向上の取組では、適正量で餌を与えることができる自動餌やり器の導入や、お産の事故や病気などの異変に対応できる監視システムの導入などを支援しています。経営継続の取組では、飼料コストの削減や生産性の向上など経営の構造転換に取り組む畜産農家に、一定の期間、飼料価格高騰に対する支援金を支給し、経営の継続を支援しています。

しかしながら、今後も飼料価格の高止まりは継続することが見込まれていることから、専用品種の導入による稲WCSの単位面積当たりの収量の増加や、新たなデジタル技術の導入などにより、さらなるコスト削減や生産性の向上を図り、経営の安定につなげてまいります。

最後に、畜産や酪農における長時間労働を解消する経営モデルへの支援についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、畜産業は家畜の飼育を行うことから、餌やりや清掃といった毎日の作業に加えて、家畜の出産や病気への対応などの突発的な業務も多いため休みが取りづらく、労働時間も長くなっています。こうした状況を踏まえ、県では、作業負担の軽減に向けて作業を自動化する搾乳器や餌やり器、家畜の病気や分娩などの行動を監視するシステムなど、いわゆるスマート畜産技術の導入を支援しています。さらには、日々の作業を見直しして無駄をなくすトヨタ式カイゼン活動も労働時間の削減に効

果的なことから、専門家を派遣して指導を行っています。

また、酪農では1日2回の搾乳が欠かせないため、肉用牛や養豚と比べて労働時間が長くなっています。こうした酪農特有の働き方を改善するため、酪農ヘルパー制度により日常作業のサポートを行っています。この制度を活用することで、酪農家は家族の行事や病気、けがなどで一時的に作業から離れても経営を継続できることから、県では酪農ヘルパー制度の円滑な運営を支援しています。

引き続き、こうした取組を進めていくことで、畜産農家の労働時間の短縮や休日確保しやすい経営モデルの構築につなげてまいります。

(林業振興・環境部長坂田省吾君登壇)

○林業振興・環境部長(坂田省吾君) スマート林業の推進により若者や女性の参入にどのように取り組むのか、担い手対策の方針についてお尋ねがございました。

本県の林業従事者数は近年1,600人前後で推移していますが、令和5年度の平均年齢は54.5歳と高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が喫緊の課題となっております。林業は、足場の悪い山の中で伐採木などの重量物を取り扱うことが多く、労働負荷が高いことから、若者や女性の参入を促進するためには、作業の軽労化や省力化を進めることが重要となります。

このため、県では、デジタル化された森林情報の活用をはじめとしたスマート林業を推進し、若者や女性など多様な人材が生き生きと活躍できる林業職場の実現を目指して取り組んでおるところでございます。具体的には、森林クラウドシステムによるデジタル情報の活用、苗木運搬用のドローンなど遠隔操作が可能な機械の導入、森林調査へのデジタル機器の導入や活用に向けた研修の実施など、スマート林業の普及、定着に向け、林業事業体を対象に機械の導入支

援やデジタル人材の育成などを進めているところ です。

こうした取組により、スマート林業に携わる県内の事業体は着実に増加しておりますが、林業関係者以外の方には十分に知られておらず、広く周知することが課題であると考えております。このため、デジタル技術の活用や機械化の進んだ林業の現状を動画などで分かりやすく配信することで、自然の中で働き、環境保全にも貢献できる林業の魅力を広く伝えてまいります。

さらに、本県での就業に関心を持った方に対して、こうちフォレストスクールや林業大学のオープンキャンパスなどに参加していただき、相談へのきめ細やかな対応をすることで就業促進につなげていきたいと考えております。

今後とも、スマート林業の一層の推進を図り、若者や女性にとって魅力ある産業とすることで、将来の高知の林業を担う人材の確保につなげてまいります。

(人口減少・中山間担当理事土居内淳一君登壇)

○人口減少・中山間担当理事(土居内淳一君)

まず、深刻化、広域化する鳥獣被害に対してどのように対策を強化していくのか、お尋ねがございました。

県内の農林水産業における鳥獣被害額は、有害鳥獣の捕獲強化や防護柵の設置の推進により、平成24年度の3億6,000万円をピークに減少してまいりましたが、ここ2年間は再び増加に転じています。令和6年度の被害額は、前年度に比べ5,000万円増の1億8,000万円を超える大変深刻な状況となっております。

その主な要因としましては、防護柵の維持管理や捕獲に携わる担い手不足や、野生鳥獣の生息域の拡大により、これまで被害が少なかった地域で被害が増加したことや、ヒヨドリやノウサギなどの鳥獣による新たな被害が拡大したこ

となどが挙げられ、従来の延長線上ではない新たな対策が必要な状況にあります。

このため、現在、鳥獣被害の情報及び鳥獣の生息状況などのデータを県と市町村が一元的に管理、共有するクラウドシステムの導入を検討しています。このシステムによる情報を市町村が猟友会や農業団体と共有し活用することで、大きく2つの効果が期待されます。

1つ目は、被害が急増するエリアをマップ上で可視化、確認することで、緊急性の高い重点エリアを設定してタイムリーな対策が実施できること。2つ目は、クラウドに蓄積をしたエリアごとの経年データを分析、評価することで、より効果的な対策の実施が可能となることです。

こうしたデータに基づく迅速かつ効果的な対策の実施に向けまして、市町村の御意見も伺いながら検討を深めてまいります。

加えて、今年度国の交付金を活用し、大豊町と香美市で捕獲通知システムや追い払い用ドローンなど、ICT機器を活用した実証モデル事業を実施していますので、この取組を、現地研修会などにより他の地域に横展開し、捕獲作業の負担軽減や新規担い手の参入促進につなげてまいります。

こうしたデジタル技術を活用した新しい対策を、県、市町村、関係団体が連携して総合的かつ広域的に推進していくことで、鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、中山間地域で若者が暮らしと仕事を両立できる環境づくりについてのお尋ねがございました。

中山間地域には地域おこし協力隊として移住する若者が多く、任期終了後は就業あるいは起業する形で地域に定住する方が増えております。例えば、日高村の協力隊として30代で移住した女性は、任期終了後に地域商社を立ち上げ、地元のリーダーとして活躍しております。協力隊

の活動を通じて培った人脈を生かし、地域住民と地域外の人々をつなぐ交流人口の創出や、起業を目指す協力隊員の支援などにも活動を広げられております。また、四万十町では、20代の協力隊の女性が、オーナーを募集していた飲食店を引き継ぎ、ギョーザ店を開業しております。地域の皆さんからの助言や、こうちスタートアップパークを通じた起業支援が新たな挑戦へのきっかけになったと聞いております。

このように若者が地域に溶け込み活躍するためには、自分の志向に合った地域コミュニティに参画し、ネットワークを築いていくことが重要となります。そのために、地域住民との交流の場を独自に設けている市町村もございますが、県においても、協力隊や起業希望者が住民や先輩移住者と交流し学び合う機会をつくっております。

具体的には、協力隊員に対しては、協力隊のOB・OGで構成するネットワーク組織とさのねが、暮らしや仕事の悩み、退任後の相談にも寄り添いながら伴走支援を行っております。また、起業に関しては、民間の移住支援団体などが相談窓口となり、県内各ブロックで、こうちスタートアップパークと連携しながら開業をサポートする仕組みを整えています。

こうしたネットワークに若者が確実につながるよう、一層の周知を図るとともに、志を持つ若者が中山間地域で自分らしく活躍できる、そうした環境を整えてまいります。

次に、若者のU・I・Jターンを促進するためのリアルな高知の魅力を伝える共感型発信の充実についてお尋ねがございました。

昨年度、県内外の若年女性100人を対象にしたヒアリング調査では、進学や就職時に県外を志向する理由として、県内に希望する仕事や暮らしをかなえる場が少ない、大都市部と比べて周囲と異なる意見や価値観に対する寛容性が低い

といった意見がありました。

こうした声に対して、実際に県内には仕事や趣味、ライフスタイルなど様々な場面で夢や希望をかなえ、自分らしく活躍される若者がたくさんいらっしゃいますので、そうした若者のリアルな姿を動画にし、昨年末から県内外の若者や女性に発信をいたしております。また、U・I・Jターンサポートセンターでは、移住のサイトや移住のフェアなどにおいて先輩移住者のリアルな声を届けているほか、今年度から始めた県の広報番組「好き積もる、高知。」でも、高知に根差して活躍している若者を紹介しているところです。

今後も、こうした若者のリアルな姿の紹介を量的に拡大していきたいと考えております。あわせて、移住プロモーションの専門家からは、活躍している若者の紹介を1度限りではなく、同じ人の結婚や子育て、趣味や仕事といった姿を、少し長い時間軸で継続して紹介をする方法も効果的であるというアドバイスをいただきましたので、そうした質的な充実も検討してまいります。

今後も引き続き、多くの若者に、高知県には輝ける場所があり、夢や希望を実現できることを知ってもらい、共感してもらえる共感型発信の充実を図り、U・I・Jターン者のさらなる増加につなげてまいります。

最後に、地域おこし協力隊の定住支援の強化についてお尋ねがございました。

国の調査では、令和5年度末までの直近の5年間で任期を終了した隊員の定住率は、本県は73.7%と全国で12番目となっております。一方で、残りの約3割の方は定住につながっておらず、その主な要因としては、任期中に身につけたスキルや経験に合った仕事がない、任期終了後の就業や起業に向けた準備不足といった仕事の確保の難しさが挙げられます。

このため、県では、協力隊のOB・OGで構成するネットワーク組織とさのねと協力して、現役隊員からの仕事に関する相談や市町村に対する伴走支援などを通じて、任期終了後の定住を見据えたサポートを行っております。来年度は、このネットワーク組織と連携して、協力隊の任期終了後の仕事に重点を置いた研修会を強化したいと考えており、現在起業に当たっての事業計画づくりや資金調達などの勉強会の開催を検討しております。

また、任期終了後のサポート体制が十分でない市町村に対しては、地域内の住民や民間団体などを対象としたサポート人材の育成研修を実施したいと考えております。加えて、協力隊の形態の一つに、市町村から委託をされた地域の事業者等が、農林水産業などの従事者として協力隊員を採用するという委託型があり、任期終了後も雇用の継続が図られておりますので、情報共有や勉強会を通して委託型の普及を図ってまいります。

こうした取組によりまして、協力隊を入り口として一人でも多くの方に定住いただけますよう、市町村や関係団体と一層の連携を強化してまいります。

(子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇)

○子ども・福祉政策部長（西村光寿君） まず、高齢者の見守り体制についてお尋ねがございました。

現在、各市町村ではあったかふれあいセンターや市町村社会福祉協議会におきまして、独居高齢者の見守り訪問や日常的な買物、通院のための移動支援などを行っています。また、遠隔地からでも安否確認を行うことができる人感センサーなどICT機器を活用した見守りも広がっており、今年度は14の市町村が導入をしているところでございます。

こうした市町村等の取組に加え、県では、事

業者と高知県民生委員児童委員協議会連合会との3者による地域の見守り活動に関する協定の締結を進めています。この協定は、民生委員と住民に接する機会の多い事業者が連携をして地域の見守り活動を行うものであり、スーパーマーケットや郵便局などこれまでに29の団体と締結をしております。さらに、本県における地域共生社会の取組におきましても、支え合いの地域づくりに取り組む企業等が、高知家地域共生社会推進宣言企業として参画をしています。これまでに95の企業や団体が参加をし、事業活動を通じた見守りや地域活動への協力など様々な形で地域を支えていただいています。

独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、地域の多様な主体による見守りや支え合いの仕組みを充実させていくことが、これまで以上に重要となってまいります。県としましては、こうした多層的な見守りや支え合いのネットワークづくりを進めながら、地域で共に支え合う高知型地域共生社会の実現に向けまして着実に取り組んでまいります。

次に、高齢者の生きがい支援、交流の場づくりについてお尋ねがございました。

高齢者が地域で健やかに心豊かに安心して暮らし続けるためには、趣味や健康づくりなど、生きがいや地域の中で交流する機会を持つことはとても重要です。また、地域での活動を通じて主体的に関わる機会が増えることは、支える側として活躍する場面も増え、生きがいを持って暮らせる環境づくりにつながるものと考えています。

例えば、市町村の介護予防活動では、心身の活力が低下をして介護が必要な手前の状態でございますフレイルの予防や、いきいき百歳体操など、高齢者が集い運動教室や栄養を学ぶ食事会等の活動をNPO等の協力を得ながら行っています。参加者の中には、体調がよくなるなど

効果を実感して、他の高齢者への声かけや活動のサポートなどに主体的に取り組む方も出てきたところでございます。県としましては、この介護予防活動の事例などを市町村の研修会などを通じて紹介し、地域での活動を広げてまいります。

こうしたことに加えまして、地域における老人クラブの活性化も重要でございます。県では、生きがいや仲間づくりにつながる場の拡大に向けまして、市町村の老人クラブや県老人クラブ連合会の活動に対して支援を行っているところでございます。老人クラブの活動は、身近な仲間と支え合いながら芸能大会などの趣味、文化活動やスポーツ交流会など幅広いものとなっています。活動の中には、主体的に子供に対する見守りや知識と経験を生かした児童や生徒との交流、美化活動などに関わり地域貢献に寄与するものもございます。

県としましては、高齢者の生きがいや交流の場の充実に向けて、今後とも県老人クラブ連合会や市町村と連携をしまして、ブロック会等での好事例の情報共有などにより、活動のさらなる活性化に取り組んでまいります。

○23番（武石利彦君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

1問目で最後に取り上げました土佐人のアイデンティティーに関しまして、ここで個儻不羈という言葉を引き合いに出したいと思えます。耳慣れない言葉でありまして、私は漢字もよう書きませんが、この個儻不羈、個儻は優れた才気、才気に恵まれていることであります。不羈とは手綱をつけないこと、ひいては常識や規則に縛られず独立しているという意味でありまして、才気にあふれて独立心や個性が強く、既成の枠にとらわれずに、自分の道を切り開いていくということでもあります。また、そうした人物を指す言葉であります。凡庸に安住せず、時に

反骨的でもあり、しかし根底には確かな使命感がある、そうした気概を端的に表した非常に重みのある漢語でございます。

かの司馬遼太郎氏は、名著この国のかたちの中で、土佐は個儻不羈の一手販売のような土地だったと記しておられます。維新时期に坂本龍馬、中岡慎太郎、武市半平太たちが躍動して時代を突き動かしていったことを俯瞰してそう評したのでありますが、もともと風土的精神として拘束を好まなかったところへ、土佐藩当時の身分制度の厳しさや閉塞感から来る自由や平等への希求心が重なり、土佐の若者たちを個々の利害を超越した利他の精神へと突き動かしていったのだらうと分析をしています。

小説龍馬がゆくで、龍馬も個儻不羈を体現する人物の一人として描かれておりますが、個儻不羈という気質や、その土壌は今なお私たち土佐人が長く受け継いできた性質とも深く響き合うものだと思っております。

また、この個儻不羈は同志社大学の創立者である新島襄が掲げた教育理念でもあります。若き日に国禁を犯してまで海外に渡り、世界を自らの目で見て学び、その英知を日本にもたすべく同志社を創設したわけであります。彼はしばしばこう語っています。「One's destiny is formed by one's own efforts.」人の運命はその人自身の努力によって形づくられるという意味でありまして、これは個儻不羈の精神が持つ、自ら未来を切り開く意志を言い表しております。私自身同志社大学の卒業生として新島襄の精神にも深い影響を受けておりますが、個儻不羈は時代に風穴を開ける力を持つ、土佐の真髄そのものだと思うのであります。

現代の高知県を見渡しますと、経済・財政事情は苦しく、人もどんどん減り続けている、閉塞感が拭えないわけであります。しかし、そうであるからこそ、改めて土佐人の魂である個儻

不羈の気風を呼び起こすことが必要であります。既存の枠組みの延長線ではなく、より大きな構想力と独創性を持って直面する課題を突破し、地域に新しい活力をもたらす時期を迎えているのであります。

個儻不羈ということを知事はどう思われますでしょうか、人口減少や地域の衰退を乗り越えるため、県政のかじ取り役としてどのような革新的政策を推し進め、土佐の精神を未来につなげていかれるのか、知事の御所見をお聞かせください。

○知事（濱田省司君） 武石議員の再質問にお答えいたします。

個儻不羈という言葉をお紹介いただきまして、これと私の県政推進に当たっての決意についてお尋ねいただきました。

御紹介いただきましたように、この個儻不羈、個儻という言葉は才気にあふれているということ、不羈は既成の枠にとらわれずに道を切り開いていく人物像とされております。まさに御紹介ありましたように、幕末の志士として活躍した高知県人の気質を端的に言い表した言葉というふうに受け止めています。

こうした気質を兼ね備えた坂本龍馬をはじめといたします先人たちが新しい時代を切り開いてきましたことは、高知県人としての誇りであるというふうに感じております。私自身も、不肖ではありますが、こうした気質を引き継ぐ一人として、人口減少問題の克服に向けましてしっかりと取り組んでいきたいという思いを改めて強くいたしました。

高知県はこれまで半世紀にわたりまして若年人口が一貫して減少を続けております。これを克服していくというのは決して生易しい課題ではないというふうに思います。ただ、だからこそ私自身が既成観念にとらわれずに、全国の人口減少対策をリードするんだという気概を持つ

て、全国初といった取組も含めて革新的な政策に挑戦をしていく、そういう必然性があるポジションにいるというふうに考えております。

このため、県庁では、職員に対しましても前例踏襲ではなくて、あえてリスクも取って斬新で柔軟な発想で新しい取組に挑戦しようということ呼びかけてまいりました。昨今では具体的には、例えばいわゆる県1での消防の広域化、県庁職員についての時間外勤務手当の単価の時間限的な引上げ、こうしたものを果敢に挑戦いたしまして、この時代を切り開いていく先頭に立ちたいという思いで取り組んでいるところでございます。これはまさに既成の枠にとらわれずに新しい道を切り開くという意味で、御紹介いただいた個儻不羈の精神をいささかなりとも発揮できているのではないかというふうに自負もいたしているところでございます。

御紹介ありましたように、高知県民は元来いごっそう、はちきんに象徴されますように、自分の信念にこだわり、頑固に挑戦を続けていくという、そうした意味で、個儻不羈に通じる県民性を持ち合わせているというふうに考えます。人口減少というかつて人類が直面したことの無い課題の克服に向けまして、県民の皆さんと共に共感と前進という基本姿勢を忘れず、産学官民連携、オール高知で新しい視界を開いていくという決意を胸に、粘り強く挑戦を続けてまいりたいと考えております。

○23番（武石利彦君） 知事には、土佐人らしい力強い御答弁をいただきました。これからも頑張っていたきたいと思います。

今、本県は人口減少という厳しい現実の中にあります。縮むことは必ずしも衰退を意味するものではありません、繰り返し申し上げます。むしろ、地域の真価が問われる時代であるからこそ、濱田知事にはスマートシュリンクの理念を積極的に用いて、土佐らしいしなやかな発想

と大胆な改革のかじ取りを期待いたします。限りある資源を賢く生かし、県民が誇りを持って暮らし続けられますような未来をどう形づくるのか、そこにこそ個儻不羈の精神が必要だと確信をいたします。県内の高齢者の皆様におかれましても、個儻不羈の土佐人かたぎで前向きに一日一日を楽しみながら大切にお過ごしいただきたいというふうに思っております。

ここで、高知県で育つ子供たち、そしてこれからの時代を担う若い世代の皆さんに心からのエールを送りたいと思います。人口減少は確かに影響をもたらします。しかし、悲観する必要は全くありません。むしろ、皆さん一人一人の挑戦と創意工夫が新しい高知の形をつくるチャンスと捉えればよいのであります。失敗を恐れず、自分のやりたいことを大切にして胸を張って前に進んでほしいというふうに思っております。たとえ周囲から、そんなばかげたことをと言われたとしても、個儻不羈の気概があれば道は必ず開けます。どうか自分の可能性を信じて大きく羽ばたいていただきたいと思います。若い皆さんの挑戦こそがこの県の未来を照らす希望であります。高知は挑戦する人を応援する土地柄でございます。皆さんなら必ずできます。個儻不羈の精神を胸に、未来へ力強く歩み出す若い世代を私たち大人が全力で支えていきたいと思っております。

さて、私はこれまで橋本大二郎知事、尾崎正直知事、濱田省司知事と3人の知事の県政運営を間近に見させていただきました。県庁という大きな組織を動かし、県勢の発展や県政課題の解決に取り組まれる知事のお姿や、知事が示す方針に沿ってしっかりと任務を果たされる県職員の皆様に、ここで心より敬意を表したいと思います。また、県民の皆様におかれましても、やはり個儻不羈の気概にあふれておられると思いますし、私もまた折に触れて先人たちの個儻

不羈の精神に背中を押されてきたような気がいたします。

これからも、土佐人としての誇りを胸に、地域のために力を尽くしていく決意を新たにして、質問の締めくくりといたします。御清聴どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩



午後1時再開

○副議長（上田貢太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1 番竹内健造議員。

（1 番竹内健造君登壇）

○1 番（竹内健造君） 自由民主党の竹内健造でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問させていただきます。

私は東京の成長、首都機能の重要性や、国が進めています成長戦略、地方創生、財政運営、産業投資に対する不断の努力にまずもって深く敬意を表する立場でございます。その上で、人口減少の最前線に立つ高知県の現場から見えている課題について、地方からの率直な問題提起として、またこれまで国と県が一体となって進めてきた人口減少対策や地方創生の取組により成果が着実に積み上がっていることも、まずは正当に評価した上で御質問をさせていただきます。

日本の人口減少が深刻さを増しております。特に、地方では若年層を中心とする人口流出による人口減少が早期、集中的に進んでおり、この流出こそが人口減少問題の最大の課題の一つであると考えています。しかし、流出が起きる

現象だけを見ても本質は見えないと考えます。人口流出を招いている背景、構造にまで踏み込んで原因を捉え直す必要があると考えます。

私は、地方から東京圏への人口流出は地方の努力不足ではなく、国の制度設計に起因した構造的減少であると考えております。つまり、東京一極集中は市場競争のみの現象ではなく、政策、制度、投資の方向性が積み重なった結果として生まれたものでございます。

戦後の日本は、国の成長を東京圏を中心に押し上げる仕組みを採用してきました。例えば、省庁・本社機能の東京集中、大学・研究機関の配置の隔たり、高速道路・鉄道などの高速網の東京起点設計、法人税の本社所在地で課税される仕組み、こうした制度、投資、税制が重なり、若者、企業、投資、情報、研究、行政権限といった国家の成長資源が東京に集中し続けてきました。その結果、地方で育つ若者の人生進路は、幼少期から高校までは地方で暮らし、進学、就職の段階で東京圏に移動、そのまま結婚・子育ても東京で迎えるという流れが定着し、地方に人口が戻らない構造となっています。

地方は教育や子育て、地域づくりに費用をかけて若者を育てますが、その若者が活躍できる大学、企業、研究機関が東京にある以上、人材を東京に供給する側に回ってしまい、結果として地方は人口と税収が減り続けるという現実でございます。これは、人口減少と税収減が同時進行で進む地方にとって、極めて耐久性の低い社会・財政構造と言えます。

そして、海外の主要メディアで繰り返し指摘しているのも東京一極集中でございます。東京だけが成長し、地方の若い世代を吸収している、この構造を変えない限り、日本の人口減少対策は成功しないといった分析が数多くなされており、日本の構造的課題として取り上げられています。

全国の地方自治体は、これまで様々な努力を行ってきました。企業誘致、移住促進、子育て支援、働き方改革、起業の支援、U・Iターンの就業支援、それぞれに成果はございます。しかし、全国の若者やチャンスが東京に吸い上げられる制度が続く限り、地方だけの努力では川の流れを変えることは難しいのが現実というふうに思っています。つまり、地方の人口減少は、地方だけでは解決できない。国の制度の方向転換が必要というところに本質があると考えます。

しかし、東京中心の成長モデルも限界にきています。東京は人口流入基調であるにもかかわらず、出生率は全国最低水準、結婚や子育てのハードルも高く、東京に人が集まっても人口が増えない構造になっています。つまり、東京に人を集めれば国家の人口は増えるという戦後モデルは、令和では成立しないという現実でございます。もはや地方の人口減少は地方の問題ではなく、国家の構造問題と捉える必要があると考えます。

この流れを変えるには、単なる地方の支援ではなく、制度そのものの方向転換が必要であります。例えば、企業が地方に本社機能を置くことへの大胆な税制優遇、法人税や研究資金の配分ルールの見直し、国立大学や研究機能の全国分散、地方の強みを核とした成長産業の形成、地方が増収増益を生む財源確保策、国と地方の政策形成の権限配分の見直しなどが考えられます。

すなわち、地方を補助金で支えるのではなく、地方が自ら稼いで成長できる仕組みに転換していく必要があると考えます。人口減少は自治体経営における最大かつ根源的なリスクであります。地方の問題と片づける段階は既に終わっています。人口流出は国の制度設計が作り出した構造に起因する減少であり、構造に踏み込まなければ解決は不可能と考えます。

そこでお伺いをいたします。本県の人口減少は、とりわけ県外への転出超過が深刻であります。こうした流出の背景には、東京一極集中という国の制度的な構造問題があり、自治体だけの努力では抜本解決は困難と考えます。本県としてもこの東京一極集中という構造問題に踏み込みつつ、国に対してこれまで以上に強く制度改革を要求していくべきと考えます。

人口減少問題の克服に向け、どのように国に働きかけていくのか、知事にお伺いをいたします。

高知県は人口問題の最前線に立たされています。1950年代以降、社会減が慢性的に続き、2000年代に入ると出生数の急減により自然減が拡大しました。つまり高知県は半世紀以上にわたり自然減と社会減という現実を背負い続けた県であります。その結果、県民の間には人口が減るのは当たり前という感覚が形成された可能性があります。

加えて、戦後の日本は大都市への産業集積、大量消費、大量生産による拡大型モデルを前提に経済成長を遂げてきました。本県は地理的な制約、分散した人口、産業規模の小ささから、この国全体のモデルの恩恵を十分に受けにくい構造にありました。そのため、努力しても勝ち切れない、成功しにくいという思考を持つ土壌があったと考えられます。

さらに、急激な人口減少の中で、数十年にわたり学校の統廃合、公共交通の縮小など合理化や縮小を迫られる施策が増えました。このことは財政的に正しい判断でございませけれども、地域住民にとっては、また縮むという心理につながり、希望を見いだしにくくなる面があったというふうに思います。このように、どうせ人口は減る、仕方がないという将来への希望や再生意欲を失ってしまう心理を、社会学では衰退需要、諦観と呼んでいます。

私自身の周囲でも、優秀で意欲のある若者が地元を離れ、高知市や、ひいては県外に転出をしてしまうという事例もよく耳にするところであり、これは若者が高知県に対して希望を見だしにくくなっているからではないかと考え、大きな危機感を抱いているところでもあります。

この衰退需要や諦観の心理を払拭し、意欲のある若者が地域にとどまってもらうための手だてが重要であります。本県にはすばらしい自然や文化があり、1次産業の再評価と6次化、移住者の拡大、学校改革、県産品のブランド化などにおいても新しい成果の芽が生まれているところがございます。

長年の人口減少が生んだ衰退需要や諦観の心理を払拭するためには、県民、特に若者が本県が持っている価値を再発見することによって、本県で暮らすことへの希望や意欲を喚起する必要がありますと考えます。また、地域の誇りと参加意識を醸成することが心理転換には重要と考えます。例えば、地域資源や歴史文化のブランド化をすることや、そうした活動に住民参加を促し、意思決定に参画させることで、自分たちで地域をつくれるという自己効力感が生まれると考えます。

そこでお伺いをいたします。若者が地域に誇りを持ち、本県で暮らし続ける未来への希望や意欲を高めてもらうためにどのような施策を進めていくお考えなのか、知事にお伺いしたいと思います。

石破政権期の地方創生では、縮んでも機能する地方、若者や女性が選ぶ地方、生活環境重視の暮らしの場づくりが軸足であったと考えます。高市政権では、エネルギー、インフラ、防衛、産業政策を一体化し、地方そのものを稼ぐ生産拠点として再構築する投資主導型の地方創生であると考えます。つまり、高市政権では成長投資を中心とした力強い経済政策が進められ、日

本経済全体の底上げに向けた取組に進展するものと考えます。本県におきましても、こうした国の方針と歩調を合わせながら地域の活力を高めていくことが重要であります。

一方で、本県はこれまで移住促進や地域経済の振興、中山間地域の暮らしを守る取組など、地域の実情に即したきめ細やかな政策を積み重ねてまいりました。こうした取組は、国の成長戦略を地方から支える基盤であると考えております。成長投資と暮らしの支援は決して対立概念ではなく、両輪であると考えます。高市政権が掲げる投資主導型の地方創生を歓迎しつつ、この戦略を本県の実情にどう落とし込むかが重要であります。

そこでお伺いをいたします。高市政権において暮らしの支援や移住・定住促進、地域経済の振興等が軽視されるわけではないと考えますが、本県がこれまで重視をしてきた地域地域における移住促進や地域経済の振興、中山間地域等の暮らしを守る施策を今後も引き続き大切にし、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を着実に推進していくことに関して人口減少・中山間担当理事の御所見をお伺いいたします。

続いて、国において創設される育成就労制度についてお伺いをいたします。

我が国は、急激な人口減少と少子高齢化の進行により、あらゆる産業分野で深刻な人手不足に直面をしています。こうした中、国はこれまでの技能実習制度を廃止し、育成就労制度へ移行するという大きな制度転換を行いました。今回の制度では、転籍、すなわち転職が一定期間後に可能になること、就労前の日本語能力要件が明確化されること、また悪質な監理団体、受入れ機関の排除などが議論されており、外国人材の権利保護と制度の健全化が図られる方向であります。この制度改正は、外国人材を使い捨てにしないための重要な一歩であり、選ばれる

国に向けた前進であり、大いに評価するところ
であります。

しかし、地方の者として懸念がございます。
最大の懸念は、転籍によって、つまり転職によっ
て、せっかく地方で育てた外国人材が、より賃
金や環境条件のよい都市部に流出するのではな
いかという点であります。地方の受入れ企業は
住宅の手配、生活支援、日本語学習の支援など
多大な時間と費用をかけて外国人材を受け入れ
ています。しかし、一定期間後に都市部に人材
が流出すれば、投資だけが地方に残り、人材は
都市部に吸い上げられる構図になりかねません。

国は、この制度を人材育成と定着を図る制度
と位置づけしておりますが、定着は制度だけで
実現するものではございません。地方が選ばれ
る環境を整えなければ定着は進まないと考えま
す。住環境、賃金水準、教育、医療、生活相談
体制、これらが整って、この地域で暮らし続け
たいと思っていただけると考えます。

そこでお伺いをいたします。本県として、育
成就労制度の施行を見据え、外国人材の定着に
向けてどのような方針で進めていくのか、文化
生活部長にお伺いをいたします。

国や大阪府において、大阪を副首都として育
成する副首都構想が明確に掲げられました。こ
の構想は、国の中枢機能を東京だけに集中させ
ず、大阪に分散させることで、災害時のリスク
分散、人材の投資、流れの変化を生み出す狙い
であります。東京に行かないと成功できないと
いう従来の価値観が揺らぎ、西日本における人
材定着、企業誘致、研究集積など新たな選択肢
が生まれることが想定をされます。

しかし、この構想には懸念を感じています。
この構想が、東京から大阪にシフトするだけで、
地方にとっては東京と大阪の二極化が固定化す
るという懸念であります。国の投資、民間の資
源・人材が東京と大阪に吸い寄せられ、四国、

九州、東北、北海道などの地方がさらに苦しい
立場に置かれる可能性はないのか。日本の一極
集中は個人や企業の心理だけの問題ではなく、
法人税が本社所在地に偏る制度、地方交付税の
構造、省庁が1か所に集中する国家運営の仕組
みなど、制度そのものが集中を生んでいる現実
がございます。したがって、大阪が副首都とな
り一定の機能が移っても、制度が大きく変わら
なければ日本全体の構造は大きく変わらない可
能性があります。

そこでお伺いをいたします。大阪副首都構想
は、東京一極集中の是正に一定の効果があると
考えますが、一方で東京と大阪の二極集中を強
め、地方の活力をさらに奪う可能性も考えられ
ます。

副首都構想への期待と懸念について知事の御
所見をお伺いいたします。

地方創生が国の重要政策として掲げられ久し
い現在においても、肝腎の財政構造は大きく変
わっておりません。税源の偏在は自治体間の財
政格差を拡大させ、地方分権の理念に逆行する
重大な課題であります。企業の本社機能が東京
に集中していることに伴い、法人税収等が東京
に大きく偏在をしております。結果として、地
方で生み出された付加価値が本社所在地の東京
で課税をされ、地方に財源が十分に還元されな
い構造が続いています。

こうした状況に対し、全国知事会や各自治体
から税源の偏在是正について、数十年前から一
貫して継続的に要望がされています。特に、地
方分権改革が本格化した1990年代後半以降、主
要な政治的、制度的な議論の中心課題の一つと
なってきたと思われま。地方にできることは
地方にという理念の下、国から地方への税源移
譲が議論され、法人事業税の偏在性が問題視を
されてきたものと認識をしています。財源の偏
在を是正し、地域間で公平で安定的な財政運営

が行えるよう、制度改革を求めてきたものというふう認識をしています。

そこでお伺いをいたします。地方における人口減少や経済活力の低下の要因の一つには、法人課税などの税制度の在り方に課題が存在すると思います。このため、税収の偏在を是正する必要がありますと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

人口減少が急激に進む中で、もはや以前と同じ形で行政サービスを県全域で維持することは残念ながら現実的ではございません。効率的で持続可能な社会の実現と県民生活の質の確保を図る上で、スマートシュリンクの取組は現実的な政策であります。消防の広域化、周産期医療体制の確保、県立高等学校の振興と再編、地域公共交通の確保、国保料水準の統一などを全国に先駆けて推進しておりますが、今後検討されています公共サービスの確保、地域産業の持続性の確保、地域の維持・活性化などについても具体的な方針を早急に示す必要があると考えます。

賢く縮むスマートシュリンクを推進するためには、選択と集中、つまり何を守り、何を縮小、統合し、何に投資するのか、優先順位を見極めつつ、政策の方向性を示すことが必要であります。また、今後さらなる人口減少が進んだ場合に持続可能な社会を目指すためには、現在進めているプロジェクト以外にも幅広く公共サービスの在り方や体制を検討する必要があるのではないかと考えます。

そこでお伺いをいたします。今後、4Sプロジェクトをさらに進める中で、現在取り組んでいます5つの重点プロジェクトのほかにも、地域が賢く縮むための公共サービスの改革を進めていく展望について知事の御所見をお伺いいたします。

人口減少が進んでいる中、これまでの経済指

標をもって地域の価値をはかる方法を続けてよいのかという思いがあります。これまで日本の地域評価は、生産性、税収、企業数といった量の拡大を基準に評価を行ってきました。しかし、量の指標だけでは地域の実態も、住民の暮らしの質も捉え切れなくなっているというふう感じています。

若者の移動理由を見ますと、給与水準よりも生活満足度、居心地のよさ、余暇の充実など、いわゆるウェルビーイング、生活の質が地域選択の決定要因となっています。これは地域の魅力調査やリクルートの住まい研究所の若者価値観調査でも明らかであります。つまり、若者は仕事の有無だけでなく、どんな人生をこの地域で送れるのか、自分らしく暮らせるのかという生活全体の質を重視して地域を選んでいきます。移動がしやすく、住まいが確保しやすく、安心して暮らせる集落、そして緩やかなつながりと余暇の選択肢がある地域ほど定着率が高いという分析も出ております。つまり、これまでの評価に加えて、住民が安心して誇りを持ち、心豊かに暮らせる地域なのかという視点を地域の評価に組み込むべきと考えます。

そこでお伺いをいたします。地域の強みを発信する上でも、いわゆるウェルビーイングに基づく評価も必要な視点だと考えますが、人口減少・中山間担当理事の御所見をお伺いいたします。

人口減少は長期的な課題であります。人口減少が止まらない現状において、減少を抑えるという目標だけでなく、将来において持続可能な地域社会の規模を見通すことが重要と考えます。本県の将来を見据えた人口減少対策を実行する上で、将来的に県としてどの規模の人口を安定的に維持するかという安定人口を示すことは極めて重要と考えます。

その基準となるのが、定常人口の考え方であ

ります。これは、行政サービス、地域交通、医療、教育など県民サービスを支える仕組みをどの水準で維持できるかを示す指標となるものがあります。県として定常人口を設定することで、限られた人材、財源をどの地域にどのように再配分すべきか、産業や生活圏をどう進めるかといった戦略的判断の軸が明確になると考えます。これくらいの人口であれば今後も暮らせる地域ですという目安を持つことは、安心感をもたらすとともに、地域全体の行動を促す共通認識が醸成されると考えます。

減っていくけど頑張ろうと呼びかけるだけでは、本当にどこまで頑張ればよいのか、何を目指せばよいのか見えづらくなります。定常人口の提示は、県民として、地域住民として目指すべき方向を共有する出発点となる考え方であります。

新潟県では、総合計画の素案において将来的な人口定常化を目指し、少ない人口であっても成長力のある持続可能な社会を構築することが必要という考え方を明記されています。さらに、現状の人口や将来推計を示した上で、人口が減少しても地域の社会システムの持続可能な体制を検討されています。このように、どこまで人口が減っても、このくらいであれば地域がもつという底を設定することで、行政、地域、住民が将来像を共有しやすくしているところでございます。

国においても、長期ビジョンについて、2060年において実質的な持続可能な人口規模の確保を視野に入れた議論がなされており、人口減少に対して、安定して維持できる水準の設定が政策の方向づけとなっていると考えられます。

本県においても、県全体として将来的な人口構造の変化を十分に踏まえ、定常人口を設定し、県政、各市町村、県民、産業が共有できる人口安定ラインを設定することは意義があると考え

ます。この規模なら基礎的行政サービスが維持可能という基準を明確にできると考えます。また、出生数をこれくらい増やす、転入・定住者をこれくらい確保する、転出をこのくらいで抑えるという具合に、定常人口というゴールから逆算可能であります。そして、定常人口を共有することで、行政、財政、地域運営における選択と集中、集約と効率化の議論が地域間で、世代間で納得感を持って進められると考えます。

高知県元気な未来創造戦略に掲げています目標を堅持しながらも、賢く縮むスマートシュリンクのさらなる推進のためにも、定常人口の設定は今後の地域づくり、行政運営において肝要と考えます。県として、データ、推計、地域の実情を丁寧に精査した上で、地域が持ちこたえるために必要な人口規模の目安を設定し、それを県民、自治体、産業界と共有することが、人口減少対策を実効あるものとし、本県の将来をしっかりと見据えた地域づくりを進める出発点と考えます。高知県としてこの観点を基に将来人口の見通し、定常人口設定、それを達成・維持するための戦略的な施策を展開していくことが必要と考えます。

また、本県の地理的な要因から、定常人口を設定する上で重要なのは、県全体、市町村単位の枠に加えて、より小さな小学校校区単位や集落単位で定常人口を設定することが重要と考えます。特に、中山間地域では、集落ごとに人口維持の限界や社会資本の必要性が大きく異なるため、集落単位での定常人口設定は政策判断の基本データとして活用が考えられるからであります。

確かに、定常人口の考えは、人口減少社会での将来像を描き、政策の優先順位を整理するために現実的で有効な概念と考えますが、反面人口減少を克服するのを諦めたという心理面での抵抗や政策調整の難しさ、抽象性などが指摘を

されており、多くの自治体での定常人口設定には進んでいない現状でもあります。しかし、人口減少最前線の本県だからこそ、定常人口の考え方は大いに参考にすべきものであると考えます。

そこでお伺いをいたします。本県の将来像を考える上で、安定を確立する政策の視点である定常人口を設定することについて人口減少・中山間担当理事の御所見をお伺いいたします。

人口減少が本格的に進む中、地方が抱える最大の課題は、若い世代が地域から離れ続け、地域社会の維持が困難になることでもあります。島根県立大学連携大学院教授や島根県中山間地域研究センター研究統括監を歴任され、現在は一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所の所長を務めております藤山浩氏が提唱し、島根県や幾つかの自治体において取り組まれています田園回帰1%戦略を紹介させていただきます。

この田園回帰1%戦略とは、人口減少に直面する地方において、住民の人口の1%を取り戻せば地方は再生できる、地域社会が回るという極めてシンプルで現実的な政策であります。学校、商店、地域の産業、地域コミュニティーなど維持するのが不可能ではなくなるという考え方です。1%という数字はあくまでも目安ではありますが、この戦略の考えには2つの重要な意味があります。

1つは、多くを取り戻そうという政策から、地域にとって持続可能な人口規模ラインを明確にし、達成可能な目標に集中する戦略への転換を促したことにあります。もう一つは、地域の目標が明確になることで地域の人々が主体的に動き、成果につながりやすい取組を可能にした点です。また、この戦略の実施において目標設定をより小さな単位である小学校校区や公民館区単位で行うことが重要と指摘をされています。

大きな市町村で目標を設定するだけでは、移住者がある地域に偏る課題が生じます。小さな集落単位で実現可能な目標を設定すれば、個々の集落の住宅・就業・教育環境に合わせた支援策が設計でき、移住者の定着の安定につながっていくとの考えからであります。小さな集落の成功モデルを横展開し、地域全体での活性化につなげていくという考えでもあります。1%戦略におけるこうした考え方は、地域の活性化のために重要なものであり、本県の集落活動センターを活性化する上にも大変重要な視点であると考えます。

そこでお伺いをいたします。田園回帰1%戦略を提唱する藤山所長の助言もいただきながら、集落活動センターの取組を推進してはどうか、人口減少・中山間担当理事の御所見をお伺いいたします。

人口減少は、労働力、消費、税収減、地域経済の縮小に向かいます。だからこそ自治体経営には地域が稼ぐ力を伸ばすと同時に、地域を流れるお金をできるだけ外に漏らさない視点が不可欠であります。その鍵となるのは、自治体が発注する公共工事、委託事業、システム開発、学校などの給食、福祉サービス、印刷物、広報などの行政支出をどれだけ県内の企業や団体が受注できるかという視点であります。これは単に入札の問題ではなく、地域経済乗数、すなわち県が支出したお金が県内で何回回り、雇用、所得、税収を生み出すかという地域経済の根幹に関わる問題であります。

例えば、県外の企業が1,000万円を受注した場合、報酬は県外に流出をし、県内には効果が波及しませんが、県内の企業が受注した場合は、そこで生まれた給与や支払いが県内事業者や家庭に支払われ、さらに消費が回れば、1.5倍、2倍と地域内で波及をいたします。まさに地域内経済乗数の改善が、人口減少時代における確実

な経済対策であると考えています。

本県においてもこうした観点を踏まえ取組が進んでおりますが、様々な理由により県外企業が受注している分野があるのではと考えます。地元企業など参入障壁となるものがあれば改善をし、地元企業で対応できない事情があるならば県内企業の育成や技術者の育成を推進するなど、できない分野は育てる必要があります。

そこでお伺いをいたします。県内企業が参入しにくい分野に対し、入札制度、スキル教育、企業支援を組み合わせた戦略的な産業育成を行うとともに、取組の効果を検証し、地域経済を循環させることが重要であると考えますが、産業振興推進部長の御所見をお伺いし、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 竹内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、東京一極集中の是正へ向けた国への働きかけについてお尋ねがございました。

議員から御指摘がございましたように、本県では4月に人口が65万人の大台を切りまして、若者を中心とした転出超過に歯止めがかかっておりません。日本全体で見ましても、東京圏を除く地方部の人口は減少を続ける一方で、東京圏の転入超過数は拡大をしております、東京一極集中がむしろ加速をしているという状況でございます。

こうした地方の人口減少と東京一極集中は、政治経済、文化の中心であります東京圏に若者に魅力のある企業や大学が集積をしているという構造的な問題に起因しているというのは御指摘のとおりだと考えます。この問題は、地方の努力だけでは根本的な解決が期待できません。

したがって、これまでも私自身国に対して、こうした人口減少に係ります構造的な課題解決に真摯に取り組んでいただくように訴えてまい

りました。

そうした中、先月、人口減少こそ我が国最大の課題という認識の下、内閣に人口減少対策を総括いたします人口戦略本部が設置されましたことは、大いに歓迎をいたしております。先日、この本部の設置を好機と捉え、全国知事会といたしまして、この本部の下に戦略会議を設置し、地方を含めて幅広い意見に基づいて施策を立案し推進するという事を求めたところでございます。

さらに、今後はこの本部を中心に、東京一極集中是正などの国土政策の観点も含めまして、特に地方部の人口減少の解決に取り組まれるように積極的に政策提言を行ってまいりたいと考えております。具体的には、政府関係機関や企業、大学などの大都市機能の地方分散、地方税源の偏在や財政力格差の是正、こういった構造転換につきましても、国が責任を持って実現するべきものといたしまして、全国知事会とも連携をいたしながら、様々な場面でこれまで以上に強く訴えてまいりたいと考えております。

特に、本県の昨今の人口動態を見ますと、出生数の減少のスピードが大変加速をしている状況でございます。私が今62歳になりますけれども、私が四万十市で生まれた頃、県内の赤ちゃんの出生数は1万2,000人ございました。今年の新成人が6,000人程度でございまして、約40年かけて県内の出生数は半分になったというところでございますが、昨年の県内の出生数3,000ちょっとということでございますから、この今の新成人との格差で言いますと、僅か20年でまた出生数が半減したと、この出生の減少のペースがもう倍増しているというのが昨今の動向でございます。

こう考えますと、今後20年後を見ますと、県内の若者はこれまでの倍以上のペースで減っていくということを覚悟せざるを得ない、少子化

がすさまじく進行していくということでございます。これを見据えますと、今県内で多くの学生の学びの場となり、また教職員の方々の仕事の場となっております県内の大学が若者の定着のために果たす貢献度は、今後ますます大きくなるのではないかとというふうに考えております。

そうだといたしますと、今後全国的な少子化の進展に伴いまして、国が大学定員の削減を行うという場合にも、地方部の大学の定員は据え置いたままで、必要な減員は大都市部で行うと、こういった大胆な方向での対応がぜひとも必要な時代に来ているのではないかとというふうに考えております。こうした施策の方向性につきまして、本年度創設いたしました若者応援産学官フォーラムの場などでも関係者と議論をし、研究をいたしました上で、国などへの政策提言を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、若者が地域への誇りを持ち、本県で暮らし続ける未来への希望や意欲を高めるための施策についてのお尋ねがございました。

若者が地域に誇りを持つためには、地域の方々の思いや営みに触れますことで、その地域ならではのよさを発見すること、そして地域の一員であるという帰属意識を持てるということが重要ではないかと考えます。そのため、元気な未来創造戦略におきましては、地域への理解と愛着を育むキャリア教育の推進を、若者の定着、Uターンの促進につながる重要な取組と位置づけて、強化することにしております。

この取組では、小・中・高校それぞれの段階で地域の歴史や文化、産業などにつきまして、住民や企業などの御協力も得ながら学ぶことといたしております。こうした活動の中で、児童生徒が地域に誇りと愛着を持ち、将来本県で働くというイメージを持ってもらうことを後押ししていきたいというふうに考えます。

また、県内の大学生に中山間地域の集落活動

へ参画いただく取組も進めております。座学では得られない地域の実情を住民の皆さんから直接学んでいただいております。参加した学生からは、地域との関係性がより深まり、地域への愛着が湧いたといった声、あるいは若い世代の力が地域課題の解決に貢献できることを実感したといった声などをお聞きしております。

このように様々な段階で地域を知り、関わりを持つ機会を提供していくことによりまして、若者が自らを地域の一員として、愛着や誇り、貢献意識を培っていくものというふうに考えます。

あわせて、若者に本県で暮らし続ける意欲を高めてもらうためには、魅力のある仕事の創出や所得の向上、そして働きやすく暮らしやすい環境づくり、こういった取組も大変重要な要素になると考えます。このため、企業の高付加価値型経営への転換の支援ですとか、共働き・共育ての県民運動を一層推進いたしますほか、例えば高知でも世界を相手に挑戦ができる、あるいは業界の最先端でフロントランナーとして全国をリードできるといった、若者が成長や自己実現をできるやりがいのある仕事を創出していく、こういったことに取り組んでまいりたいと思います。こうした取組を通じまして、若者の未来への希望や意欲を高めて、ひいてはこれを本県への定着につなげてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる副首都構想への期待や懸念についてお尋ねがございました。

私自身、かねてより東京一極集中と地方の人口減少は、地方の努力だけでは解決できず、国土政策、社会経済政策として国が責任を持って取り組むべき課題であるというふうに訴えてまいりました。

お尋ねのありました副首都構想は、こうした東京一極集中是正の突破口となり得る国土政策

として私自身大変注目しておりますし、期待もいたしております。私自身大阪府に勤務したことはございますけれども、今までなかなか押しでも引いても進まなかった東京一極集中是正が、この副首都構想というのを突破口として動きが出得るといふところを期待いたしているところでございます。

ただ、他方で議員から御指摘がございましたように、この首都機能の移転というのが単に大都市圏の間だけでの移動ということになるだけでは、いわゆる一極集中が二極集中に変わるといふだけということになりかねません。そうなりますと、全国的な地方創生に与える効果は極めて限定的なものにとどまらざるを得ないということになりますので、こういった展開になってしまうことを懸念いたしているわけでございます。

このため、先月総理官邸で開催をされました全国知事会議の場におきましても、副首都構想につきましては、地方部にもこの機能分散による地方創生の効果が波及するように丁寧な議論を行うよう、私自身直接訴えたところでございます。

この意見に対しまして、黄川田地方創生担当大臣からは、大都市部だけではなくて、地方部にも活力が創出されるように地域産業クラスターの形成などに取り組んでいくといったお話、あるいは副首都構想については、与党協議体で議論をしているけれども、地方創生と地域未来戦略の両輪で地域活性化を図っていきたいと考えておられるといったような前向きな御答弁をいただいたところでございます。

引き続き、今回の副首都構想を含めまして、国の議論の動向を注視し、これを踏まえながら、必要に応じまして全国知事会などとも連携をしながら、東京一極集中の是正、地方創生の観点からさらなる政策提言を行ってまいりたいと考えてあ

ります。

次に、特に税源の東京一極集中を、こうした偏在を是正する必要性についてのお尋ねがございました。

お話がございましたように、現在の地方税体系によりますと、大企業の本社や本社機能を支援する産業が集積する東京都に税収が偏りがちでございます。最近は特にデジタル化が進む中で、いわゆるeコマースですとかインターネットバンキング、こういったものが普及してまいりますと、ますます税収が東京に集中するという傾向が顕著になっております。

都市と地方が均衡ある発展を図っていくためには、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していくという努力が不可欠だというふうに考えております。これまでもこうした地域間の財政力格差の拡大に対応していくために、地方の法人課税につきまして偏在是正措置が度々実施されてまいっております。

最近では令和2年度に偏在是正措置が講じられました。この措置によりますと、法人住民税の一部を一旦国税化し、この財源を地方に再配分していく、具体的には人口減少や少子高齢化に苦しむ団体に重点的に地方交付税の形で再配分していくと、こういった仕組みを取ることにされまして、これを地域社会再生事業費という制度として創設がされたわけでございます。令和2年度の本県への地域社会再生事業費の財政需要の配分額は約53億円となっております。こうした財源があればこそ、現在行っておりますような人口減少対策総合交付金といった本県独自の施策が実施できているということでございます。

しかしながら、直近で見直しが行われました令和2年度と、最近の決算が、データがございまして令和5年度、この3か年間の一般財源の伸び率を47都道府県で比較いたしますと、東京都

は不交付団体でございますが、20%増ということでございます。この3年間に東京都を除く道府県は7%増にとどまり、高知県にいたりましては僅か2%増にとどまっているということでございます。

これを国全体として特に地方交付税の交付を受けるような、いわゆる交付団体は、地方財政計画をつくり出すときに、一般財源の総額を実質前年度同水準を下回らないという、いわゆる同額ルールが続いてきているという中で、景気回復で税収が増えてまいりましたときに、地方交付税を受けている団体は税収が増えた分、地方交付税であったり赤字地方債の配分が減ってしまいますので、あまりトータルの一般財源は増えない。しかし、東京都は交付税で相殺して収入が減るという部分がございますので、結局税収が増えているのがそのまま上乘せになってくると、構造的なこうした問題があって、この3年間を取りましても、こうした形で令和2年に行われた偏在是正措置の効果が、ほぼ元に戻ってしまうような状況になっているということであります。

また、令和7年度に地方公共団体が実質的に独自財源施策を行えますような財源につきましても、今般地方財政審議会などで分析が行われておりまして、これを人口1人当たりで見ますと、東京都は道府県平均の約3.6倍の独自施策の財源があるということで、格差が大変大きくなっているというような分析がございます。

こういうような状況を背景といたしますと、各地方公共団体自身の政策選択の結果とは言えないような行政サービスの格差が足元で拡大をしているのではないかと考えます。例えば、東京都では、ゼロ歳児から2歳児を対象とする保育料の無償化でありましたり、無痛分娩費用助成の出産費用の助成、さらには都独自の児童手当、水道基本料の免除等々ですね、非常に枚挙

にいとまがない形で、その財政力を背景として、他の道府県と比較して非常に手厚い行政サービスを展開されております。

格差はますます拡大しているということでございまして、ここ数年の顕著なこの状況を見まして、東京都に隣接をいたします埼玉県、千葉県、神奈川県、こういった3県が共同で国に対して偏在是正を求める要請活動を行うと。隣接している東京都であまりに手厚いサービスが行われますと、周辺が迷惑をしているというような状況になっているということでございます。

こうした行政サービスの地域間格差の拡大は、ひいては東京都への人口集中をますます拍車をかけてしまうおそれもあると考えます。このため、全国知事会とも連携しながら、税源の偏在是正につきまして、さらなる措置が実施されるよう訴えてまいりたいと思っておりますし、本年度は今、来年度の税制改正の中で議論が行われております。そうした中でも、この税源の偏在是正としての道筋が明確になっていくように、さらに働きかけを努力してまいりたいと思っております。

それから最後に、地域が賢く縮むための公共サービス改革の展望についてお尋ねがございました。

本県では4Sプロジェクトといたしまして、人口減少によります担い手不足等に対応していくために、集合、伸長、縮小、創造、この4つの視点——これを4つのSと称しておりますが——で公共サービスの在り方を改革する取組を行っているところであります。

現在、特に県として強力な関与が必要と考えます消防の広域化など5つの取組につきましては、重点プロジェクトと位置づけまして、県の経営資源を重点的に投入し、推進をしております。

人口減少に適応した新しい公共サービスの在

り方を具体的に議論いたしますことで、スマートシュリンクの考え方や目的が市町村にも少しずつ浸透してきたと考えておりますし、これは単に人口減少に適応するにとどまらず、この人口減少下でも安定的に継続的に必要な公共サービスを提供していくという体制をつくるということを通じて、人口減少に歯止めをかける効果も感じていただける、そうしたものになっているのではないかとこのように思っております。

議員御指摘ございましたように、今後この5つの重点プロジェクト以外の様々な公共サービスにおきましても、持続可能な提供体制を検討することが必要になってくる場面は生じてこようと思っております。例えば、水道の事業あるいは介護サービスにつきましては、既に4Sプロジェクトの一つということに位置づけておまして、現状の課題や将来の見通しも踏まえて、今後の方向性について議論を始めているところでございます。

また、医療サービスに関しましては、現在周産期医療をこの重点プロジェクトという位置づけをしておりますけれども、昨今の状況を見ますと、今後は周産期医療に限らず、地域医療全般を対象にして、地域におけます医療サービスを持続的に提供できる体制を考えていく必要があるのではないかと。具体的には、来年度から新たな地域医療構想の策定を本格的に開始いたしますけれども、そういった点も含めまして、将来的に必要な体制の検討を行うことが視野に入ってくるのではないかとこのように思っております。

今後、様々な分野の公共サービスの提供体制の改革を検討するに当たりまして、市町村域をまたぎました広域的な行政サービス、あるいは県全域での検討が必要な場合は、県が議論をリードするという責務を負うということだと思っております。その際には先行するプロジェクトを

通じまして得られましたこの4つの視点の知見も生かして、必要に応じ県の経営資源を重点的に投入するという対応も検討し、このプロジェクトに当たってまいりたいというふうに思っております。

私からは以上であります。

(人口減少・中山間担当理事土居内淳一君登壇)

○人口減少・中山間担当理事（土居内淳一君）

まず、新政権における地方創生策と歩調を合わせた本県の取組の推進と、本県の地域の実情に応じた施策の着実な推進についてお尋ねがございました。

国が地域未来戦略として進める産業クラスターの形成や、地場産業の付加価値向上や販路開拓の支援などの取組は、国民の暮らしと安全を守るためには地域経済の発展が不可欠との考えの下に進めるものであります。これらの取組は、本県が進める高付加価値型経済への転換を後押しするものであり、魅力ある産業や地域発のイノベーションの創出などを促進し、本県産業の振興、さらには若者の所得向上につながるものと考えております。

一方、これまで本県が地域課題の解決のために進めてきた、例えば地域資源を生かした地域アクションプランや、オール高知による移住促進の取組、集落活動センターをはじめとした中山間地域の暮らしを守る取組は、活力あふれる高知、安心して暮らせる高知を実現するために重要な取組であると認識をしております。

このため、本県の地方創生の実現に向け、国の地方創生策と歩調を合わせた取組を推進するとともに、先ほど申し上げました地域の実情に応じた本県独自のきめ細かな施策を継続、発展してまいりたいと考えております。

次に、ウェルビーイングの視点に基づく評価についてお尋ねがございました。

ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良好で満たされた状態を指すものと言われており、この視点は県民の皆さんが本県で暮らす上での満足度や幸福度につながる重要なものだと考えております。

本県の中山間地域再興ビジョンでは、目指す将来像として、誰もが将来に希望を持って暮らし続けることができる、活力ある中山間地域を掲げておりますが、これはまさにウェルビーイングの考え方に通じるものだと考えております。

また、ウェルビーイングの状態をはかるためには、身体的健康や生活満足度、仕事や学びの充実度、人間関係や社会とのつながりなどを評価する指標を政策に取り入れることが有効となります。このため、中山間地域再興ビジョンでは移動手段の確保や伝統文化の継承、関係人口の創出などの指標による目標を設定いたしております。

そのほか健康長寿県構想における健康寿命や、地域での支え合いなどに関する指標や教育大綱における地域貢献活動への参加や他者への思いやりに関する指標など、ウェルビーイングに基づく様々な指標が取り入れられております。さらに、男性育休の取得促進を原動力として、夫婦で分担して家事や育児を行う共働き・共育ての県民運動などの取組は、ウェルビーイングを高める施策でもあるというふうに考えております。

こうしたウェルビーイングの視点を生かした取組をさらに進めていくことで、県民の皆さんの満足度や幸福度を高め、目指すべき高知県像であります、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、本県の将来像を行政と県民が共有するための定常人口の設定についてお尋ねがございました。

本県が策定をいたしました人口の将来展望では、死亡数が出生数を上回る自然減により当分の間は総人口の減少が続くものの、2050年には人口を55万7,000人ととどめ、以降増加に転じさせることを目指しております。

この将来展望は、議員から御質問のありました、出生率と死亡率が一定で人口増減率がゼロの状態が続き人口が安定した形となる定常人口とおおむね合致するものと考えており、この実現に向けては、出生率と人口の社会増減が重要な要素だというふうに考えています。

このため、元気な未来創造戦略では、早期に持続可能な人口構造への転換を図ることを目指しまして、婚姻数、出生数の増加や社会増減をプラスにすることを具体的な目標に掲げて各種の取組を推進しています。加えて、市町村においても人口の将来展望を作成し、公表いたしております。

また、県の人口減少対策総合交付金の活用にあたって、各市町村が作成する事業計画では、34歳以下の人口と出生数を令和15年までに令和4年よりも増加させるという目標を掲げて、移住者数や婚姻数などのKPIを設定しているところでございます。

こうした目標を出生数や若年人口の推移など、県全体や市町村ごとの厳しい状況と併せて県民の皆さんと共有することは、官民協働による人口減少対策を推進する上で大変重要と考えておりまして、現在県や市町村の広報紙などでお示しをするとともに、様々な団体の会合や県の出前授業などで県の施策を紹介する際に御説明をさせていただいております。今後も引き続き様々な機会を捉えて、県民の皆さんと目標や危機感を共有することで、官民一体となった人口減少対策の推進に努めてまいります。

最後に、集落活動センターの取組の推進についてお尋ねがございました。

議員からお話のありました田園回帰1%戦略の提唱者であります藤山浩氏は、平成24年度から本県の中山間地域振興アドバイザーとして、県や市町村、集落活動センターなどの地域の方々に対して様々な場面で御助言をいただいております。藤山氏が提唱するこの戦略では、住民同士の顔が見える小学校区単位で目指す将来像や身近な目標を掲げ、地域の総意で一歩ずつ取組を進めることが重要とされております。また、活動の成果やノウハウを他の地区とも共有し、横展開を図ることでお互いに高め合う環境をつくることも大切な視点と言われております。

本県では、こうした考え方を集落活動センターの立ち上げや運営に取り入れるため、県内のセンターが参画する連絡協議会などにおいて情報共有や助言などを行っており、この実践を通してセンターは地域の活動に欠かせない存在となっております。

その一方で、現在設立をされております70の集落活動センターの中には、立ち上げから年月が経過し、メンバーの高齢化やノウハウ不足などにより活動が停滞しているセンターも見受けられます。このため、来年度はセンターの課題に応じたテーマ別の勉強会を開催したいと考えております。その際には、藤山氏の御助言もいただきながら、地域で改めて目指す将来像や目標を共有し、思いを1つにして地域が一体となった活動を展開する、そうした集落活動センターになるようサポートをしてまいります。

(文化生活部長池上香君登壇)

○文化生活部長(池上香君) 外国人材の定着に向けた方針についてお尋ねがございました。

令和9年度から施行される育成就労制度を見据えますと、外国人材の受入れを促進するとともに、外国人から選ばれる高知県を目指して、仕事と生活における定着促進の取組がこれまで以上に重要になると考えています。このため、

副知事を議長とする外国人材活躍・多文化共生推進庁内会議を設置し、部局横断で外国人材の定着に向けた取組の検討を進めています。

具体的には、仕事の面では、就労環境の整備を行う事業者への支援に加えて、日本語指導の有資格者を紹介する仕組みづくりによる日本語学習の充実や、特定技能の資格取得への支援など、外国人の皆様が県内でより長く働き続けられる環境の整備を検討しています。

また、生活の面では、高知県外国人生活相談センターの出張相談会の実施などによる相談機能の強化に加えて、外国人の方々が生活する上で必要となる社会保険や税、生活ルールといった情報をまとめた冊子のひな形の作成、市町村の窓口や医療機関の受診時における多言語対応の充実、県立高等学校への、仮称でございますが、多文化共生コースの開設や、教育現場での日本語指導に係る研修の充実などについて検討しているところです。

これらの施策を今年度末に策定予定の多文化共生推進プラン、仮称でございますけれども、このプランに盛り込み、市町村や事業者など関係する皆様と共に、暮らしやすい、働きやすい、学びやすい環境を整えることで外国人材の定着を促進してまいります。

(産業振興推進部長濱田美和子君登壇)

○産業振興推進部長(濱田美和子君) 県内企業が参入しにくい分野に対し戦略的な産業育成を行うとともに、取組の効果を検証し、地域経済を循環させることについてお尋ねがございました。

本年度から、産業振興計画にこれまでの地産外商に加えて地消地産を新たに位置づけました。本年10月には、地域経済の好循環の創出と県際収支の改善を目指し、公共調達による地消地産推進戦略を策定したところです。現在、この戦略に基づき、情報通信サービスや建設工事など

の3つの重点分野における県内発注のさらなる拡大に向けた事業者の育成に取り組んでいます。

具体的には、まず県内事業者の参入機会の拡大に向けて、入札等の参加者を原則県内事業者または県内事業者を含む共同事業体に限定することや、委託業務を再委託する場合は県内事業者を優先することなどについて、来年1月をめぐりに庁内への通知を行う準備を進めています。

また、県内事業者の技術力向上による受注の拡大を目指し、例えば情報通信サービス分野においては、生成AIを活用したシステム開発のノウハウの取得に向けた支援など、県内事業者の提案力や価格競争力の強化につながる施策を検討しています。

さらに、取組の効果を検証するための指標として、公共調達における県内調達率を目標に設定し、進捗管理を行うこととしています。その際には、重点分野における契約状況を分析し、必要に応じてさらなる施策の強化についても検討します。こうした取組を通じて戦略の実効性を高めることで、県内事業者の育成による地域経済の好循環の創出につなげてまいります。

○1番（竹内健造君） ありがとうございます。知事をはじめ執行部の各位には真摯に御答弁をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

第2問はございませんけれども、少し述べさせていただきます。本県が直面している人口減少は単なる数字の問題ではなく、地域の存続、県民一人一人の暮らし、そして次の世代の未来そのものに関わる、まさに県政最大の課題でございます。東京一極集中という国の構造問題、また減っても守れる地域の設計、そしてお金が県内で循環する仕組みなどを質問させていただきました。これは高知県だけの努力ではなく、国の仕組みを動かしながら、本県としての覚悟を持って向き合わなければならない課題である

という強い私の問題意識からでございます。

今、本県には、どうせ人口が減る、仕方がないという諦めの空気と、それでも、まだできるんだという希望の芽が同時に存在しているというふうに思っています。県政には今こそ、その希望の芽を政策にし、形にし、県民に、この地域で暮らし続けられる、高知県には未来があるという確かなメッセージを示す必要があるというふうに思っています。

世界は、日本が人口減少時代のフロントランナーとして、人口減少社会を持続可能にする新しい社会モデルの創出に大きな期待を持って日本の戦略を注視しています。このような人口減少社会を持続可能にする新しい社会モデルの構築は、言わば国家のつくり変えに等しい戦略で、挑戦であるというふうに思っています。人口が大きく減って高齢者が増えた後の日本がどのような社会なのか描く必要があるというふうに思っています。

国民を挙げてイノベーションを起こし、日本が世界から尊敬され、きらりと光る国に再構築するには、新しい社会モデルを構築しなければならないというふうに思っています。本県における新しい社会モデルの実現に向けて力強く歩みを進めていただくことを県民の一人として強く願い、また知事にお願い申し上げ、一切の質問を終えます。誠にありがとうございました。

（拍手）

○副議長（上田貢太郎君） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩



午後2時40分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

32番はた愛議員。

(32番はた愛君登壇)

○32番(はた愛君) 日本共産党のはた愛でございます。通告に沿って一般質問を行います。

質問の前に共通する大きなテーマとして、濱田県政は人口減少の中、次の時代を担う若い世代、働く人など現場の声に本当に共感していると言えるのか、この視点を大きなテーマとして、以下問いたいと思います。

まず第1に、長時間労働の是正と県の働き方改革について伺います。

長時間労働が心も体もむしばむという事実は、今や労働者も使用者も共通の認識となってきました。特に、過労死と長時間労働の因果関係は、医学的にも、また司法裁判の場でも認められています。では過労死や長時間労働は改善していると言えるでしょうか。

厚生労働省の資料では、過労死等に関する労災認定件数が報告されていますが、過去5年を見ますと、2020年802件、2021年803件、2022年910件、2023年1,108件、2024年1,304件とうなぎ登りに増え過去最多となりました。また、高知労働局管内の認定件数を見ると、2022年4件、2023年8件、2024年7件と増加傾向にあります。労働者の人口は減少傾向でも、過労死や業務災害に関わる認定数は増えているのが日本の現状です。

また、厚生労働省の男女共同参画白書2024年版の労働時間と睡眠時間の関係の調査報告では、日本はOECD諸国の中で平均7時間程度で最下位です。特に、40代から50代は平均5時間程度とのデータもありますが、労働者世代の現状は、育児と仕事の両立のためには、睡眠時間を削って生活しているというのが高知県でも共通する実態ではないでしょうか。

その原因は、自己責任的な風潮が根強く残っ

ていることと、長時間労働の是正や賃上げの支援策など環境整備がまだまだ不十分だからだと思います。だからこそ、政治や行政の後押しが必要不可欠になっていると考えます。

しかし、高市政権は、裁量労働制の対象を拡大することで、時間外労働の上限規制をさらに緩和する検討を厚生労働省に指示しました。政府は、働きたい人が長時間働けるようにと説明しますが、現実と乖離した認識です。

多くの労働者は、低賃金がゆえに長時間労働をせざるを得ないとし、精神疾患も増え働けなくなる人が増えていると声を上げています。これを受け、2025年8月28日全国労働組合総連合は、国及び労働局など関係機関に対し、労働政策審議会に関しての意見書を提出しています。

その中で、労働時間の規制について次のように述べています。日本はいまだ長時間労働が蔓延しており、欧米諸国と比べても、労働時間が長い実態は変わっていない、また使用者側は、働き方改革の取組が相まって一定の効果が上がっていると述べているが過労死・過労自死は増加傾向であるとし、職場の現状から見れば労働時間そのものを規制する必要があると述べています。さらに、裁量労働制について労働者側の委員からは、裁量労働制の拡大は長時間労働を助長しかねないため安易に行うべきではないなどの意見が示されました。特に、裁量労働制の問題については、使用者が本来負うべき実労働時間管理の義務をなくし一定の時間働いたとみなし、割増し賃金の支払い義務を免れることである、しかも使用者は業務遂行の手段と時間配分の決定を労働者に委ねるものの、業務量、納期の決定権を握っているため、労働者は安易に長時間労働に追い込まれることになるとし、このような裁量労働制は過労死・過労自死の温床と言うべきであり、もはや廃止すべきである、規制緩和はすべきでないと述べています。

このように、国が示す各種の調査データや審議会等が出されている意見を見ても、長時間労働や睡眠不足が引き起こす健康被害は深刻であり、改善をどう図るのか、国や行政の責任が強く問われています。

しかし、今回高市政権がやろうとしている裁量労働制の拡大による働き方改革というのは、時間外労働とはみなさない働き方を拡大することであり、結果として長時間労働を許すものです。まさに、働く者の健康被害、危険性を軽視した政策であり、規制緩和はすべきではありません。県内の労働者の命と健康を守り、やりがいを感じられる労働環境をつくっていく意味でも、この問題に対する知事の姿勢や発言が重要になってくると思います。

政府の動きは、労働基準法などに位置づけられる長時間労働の規制や、健康被害の解消を目指す法律の目的に逆行すると思います。とりわけ長時間労働にもつながる裁量労働制は、苦しんでいる労働者の実態から見れば規制強化は最低でも必要ですが、知事の認識をお聞きします。

本来、過労死や業務災害につながる脳・心疾患と精神疾患を防ぎ、家庭と仕事のバランスも取れるような働き方へ、国だけでなく自治体レベルでも改革が必要です。特に、長時間労働の規制と賃上げをセットで支援するなどの取組は効果があると専門家も紹介しています。

まず、高知県内での長時間労働の実態ですが、高知労働局の定期監査の報告では、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の結果、違法な時間外労働があったものが60事業場、違反率44.1%、健康障害防止措置が不十分なもの59場や、労働時間の把握が不適切なものが18事業場です。

そこで、県自身働き方改革にどう取り組むのか、今回県が打ち出した残業代1.5倍化について聞きたいと思います。県独自の予算で残業代を

増やすわけですが、本当に県職員の長時間労働は減るのでしょうか。議員が県の職員の働き方に口を出すのはどうかという御意見もあるとは思いますが、全体の奉仕者である公務員の労働は県民の暮らしに直結していますし、上乘せの残業代は県民が負担するという点からも、効果ある取組を求めたいと思います。

県は今年9月、東京の株式会社ワーク・ライフバランスと協定を結び、県職員を対象に残業代の割増し賃金率を大幅に引き上げ、残業時間を減らす方針を示しました。社会実験として、来年度については現行の割増し率25%を50%へ引き上げるとしています。担当課は、時間外に対する意識改革を進めると説明していますが、本当に意識の変化をつくれるものなのか、残業が減るのか、疑問や期待などいろんな声が庁内外から聞こえてきます。

県の知事部局における時間外の労働時間は、過去5年を見ると1人当たり月平均が13時間前後で推移しており、大きく残業が減る状況には至っていません。現状は、人手不足が解消せず、1人の職員が抱える仕事量は減らず、増えている現場も存在していると聞いています。

知事部局を含め、県教育委員会及び県警察本部における長時間労働に対する医師の面接指導の実施となった昨年の延べ人数と、その傾向について総務部長、教育長、県警本部長にお聞きをいたします。

これまでの時間外労働縮減の取組の検証から見えてきた課題とは何でしょうか。意識改革と言うならば、職員の生の声をつかむアンケートなど実態調査も重要だと思いますが、どう進めていくのか、総務部長にお聞きします。

やはり、仕事量など内容の見直し抜きに意識改革を職員に求めるだけでは無理があると思います。厚生労働省も、長時間労働や休暇が取得できない状態が続くと仕事への意欲や効率の低

下を生むとし、仕事にやりがいや充実感を得ながら責任を果たすには適切な労働時間で効率的に働き、休暇が取得できる環境、業務体制が不可欠だと働き方改革のポイントを示しています。県としても新たな人員確保や、さらなる業務の簡素化への具体策を示すことが大事です。

この点で、県は全国初の取組として短時間勤務職員の採用枠を新設するとしています。例えば、育休等の職員の代替配置や事務処理が時間外になっている職場への配置が可能と説明しています。長時間労働の是正の大きな鍵は人員確保だと思いますが、その意味で今回の人員確保策がどれだけの予算で、どの範囲を対象に取り組むのか、その規模感が大事な点だと思います。知事部局の採用計画は17人、うち行政職は5人としていますが、実態から見て少な過ぎではないでしょうか。今後は、実態に応じ増員していくことも必要だと思いますが、どう対応するのか、総務部長にお聞きをします。

また、学校や警察の現場においても、長時間労働是正につながる新たな人員確保策などにどう取り組んでいくのか、教育長、県警本部長にお聞きをします。

次に、公共施設の長寿命化対策について伺います。

公共施設、公共インフラの老朽化対策は待たなしの状況となっています。県の公共施設等総合管理計画では、長寿命化の効果について試算しており、予防保全型の維持管理を実施し築50年で改修を行うことにより、個々の施設の寿命を延ばすことで建て替えコストを削減し、ライフサイクルコストの平準化と低減を図ることが見込まれるとしています。また、個別の施設の類型ごと、学校、庁舎、警察施設、文化施設などに具体的な個別施設計画を策定し、PDCAサイクルを回して着実に実行するとしています。

今回、問題になっている県立体育館の建て替えについても、当然公共施設等総合管理計画の示すスリム化の効果やスマートシュリンクの考え方でもある、必要なものは残すという点に沿って、将来を見通したライフサイクルコストや規模、住民や関係者との合意は大事にされるべきと考えます。

こういった視点に立てば、住民が日常的に利用している施設については、再配置や統廃合、廃止などが検討される場合、担当部署などが説明会を実施し、住民や関係者の意見を丁寧に聴取する必要があると思います。

しかし、高知ちばさんセンターに関しては、長寿命化を実施する方向性が示されている中で、大ホール機能が現位置からなくなる、新体育館に集約される話が突然浮上し、これに対して高知商工会議所及び高知県工業会からも現位置での存続支援や新体育館との役割分担を求める申入れが知事に出されました。現状は関係者の合意や納得は得られておらず、県立体育館へのちばさんセンターの大ホールの集約化は強引に進めてはならないと思います。

ちばさんセンターの大ホールについて、関係者が県立体育館への集約化は困難であるという見解を示していることは尊重されるべきと思いますが、知事の認識をお聞きします。

次に、そもそも公共施設の維持管理やインフラ等の老朽化対策を実施するために不可欠な技術職員が不足をしている問題について聞きたいと思います。公共施設の長寿命化対策や再配置問題、住民説明などは避けては通れない問題です。だからこそ、その在り方や仕事を担う職員の体制を充実させる責任が問われます。国の調べでは、2005年度から2021年度にかけて市町村の全体の職員数は約9%減少しましたが、そのうち土木部門の職員数は約14%減少し、相対的に土木技術系職員の減少が目立っています。さ

らに、技術系職員が5人以下の市町村は全体の約5割に上り、必要なメンテナンスが増える一方で、予算と人員が減少している状況です。高知県においても傾向は同様です。

高知県や県内市町村の土木職の採用状況はどうなっているのでしょうか、総務部長にお聞きをします。

2022年度国土交通省防災・減災対策の効果検証報告書では、技術職員が充足している自治体では、災害からの復旧期間が平均で37.2%短縮されるというデータがあり、専門職の存在が住民の安全確保と早期の生活再建に直結することが示されています。

既に国は人材確保策として、2020年に復旧・復興支援技術職員派遣制度を創設し、災害時だけでなく、平時においても自治体職員の不足問題に対応するとしています。例えば、災害時には市町村へ技術職員を中長期的に派遣し、平時においても技術職員不足の市町村を支援するとして、必要な人件費を国が都道府県に対し交付税措置しています。また、2023年度からは各都道府県に技術職員確保計画を要請し、計画的な技術職員の確保を国挙げて求めています。しかし、県を含め県内のどこの市町村も老朽化対策の仕事は急激に増えているのに、技術職の採用に手が挙げられず困っているとお聞きをしています。

南海トラフ巨大地震を前に、技術系職員の確保は県の重要な仕事でもあります。国の交付税措置が活用できる技術職員について、県の技術職員確保計画における市町村支援の計画数と実際の配置人数を総務部長にお聞きします。

官民間問わず、建設業界の人手不足は他産業と比較をしても突出をしています。2024年2月時点のハローワークの統計では、全産業の有効求人倍率が1.2から1.3倍程度で推移する中、建設関連職種は軒並み高い数値を示しています。例

えば、建設躯体工事の職業は9.75倍、建築・土木・測量技術者は7.09倍、土木職は6.8倍です。官民とも技術職の獲得競争を余儀なくされています。

この問題は他県も同様であり、様々な取組が国の資料でも紹介されています。例えば、広島県や奈良県、埼玉県では県が事務局となり、市町村合同の試験を行い、市町村の職員を採用する取組を支えています。広島県では、共通となる試験は面接試験のみで、その後各市町が行う個別試験において、筆記試験、SPI、適性検査など自由に実施しています。各市町の受験要件や業務内容、処遇、共通実施する面接試験の試験日程を事前に公表した上で、受験生が受験先を3市町まで選択できるようにしているのが特徴です。

高知県も新たな技術職員の確保の工夫が必要ではないでしょうか。紹介したように他県では、採用試験の工夫が行われています。人材確保や育成、技術の継承につながる積極的な取組が必要と思いますが、県全体を考えて、今後技術者不足をどう改善させていくのか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、多文化共生の地域づくりについて伺います。

外国の方も安心して働き、暮らせる町へ、県民の理解や環境整備が必要になっています。各産業界にとって外国人が共に働く仲間となってもらえることは、人手不足の解消へ大きな期待がある一方で、地域の生活面では言葉や生活文化の違いからトラブルも心配されています。共に生きる生活者として、また共に働く仲間として、多様な国の人々の人権と暮らしを尊重できるよう、県が進める多文化共生推進プランには期待が寄せられています。

私自身、先日、高知県と姉妹県州協定を結んでいるフィリピン・ベンゲット州を50周年記念

の訪問団の一員として訪れました。高知県との関係では、須崎市の農業団体は技能実習生等を通算900人程度受け入れてこられました。研修を終えたフィリピンの実習生たちは、高知で学んだ農業技術を生かし、ベンゲット州ではイチゴのハウス栽培ができる農業基盤がつけられ、地元農業を大きく発展させていました。

ベンゲット州で生産する野菜は、フィリピン国内に流通する野菜の約6割のシェアを持つそうです。一方、日本においては、疲弊する農村や漁村を直接支える働き手として、技能実習生たちが高知の産業基盤を支えてくれているのも事実です。改めて、姉妹都市交流や技能実習生などを受け入れる取組が、お互いの産業や経済分野を発展させる大きな力になっていると私自身実感しました。

県は、フィリピン・ベンゲット州と姉妹県州協定の再宣言を行いました。新たな50年に向けてどのような交流の輪を発展させていくのか、知事の思いをお聞きします。

また、県内の介護や医療の現場でも日本語や文化を絶えず学習し、目の前の仕事にも必死に向き合い、スキルアップを目指している外国人の姿があります。いの町のある介護現場で働く技能実習生は、お世話をするお年寄りが喜んでくれている、うれしいと話してくれました。

県が進める多文化共生推進プランの策定に当たっては、理念だけではなく、具体的な施策が必要だと思います。どのように実施していくのか、文化生活部長にお聞きをします。

また、環境整備の点では、市町村や関係機関との連携を大事にしてほしいと思います。特に、技能実習生たちは来日後、日本語教育などを一定時間受けることが義務づけをされていますが、先日須崎市が日本語教育施設を設置する方向で議論しているとお聞きをしました。県内でも法令で定められている日本語講習などが受けられ

る施設が一定数増えることは、県の目指す多文化共生ビジョンの方向性とも合致するのではないのでしょうか。

今後、技能実習生の入国後の講習施設の整備については県の支援も必要だと思いますが、県はどのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお聞きします。

特定技能実習などの制度改正により、最長10年の在留資格が認められるようになりましたが、技能実習生に限らず、日本で暮らす外国人の数は年々増えています。高知県では10年前との比較で約2倍、76か国、6,848人の外国人が生活しています。その中で外国にルーツを持つ子供たちも増えています。

例えば、高知市では日本語指導が必要な帰国・外国人児童・生徒に対して支援員を2名配置し、在籍校を訪問しながら日本語指導を行っていると聞きました。また、週1回日本語教室を開催し、日本語指導員2名が支援をしているそうですが、2024年度、2025年度とも11か国、11種類の母国語を言語とする児童生徒が在籍しています。全体数は2020年度12名、2024年度は30名、約この5年間で2.5倍です。また、県が多文化共生を進める一方で、外国人に対する差別的な言動も心配されています。教育の分野でも十分な配慮と体制が必要だと思います。

まず、教育保障の点で多様な文化や言語に対応できる体制の充実が必要だと考えます。各市町村からも加配教員を含めた県費負担教職員の配置の増員について強く要望が出されていると思いますが、この要請に応え新年度はどの程度増員するのか、教育長にお聞きします。

最後に、農政における増産計画と担い手確保について伺います。

石破前首相はこの間、米価の高騰の原因が需要に対して供給が少なかった、つまり米不足であったことを認めた上で、米の増産にかじを切

ると表明しました。しかし、高市新政権は一転して、それまでの自民党政権が行ってきた、需要に応じた生産に政策を戻しました。政府が検討している来年の収穫量の目安では、来年は減産となると報じられています。また、適正価格は市場で決まるとして、政府は関与しない方針です。

もともと今回の米価高騰の原因は、需要に応じた生産という方針の下、ゆとりのない生産を続けてきたことにあります。政府は備蓄米を放出しましたが、手だてが後手後手となり、米価は高止まりしています。政府の備蓄米は30万トン余りしか残っておらず、大幅な増産へと転換し、ゆとりある需給・備蓄計画を立てる必要があります。地域の農家は、政府の方針が揺らぎ来年の作付や米価もどうなるのか先の見通しが立たないと声を上げており、また消費者は、手頃な値段でお米が買えるようになるのか不安と訴えているのが今の状況です。

県議会では、2月の定例会で米の価格高騰対策と安定供給の仕組みづくりを一体で進めることを求める意見書を全会一致で可決しています。その中には、お米の生産量は安定供給を見通した方針とするとともに価格安定に努めることという項目があります。お米は主食であり、一日も早く生産者、消費者双方が安心した生活ができるようにしなければなりません。

安定した価格やゆとりある備蓄を実現するために、お米については増産する方針が重要だと思いますし、国は補正予算でお米など足元の高騰対策に活用できる重点支援地方交付金を示しました。県としても何らかの対策を行う必要があるのではないのでしょうか、県の考えと取組について知事の御所見を伺います。

農林水産省が11月28日に発表した2025年の農林業センサスによると、仕事として主に自営農業に従事する基幹的農業従事者の数が5年前の

調査から34万2,000人、25.1%も減少し、102万1,000人になっています。平均年齢は67.6歳です。このまま減少が続けば農村が崩壊し、食料の生産基盤が失われかねません。

高知県の基幹的農業従事者の数も5年前から26.1%減少し、1万4,292人です。年齢構成は49歳までが15.6%、50歳代が12.1%、60歳代が22.5%、70歳代が33.9%、80歳以上が15.8%です。70歳以上が約半数の49.7%であり、高齢になっても生産を頑張っていたいただいておりますが、後継者、担い手の育成を急がなければなりません。ところが、本県の新規就農者の年度別の推移は、2019年の261人から2020年には217人に、その後210人台が4年続き、2024年には171人と前年から40名以上減少しています。

初期投資額の上昇や定年延長により、子育て世代の新規参入やシニア世代の親元就農の数が大きく減っていると分析がありますが、これを突破していく取組が求められています。大本には、アメリカや財界言いなりで農産物の輸入自由化を受け入れ、価格保障や所得補償など農業保護を投げ捨ててきた自民党政権の責任がありますが、その上で県の取組について伺います。

県は昨年度から農業分野でも女性活躍など新規施策も盛り込みましたが、成果が上がっているのでしょうか、農業振興部長にお聞きをいたします。

また、新規就農者の確保は非常に大事なのですが、県は2024年に、独自に実施してきた50歳から64歳の就農支援策を廃止しました。この件については、支援対象の年齢を狭めるべきではないと議会でも質問しましたが、改善がないままです。その後、各地域の農業関係者からも同様の指摘の声が寄せられてきました。

例えば、昨年の高知市の農業委員会が中心に取りまとめた高知市農業施策等に関する意見書には、多様な就農希望者を対象とした支援制度

の拡充と題し、県や国に対して、50歳を超しても就農し担い手として地域の活性化に寄与している場合もあることから、年齢に関係なく就農希望者を支える仕組みが必要、そのために国、県の補助事業における年齢要件の見直しを求めるとの意見が出されています。

今年も同様の意見書が上がっていると聞いていますが、この意見書への対応について伺った際、県の農業担い手支援課は、市長に出されたもので県は知らないと回答し、問題はないとの姿勢です。市長に出されたものでも国や県への要望であり、それが届いていない、知らない状況は、生産者、関係者にとって不信と怒りではありません。県市連携が不十分である現れであり、見過ごすことはできません。

まず、支援の年齢等の間口を広くしておくことの必要性和、改めて高知市農業施策等に関する意見書で寄せられた県への要望について今後はどう積極的に把握し、対応していくのか、農業振興部長にお聞きをします。

最後に、農業者の話を踏まえ、農地利用の姿を明確化した市町村の地域計画の結果が公表されました。高知県では、10年後に農地を受け継ぐ計画が未定となっている農地は約6割となっています。これは全国都道府県で見ると8番目に高い状況であり、高知県の農業での担い手不足の深刻さをより浮き彫りにしたと思います。

そのような中で、安芸市は公務職場ではありますが、農業の副業を認めました。また、先日の地元新聞では、高知市の職員がユズ農家の収穫を手伝い、汗を流している姿が報道されました。

県内で聞こえてくるのは、副業として農業を考える若い世代の声です。この需要にどう応えていくのかが問われます。副業の現状は、規模が小さく不安定であることから、融資や補助金

などの支援が受けられない場合があることや、副業すら認めてもらえない事業体もあります。

県として地域計画を改善していく意味からも、安芸市などのように農業を副業として認める取組を県もどう進めていくのか、農業振興部長にお聞きをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) はた議員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆる裁量労働制の規制強化の必要性に対する認識についてお尋ねがございました。

御紹介がありました裁量労働制は、働いた時間にかかわらず、仕事の成果や実績などで評価を決めるという趣旨の制度でありまして、労使の間であらかじめ定めた、いわゆるみなし労働時間で管理をするというものであります。この制度は、仕事の進め方を労働者の裁量に委ねますことで、自らの知識、技術を生かし、創造的に働くことを可能とするということを趣旨といたしまして、昭和62年に創設されたものであります。その後、令和3年度の裁量労働制実態調査に関する専門家検討会では、労働者の裁量と健康を確保する方策などについて課題があると報告をされました。

私なりに平たく申し上げれば、理念あるいは建前としては、従業員の方々が自分自身の自主的な意思で働くということではありますけれども、事実上の問題としては、仕事を意に反して強いられるというような側面があるのではないかとといった問題意識、あるいは結果として、過労死にもつながりかねないような長時間労働を助長する、そうした側面があるのではないかとというような懸念がこの背景にはあったのではないかとこのように理解しております。

こうした懸念を払拭いたしますために、令和6年4月には労働者本人の同意や、その撤回に関する手続を労使で定めまして、使用者が労働

基準監督署に届け出るように法改正が行われたというふうに承知しております。その結果、本制度の適用は労働者本人の同意が前提となりまして、同意しなかった場合、あるいは同意を撤回する場合に、労働者に対し不利益な取扱いを行うことも禁止をされました。

さらに、使用者におきましては、いわゆる勤務間インターバルの確保など、労働者の健康や福祉を確保すること、苦情の処理に関する措置を講じることとされているところでございます。したがって、この法改正が行われた後の現在の制度につきましては、このように労働者保護の観点から改善されたものとなっていると考えますので、この制度が今回の法改正の趣旨に沿って適切に運用されていくということが何よりも重要なのではないかとこのように考えております。

また、お話がありましたように、今後国におきまして労働時間規制の緩和の検討が行われるということになるかと思いますが、そうした際にも、この今回の裁量労働制に關します法改正の経緯というものを踏まえまして、あるいは教訓というものを踏まえて、例えば労働者自身の自主的な判断の保障、あるいは健康の保持のための仕組みの確立といった観点で、労働者保護の考え方が実効性を持って実現されると、そうした制度としていくということが必要なのではないかとこのように考えております。

次に、ちばさんセンター大ホールに關します商工会議所等からの申入れへの認識についてお尋ねがございました。

ちばさんセンターは築後約40年が経過いたしまして施設の老朽化も進み、利用者も減少傾向にあります。今後40年程度利用できるような長寿命化を行うためには、多額の費用を投入いたしまして大規模修繕を行うことが必要だと、そんな状況にあるところでございます。

この状況を踏まえまして、この大ホールの廃止の可能性も含めた施設存続の可否を検討するために、本年7月に関係団体、有識者で構成をいたしますちばさんセンター大ホール等あり方検討会が設置をされたというふうに承知をしております。

一方で、本年9月に開催されました新県民体育館整備等基本計画検討会におきましては、このちばさんセンター大ホールの展示会などにつきましても、新しい県民体育館で実施ができるように検討すべきだという御意見がございました。

また、この10月のちばさんセンターのほうの検討会におきましても、新県民体育館で展示会などが実施可能な場合には、同規模の施設が2つも必要なのか、財政面も含めて検討が必要ではないかといった集約化等の必要性を示唆するような御意見も出されたということでございます。

こうした状況を受けまして、この10月の下旬に、お話がございましたように高知商工会議所、そして高知県工業会の連名で新県民体育館と大ホールの間役割分担を前提とした上で、新しい体育館が整備された後も大ホールを存続させてもらいたい、そのための県市の支援を継続してもらいたいといった趣旨の申入れがあったということは御指摘のとおりでございます。そういう意味では、この集約化の方向性に対して相反する意見が出される状況ということございました。

そういう意味で、県といたしましては大変悩ましい判断を迫られたわけでございますけれども、これまでの両検討会の検討経緯、そしてこの両事業の整備のパートナーとも言うべき高知市側の御意向、こういったものも踏まえ、そして今後50年といったタームで人口減少がさらに進んでいくというようなことを考えました場合

には、総合的な判断として、やはりできる限り、集約化の可能性がある限りは、その集約化の可能性というのを追求していくべきではないかという観点に立ちまして、新県民体育館の整備に関しましても、大ホールの機能の集約化が可能な規模を前提に検討を進めることが適当だろうというふうな判断に至りました。この判断を踏まえまして、今月初め、高知市に対して最新の県民体育館の配置案につきまして提示をさせていただくというような経過をたどっております。

この申入れについて、商工会議所等の理解を得ているのかということに関しましては、この高知市とのやり取りを行う過程の中で、県の幹部職員をこの商工会議所等に送りまして、県といたしましては、大ホールの機能を新県民体育館に集約化すると、そういう選択肢を優先して検討すべきものというふうに考えているということについて丁寧に説明をしまして、この申入れの中で御懸念がありました駐車場不足の問題、あるいは搬入口の確保の問題、こういった点についても対策を講じる考えだということも併せて説明をし、意思疎通を図ったところでございます。

こうした過程を経まして、今後の方針といたしましては、年内に新しい県民体育館の検討会が行われる予定がございますので、この場で最新の県としての配置案を御説明し、まずは県民体育館側の検討会において、その対応の方向性について意見の集約をお願いしたいというふうに思っております。

これを踏まえました上で、年明けには、このぢばさんセンター側の検討会、こちらにはお申入れをいただいた商工会議所、工業会からの代表も入っていただいておりますので、こちらの検討会におきまして、この県民体育館の側の整備の方針の動向を踏まえて、ぢばさんセンター側の集約化についても御議論をいただくという

ことをお願いいたしまして、いずれにいたしましても年度内にはこの双方の検討会での御議論が整合が取れる形で決着が見られるように、県として努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、フィリピンのベンゲット州との今後の交流についてお尋ねがございました。

これまでベンゲット州とは農業分野を中心とした技能実習生の受入れのほか、州政府の職員を技術研修員として受け入れるなど人的交流を重ねてまいりました。今回の訪問ではこれらの交流を通じまして、本県に来られた方々と意見交換の機会を設けていただきました。長年にわたって積み重ねられました両県州の交流の輪が確実に広がっているということを実感いたしました。

そして、御紹介もございましたように、技能実習生として来られていた方々の中には、高知で学んだハウス栽培の技術を生かして、現地でイチゴ農園の経営に成功されているという方もおられるというふうにお聞きをしたところでございます。今後は、このように実績を積み重ねてまいりました農業分野での交流をしっかりと継続し、お互いの地域の活性化につなげていくということが重要であると考えます。

加えまして、本年の2月には高知大学の人文社会科学部が進めます多文化共生社会の構築に関わるプロジェクトの御縁で、高知大学と国立ベンゲット大学との間で交流の協定が締結をされるといったような動きもございまして、教育や研究分野での交流の芽も生まれてまいっております。次の50年に向けまして、実績の今まででございます農業分野はもちろんであります、教育や文化など様々な分野で交流の輪がさらに広がりますように、関係する皆さんと共に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、米の価格安定に向けた増産方針、ま

た物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に対する考え方、取組方針についてお尋ねがございました。

米は日本の主食でありまして、食料安全保障の観点からも全国でバランスよく生産をし、安定供給されることが重要であります。そのためには、生産者にとって再生産が可能であると同時に、消費者にとっても購入しやすい、そうした価格となるということが必要であると考えます。米の価格は市場で決まるものでございますので、必要な備蓄を含めまして、需給のバランスを取りながら価格の安定を図っていくと、これが国の責務であるというふうに考えております。

令和7年産の主食用米の生産量につきましては、前年比で1割増の748万トンと、需要量の711万トンを大きく上回る見込みというふうにお聞きをしております。このまま供給過剰が続きますと、再生産可能な価格が維持できず、米の供給力の低下につながり、結果として消費者の皆さんにも大きな影響を生じる可能性がある、そうした状況ではないかと考えております。

今後の米生産につきましては、まずは精緻な需要予測に基づきまして需要に応じた生産を行っていくということで、需給を安定させていくということが必要だろうと考えております。その上で、国内外でのさらなる需要拡大を図りながら、需要に応じて増産をしていくという考え方で対応することが重要と考えます。

県といたしましては、本県の米生産が将来にわたり持続可能なものとなりますように、地域のニーズに応じた基盤整備やスマート技術、機械導入への支援など生産性の向上に向けた取組、あるいは中山間地域の気象条件を生かして生産される品質の良い米のブランド化や販路拡大の取組、こういった施策をしっかりと推進してまいりたいと考えます。

また、重点支援地方交付金を活用した支援についてのお尋ねがございました。この米をはじめといたします食料品の物価高騰に対して、消費者を支援するという観点からは、今回の交付金の中で、市町村に対しまして全国で4,000億円の特別加算の別枠を設けるという方針が国から示されております。したがって、この特別加算を活用いたしまして、消費者の方々にどのような食料品の支援を行うかについては、それぞれの市町村において適切に判断がされるべき問題だと考えております。

県に配分される重点交付金につきましては、今回追加提案させていただきました補正予算案におきまして、LPガス、1次産業への支援など、早期に対応が必要な事業をまずは予算計上して審議をお願いいたしております。残る配分額の活用につきましては、特に新しい価値を生み出す高付加価値創外型経済への転換につながるような施策、あるいは賃上げの支援、こういったものを中心に検討させていただいた上で、2月の議会におきまして御提案をさせていただきたいと考えております。

私からは以上であります。

(総務部長清水敦君登壇)

○総務部長(清水敦君) まず、長時間労働者に対する医師の面接指導を実施した昨年度の延べ人数と、その傾向についてお尋ねがございました。

昨年度の知事部局における長時間労働者に対する医師の面接指導の実施者数は延べ90人となっており、近年は100人前後で推移しております。

次に、これまでの時間外縮減の取組から見えてきた課題と意識改革の進め方についてお尋ねがございました。

県におけるこれまでの取組としては、業務の効率化という観点でRPAによる業務プロセス

の自動化、生成A I、電子申請といったデジタル技術の活用を積極的に進めてまいりました。また、多様な働き方という観点で、早出・遅出勤務の導入やスマートオフィスの整備に加えて、今年度からはテレワークの回数制限を撤廃するなど、働きやすい環境づくりに努めております。

こうした取組により、知事部局における時間外勤務は平成30年度をピークに減少に転じておりますけれども、近年はほぼ横ばいといった状況にありまして、さらなる取組が必要と考えております。

このため、9月議会において多様な人材を確保するための短時間勤務職員制度の新設や、職員の時間外勤務に対する意識の変化を促すための時間外勤務手当の割増し率の時限的な引上げなど、全国初となる制度の導入を提案し、可決をいただいたところです。

こうした取組に加えて、9月に協定を締結したワーク・ライフバランス社の協力を得ながら、現在幹部職員向け、管理職員向け、全職員向けの会議や研修をそれぞれ実施し、職員の意識改革を促しております。あわせて、全職員を対象に仕事に関するアンケートを実施することで、業務量、働き方改革への考え方、職場の雰囲気などを把握し、取組の参考として活用しております。

職員の意識改革には一定の時間が必要と考えますが、全職員が一丸となって精力的に取り組むことで、しっかりと成果を上げてまいります。

次に、短時間勤務職員の採用計画についてお尋ねがございました。

本年度の知事部局における短時間勤務職員の募集については、行政職5名のほか、各技術職で合計12名の募集を行っており、現在採用試験を実施しているところです。今回は初めての実施ということも踏まえ、この募集人員としたものですが、例えば行政職では公募が98名となっ

ており、関心の高さがうかがえます。来年度につきましても、こうした応募の状況や配置後の職場の状況などを見ながら、募集する職種や人員数を検討してまいります。

最後に、県と市町村における土木職の採用状況、技術職員確保計画の状況、そして職員確保の取組につきましてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

直近の令和6年度の土木職の採用試験の状況は、県では38名の募集に対して採用者が15名、市町村では50名程度の募集に対して採用者が13名となっており、県、市町村とも新規採用職員を十分に確保できない状況が続いております。技術職員の不足は全国的にも同様でありますので、県が技術職員確保計画を策定し、市町村支援に対応する職員等を確保する仕組みが令和5年度に導入されたところです。

本県において市町村支援に従事する土木職について、令和7年度の計画数4名に対して実績は1名であり、計画の最終年度である令和10年度の計画数13名についても現状の採用状況のままでは達成は厳しいと考えております。こうした状況を改善するため、県では採用試験において新たに専門試験を廃止し、S P Iを活用した試験の導入や、試験時期の前倒しなどを行ってまいりました。また、土木職員の業務とその魅力をP Rするため、県内の学校への出前授業のほか、動画やパンフレットの制作などを行っており、本年度も新たなP R動画の作成などに取り組んでおります。

今後も、県職員の確保策を検討するとともに、市町村の職員採用を支援していくため、他県の事例なども参考としながら、採用試験の共同実施や広報手段の充実などの取組についても検討してまいります。

(教育長今城純子君登壇)

○教育長(今城純子君) まず、長時間労働者の

面接指導の実施者数と傾向についてお尋ねがございました。

県教育委員会事務局と県立学校における昨年度の医師の面接指導の実施者数は延べ57人でした。近年は六十数名で推移しており、昨年度は少し減少しております。

次に、長時間労働の是正につながる人員確保についてお尋ねがございました。

教員が子供たちと向き合う時間を確保し、教員でなければ対応できない本来業務に集中できる環境を整備することは大変重要だと考えています。そのため、国の事業も活用しながら、授業準備の補助、休み時間の見守りなどに従事する教員業務支援員や部活動指導員といった外部人材の配置拡充に努めてまいります。

加えて、体力などの理由でフルタイム勤務に不安を感じる教員も活躍できるよう、65歳以上も含め、週3日など短時間勤務講師の職を設け、授業や学級運営などを担っていただくことも検討しています。

これらの人員をしっかりと確保していくことで、教員の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

最後に、多様な文化、言語に対応できる体制の充実に係る県費負担教職員の配置の増員についてお尋ねがございました。

義務標準法における日本語指導担当教員の配置定数は、対象児童生徒18人に対して1人と定められており、本年度は3名の日本語指導担当教員を小中学校3校に配置しております。本県の実情として、各市町村に対象の児童生徒が点在しており、現行の配置基準では全ての学校に担当教員を配置することは困難な状況です。

県教育委員会としましては、一人でも多くの教員を配置できるよう、引き続き国に対して定数改善及び加配の要望を行ってまいります。

(警察本部長岩田康弘君登壇)

○警察本部長(岩田康弘君) まず、県警察における長時間労働者に対する医師の面接指導に関するお尋ねがございました。

県警察におきまして、令和6年度に長時間労働者に対する医師の面接指導を実施した者の数につきましては延べ133人で、近年減少傾向となっております。

次に、長時間労働の是正につながる新たな人員確保策などについてお尋ねがございました。

県警察といたしましても長時間労働を是正し、仕事と家庭がより両立しやすい職場環境づくりを進めていくことは大変重要であると認識しております。この観点から、刑事手続のIT化など、デジタル化の推進による業務の合理化を進めるとともに、多忙な所属への本部による支援体制の拡充などさらなる業務の在り方の見直しと、人的リソースの最適化を図ってまいります。

また、優秀な人材の確保に向け、本年度から従来の教養試験に替えて、民間企業の採用試験で広く活用されておりますSPI試験による採用試験も開始したところであります。

今後も、職場の魅力を高めるとともに、時代に適した採用施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

(文化生活部長池上香君登壇)

○文化生活部長(池上香君) 多文化共生推進プラン、仮称でございますけれども、このプランの具体的な施策についてお尋ねがございました。

現在策定中のプランにつきましては、住民に身近な市町村をはじめ、関係者の皆様に御意見をお伺いしながら、コミュニケーション支援や生活支援などの項目ごとに盛り込むべき施策の検討を進めています。

例えば、コミュニケーション支援では、事業者からのニーズが高まっている外国人従業員に対する日本語学習につきまして、これまでの補助金による支援に加えて、日本語を指導できる

有資格者を紹介する仕組みづくりを検討しています。また、生活支援では、外国人の方々が転入される際などに市町村に活用いただけるよう、生活する上で必要な情報をまとめた冊子のひな形の作成などを検討しているところです。

今年度末に策定するプランには、これまで取り組んできました地域日本語教室の運営や交流拠点の整備等を行う市町村への支援などに加えまして、こうした新たな施策を盛り込むこととされています。

多文化共生の地域づくりを進めるためには、まずは自分たちの国や地域の歴史や文化を理解し、再認識しつつ、相手方の国や地域の歴史や文化を理解し、尊重することが重要であるというふうに考えています。こうした認識の下、プランの実行に当たりましては、日本人と外国人、それぞれの県民の皆様が国籍にかかわらず、お互いを尊重し合いながら、地域で共に安心して働き、生活ができる多文化共生社会の実現を目指して、市町村や事業者の方々と一体となって施策を推進してまいります。

(商工労働部長岡田忠明君登壇)

○商工労働部長(岡田忠明君) 技能実習生の入国後講習施設の整備に向けた支援について御質問がありました。

入国後講習は、技能実習生が日本へ入国後、技能実習を始める前に実施される講習で、日本での生活や技能実習にスムーズに適応できるよう、日本語教育や生活ルールなどの指導が行われるものです。

技能実習生の受入れ窓口となる県内の監理団体では、地元大学と連携した出前授業の実施など、工夫を凝らした講習を自ら実施している団体もありますが、県内にある24団体のうち16の団体が県外の講習施設を利用している状況です。

県外の講習施設では、本県の方言や生活ルール、また産業や文化の特徴を学ぶ機会はほとん

どなく、県内事業者が技能実習生を受け入れる際の課題にもなっています。こうした課題の解決に向けては、国の法令に基づく適正な講習はもとより、方言や生活ルールに加えて地域住民と交流できる機会を得るなど、技能実習生が本県での生活と仕事をスムーズにスタートできる、こういった知識を学ぶ施設が必要であると考えています。

このため、県内の監理団体が共同で利用できる施設の在り方などについて、県内事業者や監理団体などのニーズもお聞きしながら、今後の支援の方法を検討していきます。

(農業振興部長松村晃充君登壇)

○農業振興部長(松村晃充君) まず、女性活躍などの新規就農施策の成果についてお尋ねがございました。

県では、若者や女性の担い手を確保するため、昨年度から農業に興味を持ってもらい魅力を知ってもらう取組を強化しています。具体的には、就農を希望する若者や女性のロールモデルとなる、県内の農業現場で生き生きと活躍する若者や女性の動画の配信や、産地の農業者と直接交流する農業体験ツアーなどを実施し、本県農業の魅力を発信しています。

また、本年度は雇用就農者の確保に向けて、県内の若者に将来の就職先として農業の職場を知っていただくため、高校生や教員を対象とした農業職場見学会や1次産業の合同企業説明会を開催しました。イベントの参加者からは、農業への関心が高まった、職業としての魅力が増したといった御意見をいただいています。

こうした取組により令和6年度の新規就農相談センターへの就農相談者数は289名で、前年度より59名増加し、本年度も同様の相談者数で推移をしております。また、その中で女性の相談者の数も増加してきており、強化した施策の効果が現れてきているものと考えています。

新規就農者を増やしていくためには、入り口となる就農相談者をさらに増やしていく必要があることから、農業や高知県に興味を持っていた方がより気軽に参加できるよう、来年度は新たにメタバースを活用したオンラインセミナーを開催するなど、取組を強化していきたいと考えています。

加えて、相談いただいた方にセミナーや農業体験ツアーなどのイベント情報や、就農する際の支援メニューをタイムリーに提供するなど、本県農業への関心を持ち続けていただけるようフォローアップを継続し、一人でも多くの方の本県での就農に確実に結びつけていけるよう取り組んでまいります。

次に、支援の年齢等の間口を広くしておくことの必要性について、また市町村に寄せられた県への要望の把握についてお尋ねがございました。

お話のありました就農支援制度は、就農前の研修を受ける際に国の支援対象とならない方に給付金を交付するもので、対象年齢は64歳までとして平成28年度に創設したものです。近年、30代以下の就農者数の減少が大きく、若者確保対策への重点化やこれまでの事業の活用実績などから、令和6年度に支援対象年齢を国の制度と同じ49歳以下に引き下げました。

この対象年齢の引上げについては、個別にお話をいただいている市町村もございますが、本年9月に実施した市町村へのアンケートやJAグループとの意見交換では、見直しに関する御意見をいただいていることなどから、限られた予算の中で引き続き若者の確保対策に重点化するという観点から、来年度についても現在のスキームを継続していく方向で考えています。

一方で、令和6年度の新規就農者数は前年度から大きく減少しており、定年延長などで現在の仕事を続けられる環境が整ったことなどが影

響し、50代、60代の親元就農の減少率は大きくなっています。このため、シニア世代の就農に向けてどういった取組が効果的かにつきましては、検討していく必要があると考えています。

また、県の農業施策に対する要望等につきまして、これまで各市町村との担当者会議や個別の間合せなど、随時お聞きをしているところでございます。あわせて、県内11の市の農業関係課で構成する都市農政連絡協議会やJAグループの農協農政会議との意見交換、さらには農家の方々とお会いできる様々な機会を通じて御意見を伺ってきたところです。

御指摘のありました高知市農業施策等に関する意見書など、県の施策に関する内容を含む市町村への要望につきましては、県の取組への貴重な御意見でもございますので、今後市町村としっかりと情報共有を図ってまいりたいと考えております。

今後も、市町村やJA等の関係機関や地域の農業者の御意見をお伺いしながら、施策の強化や見直しを図ってまいります。

最後に、農業を副業として認めていく取組をどう進めていくのか、お尋ねがございました。

若い世代など多くの方に副業として農業に関わっていただくことは、短期的には農繁期の労働力の確保につながることで、さらには農業に対する関心や理解が深まることで、将来的には地域農業の担い手につながっていくことが期待されます。

お話にありました安芸市では、本年5月に農業など市の産業として広く認知されたものにより副業を認め、市が農家のニーズを集めて副業を希望する職員に情報を提供し、ユズの収穫などの農作業に従事する取組が行われております。県では、本年10月30日から営利企業への従事等の制限の運用を変更し、例えば農業分野では相続に伴うやむを得ないものに限定していたとこ

ろ、新たに営農を開始することや収穫のアルバイトなどが可能となりました。

副業として農業に携わる取組を広めていくためには、受入れ側の農家の体制づくりやニーズの洗い出し、求人情報の集め方や周知の方法、農家とのマッチングなどが課題となります。

このため、JA等の関係機関と連携しながらこれらの課題を整理し、まずは県の職員への情報提供を行い、農作業への従事を呼びかけていきたいと考えています。その上で、県や先行する市町村での取組事例をお示ししながら、市町村や企業にも働きかけを行い、副業による農業への従事を広げていきたいと考えております。

○32番（はた愛君） 御答弁ありがとうございます。2問をさせていただきたいと思います。

まず、知事にお聞きをいたします。高知おばさんセンターの大ホール機能を集約化することについて、管理をしている側の皆さんから、集約は困難とする意見書が届けられたということをお伝えしましたが、それに対しては、説明をしたので意思疎通ができたという答弁でした。集約化は困難とする管理者の主体性というものをやっぱり尊重するというのが、県政の在り方の一つではないかと思うんです。

どの施設、いろんな業種にわたって施設運営があると思うんですけれども、管理している主体が難しいと言っていることを、意思疎通ができたとして進めるというのは、私はちょっといかがなものかと思います。その点で、知事には管理する側の主体性、これについてどう考えるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、総務部長に第2問をしたいと思います。長時間労働で苦しんでいる官民労働者の実態を報告させていただきました。その中で、特に警察の現場——医師面接というのは過労死ラインに相当するというので医師との面談があるわけですけれども——130人、教育委員会で57人、

知事部局で90名、これは本当に私は危機として捉えるべきだと思っております。そういう意味で、デジタル化含めての業務の簡素化というのは努力をされてきたと評価はしているんですけども、現場の実態として人手不足、配置ができなく困っている、そういったところがやっぱりあると答弁で分かりました。

そういう意味では、今回短時間勤務職員を知事部局だけ予算がつけられているんですけども、実態に合わせて教育委員会、また警察本部も、この長時間労働を改善するための人員を含めた予算、こういったものを広げていくということが必要ではないかと思います。

これは短時間勤務の今後の採用について、総務部長に伺いましたので、必要に応じて知事部局については増員は検討するということでしたが、知事部局にとどまらず予算を広げて拡充していくということ、総務部長に聞いても駄目なのかな、知事でしょうか、答えられる方、答えていただきたい、言ったら、この短時間勤務職員同等の人的支援、これを知事部局だけではなく、県全体の職員の改革をするので銘打っていますので、教育委員会及び県警に対しても必要な人員体制を調査した上で予算をつけていく、そういうことを検討できないかということをお聞きします。

それと、総務部長にもう一点。土木職員が足りていないと、国が交付税措置をした計画数が4人に対して1人しかいない。もうこれは本当に市町村にとったら衝撃的な数字なんですけれども、もっと細かく資料を見ますと、34市町村のうちに土木職員がいない自治体は13で、土木職員が一人もいない、ゼロという自治体が三原村。このような状況で本当に災害に強い町をつくれるのかという意味では、やっぱり市町村の職員を支援していく交付税措置もある、この人員体制を県が責任持って拡大していく、支援を

していくということが必要だと思います。

この点についてはもっと改革ができるんじゃないかと思しますので、具体的な答弁をお願いいたします。共同採用の検討もするという事でしたけれど、いつからするのかも含めて、もうちょっと詳しくこの辺をお聞かせください。

あと、農業についてです。高知市の農業委員会が取りまとめた高知市の意見書に対して、知らないというふうに回答があったわけですが、この、県に対する要望を知らなくていい、問題としない、こういうような姿勢がなぜ現場で生まれたのか、組織としてこういう考え方が生まれないようにするにはどうするのか、農業振興部長。まずその点を2問といたします。

○知事（濱田省司君） ちばさんセンターの問題に関しまして、再質問にお答えいたします。

まず、事実関係に関して申しますと、ちばさんセンターの大ホールと申しますのは、施設として所有しておりますのは産業振興センターということでございます。今、管理をしているというお話ありましたが、管理をしているわけではなくて、商工会議所なり工業会は、その、ちばさんセンターの役員といいますか理事とか評議員を出していただいて、実質運営に関して協力をいただいているのは事実でありますけれども、今回は管理をお願いしているという立場ということではなく、その利用者としてのお立場で御意見をいただいたというふうに私は理解しております。

そして、その中身に関して、困難だというようなお話がございましたが、申入れ書そのものには困難という言葉は私は入っていないと思っております。内容的には、例えば駐車場が今ちばさんセンターなら500台あるところが、今の県民体育館だと80台、こんなことで大丈夫なのかとか、あるいは搬入口の施設が十分なものでできるのか、だから代替可能かといったときに、

その時点では懸念があるんじゃないかと、そういう意味でそういうところがクリアできないと、代替可能性について難しい面があるんじゃないかという御意見をいただいたというふうに理解しております。その点については先ほど申しましたように、駐車場については地下に増設をするという方法も含めて必要な台数は確保していく。また、設計上、搬入などについてもスムーズにできるように考えていきますということ、御説明の中で説明させていただきました。ただ、いずれにしても、まだそれは水面下でといいますか、の御報告ということであります。公式には、商工会議所も工業会の方々もこの検討会のメンバーに入っていておられますので、年明けの検討会の中で御報告をさせていただいて、この検討会のメンバーのお一人として御意見は言っていただいて、検討会としてどういう御意見かということ、総意をまとめていただくということではないかと思っております。

○議長（三石文隆君） 2問目については、総務部長お答えできますか。

○総務部長（清水敦君） まず、短時間勤務職員のことについてでございます。御質問いただきました、教育委員会と、それから警察本部のほうについて、私は責任持ってお答えする立場にはございませんので、制度の話としてさせていただきます。

まず、前提として、予算で何か上限があるという状態ではございませんので、知事部局しか予算がないというお話がありましたけれども、別に予算がないからできないというような、そういう状態ではないというのは、あらかじめ申し上げておきたいと思っております。

短時間勤務職員につきましては、ほかの一般のといいますか、フルタイムの皆さんと比べると、その勤務時間が違うので、この新しい制度

が始まれば、それらの方々とその短時間勤務の方々と同じ職場にいることになりますので、少しその運用面では工夫が要るようなところもございます。なので、用意ドンで、増えれば増えるほどいいのかというと、そこはちゃんと実態、現場が回るように気をつけていかなくちやいけないという側面があると思っています。

今回、知事部局5名ということで行っていますが、これは今後どうなっていくのかは、まだ正直分かりません、未知数なところがありますので。ただ、今後仮に広げていくにしても、そこは現場がしっかり回っていくことを確認しながら、結果として職員の皆さんが働きやすいような、そういう職場ができていくように進めていきたいと思っています。そういう観点で、教育委員会も警察のほうも考えていけるのかなというふうには思います。

それから2つ目、土木職員のお話をいただきましたけれども、これも予算の関係ということとは全くございませんで、我々も取れるようなら取りたいという気持ちでやっております。具体的なお話をということでありましたけれども、市町村の共同採用の話は、私は年度当初からできないかという話は担当課に指示して考えてもらって、市町村ともやり取りしておりますけれども、なかなかこの実態はそう簡単ではないと感じています。

まず、先行しているほかの都道府県もやってはいるものの、なかなか手が挙がってきていないという状況もあるようです。それから、市町村からしても、例えば小さい団体からすると、大きい団体と一緒にこういうことをすると、むしろそっちに取られちゃうんじゃないかというような心配もあるようですので、ここは市町村のニーズというのをしっかりお聞きした上で、県としては、何とか市町村のお助けをできないかという観点から、検討してまいりたいという

ように思います。

○農業振興部長（松村晃充君） 今回のお話につきましては、高知市の農業委員会から高知市長宛てに提出をされた要望書ということで、そこから県のほうに正式な要望として上がってきていないというお話をさせていただいたところだと思っております。

ただ、先ほど答弁も申し上げましたように、県の取組に対して貴重な御意見、御要望でございますので、今後しっかり市町村の皆さんともお話をし、こういった要望も我々把握できるように努めていきたいと考えております。

○32番（はた愛君） 2問への答弁ありがとうございました。

知事に再度お聞きをしたいんですが、集約が厳しいと言っていないというんですが、文書を読みましたら、現位置で存続したいとちばさんセンターの利用者たちは言っているわけです。この主体性を尊重するというのが知事の姿勢ではないかと、尊重できないかと。知事としての、自主性ですね、それを尊重するかしないか、お答えをいただきたいと思います。

それと、最後に知事に要望したいんですけれども。教育委員会の新たな人員確保策というのはほぼ出されなかった、現状維持でいくしかない、県警本部も試験の取組はするけれど、できないということですので、しっかり予算をつけていただきたい、そのことを要望しまして、全て終わります。

○知事（濱田省司君） 再度の御質問でございますけれども、存続の御要望という前提が、この駐車場の問題とか搬入口の問題がクリアされないのであれば、新しい県民体育館のアリーナでは今のホールの代替ができない、だとすれば、今のホールを存続してもらいたいと。県市でお金も出してもらいたいというような御要望だったと思いますので、そうした意味で、片方で私

どもとしては集約ということも考えていかないといけないという課題がございます。そうした中での判断を今後していくということですが、この文脈の中での前提となるところの課題の解決については、我々としてはこういう方針を持っていますということで御返事をしたということでもあります。全てのことで御要望そのままではいけないということではないと思いますので、我々としては我々の考え方をしっかり説明をしていくというのが先決ではないかと思っております。

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明12日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時3分散会

令和7年12月12日（金曜日） 開議第4日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漢君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

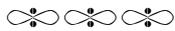
なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 松岡孝和君
 理事（人口減少・中山間担当） 土居内淳一君
 総務部長 清水敦君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 中嶋真琴君
 子ども・福祉政策部長 西村光寿君
 文化生活部長 池上香君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 商工労働部長 岡田忠明君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 松村晃充君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 田村敬子君
 公営企業局長 澤田昌宏君
 教育長 今城純子君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 三木敏生君
 公安委員局長 松尾晋次君
 公職職務代理者 岩田康弘君
 警察本部長 岩田康弘君
 代表監査委員 五百藏誠一君
 監査委員局長 横島浩治君

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 猪野貴之君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第4号)

令和7年12月12日午前10時開議

第1

- 第1号 令和7年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和7年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和7年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第4号 令和7年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第5号 令和7年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第6号 令和7年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第7号 令和7年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第8号 令和7年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第9号 令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第10号 令和7年度高知県電気事業会計補正予算
- 第11号 令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算

- 第12号 令和7年度高知県病院事業会計補正予算
- 第13号 高知県職員の修学部分休業に関する条例議案
- 第14号 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案
- 第15号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第17号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第19号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第20号 高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第21号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第22号 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第23号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第24号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第25号 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例議案

- 第 26 号 令和8年度当せん金付証券の発売総額に関する議案
- 第 27 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第 28 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 29 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 30 号 県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 31 号 令和7年度高知県一般会計補正予算
- 第 32 号 令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 33 号 令和7年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 34 号 令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 報第1号 公平委員会の事務の受託の専決処分報告

第2 一般質問
(2人)



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。
前田公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、松尾公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」から第34号「令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算」まで及び報第1号「公平委員会の事務の受託の専決処分報告」、以上35件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

10番金岡佳時議員。

(10番金岡佳時君登壇)

○10番（金岡佳時君） 自由民主党会派の金岡佳時でございます。議長の指名をいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

近頃ロケットが話題となっておりますけれども、水の問題も近い将来、大きな問題になってくると思われます。そこで、早明浦ダムが河川に及ぼす影響について、3年前もお伺いいたしましたが、改めてお伺いをいたしたいと思えます。

四国地域は、四国山脈の北側と南側で気候が大きく異なり、特に降水量は北側の香川県・愛媛県側では年間約1,400ミリ未満と少なく、逆に南側の徳島・高知県側は年間約3,000ミリ以上と、両極端な特性を持っております。

水事情が二分された四国において、吉野川の河水統制をすることによって、北側の濁水と南側の洪水の解消をしようとする考えは、ある意味、自然な考え方のように思われます。

かくして、四国の後進性を打破するために進められていた要望等が実り、四国地方開発促進法が制定され、四国4県等の調整の末、吉野川総合開発計画の同意に至り、昭和42年早明浦ダム新築に関する事業実施計画が許可され、早明

浦ダム建設が水資源開発公団事業としてスタートしております。そして、昭和50年完成し、総貯水量3億1,600万立方メートルの巨大な貯水池が誕生いたしました。

この吉野川総合開発によって、香川県をはじめとする関連地域の水事情は飛躍的に改善をされました。池田地点より下流の徳島県では農業用水、水道用水及び工業用水に利用され、本川上流からは高知県側の仁淀川・国分川・鏡川に、銅山川からは愛媛県側の国領川・伊予三島・川之江地区に、また池田地点からは香川県に分水され、四国4県で農業用水、水道用水及び工業用水として利用されております。

この計画の中核となる早明浦ダムは、洪水調節、不特定利水、上水道、工業用水、かんがい及び水力発電の目的があり、多目的ダムの中でも用途の広いダムだと言われております。このダムによって徳島県では洪水被害も飛躍的に軽減をされております。

新規用水のうち早明浦ダム開発の4県配分状況を見ますと、全体で8億6,300万立方メートルのうち、徳島県が4億1,000万立方メートル、48%、香川県が2億4,700万立方メートル、29%、愛媛県が1億6,700万立方メートル、19%、高知県が3,900万立方メートル、4%となっております。

吉野川北岸用水では、豊かな農地に水を供給し、米作などを支え、徳島臨海部の工場群へ工業用水を安定供給し、主要産業を支えております。主要都市の水道水源としても利用されており、市民生活の安定に貢献をしております。香川用水は、香川県内の多くの市町に上水道として供給され、いわゆる高松砂漠の解消に貢献し、農業用水は米や野菜の安定生産を支え、工業用水は企業活動の基盤を支えております。愛媛分水は、銅山川の水量を安定させ、製紙産業の基盤を支えております。高知分水は、高知市と周

辺地域の水道水として平均毎秒0.73トン、工業用水として平均毎秒0.5トンを供給しております。

さらに、四国電力は、天神発電所においてこの水を利用し、1万1,800キロワットの発電を行っております。かんがい用水では、高知県を除く3県に対して平均で毎年毎秒3トン、農繁期には毎秒11.96トンを供給。上水道、工業用水道は四国4県それぞれ日量44万トン、142万トンを供給しております。また、不特定利水については、三好市池田地点を基準として、通年で毎秒15トン、農繁期には43トンを放流し、慣行水利権分の農業用水を吉野川沿岸農地に供給しております。

このように早明浦ダムは、四国4県に大きな恩恵をもたらせておりますが、それに反して水源地域への恩恵はほとんどありません。そればかりか、当時の議会での議論の中でも、それぞれの利水地域の恩恵や、ダム建設に乗じての要望、要求についての議論はされておりますが、ダムができると水源地域の社会環境や自然環境がどうなるのか、どんな問題が起こってくるのかなどの考察ができておらず、議論もほとんどされておられません。

高知分水は、高知市の飲料水の3割から4割を賄っていると言われておりますが、土佐町の中でも最も水のきれいなところから取水、供給をされております。ところが、水源地である土佐町民はこの水を飲むことができません。土佐町には、吉野川本川のほか、数多くの支川を持っております。がしかし、3分の2の河川は、早明浦ダムと高知分水の管理流域となっており、土佐町は使う権利を持っておりません。

そういうことで、国に対し1日2,500トンの要求をすることになりますが、それに対して、1日1,860トンの枠しか認められませんでした。現在、その枠の伏流水が土佐町の飲料水となって

おります。

平成15年の水利権更新時に、県に対して使っていない工業用水を返すようにと強く要望いたしましたところではありますが、残念ながら返していただいたのは僅か毎秒0.06立方メートルであります。川の水というよりも——量として全く川の水と言えないような状況でありました。

この50年で河川環境は、ダム建設当時の状況を一変させ、水質の悪化、ヨシの繁茂、本来生息していなければならない動植物の減少、特に早明浦ダムの濁水問題は極めて深刻な問題となっております。

岸辺のヨシの繁茂は住民を川から遠ざけ、生徒児童に対して危険であるからということで川での遊泳を禁止いたしました。その結果、住民も子供たちも川に親しむことはなくなってまいりました。それに拍車をかけたのが濁水問題であります。

このように、利水地域には計り知れない恩恵をもたらした早明浦ダムも、水源地域にはほとんど恩恵をもたらしておりません。多くの弊害を生んでおります。そして、早明浦ダムに伴う環境破壊にも似た自然環境の変化は、嶺北地域の将来に暗い影を落としております。

このような状況について知事はどのように捉えているのか、御所見をお伺いいたします。

その解決策として、まず考えられるのが、川の水量を少しでも増やし、かつての川の状況に近づけることであります。令和14年度の高知分水の水利権更新に際し、環境改善に向けた意見等を、関係する機関に対し述べるべきではないかと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

基本的にはダムができて環境は悪化しないということが、嶺北地域住民にずっと言われてきて、信じられてきたことであります。それを信じてきたからこそ、環境変化に対する議論や

それに伴う社会環境の変化に対する議論がされず、今日まで来ております。

しかし、今やこれは間違いであったと思われるようになりました。そして、今を生きる我々の責務として、せめてダム完成当時の環境を未来に伝えなければならないと思っているところであります。

河川環境をダム建設直後の状態に戻し、未来の子供たちに残していく責任が河川の管理者である県にはあるのではないのでしょうか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、具体的に動植物の存続状況や存続できる環境の維持についてお伺いをいたします。まず、現在の魚類の生息状況についてであります。かつてはどこにでも見られた魚類がだんだんと目にすることができなくなっております。

具体的に挙げれば、スナヤツメやアカザ、シマヨシノボリ、オオヨシノボリ、モツゴなどあります。もちろん、支川での確認は可能と思われませんが、本川で見えることは極めて難しくなっております。もっとも、支川でも見られなくなれば、その種は絶滅ということになります。

また、鳥類ではカワガラスや、どこにでも見られたカワセミすら見るのが困難になってきております。両生類では、かつてはオオサンショウウオを見たという情報が何度となく入って来ておりましたが、ここ数年、全く聞かなくなりました。さらに、夏の夕方になると、うるさいほど聞こえていたカジカガエルの声も、とんと聞こえなくなりました。初夏に岸辺を彩るキシツツジも、水量の減少に伴いキシツツジを覆うような樹木が繁殖し、キシツツジは激減をしております。

3年前の質問では、それぞれの個体の確認をされているということでありましたが、確認ができなくなれば、絶滅であります。どれくらいの生息密度であるかが重要であります。それも、

山崎ダム上流の本川の生息密度が重要であります。

先日資料をいただきましたが、山崎ダム上流の本川では、ほとんどの魚種で改善をされておられませんし、むしろ悪化をしております。これらの現状をどのように捉えているのか、土木部長にお伺いをいたします。

その大きな原因は、水量の減少とそれに伴う河床の石に付着した泥だと思われます。これらの問題の解決策は、平成24年1月に出された吉野川水系河川整備計画がおおむね20年を対象期間として立てられ、課題として次のように書かれております。

地蔵寺川下流域の浸水対策、洪水等の緊急時における河川情報の提供等のソフト対策の充実、河道内に異常繁茂しているヨシ原の対策、流域に生息する動植物の調査・保護、濁水リスクの増大に対するさらなる関係機関の連携及び合理的な水利用、濁水の長期化や低水温の放流、さらには河床の石に付着した泥などの対策、多くの人々がより一層川と親しむための利用者間の調整や、人と川との触れ合いに関する施策とあります。

そして、河川環境の整備に関する目標として、まず水質については、現況のモニタリングをするとともに、関係機関と連携し、地域が一体となった河川愛護活動を通じ、良好な水質の維持に向けた取組を推進する。また、早明浦ダムから放流される濁水の長期化に対しては、濁水の実態の把握、選択取水設備の運用、底泥除去の継続、温水温存放流等の検討や対策が行われるとされており、これらの取組に積極的な推進を促すため、関係機関と調整・連携に努める。

動植物の生息・生育・繁殖環境については、植生をはじめ生態系の現状の把握に努め、現在の多様で良好な環境を維持していくことを目標とする。また、工事等を実施する際には、河川

環境に与える影響を考慮することとし、水際に繁茂するヨシ原については、適切に管理を行う。さらに、関係機関と連携して、魚類の上下流の移動の連続性を確保するように努めるとあります。

また、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項では、河川環境の保全・維持管理として、豊かな自然環境に恵まれた吉野川水系の河川環境と景観の保全・維持を図るため、日頃から現状の把握に努め、必要に応じて関係機関と連携するとともに、学識者からの指導・助言を受けて、適正な管理に努める。また、関係機関と連携して、魚類等の上下流の移動の連続性の確保に努めるとあります。

それぞれ10年以上も前から指摘をされていたわけではありますが、今までどのような対策を取り、10年以上たつてどのような効果があったのか、また今後10年でどのようにして課題の克服をするのか、そしてできるのか、土木部長にお伺いをいたします。

水質については、県が毎年、本山町の本山沈下橋地点において水質測定を行っているとのことですが、山崎ダムから上流区間の魚類生息調査については、国交省吉野川ダム統合管理事務所が調査をしたものであると聞いております。

県独自の調査はやらないのか、また調査結果を嶺北住民に公開すべきだと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

ヨシ原の撤去は、10年目にして昨年からはやっとなりましたが、もはやヨシ原ではなく、低木の茂みとなっております。令和6年度に終わると言っていた本山町寺家地区の親水護岸もやっとなりそうであります。少しずつでも進んでいることは評価したいと思いますが、まだまだ道半ばであります。

また、新たにかわまちづくりという事業が始まっております。基本的にはそれぞれの自治体

と国土交通省がやることになっていると思いますが、その中で、かわまちづくり支援制度というのがあります。その制度は、かわまちづくりの取組を河川管理者が支援する制度とあります。

とすると、県管理区間の取組については県が支援をするということだと理解をしてよいのか、それぞれの町村の計画の内容と併せて土木部長にお伺いをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、平成24年1月に高知県が出した吉野川水系河川整備計画、県管理区間というのがございます。その3年前に、平成21年8月に同じく吉野川水系河川整備計画、国管理区間が発表されております。

この2つを見比べてみますと、国土交通省のほうは国の管理の上流域、中流域、下流域と分けられ、洪水を安全に流下させるための対応から始まり、大規模地震等への対応や早明浦ダムの堆砂除去対策、池田ダムの魚道機能の維持などに向けた取組の必要性、モニタリングの強化、河川景観の維持、河川空間の利用、外来生物の除去、さらには河道掘削から樹木の伐採まで事細かく書かれております。

吉野川水系流域治水プロジェクトにおいても、池田ダムから下流域の国管理区間は、見事に計画が立てられ、細かくそれぞれ対策が立てられております。

もちろん、池田ダムから下流域と上流域では川の様子が全く違っておりますので、同一視することはできませんが、嶺北地域にも浸水危険区域や地震対策の必要な区域があります。ほかにも、異常埋塞によって河床が上がっている地域など、多くの対策が必要な地域があるにもかかわらず、嶺北地域の取組は、間伐などの森林整備や農地の保全しか書かれておりません。

これは県管理区間と国の管理区間の違いによってこのような差が生まれているのではないかとこのように思いますが、土木部長の御所見

をお伺いいたします。

また、一級河川である吉野川の池田から早明浦ダム直下の支川合流点までが、いつから、どうして県管理区間になったのか、土木部長にお尋ねをいたします。

次に、山崎ダムの魚道についてお伺いをいたします。山崎ダム上流の魚類の生息についてですが、まずアユについては、河川課で作成していただいた資料によりますと、ほとんどが放流したアユの状況だと思われませんが、山崎ダム上流の本川とダム下流の生息密度を比較しますと、下流が上流の約3倍、支川に至っては約70倍になっております。ほかにも、サツキマスは山崎ダム上流においてはゼロ、オオヨシノボリは令和5年、令和6年はダム上流、ダム下流ともゼロ、シマヨシノボリもダム上流は支川の10分の1以下となっております。

その原因は、複合したものであるとは思いますが、先ほど申し上げましたように、河床の石に付着した泥が最も魚類の生息に影響しているのではないかと考えられます。

かつて吉野川はアユの宝庫で、尺アユが目の前で群れている様子は壮観でありました。川漁師がおり、アユ漁で生計を立てている方もおりました。また、長良川の鵜飼いではないですが、鵜でアユ漁をやっている方もいらっしゃいました。要するに、かつての吉野川はアユが生息するのに非常に適した川であったと思われれます。

県では、令和4年からあゆ王国高知振興ビジョンが立てられ、昨年3月から2期目の取組がされておりますけれども、かつて本当にあゆ王国であった嶺北においてあゆ王国を語れないもどかしさを多くの住民が持っております。

その原因は、池田ダムであり、山崎ダムにあります。ダムによって、アユが遡上できないためであります。

先ほど申し上げました吉野川水系河川整備計

画にも、魚類等の上下流の移動の連続性を確保するように努めると書かれておりますし、遠くは平成3年度に魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業というのが始まりました。

平成19年、吉野川魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業の実施計画書によれば、流量調節用ダム、いわゆる山崎ダムのことですが、流量調節ダムは上流部の1日の水位変動が非常に大きいのが特徴であることから、水位の変化によっても魚道内の流速を一定で維持しやすい魚道を新設するものとする書かれております。

さらに、2009年7月に土木部河川課から出された資料には、山崎ダムについて左岸側に魚道を新設する、水位変動に対応できる構造とする、おおむね10年程度で改善するとあります。

あれから10年どころか16年がたっております。魚道の整備をいつまでにやられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

そして、河床の石に付着した泥をどのようにして除去していくのか、土木部長にお伺いをいたします。

泥の除去は、少しでもやれることをやっていると、層が重なり、少々の増水では取れなくなります。現在、山崎ダムは泥を沈殿させる沈殿槽のようになっております。少しでも早く、少しでも多くの水を流下させることが必要であります。

そのためには、少しでも長い時間、ゲートを開放することが泥を下流へ流し、アユなどの遡上も助けることになると思われますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

もちろん、山崎ダムの管理は電源開発がやっておりますので、電源開発への申入れ、協議が必要になるかと思えます。申入れや協議がされているのか、今後どうようにされるのか、結果を含めて土木部長にお伺いをいたします。

平成25年に、「豊かで安全・安心な四国を引き

継ぐために 水でつながる「四国はひとつ」ということで、四国水問題研究会から提言書が出されております。下流域と上流域の治水の現状と課題、水利用の安定性の向上、水源地域や下流域の良好な環境づくりなど事細かに書かれております。

そして、四国全体の活性化には水問題の解決が急務であり、その実現には立場を超えた広域的な情報の共有が不可欠であること、四国の各地域では地域の事情によって治水、利水、環境でそれぞれの便益、負担や不利益があり、例えば香川県では渇水による不利益が大きく、徳島県では洪水に対する対策が十分でないことに満足をしておりません。

また、高知県における水源地の負担や状況が、必ずしも他の地域では理解をされておりません。このような状況の中では、四国全体の純便益が最大となる対策であったとしても、合意することは困難であります。

それでも気候変動は年々激しくなり、2010年の四国地方の気候変動レポートによりますと、年平均の気温は、長期的傾向では、四国のほとんどの地域で年平均気温、100年当たり約1.2度から1.7度の割合で有意に上昇しており、年降水量は四国の北東部と高知で減少の可能性が見られ、日降水量では100ミリ以上の発生回数は四国全域で、200ミリ以上の発生回数は太平洋側で増加の可能性が見られ、年降水量の年々変動率は年々拡大をしております。そして、吉野川の低水流量と渇水流量は減少しております。

要するに、年間降水量は減少にありますが、現在のところは、それほど変わっておりません。しかし、雨が一度にたくさん降る傾向にあるので、山の保水量が常に少ない状況で推移しているものと思われるということでもあります。したがって、渇水リスクが大きくなっていることとなります。

現時点で残されている水問題、水源地域の環境問題、また社会環境の変化や気候変動による洪水・渇水リスクの増大、特に極端な渇水問題に対しては、これまで以上に圏域の利害を超えて四国が一つになることが必要であります。

知事も御存じのように、土佐町では、年に一度水源地域と利水地域の首長が集まる機会がございます。4県の知事も、集まることができると思います。

そこで、これらの問題を議論する場、仮称早明浦水会議を創設することを提案したいと思います。そのためには、知事のリーダーシップがどうしても必要となります。私も精いっぱい努力をさせていただきたいと思います。

この早明浦水会議を創設することに対して、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、教育についてお伺いをいたします。

第3期、第4期の高知県教育振興基本計画を読ませていただきました。細かく目標数値を掲げて取り組まれていることは評価をいたしたいと思います。その中で気になる記述がございました。学力定着把握検査におけるD3層の生徒割合についてであります。

令和5年までの調査が一部高等学校を対象が限定されたものであるから、県の高等学校全体の状況を表すために、県立高校全体を対象とした測定指標を新たに設定したとあります。私は、これは非常に問題があると思います。

第1に、今まで取ってきたデータは何だったんだろうということになりはしないか。今までの数値目標を目指して頑張ってきた現場の方々の思いはどうだったんだろう。むなしい思いを感じているのではないかと思うわけであります。

そして何より、この基本計画に上げられているデータの信頼性が損なわれることになりはしないかと心配されるわけであります。

なぜ測定指標を新たに設定したのか、教育長

に御所見をお伺いいたします。

D3層の状況は非常に気になるところであります。D3層の割合は、平成30年度、令和元年度、令和2年度と減少傾向にあったところではありますが、その後、指標を変えておりますので、その分析がしっかりなされているのかどうか心配をされるところであります。

そして、全国学力・学習状況調査、児童・生徒質問調査の結果の中で気になるところがございます。将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した中学生の割合であります。平成25年から全国の結果も同様であります。ほぼ一貫して下がってきております。

この2つのデータについて、関係性や教育の在り方を含め分析していかなければならないと考えますが、どのような分析がされ、どのような結論が出されているのか、教育長にお伺いをいたします。

2026年度から私立高校の授業料に対する所得制限が撤廃され、基本的には全ての世帯が支援の対象となり、年間最大45万7,000円、全国平均の授業料相当額が支給される予定であります。

2020年度より、年収目安590万円未満の家庭を対象とした私立高校に通う高校生に対する国の就学支援金の上限が、最大39万6,000円と設定をされております。高知県では、年収590万円未満程度の世帯に月額3万3,000円、年収350万円未満世帯には月額3,000円の授業料減免補助金が加算をされることになっております。

高知県の私立高校の平均授業料は約43万2,000円となっておりますので、お子様が私立高校へ通う御家庭は大変助かることになると思います。一方で、生徒が減少し四苦八苦している郡部の公立校への志願者が激減するのではないかと心配されておるところであります。

来年度から始まる私学の無償化の影響についてどのように考え、郡部校を存続させるために

どのような対策を取られるのか、教育長にお伺いをいたします。

今年3月、令和7年度から令和14年度までの8年間を計画期間とする県立高等学校振興再編計画が策定をされました。中山間地域等の小規模校を抱える地域にとっては、高等学校を存続させることができるのかどうかという局面の策定ですから、大きな関心を持って見ておりました。

結果は、よく練り上げられた計画であります。けれども、少し残念と思うところもあるところでもあります。多様性への対応・共通性の確保と地域とのつながりによる教育の質の向上及び環境の充実は、全くそのとおりで、書かれている内容もまさにそのとおりであります。適切な配置と学校規模の確保による学びの機会の保障にも異論はございません。では、どうやってやるのですかというところがございます。

生徒や保護者が行きたい、行かせたいと思える学校づくりに努める。学校の魅力化・特色化を進めるに当たっては、市町村や地域、小中学校、大学、企業、関係機関との連携・協働をより一層進めることとし、学校運営協議会や地域コンソーシアム会議等において、学校の抱える課題や地域のニーズを、学校関係者や地元、産業界と共有した上で、地域と一体となって特色ある学校づくりを行う。そして、その成果について、令和7年度から令和9年度までの3年間の取組や、令和10年4月の入学者数などを基に検証・評価するとあります。さらに、学校を維持するための最低規模の目安を、本校については1学年1学級20人以上、分校については10人以上とするとしています。

学校の魅力化や特色ある学校づくりの取組は、もう既にやれることはやっているところがございます。とすると、これから確実に生徒数が減っていくことを見ているだけになってしまいます。

教育委員会が具体的な方策を示すべきと考えますが、いかがでしょうか、教育長の御所見をお伺いいたします。

県立高等学校の在り方についてのアンケート結果を見て考えさせられました。まず、高校卒業後の進路についてどのように考えていますかという設問に対し、高校生の51%、大学への進学を考えていますが、言い換えれば、49%は大学進学を考えていないということになります。一方で、学んでいる授業以外にどんな学習ができればよいと思いますか、高等学校等で特に何を学びたいですかの質問の答えは多種多様で、いろいろなものに興味を示しております。子供たちの多種多様な要望は非常に心強く、将来の高知県に光が見えるような気がいたします。しかしながら、今の学校がこの子供たちの要求に応える学校になっているのでしょうか。子供たちの要望に応えることができる学校づくりが必要であると考えます。

そこで、私の提案を申し上げたいと思います。まず、教科の履修は学習指導要領のとおり、卒業までに修得させる単位数を下限の74単位とし、子供たちの学びたいことを部活動によって学んでいただくようにすることです。アンケートにあります基礎的・基本的な知識や学力は授業でしっかりとつけていただき、アンケートにあります項目等については、親の希望する大学への進学に必要な学力から、新しいことや困難なことにチャレンジする行動力まで、そして人文学系の学びから保育・教育系まで部活動によって学んでいただくということになります。

もちろん、書いてある項目全部を網羅することはできません。その中でも、希望する生徒が多い項目と適切な指導者の有無、マッチングなどによってどのような部活動にするのかを決めることになるかと思われ、数多くの課題はあろうかと思われ、しかし、この提案のよう

な具体策を何らかの形で県教育委員会がリーダーシップを取り進めていかなければならないと思います。

地域には、農業や林業、水産業、建設業、芸術やスポーツなど、それぞれの達人がまだまだいらっしゃいます。その方たちの力を借りたらいかがでしょうか。それぞれの達人が持っている知識や技術を受け継ぐことは、それぞれの地域の文化や産業を継承することにもつながります。例えば英会話なども、部活動で3年も訓練すれば、簡単な英会話はできるようになると思います。石の上にも3年、どんなことでも3年すれば、達人の入り口に立つことができます。そして、できれば、中等教育学校をつくり、6年間続けていただければ、そこそこの達人になることは可能であります。

詳細を語りますと、時間が1時間あっても2時間あっても足りません。要するに、ただいま申し上げましたような形で、自己実現のできる教育、子供たちの希望をかなえながら社会に貢献できる人材を育てる、そんな教育をぜひ実現していただきたいということでもあります。

高知県から日本の教育を変えていく、そんな教育をやってみませんか。教育長の御所見をお伺いいたしまして、私の1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 金岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、早明浦ダムによります自然環境の変化の状況についてお尋ねがございました。

早明浦ダムは、洪水調節や下流域への用水の供給及び発電などを目的に建設をされ、昭和50年4月の運用開始後、四国の発展に大きく貢献をいたしております。

一方で、水源地におきましては、支川での取水などによる河川の水量の減少や、ダム湖における濁水の滞留など、水源地に対する負の影響

があります。中でも濁水の長期化は、魚類等の生息環境や景観の悪化など、河川環境へ悪影響を及ぼしているというふうに認識しております。

そのため、ダムを管理いたします水資源機構では、これまで濁水の発生を軽減するための貯水池斜面への緑化や、放流による濁水の早期排出といった対策を講じてまいっております。また、水資源機構により現在整備が進められております早明浦ダム再生事業により、放流の能力が増強されますことで、濁水の早期排出による効果が期待をされます。

県におきましても、ダムの下流におけます樹木やヨシの伐採、河床掘削を実施してきてまいっております。引き続き、地元の御要望もお聞きをしながら、河川環境の改善に向け取り組んでまいります。

次に、高知分水の水利権の更新に際しまして、環境改善に向けた意見などを関係機関に対して述べるべきではないかとお尋ねがございました。

高知分水は、吉野川総合開発計画の一環として整備されたものでありまして、吉野川の支川の水を鏡川に流し、水道用水、発電などに活用されています。このように高知分水は、安定した生活、経済活動における水需要を満たす上で大きな役割を果たしております。

加えて、近年の気候変動の影響により、渇水の頻度が増すことが想定されていることは御指摘あったとおりでございまして、水資源の確保は今後さらに重要になってまいるといふふうに考えております。

一方で、取水により水量が減少する支川の河川環境を保全していくということも大変重要であります。このことから、高知分水の水利権の更新に際しましては、河川環境の保全を重視しながら、水需要とのバランスも踏まえながら、関係機関との調整を行ってまいりたいと考えて

おります。

最後に、四国4県の関係者で、仮称ということでございましたが、早明浦水会議といった会議体を創設してはどうかというお話がございました。

気候変動によります洪水や渇水リスクの増大など、四国の水問題に対しまして、関係者が認識を共有した上で対処するということが大変重要だと考えます。また、早明浦ダムの建設の歴史などにつきまして、四国各県の皆さんに改めて知っていただき、語り継いでいく、こうしたことも非常に大切なことだと考えております。

先月、本山町で開催をいたしました吉野川総合開発50周年記念式典におきましては、各県の知事をはじめ各県から選ばれた一般の方々から、これまで受けてまいりました恩恵、あるいは水源地域への感謝の念が示されたところであります。

こうした取組を一過性のものとすることなく、気候変動問題を含めまして四国の水問題を継続的に議論するとともに、歴史を語り継ぐ場を設けていくということは有意義な取組ではないかと考えます。

議員からは、ただいま申しましたように、例えば早明浦水会議といった会議体を創設してはどうかと御提案をいただいたところでございます。具体的にどのような形で議論の場をつくるのがよいのかにつきましては、既存の会議などの活用も含めて、関係機関ともよく相談をいたしました上で、御提言に沿って設置に向けて検討していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長(横地和彦君) まず、河川環境のダム建設直後の状態への回復についてお尋ねがございました。

吉野川では、早明浦ダムによる濁水の長期化

や河川内への土砂の堆積、ヨシ等の植生の繁茂といった河川環境上の課題があると認識しております。

先ほど知事の答弁にもございましたとおり、水資源機構では、斜面緑化等による濁水の発生軽減対策や、ダム再生事業等による濁水の早期排出対策に取り組まれております。また、県におきましても、ダム下流における樹木やヨシの伐採、あるいは河床掘削を実施しているところでございます。

次世代によりよい自然環境を引き継いでいくことは、河川管理者としての責務と考えております。引き続き、改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、山崎ダム上流の本川の魚類生息密度について、また河床の石に付着した泥の除去方法についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

吉野川の山崎ダム付近から上流区間におきましては、国土交通省が毎年度、潜水目視によりまして、アユ等の魚類の生息密度を調査しております。調査を開始した平成15年から5年ごとの調査結果、これを確認したところ、過去と比べまして、明瞭な変化があるとまでは判断できないと考えているところでございます。

一方で、吉野川本川におきましては、早明浦ダムの洪水調節機能によりまして洪水の頻度が減少することで、河原や岩に付着した泥が洗い流されにくく、魚類の餌となります藻類の生育に好ましくない状況となっております。このため、河床の石に付着した泥の除去につきましては、泥の洗い流しに効果が確認されております、いわゆる置き土、上流の砂利を下流に供給する方法の実施などを検討しているところであります。

引き続き、関係者とも連携しながら、改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりま

す。

次に、吉野川水系河川整備計画で指摘された事項に関して、これまでの対策と効果並びに今後の課題克服の見通しについてお尋ねがございました。

平成24年1月に策定いたしました河川整備計画に基づきまして、これまで支川の地蔵寺川での浸水対策や、本山町寺家地区での親水護岸の整備といった対策を実施してきております。また、本山町役場前での河道掘削やヨシの伐採等を実施し、河川環境の保全の対策にも取り組んでおります。

こうした取組の結果、計画に定められた吉野川の環境基準点であります本山沈下橋地点におきまして、水質指標の一つでありますBOD——生物化学的酸素要求量のモニタリング結果では、平成25年以降、連続して最も良好な環境基準でありますAA類型の基準値を満足しております。また、河川環境が改善したことに伴いまして、親水護岸を整備した寺家地区では、平成29年のえひめ国体のカヌー競技が開催されるなど、河川空間の利活用も進んでいるところであります。

このように、河川整備計画に位置づけられた施策は進んでおりますが、なお生態系の保全など河川環境の改善は必要と考えております。引き続き、地元の御意見もお聞きしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、山崎ダムから上流区間におきます県独自の魚類生息調査の実施及び調査結果の住民への公開についてお尋ねがございました。

県におきましても、山崎ダムの魚道の設置に向け、昨年度から独自の調査に着手しております。今年度の調査では、ダム付近での魚類の遡上の状況調査等を実施しているところであります。

今後も、県独自での調査を継続し、これらの結果につきましては、一定の成果がまとまった

段階で、ホームページでの公表を実施したいと考えております。

次に、かわまちづくりの取組に係る各町村の計画の内容と県の支援についてお尋ねがございました。

かわまちづくり支援制度は、市町村、民間事業者等が主体となり、これに河川管理者が連携いたしまして、河川空間とまち空間が融合した、にぎわいのある良好な空間形成を目指す取組であります。

本山町、土佐町、大川村が作成いたしました早明浦ダム周辺地区かわまちづくり計画におきましては、ダム湖やダム下流の水辺を活用したスポーツやレジャーへの利用等によりまして、周辺地域のさらなる活性化とにぎわいの創出を目指すこととされております。

このうち、県管理区間であります吉野川のダム下流におきましては、事業主体となります土佐町や本山町に加え、民間団体がやまびこカーニバルや川下りなどのイベントを開催することとなっております。県といたしましては、吉野川沿川の樹木伐採を行うことで、この取組を支援してまいります。

このように、かわまちづくりの計画の推進による早明浦ダム周辺地区の活性化にしっかりと寄与できるよう、県としても引き続き支援に取り組んでまいります。

次に、河川整備計画及び流域治水プロジェクトにおけます県管理区間と国管理区間での対策の違いについて、また吉野川の県管理区間の指定経緯についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

吉野川水系は、昭和40年3月に一級河川の指定を受けております。その指定に合わせまして、国と県の管理区間が定められております。具体的には、河川の氾濫時に市街地に甚大な被害が発生することを防ぐための堤防や樋門等の河川

管理施設がある区間、あるいはダムと一体的に管理する必要がある区間が国の管理区間となっております。残る区間につきましては、県の管理となっております。

このように、国管理区間と県管理区間では、堤防や樋門等の河川管理施設の状況や、耐震化を図るべき構造物の有無等に違いがあります。その結果といたしまして、河川整備計画や流域治水プロジェクトに位置づけられている対策にも違いが生じているというものでございます。

なお、新たな河川管理施設が整備されるなどによりまして、新たな対策の必要性が生じた場合には、河川整備計画を変更し、また流域治水プロジェクトにも追加していくこととしております。

次に、山崎ダムへの魚道の整備をいつまでに実施するのかのお尋ねがございました。

魚類などのダムをまたいだ上下流への移動の連続性の確保は、県としても重要であると認識をしております。少しでも改善につながる手法を検討しておるところでございます。このため、昨年度から新たに魚道設置に関する調査に着手し、今年度もダム下流における流速測定や、ダム上下流での天然アユの生息状況の調査を実施しております。

一方、山崎ダムの魚道の設置につきましては、ダムのゲート操作による貯水池の水位変動、これが大きく、技術的な課題があることから、現時点ではまだ設置に至っていないところです。

今後は、調査結果等を基に、ダム管理者である電源開発と協議を引き続き行いますとともに、魚類の生態等に詳しい学識経験者の意見もお伺いしながら、魚道の設置やゲート操作の運用方法の見直し等の対策を検討していきたいと考えております。

なお、対策の案がまとまりました段階で、実施に向けたスケジュール等を検討の上、地元

も御説明をしたいと考えております。

最後に、山崎ダムのゲートを長時間開放することによる泥の流下及びアユの遡上の促進について、またダムの管理者との協議等の実施状況についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

御提案の内容につきましては、県としても魚類などの上下流への移動の連続性の確保に向けた有効な手段の一つと考えております。他方で、山崎ダムは、11キロメートル上流にあります早明浦ダムからの発電放流に伴う水位変動を調整し、ダム上流におけます河川環境への影響を軽減することを目的に設置、運用されております。このため、ゲートの開放時間を過度に延長してしまうと、河川環境に負の影響を与える可能性もありますので、技術的な検討が必要でありますことから、管理者である電源開発と現在、協議を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き関係者や地域の皆様との対話を図りながら、取組を進め、豊かな自然に恵まれた吉野川とその景観を創出し、そして未来に引き継ぐべく、河川環境改善に努めてまいりたいと考えております。

(教育長今城純子君登壇)

○教育長(今城純子君) まず、県立高校全体を対象とした測定指標を新たに設定した理由についてお尋ねがございました。

令和5年度までの第3期教育振興基本計画では、学力定着把握検査を実施した県立高校33校のうち、進学重点校を除く29校を対象に、義務教育の学び直しが必要とされるD3層の生徒の割合を10%以下とすることを測定指標としておりました。

これに対し、令和6年度からの第4期計画策定に向けた外部有識者委員との議論の中で、学力の指標としては、全ての県立高校を対象とした指標を設定することが望ましいとの意見があ

り、大学進学に対応できるC層以上の生徒の割合を65%以上とすることに改めました。

この新たな測定指標に関し、学校現場からは、D3層だけに着目するのではなく全ての生徒を対象とした目標となり組織的な授業改善につなげることができる、本県生徒の実情を踏まえたよい目標だと思うといった前向きな声を多くいただきました。

また、D3層の生徒の割合については、全ての学校を対象に確認することとしており、第4期計画では、高校2年の検査において、入学段階よりD3層の割合を減少させることを目標としております。直近で申し上げますと、令和5年度の入学生に占めるD3層の割合は16.7%であったところ、同一集団である令和6年度の2年生は11.2%となり、5.5ポイント減少しています。

なお、今後は議員の御指摘も踏まえ、データが残る平成30年度以降のD3層の割合について、経年変化が分かるよう、教育振興基本計画等に記載することも検討してまいります。

次に、D3層の割合と、将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した中学生の割合のデータの関係性などについてお尋ねがございました。

生徒が抱く夢や目標は一人一人様々であり、必ずしも教科の学力とは直結しないと考えられます。実際、中学生について、全国学力・学習状況調査の結果を基に、教科の学力と将来の夢や目標との関係について分析したところ、この両者に明確な相関は見られませんでした。また、高校生についても、D3層の生徒が多い学校の中には、将来の夢や目標を持っている生徒の割合が9割を超える学校が複数あります。一方、県全体の平均である78%前後の学校、6割台にとどまる学校があるなど、状況は様々です。

子供たちが夢や目標を持つことは、学習に対して積極的に取り組もうとする大きな動機づけ

になります。また、将来の夢や目標を実現するためには、相応の学力を身につけておくことも重要です。

県教育委員会としましては、引き続き子供たちに基礎、基本の学力の定着を図るとともに、教科で学んだ知識や技能が将来の仕事や社会生活で生かされることを実感できる教育活動を一層推進してまいります。

次に、私立高校の授業料無償化の影響と、郡部校を存続させるための対策についてお尋ねがございました。

私立高校の授業料無償化につきましては、中学生の進学の実績が広がるといったメリットがある一方、県立高校では、さらに入学希望者数が減少するといった影響が出てくるのが懸念されます。

こうした影響が懸念される中、中山間地域等の小規模校については、学校の存続に向けた生徒数確保のため、地元市町村等と連携し、地域資源を生かした特色ある学びや全国から生徒を募集する取組を強化しています。

例えば、東京、大阪などで開催したこうち留学フェアや地域みらい留学の相談会には、いずれも昨年度を大幅に上回る多数の方々に御参加いただきました。県外からの体験入学等につきましても、11月末時点で218組が参加し、既に昨年度1年間を6割以上も上回る実績となっています。また、中山間地域などの10校で1月に実施する新たな入試制度、こうちフロンティア募集にも、全国から多数の問合せ等が寄せられており、例年より受験者、入学者の増加が期待されます。

加えて、財政面では、各校で策定された高校魅力化のためのアクションプランを実行する上で、地元市町村が負担する費用の一部を補助する制度を、本年度から新たに創設しました。このほかにも、県外生徒を受け入れるための寄宿

舎の整備に際し、人口減少対策総合交付金を市町村に御活用いただくなど、知事部局とも連携しながら支援を実施しているところです。また、国においては、授業料無償化に伴う公立高校への支援策として、大型基金の造成や新たな交付金の創設が検討されています。

こうした財政支援も効果的に活用することで、各学校の魅力化と特色化を図り、より多くの生徒に入学してもらえるよう、一層の危機感を持って取り組んでまいります。

次に、中山間地域等の高等学校を存続させるための具体的な方策を示すことについてお尋ねがございました。

本年3月に策定した県立高等学校振興再編計画では、取組の方向性としまして、学校のさらなる魅力化・特色化、個別最適・協働的な学びの一体的な充実とデジタル教育の推進、多様な学びのニーズへの対応の3点を示しております。この方向性の下、高知の自然や特色ある文化芸術、産業など、地域資源を生かした教育活動や体験活動を充実させることで、高校の魅力や特色をつくり出していくこととしています。

わけでも、中山間地域等の高校においては、市町村や地域の関係者と連携してコンソーシアムを立ち上げ、アクションプランの策定と実行を進めているところです。

これらの中には、従来から先んじて魅力化や全国からの生徒募集に取り組んできた学校がある一方で、まだ緒に就いたばかりの学校も多く、取組の進捗には差があります。総じて、学校存続のためにできること、やらなければならないことはまだまだたくさんあるとの認識です。

少子化が急速に進み、また私立学校の授業料が無償化される中であって、各高校の生徒数を確保していくことは決して容易ではありません。また、地域の実情は様々であり、高校魅力化の方策に絶対的な正解を導き出すことも困難です。

だからこそ、県が一方的に方策を決めるのではなく、学校や市町村、地域の方々と一緒になって協議し、知恵を絞り、共に実行していくことが重要と考えます。

県教育委員会も、こうした議論に積極的に関わり、市町村等と一丸となって、魅力ある学校づくりと生徒数の確保に果敢に挑戦してまいります。

最後に、高知県から日本の教育を変えていくことについてお尋ねがございました。

中山間地域などの小規模高校では、教員の数が少なく、特に大学進学を希望する生徒にとっては選択できる授業が制約されるといった課題があります。

こうした課題を克服し、全ての生徒の進路希望を実現するため、本県では平成27年度から国の指定を受け、全国に先駆けて遠隔教育の取組を行ってきました。同時に、国への政策提言も積極的に行い、その結果、中山間地域等における対面授業の時間数や受信側の教員の配置といった規制が緩和されました。本県に限らず、他県においても、遠隔教育は今後ますますの広がりが期待されています。

このことは、規制の枠にとらわれず、新たな道を切り開いたという意味で、昨日、武石議員のお話にあった、倜儻不羈に通じるものであり、本県の先進的な取組が日本の教育を変えたと言っても過言ではないと自負しております。

また、先ほど議員からは、子供たちの要望に応えることができる学校づくりについて様々な御提案をいただきました。中には、高校卒業までに修得する単位数の引下げや、中等教育学校の設立など、直ちに実行に移すことが困難な項目もありますが、お話にありました生徒の自己実現ができる教育や社会貢献ができる人材を育成する教育を実現したいという思いには、私も深く共感するところです。

とりわけ、生徒が地域の伝統文化や産業について探求する学習や部活動などにおいて、地域の方々に御協力いただくことは、県教育委員会としても積極的に拡充したいと考えます。

今後も、生徒の夢や挑戦を大いに後押しし、その自己実現を支援するとともに、キャリア教育などを通じて社会に貢献できる人材の育成に取り組んでまいります。

○10番（金岡佳時君） それぞれ答弁ありがとうございました。

知事には、前向きに検討していただけるということで、非常にありがたいと思っています。

特に今外国人による水源地の土地取得、問題になっておりますけれども、これらについても、利水地域の自治体が取得をしていただければ即座に解決する問題でございますので、そういう場を使ってそういうような議論をしていただくということが、いろんな問題の解決につながると思いますので、よろしくお願いします。

土木部長には、もう一問いたしたいと思えます。例の魚道に関してですが、スケジュールができてからというふうに言われましたけれど、そのスケジュールがいつ頃できるのか、答えていただきたいと思えます。

教育長には、そこそこまだまだちょっと言いたいこともたくさんあるんですけども、あるんですが、とにかく何でもやってみるということが大事だと思いますので、やっていただかなければならないと思えます。

特に市内へ子供たちを集めて、足りなくなった分を県外から連れてこいというような形は、私はちょっとおかしいんじゃないかというふうに思いますので、私の申し上げたようなことも含めて御検討願いたいと思えます。

以上です。

○土木部長（横地和彦君） お答えいたします。

先ほどお話のございました山崎ダムの魚道整

備についてでございますけれども、今年度、先ほど申し上げました調査をやっているところで、この魚道整備に関する調査は来年度も継続してやっていきたいというふうに思っております。

この結果を踏まえまして、まず魚道の概略設計、これらを実施していきたいというふうに考えております。

この設計が完了する令和9年度には、管理者であります電源開発とも協議をいたしまして、その後の具体的な魚道の設置計画案を作成していきたいというふうに考えているところでございます。

○10番（金岡佳時君） どうもありがとうございました。

これで私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩



午後1時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

9番今城誠司議員。

（9番今城誠司君登壇）

○9番（今城誠司君） 自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選挙区選出の今城誠司でございます。議長のお許しをいただきましたので、当面する県政の諸課題について質問をさせていただきます。

この定例会、また今年最後の質問者となりました。現在、開会中の臨時国会において、憲政史上初の女性首相、高市首相が誕生いたしました。この高市政権に対する知事の政治姿勢から

質問に入らせていただきます。

初めに、安定的な政策要望の実現に向けた国へのアプローチについてお伺いをいたします。

さきの参議院選挙後、衆参両院において与党が少数与党となり、国政は多党化も一層進んでおります。この結果、与野党協議や各政党間の駆け引きによる影響が大きくなり、国会運営はこれまで以上に不安定さを増すことが予想されております。先日、衆議院においては、会派の合流により、ようやく過半数を確保できる見通しとなり、安定した国会運営に向けて一定の前進が見られたところであります。

しかしながら、今後の国会審議が滞れば、法案審議や予算編成に遅れが生じ、地方自治体の施策推進や財源確保に直結し、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしかねません。特に公共事業の執行、社会保障関係費の見通し、地方創生関連交付金の確保など、国の政策判断が遅れることで、現場での取組が停滞することが強く懸念されます。地方にとって、必要な財源や制度を安定的に確保することは極めて重要であります。

こうした状況を踏まえると、本県が必要とする施策を確実に前に進めるためには、国への要望活動をこれまで以上に戦略的かつ強力で展開していくことが不可欠であります。知事御自身によるトップセールス、全国知事会など広域的な枠組みの積極的活用、さらには県選出国會議員との連携強化など、あらゆる手段を講じていく必要があると考えます。

そこでお伺いをいたします。国の政権運営が不安定な状況においても、安定的に政策要望を実現していくために、今後どのような工夫をして取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、今後の財政運営についてお伺いをいたします。高市総理は、責任ある積極財政の理念

の下、戦略的な財政出動を断行し、国民生活を守り抜くとともに、将来にわたる持続可能な経済基盤を築く決意を示されております。

本内閣の成長戦略の肝は、危機管理投資であり、経済安全保障、食料安全保障、エネルギー安全保障、健康医療安全保障、さらには国土強靱化など、様々なリスクや社会課題に対して官民が協力し、先手を打って投資を行うことで、世界的な課題解決に資する製品・サービス・インフラを提供し、日本の成長につなげていくものとされております。

これらは国民生活の下支えであると同時に、将来にわたる持続可能な経済基盤を構築するための極めて重要な方向性であり、地方財政にも大きな影響を及ぼすものと考えております。一方で、国が積極財政を推進する中であっても、地方自治体においては、財政規律の確保や将来負担への配慮がこれまで以上に重要となってまいります。

そこで、今後の財政運営に当たり、国の積極財政に基づく事業を積極的に活用しつつ、積極的な投資と財政健全化の両立を実現すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、防災庁関連機関の誘致についてお伺いをいたします。石破政権は看板政策として、防災庁の来年度中の設置に向け準備を進めてまいりました。

高市首相の就任記者会見においても、防災庁について、我が国全体の防災を俯瞰的に捉え、徹底した事前防災、さらには発災時から復旧・復興に至るまで一貫した災害対応を担う司令塔として位置づける方針が示されております。また、復興大臣を防災庁設置準備担当大臣に指名し、復興庁が蓄積してきた災害復興の経験や知見を最大限活用しつつ、石破前政権下で打ち出された方針を引き継ぎ、令和8年度中の防災庁設置に向けて準備を進めることとされております。

す。

本県においては、これまで政策提言として全国に先駆けて取り組んできた仮称事前復興局の本県への設置に加え、研究開発部署や、さらには地方拠点の誘致に積極的に取り組んでこられました。しかし一方で、防災庁の拠点誘致については、既に全国から多くの自治体や広域連合が名乗りを上げ、設置要望を行っている状況にあります。

こうした中で、来年度中の防災庁設置に向け議論が具体化することが見込まれる今、関連組織の本県への誘致実現に向けて、県としてさらに積極的に取り組んでいかれるお考えがあるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、職員の副業・兼業の推進についてお伺いをいたします。国家公務員については、民間企業との兼業は原則禁止をされております。一方、地方公務員については、自治体が許可をすれば兼業が可能ですが、総務省の集計によりますと、昨年4月1日の時点で兼業の許可基準を設けている自治体は全体の64.4%にとどまっております。そのうち85.2%は、営利企業との兼業を原則認めない国家公務員に準じた内容となっており、地方公務員の兼業が容易に進まない要因となっている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、総務省は本年6月、地方公務員の兼業・副業を促進するため、自治体に対し、許可基準の策定の公表、職員が兼業しやすい環境整備を進めるよう助言を行ってきたところであります。

県内においても、人口減少、特に生産年齢人口の減少によって、民間団体・事業者・地域社会のあらゆる現場で人材確保が困難となり、担い手不足は深刻の度を増しております。こうした中で、本県では、10月末に職員の兼業許可基準を明確化し、一定の条件を満たす場合には原則許可する方針へと整理をされたところであり

ます。

県が人口減少を最重要課題として取り組む中、県職員が率先して地域の担い手となり、社会貢献活動を展開していくことは、大きな意義を持つと考えます。また、県職員には長年培ってきた行政実務の知識、経験が蓄積をされており、過疎化の進む集落の地域づくりなどにおいても、その力を発揮していただけるものと期待をしております。

今回の兼業許可基準の明確化により、県としてどのような効果を期待しているのか、また職員の関心や申請の状況についてどのように把握をされているのか、知事にお伺いをいたします。

次に、県有未利用資産の有効活用についてお伺いをいたします。

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国各地で公共施設の高台移転が進められております。本県においても、近い将来の発生が予測される南海トラフ地震に備え、安全・安心なまちづくりを推進するため、公共施設の高台移転が順次進められているところであります。

しかし一方で、移転完了後に残される旧施設や跡地については、その活用方法が定まらないまま未利用となっているケースも見受けられ、地域活力の低下や維持管理費の負担増といった課題にもつながっております。

県内には、旧公共施設を含め、未利用の公有資産が多数存在すると認識をしておりますが、未利用資産の有効活用に向けて、売却、民間貸付け、他自治体への貸付け、地域活用等といった活用メニューをどのように整理し、選択肢として検討しているのか、加えてこうした活用を促進するためどのように取り組んでいるのか、総務部長に所見をお伺いいたします。

次に、職員の不祥事を未然に防ぐ組織体制の強化についてお伺いをいたします。

近年、本県においても職員の不祥事が後を絶

たず、交通事故や飲酒絡みの事案が毎年複数発生し、不適切な公金取扱いなど、多岐にわたっている状況にあります。服務規律の周知や各種研修は実施をされているものの、同種の不祥事が繰り返されていることは、現在の取組だけでは十分とは言えず、改善の余地があると考えます。

その背景には、慢性的な業務過多、年齢構成の偏り、管理職のマネジメント力の差といった構造的な要因が指摘をされており、こうした組織的課題にも踏み込んだ対策が求められています。

教育現場においても、今年度教職員が5名逮捕されるという異常事態となっております。先日の事件では、管理職が該当職員の心身の負担を認識していたにもかかわらず、未然対応にはつながらず、重大な事案の発生を許してしまいました。本県は小規模校が多く、教員が閉鎖的な環境で勤務するケースも多いことから、相談しにくい職場風土や孤立が行動リスクを高めるとの指摘もあります。

また、警察本部においても、警察官という立場にありながら、今年に入り懲戒免職処分が2件発生するなど、極めて重い事案が続いている状況です。

これらに共通して言えることは、犯罪や不祥事へと至る前の段階で、職員の行動変化の兆候を的確に把握し、初期段階で支援、介入できる組織体制を構築することが不可欠であるという点です。

つきましては、職員の不祥事を未然に防ぐための組織体制を今後どのように強化していくのか、総務部長、教育長、警察本部長にそれぞれ御所見をお伺いいたします。

次に、元気な未来創造戦略についての県内就職の促進についてお伺いをいたします。本県の将来を支える若い世代の県内定着は、人口減少

が加速する中において極めて重要な政策課題であります。しかしながら、足元の状況を見ますと、依然として厳しい傾向が続いております。

まず、県内出身で県外の大学へ進学した学生の県内就職率であります。令和5年3月卒では21.3%であったものが、学生の売手市場が強まる近年の雇用環境の影響も受け、大幅な減少傾向となり、令和6年3月卒では15%にまで落ち込んでおります。県としてはこれを重く受け止め、令和7年3月卒の目標値を21.8%、さらに来年3月卒については22.9%と高い目標を挙げ、取組を強化しているところであります。

また、県内大学の県内就職率につきましても、令和5年3月卒の36%から、令和6年3月卒では32%と低下し、県が挙げる目標の42%には依然として届かない見通しであります。

こうした状況の背景には、若年層への意識調査や検討委員会での分析にもあるように、就職先選択の価値観の多様化、都市部企業の積極的な採用攻勢、県内企業の情報発信力不足、さらには地域で働くことの魅力が十分に伝わっていないことで、複合的な要因があると考えます。

しかし一方では、県内には多くの優良企業が存在し、若者が活躍できるフィールドは確実に広がっております。課題は、その魅力をどう若者に届かせるかであり、県内企業と学生のミスマッチをいかに解消するかにあります。

これらの課題を踏まえ、若者、とりわけ新規学卒者の県内就職をより一層強力に推進していくために、今後どのような戦略や新たな工夫を持って取り組んでいかれるのか、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

次に、結婚支援の推進についてお伺いをいたします。県内の婚姻数は、平成25年の3,257組から令和5年には1,985組へと大きく減少してまいりました。しかしながら、令和6年には2,071組

と12年ぶりに増加に転じ、明るい兆しも見え始めております。

今年度は、婚姻数の目標を2,345組と設定し取り組んでいるところですが、現時点では前年同期をやや下回る状況であり、これまでの推移を踏まえると、目標達成は厳しいとの見方も示されております。一方、マッチングによる交際成立数は、民間結婚相談所との相互マッチングなどの効果により着実に増加をしており、こちらは数値目標を達成できる見通しと伺っております。

先日、人口減少対策調査特別委員会で、民間の結婚相談事業者から意見聴取を行いました。その中では、官民一体の婚活支援の成果と課題として、交際数・成婚数が想定を下回り提携後1年間の成婚数がゼロであったこと、また民間で一般的な仮交際期間の仕組みが県の事業にはないことが課題ではないかとの指摘がありました。さらに、結婚相手探しと移住相談を同時にサポートする移住婚への問合せが増えていることなど、新たな結婚支援の在り方についても提案をいただいたところであります。

こうした状況を踏まえ、結婚支援の現状をどのように捉え、今後どのような方向性で強化をしていかれるのか、子ども・福祉政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、少子化対策についてお伺いをいたします。厚生労働省、「平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計」によりますと、全国の合計特殊出生率は1.33、本県では1.44となっております。一方、高い自治体を見ますと、鹿児島県大島郡徳之島町が2.25で全国1位、同郡天城町が2.24と続いております。

私は、本年10月、同僚議員と共にこの徳之島町を訪れ、なぜ同町で出生率が高く維持されているのか、現地調査を行ってまいりました。その結果、特別に突出した支援策を行っているわ

けではなく、親族、近隣、地域行事を通じた相互扶助、いわゆる育てる共同体が今なお生きていることが大きな要因であると感じました。

九州大学などの研究でも、親族や近隣による育児参加が出生意欲を高めることが示されており、地域の支え合いが確かな効果を持つことが裏づけられております。加えて、徳之島に特徴的な、先祖を大事にする風土があります。先祖祭祀が家族の絆を強くし、家系をつなぐ、命をつなぐという価値観が根づいており、これらが多世代のつながりを日常的に生み出しております。こうした多世代交流が自然に根づく地域では出生率が高い傾向があるとも指摘をされております。

これらを踏まえ、本県においても、先祖行事や地域祭祀を生かした多世代交流施策を展開し、世代を超えた支え合いを地域政策として位置づけることが、子育てが地域の当たり前となる環境づくりにつながり、ひいては出生数、合計特殊出生率の向上に寄与すると考えます。

本県の少子化対策における多世代のつながりを生かした取組について子ども・福祉政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策の南海トラフ地震臨時情報への対応強化についてお伺いをいたします。昨年、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が、制度開始以来初めて発表されました。県民の間には戸惑いも見られ、特にこれまで経験のない巨大地震警戒が発表された場合には、避難指示の発令など、より厳しい対応が求められることから、臨時情報への正しい理解や適切な行動につなげるための平時からの啓発の重要性が改めて明らかになりました。

国においては、今回の教訓を踏まえ、巨大地震注意に関する記述の充実などガイドラインの見直しが行われ、本年8月に南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインが改定されてお

ます。本県においても、第6期南海トラフ地震対策行動計画に臨時情報への対応強化を追加し、注意・警戒発令時に取るべき行動の理解度を、令和9年に76%を目標に挙げ、取り組んでいるところであります。

しかしながら、本年の県民世論調査の速報によりますと、臨時情報を知っている・聞いたことがあると答えた県民は、過去最高の87.4%に達した一方で、発表時に取るべき行動を理解していると回答した県民は30%程度にとどまっております。

県民が南海トラフ地震臨時情報発表時に取るべき行動を正しく理解し臨時情報を正しく恐れる意識を高めるために、どのように効果的に周知・啓発を進めていくお考えなのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、道路啓開計画の改定についてお伺いをいたします。昨年1月に発生した令和6年能登半島地震や、市町村の技術系職員の減少、さらには気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、平時からの備えと有事における初動対応の充実、インフラ管理の担い手不足の対応、道路分野の脱炭素化の推進を図るため、道路法等の一部を改正する法律案が、本年4月に道路法が改正されました。

この改正により、これまで運用として行われてきた道路啓開が道路管理者の法定責務として明確に位置づけられ、道路啓開計画の策定・公表の義務化に加え、実効性を確保するための平時からの連携体制の強化が求められることとなりました。

加えて本県においては、南海トラフ巨大地震の最新の被害想定を反映した優先啓開ルートの再評価をはじめ、民間事業者との連携強化、警察・消防・自衛隊との共同訓練の体系化など、計画全体を法改正に即した形で総合的に再構築する必要があります。さらに、能登半島地震で

は、早期の孤立解消に向け、海上輸送も視野に入れた道路啓開の在り方が注目されたところであり、本県としても参考にすべき点があると考えます。

南海トラフ地震発生時に県民の生命線を確実に守り抜くためにも、道路啓開計画の早急な改定が必要と考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、孤立集落への対応についてお伺いをいたします。国においては、最新の科学的知見の蓄積や能登半島地震での顕在化した課題を踏まえ、南海トラフ巨大地震に関わる地震動・津波・土砂災害などの被害想定について、これまでの防災対策の進捗状況や最新の知見を反映した広域的な見直しが行われました。

県内の見直し結果をみてみますと、孤立集落は前回の868集落から909集落へと約5%増加し、特に漁業集落においては65集落から82集落へと26%の大幅な増加が見込まれております。

発災直後には、空輸、海上輸送等による対応が避けられないものの、孤立状態の解消は最終的には道路啓開の進捗に大きく左右され、その完了まで長期化することが懸念をされております。

道路啓開計画は、防災拠点へのアクセスルートを確保することを目的に、道路管理者の枠を超えて啓開するように策定しているものであることは承知をしております。とはいえ本県では、多数の孤立集落の発生が予測をされているため、孤立集落解消に向けた道路機能の確保も重要と考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、事前復興まちづくり計画についてお伺いをいたします。近年、南海トラフ地震の発生が切迫しているとされている中、本県においても各地域で、事前復興まちづくり計画の策定が

進められております。

この取組は、発災後に復興計画を議論するのではなく、あらかじめ地域の将来像や復興の方向性を住民と行政が共有し、復興をスムーズに進めるという点で極めて重要であります。

今年度、私の所属する産業振興土木委員会として陸前高田市を行政視察いたしました。その中で、大規模な高台造成地において宅地の空き地が生じている課題を伺いました。その背景には、震災時の甚大な被害による人口減少に加え、もともと空き家が多かった地域事情も相まって、造成規模を十分に縮小し切れなかったことがあると説明を受けたところであります。

本県でも、将来の災害を見据え、事前復興まちづくり計画で施設整備や土地利用の議論を進める際には、災害発生後に地域財政を過度に圧迫しないこと、利用実態を上回る過大な整備とならないことといった点に十分配慮する必要があります。さらに、人口減少や財政制約が進む中では、災害対策と地域振興を一体的に進める視点が欠かせません。

事前復興まちづくり計画の策定に当たり、過大投資を回避するため、どのような点に留意して市町村を支援していくのか、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

次に、警察行政について、SNSを利用した名誉毀損、誹謗中傷への対応についてお伺いをいたします。

近年、SNSをはじめとするインターネット上での名誉毀損や誹謗中傷が大きな社会問題となっております。匿名性や拡散力の高さから、個人の尊厳を深く傷つけ、場合によっては生命や生活基盤を脅かす深刻な事例も全国的に発生をしております。

今年の4月には、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法が施行され、SNS事業者に対し権利侵害の申出に対して迅速に削除判断を行

う義務や、対応状況の公表義務が課せられるなど、国において法制度の強化が図られたところであります。

こうした社会環境の変化を受け、県警察においても、SNSを悪用した誹謗中傷・名誉毀損事案への対応強化が求められております。悪質な誹謗中傷は、内容によっては名誉毀損罪、侮辱罪、脅迫罪などの刑事事件として取り扱うことが可能であり、県警察の積極的な関与が極めて重要であります。

SNSを利用した名誉毀損、誹謗中傷等の事案に対して県警察としてどのように対応しているのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、農業の振興について、公務員獣医師の確保についてお伺いをいたします。

四国地区には獣医師養成系大学が存在せず、特に産業動物臨床や公衆衛生分野において深刻な人材不足が続いてまいりました。このような状況を踏まえ、全国では約50年ぶり、西日本では74年ぶりの新設となる獣医学部として、岡山理科大学獣医学部が開設をされました。

先日、同僚議員と共に同大学を訪問し、現地調査を行ってまいりました。県内出身の在學生は、獣医学科、獣医保健看護学科に複数名が在籍をしており、最新設備の整ったキャンパスで学んでいる状況を確認したところであります。

一方で、本県の公務員獣医師の確保については、例年募集人員を充足できておらず、喫緊の課題となっております。県では、県単独や国の修学資金制度を通じて、公務員獣医師の養成に取り組んでいるところですが、将来にわたって安定的に公務員獣医師を確保していくことは、家畜防疫体制の維持・強化をはじめ、畜産の振興に欠かせない重要な課題であると考えます。

四国に唯一の獣医学科を持つ岡山理科大学は、本県からも進学しやすい状況であることから、積極的にアプローチをかけてはどうかと考

えませんが、公務員獣医師の確保に向け、どのように取り組んでいるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、土木行政について、建設業の生産性向上についてお伺いをいたします。建設業は、頻発・激甚化する自然災害への対応や、インフラの整備や維持管理など、県民の生活や安全・安心を守るために必要不可欠な存在であります。しかしながら、建設業の従事者は高齢化し、次世代を担う若者の入職者が少ない状況が続いております。

このような難局を乗り越えるためには生産性への向上の取組が極めて重要であり、国土交通省では、i-Construction2.0を挙げ、2040年度までに建設現場の生産性を2023年度比で1.5倍に引き上げることが目標として取り組んでいるところであります。

本県においては、建設業活性化プランに基づき生産性向上の取組を進めているところでありますが、生産性の向上に向けての取組の中心はICTの活用であり、県発注工事の多くが小規模である実情を踏まえると、その効果には一定の限界があると考えます。今後は、ICTの活用に加えて、部材の標準化やプレハブ化、さらには新技術、新工法の導入など、現場の省力化、効率化に直結する取組をより積極的に進めていく必要があると考えます。

そこで、建設業の生産性向上に向けて、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、適切な入札制度についてお伺いをいたします。県発注工事では、発注者側における積算資料の公表範囲拡大や、受注者側の積算技術の向上により、各社が最低制限価格を正確に算出できるようになりました。

その結果、複数業者が最低制限価格と同額で入札し、くじ引で落札者が決まる事例が数多く

発生をしております。言わば受注の可否、ひいては会社の経営についても、運だけで左右される状況が生じていると言わざるを得ません。

一方で、総合評価方式を採用した場合には、評価点の高い業者に受注が偏りやすいという課題も指摘をされております。

発災時に技術と経営に優れた競争力が高い地域建設業を育成・確保するためには、落札状況を常に把握し、入札制度を改善していくことは必要な事項であります。

現在の入札執行状況をどのように分析し、よりよい入札制度をどのような方向の改善に取り組んでいくのか、土木部長にお伺いをいたします。

最後に、幡多地域における発達障害児の療育体制についてお伺いをいたします。

幡多地域では、長年発達障害児の療育を培ってきた事業所が赤字経営等を背景に閉所の方針を示し、保護者や関係機関に強い不安が広がっております。もともと幡多地域は、児童発達支援センターや放課後等デイサービスの数が限られ、療育の受皿不足が大きな課題となっている地域でもあります。

県においては、今年度当初から閉所による影響を考慮し、幡多6市町村とその対応を協議していると承知をしておりますが、一方で、施設側は閉所の方針を固めたと報道されております。

施設側の経営努力は当然必要であります。人口減少が著しく進む幡多地域において、必要な発達障害児の療育体制をどのように維持し、将来にわたって確保していくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 今城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安定的に国への政策要望を実現してい

くための工夫についてお尋ねがございました。

御指摘がありましたように、夏の参議院選挙以降、多党化が進み、新しい連立政権が成立したとはいえ、参議院は依然として少数与党体制ということでございまして、国政は不安定な状況が続いております。喫緊の国政課題が山積している中、スピード感を持って政策を前に進めますためには、与野党を超えた幅広い合意形成が必要な状況であります。

このため、地方が求めます政策の実現を図りますためには、野党への働きかけも含めまして、これまで以上に戦略的に政策提言を行う必要があるというのは御指摘のとおりだと思います。

こうした状況を受けまして、全国知事会におきましては、国への要請活動に当たり、野党も含め各党に事前説明を行うなど、積極的に各政党との対話や働きかけを行っていく方針であります。

本県におきましても、国政の動向を踏まえまして、従来から行っております与野党を超えた県選出国會議員への働きかけの強化も含め、必要に応じてより効果的なアプローチを検討してまいります。

また、従来からのいわゆる国と地方の協議の場といった公式の協議の場に加えまして、地方の意見を直接国に伝える機会を増やすということも、政策の実現可能性を高めるために有効と考えます。このため、例えば今月には、全国知事会といたしまして、内閣に設置されました人口戦略本部の下に、戦略会議を設置し、この会議を通じて地方の意見も酌み上げ、政策の企画立案に反映をするようにというふうに求めたところであります。

今後も、全国知事会とも緊密に連携をしながら、地方が原動力となって国を動かすという気概を持ちまして、戦略的かつ積極的に政策提言を行い、成果につなげてまいります。こうして

得た成果を県の施策に最大限に生かすことによりまして、県勢浮揚につなげたいと考えます。

次に、積極的な投資と財政健全化、この2つの要請の両立についてお尋ねがございました。

高市総理が掲げます、責任ある積極財政は、いわゆる危機管理投資と成長投資を進め、強い経済の実現を目指すものであります。こうした考えの下、国の補正予算案は、インフラ整備に係ります事業を含め、前年を大幅に上回る規模となっております。本県においてもこれを積極的に活用したいと考えます。

一方で、インフラ整備の県負担分には、地方債を充当することになりますが、将来世代に過剰な負担を残さず、持続可能な財政運営に努めなければなりません。金利が上昇基調にある現状も踏まえまして、国庫補助事業を積極的に活用することで国庫補助金の獲得を図っていくこと、そして地方債の発行額を抑制していくということ、さらにはいわゆる地方交付税措置率の高い地方債を活用するといった工夫をすることがより一層重要になると考えます。

今議会に提案いたしております県の補正予算案におきましては、国の第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算を活用しまして、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護に係る事業などを盛り込んでいます。これらの県負担分につきましては、交付税措置率の高い有利な地方債を活用することができております。

また、国土強靱化を推進する上で有利な起債であります緊急防災・減災事業債につきましても、この制度の延長の必要性を国に提言してまいりました結果、今国会で来年度以降のその延長の見通しが示されたところであります。

引き続き、国に対しまして国土強靱化の加速化などの提案も行い、国庫補助事業の積極的な獲得に努めながら、交付税措置率の高い地方債をさらに活用するなど、積極的な投資と財政健

全化の両方の要請の両立を図ってまいります。

次に、防災庁の誘致についてお尋ねがございました。

本県では、国に対しまして、事前復興などの取組強化に向けた防災庁組織の創設や、この組織の高知県への設置について政策提言を行ってまいりました。具体的には、最近では本年7月に私が内閣府の副大臣を訪れまして、以下の3点を提言いたしております。

1点目は、仮称であります、事前復興局といった組織を防災庁内に創設し、事前防災全般の先進地と言えます本県にこの事務所を設置するという点です。2つ目といたしましては、設置を検討いたしておられます研究開発部署につきまして、防災関連産業の育成、海外展開などに取り組んでおります本県に事務所を設置することです。そして3点目といたしまして、地方拠点の選定基準に関しましては、被災地の最前線となる現場で、復旧・復興に関する事務を迅速に遂行することができる、そうした地域であるということと要件とすること、以上の3点でございます。

本県の提言は、事前復興の先進地であるという特色を生かしまして、防災庁本庁の部局単位の機関を誘致するという点で、ユニークな切り口によるものとなっているというふうに自負しており、ほかの自治体などの要望とは毛色の変わった提言だといったような反応も国からいただいております。

本県が積極的に進めております事前復興まちづくり計画の策定は、防災といった視点にとどまらず、人口減少の中での持続可能なまちづくりという観点からも、大変大事な意義のある取組だと考えております。こうした本県の事前復興の取組を、防災庁にはぜひバックアップしていただきたいという思いがこの背景でございます。

最近の報道によりますと、この地方拠点に関しましては、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝地震などの大規模災害に対応するため、2か所に設置するというふうにした上で、具体的な設置場所は今後検討するという方針が、近く、恐らく年内には閣議決定をされると伝えられているところでございます。

本県といたしましては、今後国の動向につきまして、さらに積極的に情報収集を行い、適切なタイミングにおきまして、再度、追加的な働きかけをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

最後に、職員の兼業許可基準の明確化に期待する効果、職員の関心や申請の状況についてお尋ねがございました。

本県では、これまで営利企業への従事制限、いわゆる兼業の禁止につきましては、国家公務員の取扱いも参考に、比較的厳格な運用を行ってまいりました。

そうした中、近年では社会全体としても、御指摘もありましたように、人手不足、労働力不足という状況の中で、この多様な働き方を可能にするという要請が社会的にも高まっていると、そうしたことを通じて、各組織も社会全体もパフォーマンスを上げていこうというような流れがあるということだと思います。

こうした流れを背景といたしまして、近年の民間企業におけます兼業緩和の動きがありますこと、あるいは御指摘もありましたように、国からの通知も行われたということ、こうしたことを踏まえ、本県でも10月の末から、職務の公正を妨げるおそれがあるものなどを除きまして、職員からの申請があれば、原則として兼業を許可するという方向で対応いたしております。

これに期待する効果といたしましては、1つには、兼業による様々な経験を通じまして、新たな学びや人脈を得ることなどにより、職員の

成長が期待され、ひいてはこれが県政の運営に好影響をもたらすということでもあります。そういう意味では、人材育成の効果というふうに言えると思います。

そして、2つ目といたしましては、中山間地域において、例えば集落活動センターの運営スタッフ、あるいは地域スポーツの指導者になるというような形で、兼業を通じて県職員が地域の担い手の役割を果たすということも大いに期待をしております。こうした地域貢献の役割ということでございます。

3点目、さらには、こうした柔軟な働き方ができることで、県職員の言わば就業先としての魅力が向上をし、新たに県職員を目指す方々の数の増加につながっていくと、こういった多様な人材を集めるということでの好影響にも期待をしております。

現在の状況でございますが、申請数としては、今のところ例年並みの水準でございますが、例えばこれまで認めていなかった申請の関係といたしましては、資格を生かして経営相談を兼業として行うとか、あるいは受験指導、添削指導といったようなものを行いたいといったような兼業申請が出てまいりまして、これは既に許可をいたしております。これ以外にも職員からの問合せは多く寄せられており、職員の関心は高いものというふうに受け止めております。

先ほど申し上げましたような視点で、今後さらに有意義な事例が増えることを期待し、我々としても前向きに対応してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(総務部長清水敦君登壇)

○総務部長(清水敦君) まず、県有の未利用資産の有効活用についてお尋ねがございました。

行政財産として使用しなくなった県有財産は、庁内や市町村などにニーズ調査を行い、普通財

産として有効活用するよう努めております。

現在の状況としては、普通財産291件のうち、およそ70%に当たる201件は、県が倉庫などとして使用しているほか、市町村や民間団体などに貸付けするなどして活用しております。活用事例を挙げますと、例えば市町村にお貸しして公園やグラウンドとして使用するケース、社会福祉法人にお貸しして保育園や高齢者福祉施設として使用するケース、町内会にお貸しして防災倉庫や不燃物集積場所として使用するケースなどがございます。

活用予定のない財産につきましては、その立地や形状、売却に係るコストなどを総合的に勘案し、売却可能と判断した財産につきましては、一般競争入札を実施しております。直近の5年間では、入札物件27件のうち、17件は落札されましたが、10件は入札参加者がおりませんでした。

今後は、活用や売却に至っていない財産について、過去に評価した不動産鑑定価格が適正かどうかなどの問題点を洗い出し、活用等の方法を検討してまいります。あわせて、多くの方に入札に参加いただくため、従来の新聞や広報紙による手法に加え、SNSの活用など、積極的な広報にも努めてまいります。

次に、職員の不祥事を未然に防ぐ組織体制についてお尋ねがございました。

知事部局において、今年度、職員による不適切な事務処理等が発生したことによりまして、県民の皆様の県政への信頼を損なう結果となったことを重く受け止めております。

事務の適正な執行につきましては、令和2年度から地方自治法に基づく内部統制制度を導入し、組織的に不備の防止に努めているところでございます。この制度は、各所属において事務上のリスクを識別・評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保するため導入さ

れたものです。

本県では、副知事をトップとする内部統制推進会議や、制度所管課で構成するプロジェクトチームを設置し、PDCAサイクルを回しながら全庁で取り組んでいるところです。こうした中におきましても、不適切な事務処理が発生しているという現状がございますので、昨年度から不適切な事案の内容や再発防止策を事案の発生した部分以外も含めた庁内全体に周知するなどして、注意喚起に努めているところです。

こうした取組を継続し、不適切な事務処理が発生しないよう、しっかりと取り組んでまいります。

(教育長今城純子君登壇)

○**教育長(今城純子君)** 職員の不祥事を未然に防ぐための組織体制の強化についてお尋ねがございました。

近年、教職員の不祥事が相次ぎ、さらに本年度は逮捕事案が連続して発生している状況を、教育行政の責任者として大変重く、深刻に受け止めております。

私は、不祥事を未然に防ぐためには、規制の強化だけでなく、教職員がお互いに信頼関係を築くことが重要だと考えております。このため、先月、全教職員に向けて緊急メッセージを発信し、その中でも風通しのよい組織づくりに向けた取組の徹底を求めたところです。

特に管理職に対しては、日々、教職員に声をかけ、その努力を認め励ますとともに、面談や対話を通して、教職員個々の隠れた悩みや弱さに耳を傾けるよう要請をしました。

あわせて、教職員に対しては、忙しい中であっても、職員室で対話する時間を持ち、お互いの変化や悩みに気づき、声をかけ合える関係性を築くよう求めました。同僚の僅かな違和感や兆候に気づくことが、不祥事の未然防止にもつながると考えています。

私のこうした思いを各学校に広く浸透させ、管理職をはじめ全教職員で実践できるよう促してまいります。

また、若年教員の不祥事が多く発生していることから、今月3日私を含む県教育委員会の幹部職員、心理の専門家、関係する学校の校長が集まり、不祥事が発生した背景を確認し、今後の対応策等について協議を行いました。この内容を基に、若年教員の負担軽減やメンター制の充実を図ってまいります。

さらに、今後、市町村教育委員会とも連携しながら取組を進め、風通しのよい職場環境を育み、早期発見、早期支援ができる組織体制の構築に努めてまいります。

(警察本部長岩田康弘君登壇)

○**警察本部長(岩田康弘君)** まず、職員の不祥事を未然に防ぐための組織体制の強化についてお尋ねがございました。

県警察では、職員が業務上や私生活上で抱えている困り事など様々な事情の把握に努め、必要に応じて職場環境の改善、調整を図るなど、きめ細かな対応を継続的に行っているところがあります。しかしながら、本年2名の免職者を出してしまった現実を大変重く受け止めておるところでございます。

このような状況に鑑みまして、これまでの対応が形式的になっていないか、速やかに確認するよう、幹部職員に指示をしたところでありませう。あわせて、今後、幹部職員に対し、職員の変化や悩みに気づけるよう、その着眼点に関する教養を行うなど、対策を進めてまいります。さらに、これらの仕組みを、より効果的に行うために、把握した内容を本部主管課等でもリアルタイムで共有して、適時適切な支援ができるよう、デジタル化にも取り組んでまいります。

県警察といたしましては、このような取組とともに、県民の安全・安心を守るため、職員一

丸となって仕事で成果を上げ、県民の負託に込めてまいります。

次に、SNSを利用した名誉毀損、誹謗中傷などの事案に対する県警察の対応についてお尋ねがございました。

SNSを利用した名誉毀損・誹謗中傷事案につきましては、匿名性や拡散性の高さから深刻な社会問題化しており、この種事案への対応は県警察といたしましても大変重要であるというふうに考えております。

SNSを利用した誹謗中傷などにつきましては、まず最寄りの警察署に直接相談していただくほか、警察総合相談電話#9110やオンラインでも相談を受理する体制を取っております。

オンライン相談につきましては、警察庁のホームページに設置されたサイバー事案に関する通報等のオンライン受付窓口というものがございまして、そちらにある入力フォームに相談内容を入力し、お住まいの都道府県警察や管轄警察署を選択していただくことで、該当する都道府県警察において対応するという仕組みになっております。

相談の結果、被害に遭われた方がSNSへの書き込みの削除を要望される場合には、削除方法に関する助言を行っており、一方で被害に遭われた方が相手への処罰を望む場合には、法と証拠に基づき適正に捜査しているところでございます。

いずれの窓口から相談がなされた場合におきましても、相談された方の心情に寄り添いながら、県警察として適切に対応してまいります。

(産業振興推進部長濱田美和子君登壇)

○産業振興推進部長(濱田美和子君) 新規学卒者の県内就職を促進するための今後の取組についてお尋ねがございました。

学生の県内就職を促進するためには、まずは、県内企業において、賃金や福利厚生の上昇、柔

軟な働き方の導入など、企業としての魅力向上に取り組むとともに、近年の採用活動の傾向を踏まえた取組を進めていただくことが重要です。

また、学生の皆さんに対しては、実際に就職活動をするときの選択肢として、まず県内企業を思い浮かべてもらえるよう、県として情報発信を強化することも必要と考えます。

このため、県では、県内企業に対して、デジタル技術の導入や働き方改革の取組の支援に加え、企業の採用力向上に資するセミナーを実施しています。引き続き、SNSを活用したPRや、オンライン面接への対応、効果的なインターンシップの方法など、昨今の採用トレンドを反映したセミナーの開催を通じて、企業の採用活動の強化を支援してまいります。

一方で、学生に向けては、県内企業を知っていただくため、専用サイトでの情報発信や県外在住の学生が県内企業で面接を受ける際の交通費助成などに取り組んでいるところです。

来年度に向けては、県内外の学生やその保護者に対する情報発信の手段を、メールからLINEに変更します。また、発信する内容も、企業情報など就職活動に関する情報だけでなく、例えば県内の旬の情報など、高知とのつながりを意識できる内容も届けたいと考えています。加えて、デジタルマーケティングを活用するなど、継続的かつ確実に情報発信を行ってまいります。

これらの施策を戦略的に推進することで、学生に対して、高知で働くことの魅力や価値をしっかりと伝えてまいります。あわせて、学生が魅力を感じる成長意欲の高い企業の創出や高付加価値型経営への転換にも新たに取り組むことで、より多くの学生の県内就職の実現を目指してまいります。

(子ども・福祉政策部長西村光寿君登壇)

○子ども・福祉政策部長(西村光寿君) まず、結婚支援の現状と方向性についてお尋ねがござ

いました。

県では、結婚を前提とした出会いの場に加え、自然な出会い、交流の場の提供にも取り組むなど、若者のニーズに合わせて様々な施策を講じているところでございます。

こうした取組により、例えば本年度の県のマッチングサイトによる交際件数は、先月末現在で124件と、昨年度の同時期を大きく上回るなど、徐々に成果も見え始めてきております。しかしながら、元気な未来創造戦略に掲げる目標の達成に向けましては、新たな層へのアプローチやお引き合わせの活性化等も含め、さらなる強化が必要と認識しています。

来年度は、既存事業の充実を図りますとともに、人口減少対策調査特別委員会における事業者からの御意見も参考に、新たにU・Iターン希望者を対象とした取組や、タイムパフォーマンスを重視した手法の導入などを検討してまいります。このように、若者の志向や社会の動向も捉えながら支援策のバージョンアップを図り、婚姻件数の底上げにつなげてまいります。

次に、少子化対策における多世代のつながりを生かした取組についてお尋ねがございました。

お話のあった徳之島町では、子供の出生や入学といった節目のお祝いの場のほか、お祭りや学校行事など、地域住民が関わるような習慣があり、地域社会で子供を育てるという価値観や文化が根づいております。

このように、生まれてきた子供を地域で支え合い、安心して妊娠・出産・子育てができる環境をつくることは、少子化対策を進める上でも大変重要だと考えております。

このため、県では、元気な未来創造戦略の取組の一つとしまして、子育てを軸に住民同士がつながり合う住民参加型の子育てしやすい地域づくりを推進しています。具体的には、地域子育て支援センターで住民が子供たちに絵本の読

み聞かせをしたり、あったかふれあいセンターで地域の高齢者と子育て世帯が触れ合うといった取組を進めているところでございます。

今後、こうした住民参加型の子育て支援の取組を進めるに当たりましては、お話のあった徳之島町をはじめ、他地域の事例なども参考にしつつ、地域において多世代がつながり、交流できる機会をさらに増やしてまいります。

最後に、発達障害児の療育体制の維持・確保についてお尋ねがありました。

障害福祉サービスの提供体制につきましては、地域の需要に応じたサービスを維持・確保するため、3年を1期とする高知県障害児福祉計画におきまして、必要なサービス量を見込み、サービスの提供体制を確保することとしております。

現在、幡多地域には、児童発達支援事業所が5か所、放課後等デイサービス事業所が6か所あり、約130名の児童が利用しています。幡多地域をはじめとする中山間地域の事業所では、人口減少などに伴い職員確保が難しく、限られた人材で事業所運営を行っています。また、利用者にとっては事業所までの距離が遠い状況にあります。

そのため、職員の確保や定着の観点から、業務効率化や負担軽減のためのICT導入への補助や、処遇改善加算の取得促進などに取り組んでいます。さらに、事業所に配置が必要な児童発達支援管理責任者の資格取得の要件である研修の開催回数を増やすことで、サービス体制の確保にも取り組んでおります。また、遠方の利用者を送迎する事業所に対し、県独自の加算も行ってきたところでございます。

引き続き、幡多地域をはじめとする各圏域のサービスの充足状況を確認しながら、必要に応じて補助対象の拡充を行うなど、利用者が安心して地域でサービスを受けられるように取り組んでまいります。なお、議員のお話のような施

設の閉鎖などが生じた場合は、県といたしましても、サービスの支給決定を担う市町村が事業所と行う利用者の受入れ調整を支援してまいります。

(危機管理部長江渕誠君登壇)

○危機管理部長(江渕誠君) まず、南海トラフ地震臨時情報の周知・啓発についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、臨時情報が発表された際に、県民の皆様が取るべき行動を理解している方の割合は3割程度であり、大きな課題だと認識しております。

県では、第6期南海トラフ地震対策行動計画において、臨時情報への対応強化を重点課題として位置づけ、取るべき行動の理解に向けて、周知・啓発などに取り組んでおります。特に、まだ経験のない臨時情報の巨大地震警戒は、避難指示などへの対応が求められることから、県民の皆様が制度を理解し、正しく恐れ、適切に行動できるようにしておくことが必要です。

このため、今年度は、やなせたかし先生作成の防災キャラクターを用いて臨時情報を分かりやすく解説する動画を作成し、テレビやSNSなどでの広報を強化いたしました。あわせて、県政広報紙さんSUN高知7月号での特集や、ホームページ、チラシなどでも詳しく掲載して、理解度を高める取組を行っているところです。

こうした取組に加え、臨時情報発表時の行動を身につけていただくことも重要ですので、住民参加の避難訓練を実施しており、その際、チラシを使った学習会なども開催しております。このような訓練を、これまでのところ、沿岸の6市町と内陸の5町村で実施しており、さらに実施する市町村が着実に増えるよう、地域本部が技術的支援を行っているところです。

南海トラフ地震は年々切迫度が高まっております。今後とも、県民の皆様が臨時情報の制度

を理解し、適切な行動を取っていただくために、効果的な周知・啓発や訓練実施の支援に、引き続き工夫しながら取り組んでまいります。

次に、事前復興まちづくり計画の策定に当たり、過大投資を回避するための留意点についてお尋ねがございました。

本県は、東日本大震災での復興事業の遅れや、それに伴う人口減少などの教訓から、南海トラフ地震への事前の備えとして、事前復興まちづくり計画の策定を進めています。この取組に当たっては、沿岸地域の市町村による計画策定を県として支援するため、令和4年に指針を作成しております。

議員御指摘の陸前高田市のように宅地造成地に空き地が生じて結果的に過大投資と見られることがないように、ニーズに合う計画を検討していくことが重要だと認識しております。

県が作成した指針では、計画策定における留意点を示しており、過大な投資を避ける視点も含めています。具体的には、あらかじめ市町村の人口の見通しや、住むことができる土地などを整理し、課題を分析した上で、計画を定めることや、その後の社会情勢の変化に対応して改定することを示しております。

また、被災後の状況や住民の意向などに柔軟に対応できるように、複数の計画を検討しておくことも示して、地域の実情やニーズに応じたまちづくりを目指すこととしております。さらに、被災後の宅地整備が過大となることを防ぎ、被害の軽減にも効果的な方法として、被災前に高台などの適地が確保できる場合は、事前移転に着手することを勧めております。

こうした点に留意した事前復興まちづくり計画の策定は、防災の視点にとどまらず、地域振興の視点からの課題に対応し、人口減少の中での持続可能なまちづくりにつながる、意義のある重要な取組です。この計画を生かし、究極の

事前防災として、実施可能な移転は事前に着手することで、発災前後の投資をトータルで軽減し、県内各地の地域振興にもつながるようにしたいと考えております。

このため、沿岸地域に加え、今後は中山間地域にも取組を拡充し、令和12年度までに全ての市町村で計画が策定されるよう、技術的、財政的に支援をまいります。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長(横地和彦君) まず、道路啓開計画の改定についてどのように取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

本県では、平成28年2月に高知県道路啓開計画を策定し、地域防災計画など関連計画の変更に合わせて適宜見直しを行ってまいりました。また、同年3月には、四国地方整備局を事務局とし、四国4県、建設業協会など関係機関で構成する協議会によりまして、四国広域道路啓開計画が策定され、随時見直しが行われております。

そうした中、本年4月に改正道路法が施行され、道路啓開計画の策定が法定化されたところでもあります。これを受けまして、まずは四国全体の広域道路啓開計画を年度内に改定するため、優先的に道路啓開を実施する区間設定などの検討が進められております。これを踏まえまして、次のステップとして、各県の道路啓開計画の改定が来年度なされるとなっております。

なお、高知県の道路啓開計画の改定に当たりましては、従来活用を想定しておりませんでした小型重機をフル活用することで、啓開日数を短縮することなども検討しております。さらに、国や民間事業者、警察等と行っております訓練を計画にしっかりと位置づけるとともに、能登半島地震で行われた重機等の海上輸送の活用も視野に入れるなど、さらなる内容の充実を図りまして、来年度中に改定を実施いたします。

次に、孤立集落解消に向けた道路機能の確保についてお尋ねがございました。

孤立対策を検討するに当たりましては、道路機能の確保はもとより、事前の物資の備蓄でありますとか、空からの支援物資輸送などといった様々な対策を組み合わせる取り組みが非常に重要と考えております。

南海トラフ地震発災時には、多数の孤立集落の発生が見込まれておりますが、議員からお話もありましたとおり、道路啓開は防災拠点までのアクセス確保をまず最優先に行いますため、啓開ルートから離れた孤立集落までの道路機能の確保には、どうしても一定の時間を要してしまうものと認識をしております。こうしたことから、まずは孤立が想定される集落の位置やそれぞれの世帯数といった情報の把握を、市町村の協力を得ながら、現在進めているところであります。

今後、孤立集落の位置等の情報と啓開ルートを重ね合わせ、取りまとめた情報を庁内で共有し、関係部局と連携をして孤立対策に取り組みたいと考えております。

次に、建設業の生産性向上に向けた今後の取組についてお尋ねがございました。

県では、議員からお話もありましたとおり、建設業活性化プランを策定し、人材確保の方策とともに、建設現場のデジタル化による生産性の向上を大きな柱に据え、取組を進めているところでございます。

これまでの取組といたしましては、例えば建設現場の技術者を対象にICTの技術研修会や最新デジタル技術研修会を実施してまいりましたほか、実際にデジタル技術を活用し生産性を向上させました現場の事例紹介などを行ってまいりました。

その結果、ICT活用工事を実施する事業者は増えている一方で、比較的小規模な工事を受

注する事業者におきましては、従来の方法で施工するケースが多く、生産性向上に向けた取組の拡大が必要な状況であります。

そのため、来年度は、県内事業者のレベルに応じたモデル工事を設定いたしまして、有効性や課題を検証した上で、生産性向上に向けてさらに有効な施策につなげていくことを検討しております。

具体的には、例えば1つには、工場で作られたプレキャスト製品を積極的に活用しつつ、これに加えて、これまでは熟練技能者による現場施工が必要となっておりました複雑な形状の構造物についても、3Dプリンターなどの新技術を活用して省力化、効率化を図る取組を進めたいと考えているところであります。

2つ目といたしましては、単なるICT機器等の購入費用の補助だけではなく、実際の工事現場において、小規模事業者自らがICT機器やソフトを使いこなすためのノウハウを指導するなど、生産性を向上させるためのきめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

こうした取組を通じて、その過程で生じた課題を詳しく分析して、次の施策につなげてまいりたいと考えております。

最後に、現在の入札執行状況の分析と入札制度の改善に向けた取組についてお尋ねがございました。

県発注工事におきましては、価格のみの競争による入札と、建設事業者の技術力などの評価を踏まえた、いわゆる総合評価方式による入札を行っております。

まず、価格のみの競争による入札につきましては、議員から御指摘がございましたとおり、建設事業者の積算技術が向上したことなどに伴い、最低制限価格での入札が増え、結果として、くじ引により落札者を決定するという事案が増加をしております。

また、近年、大規模な災害が発生しておらず、災害復旧工事の発注が減ったことなどから、事業者の一般的な発注に対する受注意欲が高まっているということも最低制限価格の入札が増えた要因の一つと考えております。具体的には、くじ引による落札決定の率を申し上げますと、令和3年度は45.7%であったところ、令和6年度は62.9%まで上昇しております。

こうしたことから、建設事業者等の事務負担に配慮しつつ、評価項目を絞り込んで設定する、いわゆる簡易型総合評価方式による発注の適用について、他県による取組事例も調査しながら検討してまいります。

次に、総合評価方式による入札につきましては、同種や類似工事の実績などの企業の技術力でありますとか、営業所の所在地、災害対応への備えなどの社会的・地域的な貢献度といった評価と入札額、これらを踏まえて落札者を決定しております。

しかしながら、評価項目によりましては、企業の技術力向上に伴い、評価点が横並びになる場合がありますことから、評価項目やその配点などの見直しを毎年度行っているところであります。

こうした評価項目の見直しに加えまして、工事の規模や技術的な難易度など発注する工事の特性に応じて技術提案を求めた上で、これを評価する方式、技術提案型の発注につきまして、その適用範囲を拡大することも、今後、検討していく必要があるというふうに考えております。

県といたしましては、引き続き入札結果の分析を行った上で、学識経験者などで構成いたします総合評価委員会や建設業協会をはじめいたします業界団体の御意見も踏まえて、入札制度の効果的な改善と運用に努めてまいります。

(農業振興部長松村晃充君登壇)

○農業振興部長(松村晃充君) 公務員獣医師の

確保に向けた本県の取組についてお尋ねがございました。

公務員獣医師は、食の安全確保、家畜伝染病の予防、公衆衛生など、幅広い範囲で重要な役割を担っており、その確保は、本県を含む多くの自治体で重要な課題となっております。

これまで県では、平成4年度に全国の獣医師を養成する大学に在籍する学生を対象とした独自の修学資金制度を創設し、平成27年度からは地元での公務員獣医師を目指す高校生の進学を後押しする国の新たな修学資金制度を活用して、県内の高校生の進学を支援することで獣医師の確保に取り組んできました。

こうした取組により、過去10年間ではこの制度を利用して23名が入庁いたしました。しかしながら、この間、募集者数に対して入庁者が毎年2名から7名不足している状況となっております。

このため、令和6年度からは、国の制度を活用できる大学の地域枠を県独自の制度にも拡大をいたしました。これにより、県内の高校生の進学機会が広がり、獣医師の確保につながるものと考えております。また、令和8年度からは、お話にありました四国で唯一の獣医学部である岡山理科大学で国の制度が利用できるようになる見込みであり、本県から同大学への進学を目指す学生が増えることが期待されます。

加えまして、県の獣医師職員をしっかりと確保していくためには、修学資金制度による経済的な支援と併せて、入庁後の仕事のやりがいを示していくことが大切だと考えています。このため、国が行う家畜衛生や飼育管理などに関する研修の受講や、本県特有の家畜診療業務に関する技術研修など、業務に生かせる専門知識の習得を支援し、職員が目指すスキルアップをサポートする体制を構築しています。

こうした取組をより多くの学生に知ってもら

うため、大学主催の就職説明会への参加や、県庁でのインターンシップ、高校訪問などを積極的に行い、人材の確保につなげてまいります。

○9番（今城誠司君） それぞれに丁寧な、また適切な答弁をありがとうございました。第2問はありません。

要望として、幡多の発達障害児の受入れ調整をしていくということではありますが、必ず子供たちに空白が生じることがないように、しっかりと取り組んでいただきたいと要請をしておきます。

濱田県政、折り返しの年に入ります。これまで以上にしっかりと強力に牽引をして、すばらしい年を迎えられますことを心から御祈念申し上げます。私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（三石文隆君） これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている第1号から第34号まで及び報第1号、以上35件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末223ページに掲載〕



請願の付託

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第2-2号「教育予算を増額し、すべての子ども

もたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の
請願について」まで、以上4件の請願が提出さ
れ、その請願文書表をお手元にお配りいたして
ありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、
それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末227ページに掲載〕



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議
事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明13日から18日までの6
日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12
月19日に会議を開きたいと存じますが御異議あ
りませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めま
す。よって、さよう決しました。

12月19日の議事日程は、議案並びに請願の審
議であります。開議時刻は午前10時、本日はこ
れにて散会いたします。

午後2時25分散会

令和7年12月19日（金曜日） 開議第5日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漢君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 西森裕哉君
 総合企画部長 松岡孝和君
 理事（人口減少・中山間担当） 土居内淳一君
 総務部長 清水敦君
 危機管理部長 江渕誠君
 健康政策部長 中嶋真琴君
 子ども・福祉政策部長 西村光寿君
 文化生活部長 池上香君
 産業振興推進部長 濱田美和子君
 商工労働部長 岡田忠明君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 松村晃充君
 林業振興・環境部長 坂田省吾君
 水産振興部長 山下修君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 田村敬子君
 公営企業局長 澤田昌宏君
 教育長 今城純子君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会局長 三木敏生君
 公安委員長 前田みか君
 警察本部長 岩田康弘君
 代表監査委員 五百藏誠一君
 監査委員局長 横畠浩治君

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 猪野貴之君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主査 宮崎由妃君



議事日程(第5号)

令和7年12月19日午前10時開議

第1

- 第1号 令和7年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和7年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和7年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第4号 令和7年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第5号 令和7年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第6号 令和7年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第7号 令和7年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第8号 令和7年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第9号 令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第10号 令和7年度高知県電気事業会計補正予算
- 第11号 令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第12号 令和7年度高知県病院事業会計補正

予算

- 第13号 高知県職員の修学部分休業に関する条例議案
- 第14号 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案
- 第15号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第17号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第19号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第20号 高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第21号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第22号 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第23号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第24号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第25号 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例議案
- 第26号 令和8年度当せん金付証票の発売総

<p>額に関する議案</p> <p>第 27 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 28 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 29 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 30 号 県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事請負契約の締結に関する議案</p> <p>第 31 号 令和7年度高知県一般会計補正予算</p> <p>第 32 号 令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算</p> <p>第 33 号 令和7年度高知県電気事業会計補正予算</p> <p>第 34 号 令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算</p> <p>報第1号 公平委員会の事務の受託の専決処分報告</p> <p>請第1-1号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第1-2号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第2-1号 教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p> <p>請第2-2号 教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p> <p>追加</p> <p>第 35 号 高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 36 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 37 号 高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案</p> <p>追加</p>	<p>議発第1号 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書議案</p> <p>議発第2号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書議案</p> <p>議発第3号 筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群の研究促進を求める意見書議案</p> <p>議発第4号 森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案</p> <p>議発第5号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第6号 皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第7号 地方の民意切捨てにつながる衆議院議員定数削減に反対する意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第8号 介護保険制度の後退につながる見直しの中止を求める意見書議案</p> <p>第2 議員定数問題等調査特別委員の選任</p> <p>追加 継続審査の件</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長（三石文隆君） 御報告いたします。</p>
---	--

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末259ページ〕
に掲載



委員長報告

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第34号まで及び報第1号並びに請第1-1号から請第2-2号まで、以上39件の議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

下村勝幸危機管理文化厚生委員長。

（危機管理文化厚生委員長下村勝幸君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（下村勝幸君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案、第10号議案から第14号議案、第16号議案、第18号議案から第20号議案、第27号議案、第31号議案、第33号議案、第34号議案、以上15件については全会一致をもって、また第17号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2-2号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事

項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、医療従事者処遇改善等支援事業費について、執行部から、医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、厳しい状況にある医療機関に国と連携して支援をしていくことも必要だが、物価高騰が続く中で、医療現場の経営改革についても県が進めていくべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、人手不足も相まって、医療業務の効率化や生産性向上についての重要性は高まっている。そのために、ICT機器等導入費用への補助や、効率的な運営についての研修会を開催するなど、ソフト面の支援も併せて行いながら、医療機関の経営改革をサポートしていきたいとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、福祉・介護職員処遇改善等支援交付金について、執行部から、令和8年度の介護報酬改定を待たず、人材流出を防ぐために国の経済対策による補助を活用して賃上げの支援を行う。介護従事者1人当たり月1万円に加え、協働化等に取り組む事業者には5,000円、職場環境改善に取り組む事業者には4,000円を上乗せの上、6か月分の賃上げに相当する額を交付するものであるとの説明がありました。

委員から、実際に1人1万円の賃上げが来年の5月まで支援されるのかとの質疑がありました。執行部からは、交付額についての詳細は発表されていないが、令和7年12月から令和8年5月までの6か月分を対象とした賃上げ相当額

が支給されるとの答弁がありました。

さらに、委員から、来年の6月以降も賃上げが維持されなければ人材流出の危機は変わらないが、事業者をカバーできる仕組みがあるのかとの質疑がありました。執行部からは、国において令和8年6月以降に臨時の報酬改定が検討されており、それを待たずに前倒しでの支給が今回の補正であるとの答弁がありました。

複数の委員から、今回の賃上げが国の改定の関係で下がることになるとう不満を持つてしまう方が出てくる可能性がある。介護報酬改定について、国への働きかけを強めていただきたいとの意見がありました。執行部からは、賃上げの水準が下がることのないよう、引き続き国の状況を確認していくとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

第12号「令和7年度高知県病院事業会計補正予算」について、執行部から、昨年度幡多けんみん病院における医師の勤務状況に関する第三者委員会等から、麻酔科医の勤務状況が宿日直許可の条件を満たしていないとの指摘があった。労働基準監督署に、宿日直中の麻酔科医の勤務状況について確認したところ、宿日直許可の条件に合致していない状況が認められ、改善措置を講ずるよう行政指導を受けた。ICUの宿日直に従事している間の麻酔科医の勤務状況を確認したところ、時間外勤務手当を支給した時間以外にも断続的にICU患者の状態を確認するなどの業務を行っていたことが判明したため、宿日直許可を得て宿日直を実施した令和3年6月から令和7年3月までの間に未申告となっていた時間外勤務手当を追給しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、労働基準監督署からの行政指導に至った点について、県として宿日直許可の制度に対する認識が甘かったのではないかと質疑がありました。執行部からは、病院の中での管

理職と麻酔科の先生方のコミュニケーションが不十分であった。本庁職員も含め、管理職が現場の状況を把握できていなかったことが今回の反省点だと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、現場の声がきちんと吸い上げられる仕組みづくりを望むとの意見がありました。

第17号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、ワーク・ライフ・バランスの向上や多様な人材確保の観点から、職員の柔軟な働き方を可能とするため、1週間当たりの勤務時間である38時間45分を一定の期間で始業、終業を割り振ることができるフレックスタイム制を導入するものであるとの説明がありました。

複数の委員から、フレックスタイム制の導入により、結果的に1日の勤務時間が長くなるなど、労働者の健康を守るという観点からすると制度の内容に無理があると考えるが、現場の受け止めはどうかとの質疑がありました。執行部からは、現場からの意見はまだない。フレックスタイム制については、職員の健康管理の面も考慮して承認していく。運用に当たっては、現場の職員からもしっかりと意見を聞きたいと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

危機管理部についてであります。

執行部から、消防広域化の取組状況について、消防広域化の進め方など9月定例会報告時以降の新たな内容について説明がありました。

委員から、各消防本部の職員の思いが議論の中に反映されているのかという点では、議論そのものが不十分だと思っている。現場ではこれまで築き上げてきたものがある中、仕組みが変わることに疑問や戸惑い、課題意識も持っており、しっかり議論をしないと現場が混乱することとなる。ひいては県民の安全・安心に関わる

ことから、思いを酌み上げ、きめ細やかな議論をしていく姿勢が大事だと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、引き続き専門部会等で代表者から話を聞くだけでなく、実務者によるワーキンググループで現場の職員の声も丁寧に聞きながら、きめ細やかに議論を進めていくとの答弁がありました。

別の委員から、消防の広域化については賛成である。市町村からは、広域化に関しおおむね理解をいただいているとのことだが、協議を進める中で今後も新たな課題が出て、前向きに取り組んでいただきたいとの意見がありました。

さらに、別の委員から、任意協議会を設置し、きめ細かに議論を行うこととし、1年期限を延ばす方針が出された。期限ありきの議論について難色を示す意見もある中、南海トラフ地震の発生が切迫する、今このときをもって取り組むことも十分理解できる。いずれにしても、この件については住民の意見をしっかり聞きながら、納得が得られる方向に取り組んでほしいとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 武石利彦商工農林水産委員長。

（商工農林水産委員長武石利彦君登壇）

○商工農林水産委員長（武石利彦君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第6号議案、第29号議案、第31号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、農業振興部についてであります。

第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、燃油等の価格高騰に対する支援について、執行部から、燃油価格等の高騰により厳しい経営状況にある県内農業者の経営の安定を図るため、国の重点支援地方交付金を活用して、燃油やLPガス、木質バイオマス燃料等の経費に対して支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、支援の要件である加温コストの5%削減を目指した取組の実施は達成できるのかとの質疑がありました。執行部からは、気候の影響を受けるものではあるが、ボイラーの清掃やハウスの気密性を高めるといった取組によりコスト削減を進めていただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、かんがい排水事業費について、執行部から、当初予算に対する国からの割当てが少なかつたことにより、2億5,000万円余りを減額するものであるとの説明がありました。

委員から、大幅な減額によりどのような影響が生じるのかとの質疑がありました。執行部からは、排水機場で一部の工事が翌年度の実施になるといった影響が出ており、今回の国の補正予算で充当できる工事は対応していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、市町村とも協議した上で事業計画を進めていると思うので、事業が円滑に進むように尽力していただきたいとの要望がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、災害関連緊急治山等事業費及び山地災害防止事業費の繰越明許費について、執行部から、索道用地や工事用仮設用地の借り上げ交渉等に不測の日数を要したため、繰越しをお願いするものであるとの説明がありました。

委員から、災害対応の事業であり、少しでも

年度内に執行できるように取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に、第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、造林事業費補助金について、執行部から、森林の公益的機能の発揮等を図るため、国の補正予算を活用して再造林などの森林整備を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、補正予算による再造林面積はどの程度を予定しているのか。また、再造林率の向上は期待できるのかとの質疑がありました。執行部からは、再造林面積は230ヘクタール程度を計画している。また、必要な予算の確保により再造林面積が増加している中で、伐採面積は少し落ちていることから、再造林率は徐々に向上しているとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料について、執行部から、燃油及び配合飼料価格が高止まりする中、漁業生産の拡大及び漁業経営の安定化に資する取組を後押しするため、国の重点支援地方交付金を活用し、燃油等の価格上昇分の一部を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、支援対象となるセーフティーネット構築事業への加入者数はどの程度なのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度は約600件の申請がなされており、これまでの取組を通じて加入件数は増加傾向であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、支援が必要な方にしっかりと行き渡るよう取り組んでもらいたいとの要望がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、商工労働部についてであります。

令和7年度中小企業・小規模企業版県政世論

調査について、執行部から、県内中小企業の経営動向や県に求める施策の方向性等に関する回答結果と、これを踏まえた来年度の強化の方向性について説明がありました。

委員から、施策を強化していくためには、調査に回答がなかった事業者にも県施策の情報が伝わるよう、丁寧な伴走支援体制が必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、回答の中には、県施策の情報が分かりにくいといった御意見もあるため、今後商工会や商工会議所などを通じて、できるだけ分かりやすく情報提供していきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

高知競馬の利益配分金について、執行部から、高知競馬の令和6年度の売上げは約999億円と過去最高を記録したところであるが、本年度もその勢いは継続し、年度当初から好調に推移している。今回、高知県競馬組合及び高知市との協議を重ね、現在の配分率及び算定方法を改定する、新たな協定書を締結することとしたとの説明がありました。

委員から、今後の高知競馬の売上げについては、どのような見通しを持っているのかとの質問がありました。執行部からは、楽観視はできないが、売上げ1,000億円を確保していきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、競馬法では、収益の用途が畜産の振興や社会福祉の増進などに努めることとされているが、利益配分金の用途について検討する体制はあるのかとの質問がありました。執行部からは、本県では利益配分金を一般財源として受け入れている。一方で、畜産の振興などに必要な予算については、引き続きしっかりと提案していきたいとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 西内隆純産業振興土木委

員長。

(産業振興土木委員長西内隆純君登壇)

○産業振興土木委員長(西内隆純君) 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第7号議案、第9号議案、第21号議案、第25号議案、第28号議案、第30号議案から第32号議案、以上9件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、観光振興スポーツ部についてであります。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、客船受入等業務委託料の債務負担行為について、執行部から、高知市中心市街地での外国クルーズ船乗客の受入れ体制の充実を図り、高知旅の満足度を高めることで、さらなる誘致や外国人観光客のリピーター確保につなげるために実施するものであるとの説明がありました。

委員から、委託先が実施するアンケート調査について、県はどのように活用していくのかとの質疑がありました。執行部からは、アンケート調査では多言語での案内表示などの要望をいただいております。今後さらに満足度を高め、よりよい環境を整備していくために、事業者向けのセミナーを継続して実施していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、満足度を高めるということでは、以前はキャッシュレス決済ができる施設が少ないという課題があったが、最近はどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、県内の主要な観光施設で飲食や物販を行っている205施設のうち、57%の116施設においてキャッシュレス決済が導入されている。これに加え、

コンビニ等でお金の引き出しについても併せて案内しているとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、国庫支出金精算返納金について、執行部から、令和5年度に土木部出先機関が発注し、県内事業者が受注した用地測量調査委託業務における不適切な事務処理に関するもので、職員が、履行期限内に業務の一部が完了しないことを認識しながら、適切な対応を取らず、事実に基づかない検査調書を作成し、受注者に対して後日納品するよう不適切な指示を行ったものであり、本来の出来高より過大に交付されていた国の補助金の返還及び返還に伴う加算金を計上するものであるとの説明がありました。また、加算金については、職員の賠償責任を追及することとしており、地方自治法の規定に基づき、今後監査委員に監査を求めることとなるとの説明がありました。

委員から、スケジューリング的に無理はなかったのか、背景はどうだったのかとの質疑がありました。執行部からは、履行期間に無理はなかったが、業務の進捗管理と組織としての情報共有ができていなかったこと、業務の完了が見込めないことを認識しながら事業者から履行期限までに報告が行われなかったこと、完了していないという情報がありながら不適切な検査を行ってしまったこと、これらが重なって起こったものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、公文書の重要性を改めて認識して職務に当たってもらいたいとの意見がありました。

次に、第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、客船受入等業務委託料の債務負担行為について、執行部から、来年度に高知港及び宿毛湾港に寄港する客船の岸壁における受入れ業務などを民間事業者に一括して委託し

ようとするもので、来年度の最初の寄港が4月1日に予定されていることから、今年度内に契約し準備を始めるためであるとの説明がありました。

委員から、宿毛湾港の寄港数の増加に向け、どのような工夫をしているのかとの質疑がありました。執行部からは、船社を訪問した際に、高知港だけでなく県内他港もPRしている。宿毛湾港については、四万十川や足摺岬といったところを積極的にPRしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、結果が数字で現れるように取り組んでいただきたいとの意見がありました。

別の委員から、客船が2隻入港して石灰石などのバルク貨物用のバースを使用する場合、商船との関係はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、あらかじめバルク用のバースを利用している事業者と調整をし、了承を得た上で受入れについて決定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、クルーズ船が来るからやむなしではなく、商船側が十分に納得する調整をお願いしたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

観光振興スポーツ部についてであります。

新県民体育館整備等基本計画検討会の進捗状況について、執行部から、10月22日に開催した第3回検討会において、施設全体構成案を示すとともに、メインアリーナやサブアリーナの年間利用シミュレーション、利用者数と観光消費額などのデータを基に、構成案の検討を行った。また、高知市長から知事への教育的配慮やプールの整備などについての要望を踏まえ、12月1日に隣接するアスパルこうちのグラウンドの全面使用を高知市に申し入れ、12月4日の市議会で容認する旨の表明をいただいた。今後は、12

月18日に開催予定の第4回検討会で、配置案に加え、整備コストや収支見直しなどを含む基本計画の概要を示し意見をいただく予定で、基本計画は年度内に取りまとめる予定であるとの説明がありました。

委員から、今市民にアンケートを取っている最中に、県市トップだけで進めていくのはいかなものか。様々な意見が出ている中で、年度内に基本計画を取りまとめる必要があるのかとの質問がありました。執行部からは、令和6年度からの県立スポーツ施設のあり方検討会や、高知県スポーツ振興県民会議、この基本計画検討会において、広く県を代表する方などの意見を聞きながら、2年にわたって検討を進めている状況である。年度末に基本計画を策定した上で、次年度以降の基本設計や実施設計に当たっても引き続き意見を取り入れていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、本会議で費用の答弁があったが、ランニングコストが賄えるのか。しっかりとコストの見込みを出すべきと考えるが、試算の検討状況はどのようなものかとの質問がありました。執行部からは、現在基本計画策定を委託している事業者が、過去10年程度の同規模のアリーナのデータに基づき、建設費やコンサートなどの開催見込みを試算している。また、県でも、MICEなどのおばさんセンターで行われている内容について各所で聞き取りを行い、シミュレーションをしているが、まだ粗い試算であるため、今後しっかりと詰めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、防災機能を兼ね備えた施設であると言っているが、地下駐車場を含め、それらが担保される機能を持つのか、そのあたりについての議論はきちんとされているのかとの質問がありました。執行部からは、地下駐車場というのはどうかという議論はあると思うが、こ

の施設自体はしっかり防災拠点としていきたいと思っている。1階は浸水するかもしれないが、2階の観客席から上の部分についてはL2の浸水より高い位置で、備蓄品も用意して対応できるように考えている。これから作業を進める段階ではあるが、避難所指定などもあるので、具体的な部分については高知市とも協議して必要な機能などを決めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、現在地に建設を決めたということは、浸水のリスクを背負うことが前提となるので、そこはしっかりと対応できるようにしていただきたいとの意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 田中徹総務委員長。

（総務委員長田中徹君登壇）

○総務委員長（田中徹君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第3号議案、第8号議案、第13号議案から第16号議案、第18号議案、第23号議案、第24号議案、第26号議案、第31号議案、報第1号議案、以上14件については全会一致をもって、第17号議案及び第22号議案については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2-1号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事

項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第17号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、職員一人一人が能力を発揮できる環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの実現など、公務能率の向上や、職員の希望や事情に応じた働き方を可能とし、多様な人材の確保につなげるため、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように職員が勤務時間を割り振ることができるフレックスタイム制を導入するものである。あわせて、1週間に1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することも可能とし、実質的に週休3日が可能となる。職員の勤務時間が様々になることも想定されるため、各所属における服務管理に混乱を招かないよう配慮が必要なことから、対象職員は段階的に導入したいとの説明がありました。

委員から、育児をしている人たちを優先的に導入し、いずれ全職員が対象になれば現場の混乱は生じないか。対応等はできるのかとの質疑がありました。執行部からは、現在も勤務時間の7時間45分は固定だが、時間帯をずらす働き方ができる早出遅出勤務制度がある。現状、一月当たりで約400人が取得したりと、柔軟な働き方もされてきているため、徐々に広がり、服務管理もしっかりできるものになるのではないかと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、学校現場では教員不足もあり、担任がいないクラスもあるとの話も聞くが、そのような状況の中で導入することが可能なのかとの質疑がありました。執行部からは、小学校においては担任業務を持っている場合には難しい面もあると考えるが、中学校や高等学校であれば時間割に支障のない範囲で取得することは可能ではないか。また、公務の運営に支障がないと認める場合に利用できるものであり、

制度ができることで教員自身が働き方改革を考えるきっかけにもなるのではないかと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、管理職も大変な労働強化になると思っている。働き方改革と言いながら、新しい視点のチームのつくり方を考えなければならない。議論をしようとするときに、みんながその場にはいないことを想定した働き方を考えなければならない点では大変やりにくい制度ではないかと思うが、そういう点での議論はないかとの質疑がありました。執行部からは、1日4時間のコアタイムを設けており、その時間帯は職員がそろう形にはなる。早出遅出勤務やテレワークも拡充しているが、個人の事情に合わせた働き方ができるように運用面でしっかり周知していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、フレックスタイム制の導入に関しては、職員の働き方改革の面ではよい制度であると思うが、コアタイムを10時から15時までとしたのはなぜかとの質疑がありました。執行部からは、本県の早出遅出勤務に係るコアタイムの10時30分から15時15分をベースに、現行制度との使いやすさ、統一性も持たせるところで検討したとの答弁がありました。

さらに、委員から、制度が進んでいくと勤務時間の管理が大変になってくると思うが、どういう形で誰が管理をしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、県庁の勤務管理は勤務実績管理システムで行っているが、システムがフレックスタイムに対応できていない。まずは育児または介護を行う職員に制度を導入する中で、来年度システムの改修を行い、令和9年4月の全職員が対象になるタイミングで、システムで管理できるようにと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」

のうち、基礎学力把握検査等委託料の債務負担行為について、執行部から、県立高等学校の生徒の学力状況を確認し指導改善につなげるため、国の高校生のための学びの基礎診断に認定された学力定着把握検査の実施と結果分析を委託するものである。県立高等学校29校の新1、2年生に対して、年度初めの時期に既習内容の学力の定着度をはかるための第1回の検査と、ある一定期間を経過した年度後半の時期に、さらなる定着度をはかるための第2回の検査を行う。検査の実施については、各学校がPDCAサイクルを回しながら、効果的な学力向上対策を講じることで、生徒の学力向上を図ることにつながることから、生徒の学力定着と教員の授業改善に大きく寄与するものであるとの説明がありました。

委員から、基礎学力把握検査を実施することは大事だと思うが、検査結果はどのように生かしているかとの質疑がありました。執行部からは、本年度各学校で立ち上げた授業改善に当たるプロジェクトチームに県教育委員会の指導主事等が入り、その結果を一緒に見ながら、どの程度学力の定着が図られているのかを確認している。各学校においては、基礎学力がついていない生徒はかなり減少しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、検査を行えばどのくらい中学校で学力がついているのか一目瞭然である。中学校からしてみれば、小学校でどのくらいの実力がついているか目安が分かるため、検査結果を最大限に生かす取組をしていただきたいとの意見がありました。

次に、第22号「公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、今回の条例改正は、学校における働き方改革のさらなる

加速化と教師の処遇改善等を一体的、総合的に進めるための給特法等の一部改正や、本年10月14日に行われた県人事委員会勧告の趣旨に沿い、教職調整額の支給割合を段階的に引き上げるなど、手当等の改正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、複式学級の教員は大変苦勞している状況の中で、多学年学級担当手当を廃止することに対して、現場の声は十分反映されているのかとの質疑がありました。執行部からは、国全体で検討する中で、学校現場の声なども含めた上での処遇改善となっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、義務教育等教員特別手当の改定は、学級担任とそれ以外で差がついている。現場での仕事はチームで行う中で、差をつけることに対して、教員の中で分断が生まれるのではないかという危惧もされるが、どのように判断しているか。また、そのような議論はされたのかとの質疑がありました。執行部からは、国の中央教育審議会が審議がなされており、答申の中でも、学級担任がそれ以外の教師よりも在校等時間も長くなり負担が多いことから、一律ではなく職務の負担に応じた支給方法に見直すということで、一定額を加算する必要があるとされている。また、今回の改正については、11月に各職員団体にも提示し、説明もしているとの答弁がありました。

別の委員から、教員の時間外労働をどうやって縮減するのかが議論されている中、給与の改定はされるけれども、持ちこま数や休養時間の問題には触れず、こういった条例が提案されるのは大変違和感がある。条例が改正されることにより、チームとしての役割を果たせる学校現場がつかれるのかといった危惧はないかとの質疑がありました。執行部からは、教員でなければならぬ仕事をすることや、地域の人も含め

た外部の人にいろいろなことを助けてもらうという意味でのチーム学校は、条例改正と違う意味で進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総合企画部についてであります。

とさでん交通の経営状況について、執行部から、令和7年度上半期の路面電車の利用者数は247万4,000人で、昨年度と比べ0.9%の微減となっている。減少の要因としては、昨年度に実施された通学定期券の半額キャンペーンが令和7年度は実施されなかったことにより、定期券利用者が減少したことによるものである。また、路線バスの利用者数は110万9,000人で、昨年度と比べ8.5%の減となっている。減少の要因としては、令和6年10月からの路線再編などが影響しているとの説明がありました。

委員から、人口も減っている状況の中で利用者も当然減ってくる。その割合が、路線バスが走っている地域の人口の減り具合と比べた分析の必要性も感じる。そのあたりをしっかりと分析もして、住民のニーズに応えられる路線を維持していただきたいと思うが、どのように考えているかとの質問がありました。執行部からは、路線バスについては、令和6年10月から路線を減便したところがあり、上半期は減便する前の状態との比較になっていることが影響していると思うが、その沿線で人口がどれぐらい減ったかなど、今後しっかりと分析していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、運転士不足がバス路線の減便にもつながっている。運転士を確保していくために、給与を引き上げる具体的な考えはないかとの質問がありました。執行部からは、給与の面については、基本的にはとさでん交通が判断することになる。運転士候補は取り合いになっているので、とさでん交通としても収支の中で

可能な範囲で年々ベースアップは行っており、他の業種と遜色ないところに可能な限り近づけていくものと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、とさでん交通が決めることではあるが、一気に人的配置ができるような形をつくらないと遅くなってしまうのではないかという危惧を持っている。減便になった地域の方たちは大変困っており、特に高齢者はいろんな意味で利便性が図れなくなっているため、減便ではなく路線を張り巡らすことができる形をつくるためにはどうするかという知恵ももっと出していただきたいと思っているがどうかとの質問がありました。執行部からは、運転士の人件費は一定程度引き上げていかないと確保できない。また、とさでん交通では、定年を迎えた方などに短時間で働いていただいて路線を確保することに向け、12月から短時間乗務員の制度を導入している。そういったところも含めて、運転士の確保の取組をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、総合企画部の参与について、予算を伴う人的な配置の問題は議会としても精査していく対象になると思っているが、説明のないまま知事が先行して決めている。こうしたことは議会に対してきちんと説明すべきであるとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



討 論

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第17号議案及び第22号議案並びに請第1－1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第2－2号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」まで、以上4件の請願に関し、討論の通告がありますので、発言を許します。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

○33番（細木良君） 私は、日本共産党を代表し、議案第17号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」、議案第22号「公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案」に反対、請第1－1号と請第1－2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」、請第2－1号と請第2－2号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、不採択とした委員長報告に反対をし、それぞれの請願に賛成の立場で討論を行います。

議案第17号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」は、いわゆるフレックスタイム制を県職員、教職員に導入するものです。反対の理由は、労働基準法に基づき公務員に定められた1日7時間45分、週38時間45分という所定内労働時間が形骸化されるためです。県職員の超過勤務の状態は横ばいであり、教職員は後段述べますが、給特法の下、勤務時間外労働の把握が曖昧で定額働かせ放題制度が実質継続する中、県職員、教職員ともさらに勤務状況を悪化させる懸念があります。

部署内で休日や休暇時間の希望が重複した場合、対応が困難、学校現場ではそもそもフレックスタイム制はなじまず、週休3日など設定で

きるのかなど声が上がっています。今求められているのは、こうした仕組みを取り入れることではなく、ゆとりのある職員配置を行った上で、家族介護や子育てなどのため有給など休暇が取りやすい現場にすること、長時間勤務を改善することです。

議案第22号「公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案」、いわゆる給特法に関する条例改正案は、今年6月の通常国会で21もの附帯決議とともに採択された、教育職員の給与などに関する一連の法改正に基づき提案されたものです。

教員の長時間労働は平均で1日11時間半に及び、土日も働いています。この異常な長時間労働は教員の心身を壊し、授業準備や子供に向き合う時間を奪い、ついには教員の成り手が見つからない教員不足を全国で引き起こすに至っています。そのために定額働かせ放題と言われる労働条件の改善として緊急であり、子供の教育条件として極めて切実な国民的課題です。こうした事態に政府も給特法の枠組みを見直すと言っていたにもかかわらず、改定された中身は、4%の調整額を段階的に10%まで引き上げるという僅かな改善と引き換えに、残業代ゼロ制度、定額働かせ放題制度を続行させるものでした。

残業代制度は、残業に割高な賃金支給を義務づけることで、使用者のコスト意識に訴えて長時間労働にブレーキをかけようという世界共通のルールです。ところが、学校の中でも公立学校だけ給特法によってこのブレーキが外されています。残業代がないため残業時間も計られず、行政はコスト意識ゼロで次々と仕事を増やし、定額働かせ放題の状態がもたらされました。裁判所も給特法は教育現場の実情に適合していないと指摘をするなど、給特法の矛盾は極点に達しています。条例改正案にはこうした根本的な

問題点があります。

そもそも4%加算が導入された当時の残業時間は現在の十数分の1でした。教員の受持ち授業は1日4こまとされ、それに見合う教員の基礎定数が配置されていきました。しかし、今は1日5こま、6こまが当たり前となっています。これでは授業準備などは退勤時間以降に行わざるを得ず、長時間の残業が必至です。しかも、道徳の教科化、小学校英語など新たな業務が次々増やされました。

国の教員勤務実態調査、どんな業務に何分使っているかの調査でも、教師にしかできない業務の合計、小学校、1日9時間20分、加えて持ち帰り残業37分で計9時間57分、中学校でも9時間59分となっており、1日4こまに基づく教員定数の大幅改善、詰め込み過ぎのカリキュラムの精選、改善こそ求められています。

さらに、現業職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを定数化して多様な教職員が学校を支えるようにすることなど、OECD諸国の中でGDP比で最低レベルの教育予算を抜本的に増やすことは、国民、県民の切実な願いです。

手当の改定では、特別支援教育に従事する教員への3.0%程度の定額加算を廃止する一方で、新設される学級担任手当は対象外とすることは特別支援教育を軽視、差別的な対応となっており、認められません。また、新たに導入される主務教諭は、教員間に階層と分断を生み、授業時間の軽減もなく、業務を増やすだけであり、容認できません。

教育に関する請願、請第1-1号、2号は4,264人、請第2-1号、2号は1万571人もの請願者が名を連ね、県議会に提出されています。県に対する請願項目は、学校現場の働き方の改善、複雑化している教育課題に向き合うため全ての学年を30人以下学級にすること、特別支援学級

の編制標準を引き下げること、国に対し給食無償化を求めること、授業料以外にも重い負担となっている様々な保護者負担を県独自で軽減すること、休んだ教職員の代替をすぐに配置することなど緊急かつ重要な請願内容となっています。

知事部局に対する私学助成については、公立と比較して私立校では、すし詰め状態のクラスが県内に多く、少人数学級の実施が可能となるよう経常費助成補助の増額、全国的には半数以上の都県で行われている入学金助成制度の創設など求めています。

現在、来年度予算編成が大詰めを迎えています。自民、維新、公明が来年4月から実施予定の公立小学校の給食と高校授業料の無償化をめぐり唐突に地方負担を求めたことに対し、全国知事会は今日12日、いわゆる教育の無償化に関する意見を発表、教育の無償化は政党間の合意に基づくものであり、本来であれば国の責任において全額国庫補助金等で実施するものであるにもかかわらず、唐突に地方負担が示されたことは極めて乱暴で、憤りを禁じ得ないと不快感をあらわにしました。

その上で、都道府県に対する確実な財源措置を条件に、建設的な協議に応じる前提として、給食費支援の基準額について、給食の質を確保するとともに、地産地消や食育などの取組を実施している市町村等の地域の実情があることや、物価上昇の状況等を十分に踏まえた水準とし、今後とも食材費の実態調査を行い、それと併せて毎年基準額を変更、設定すること、中学校の給食費の負担軽減も、早期の実現に向けて検討を進めること、高校授業料、給食費ともに今回の措置を契機とする保護者や学校、地方自治体の負担増大につながらない仕組みとし、関連事務に係る財政措置を盛り込むことなども求めています。

地方議会としても、こうした約束をほごにするような国の動きに抗議するとともに、県としてもよりよい教育環境を実現するよう求める県内の児童生徒、保護者、教職員の切実な声に応えるべきで、本請願を不採択とするべきものではありません。

以上をもって、議案第17号及び第22号の反対討論、教育関連の請願についての賛成討論いたします。同僚議員の賛同を心よりお願い申し上げます。(拍手)



採 決

○議長（三石文隆君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第31号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第16号議案まで、第18号議案から第21号議案まで、第23号議案から第30号議案まで及び第32号議案から第34号議案まで、以上30件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上30件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第17号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第22号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり承認されました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第1-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2-1号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

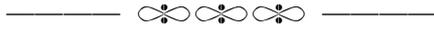
○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2-2号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第35号—第37号）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末235ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第35号「高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案」から第37号「高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田知事。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第35号議案は、高知県土地利用審査会の全ての委員の任期が今年26日をもって満了いたしますため、猪野裕之氏、中橋紅美氏、藤塚吉浩氏、古谷純代氏を再任いたしますとともに、新たに川竹佳恵氏、松島貴則氏、山下秀亀氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第36号議案は、高知県収用委員会委員の近藤啓明氏と山本洋子氏の任期が今年31日をもって満了いたしますため、近藤啓明氏を再任いたしますとともに、新たに中村健氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

第37号議案は、高知県公害審査会委員として新たに半田裕一氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第35号「高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

猪野裕之氏、川竹佳恵氏、中橋紅美氏、藤塚吉浩氏、古谷純代氏、松島貴則氏、山下秀亀氏を高知県土地利用審査会の委員に任命することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上7名の方々を土地利用審査会の委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第36号「高知県収用委員会委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

まず、近藤啓明氏を高知県収用委員会委員に任命することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、近藤啓明氏を収用委員に任命することにつ

いては同意することに決しました。

次に、中村健氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、中村健氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第37号「高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決(議発第1号—議発第5号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号から議発第5号 巻末236～247ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書議案」から議発第5号「太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書議案」まで、以上5件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書議案」から議発第5号「太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書議案」まで、以上5件を一括採決いたします。

以上5件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上5件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第6号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第6号 巻末249ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

32番はた愛議員。

（32番はた愛君登壇）

○32番（はた愛君） 日本共産党を代表し、議発第6号「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書議案」に反対の立場で討論を行います。

私は、日本国憲法から見ても女性天皇は認められるべきと考えます。天皇制に当たっては、日本国憲法第1条で「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と位置づけをされており、当然この憲法に従って考える必要があります。

日本共産党は、一人の個人が国を象徴する制度は人間の平等と両立しないと考えていますが、それを社会に押しつけることはしませんし、憲法第1条にある天皇の地位についても、天皇制を続けるかなくすか、また国会の議決で改正ができる皇室典範においても、あくまでも憲法と国民の総意に基づくことを求める立場を取っています。

今回の意見書の趣旨である天皇を男系男子に限ることは、そもそも男女平等を定めた憲法とは相入れないと考えます。国民の象徴であるな

らば、男性に限定するのは憲法解釈からも不合理です。例えば、憲法第2条に規定される天皇制の世襲の解釈についても、政府の見解及び多数の学説においては、男系、女系の両方が含まれるとされています。さらに、多くの学者は、憲法が男系と明記していない以上、法的には女系・女性天皇を認める余地があると解釈し指摘しています。

政府の見解も同じであり、平成13年には福田康夫官房長官が、憲法第2条の世襲は男系及び女系の両方の系統を含むものと考えれば政府の見解を述べていますが、一方で歴史的伝統を重視し、皇室典範の男系男子の継承を主張する少数派も存在しています。

しかし、憲法から委託された皇室典範である以上、憲法の解釈が優先し尊重されるべきと考えます。つまり、皇室典範において男系を認めるならば、女系・女性天皇も認める方向こそ憲法尊重の姿ではないでしょうか。

国民の世論の状況について、読売新聞社が9月から10月に実施した皇室に関する全国世論調査では、天皇の皇位継承などを定めている皇室典範を改正して女性の天皇を認めることに賛成と答えた人は69%に上り、反対は僅か7%にとどまっています。国民の総意に基づく観点からも女性天皇に道を開くときではないでしょうか。

歴史的伝統を主張し、天皇を男系男子とする考えや皇室典範ができた背景には、明治政府が権力の正統性を担保するため、神話の部分も含めて制度化されたものですが、その神話でさえ、始まりは女性が最高神となっていることに日本の特徴があると専門家も指摘をしています。

また、考古学の調査では、日本には古来女性天皇を生み出すシステムが存在していたことが証明されています。解説では、当時の社会が父方と母方のどちらに属するかは、流動的な双系的親族結合を基本とする社会であったことから、

群臣の推挙によって選ばれた王については、男女は同等に扱われていたことなどが、平城宮、長岡宮、平安宮の発掘調査からも明らかになっています。

また、歴史学では、父系・夫方居住婚の規範が確立していた中国の記録の伝承を受けて、当時の倭の王権のありようを解釈した結果、推古、持統女性天皇は、あくまで男系天皇に引き継ぐピンチヒッターと誤って解釈されたと指摘されています。つまり、考古学や歴史学の新たな見地から見れば、歴史・伝統イコール男系男子という古い通説は学問上も覆されています。日本国憲法や日本の真の歴史と伝統にのっとり、国民多数の声を尊重するならば、女性天皇を認めることこそ本来の在り方だと指摘をしたいと思います。

こうした点から、憲法に基づき象徴である天皇制を男系男子にこだわり、その環境整備を求める意見書には道理も根拠もなく、反対するものです。県議会の見識が問われており、各議員には議発第6号に反対していただくことを求めまして、討論といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第6号「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第7号 意見書議

案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末251ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「地方の民意切捨てにつながる衆議院議員定数削減に反対する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

26番西森雅和議員。

(26番西森雅和君登壇)

○26番(西森雅和君) 私は、ただいま議題となりました議発第7号「地方の民意切捨てにつながる衆議院議員定数削減に反対する意見書議案」に対し、公明党を代表して、賛成の立場で討論を行います。

12月5日に自民党と日本維新の会は、衆議院議員定数の削減法案を衆議院に提出いたしました。この法案は衆議院議員の定数を現行の465議席から1割減らすことを目標とし、420議席以下

にすると明記しています。そして、この法案では、削減方法について与野党間で協議するとしながらも、法施行から1年以内に結論が出ない場合は、小選挙区25、比例区20の合計45議席を自動的に削減するとの条項が盛り込まれています。

衆議院の議員定数を定める法案で結論が出ない場合、有無を言わず削減するといった法案は今まで見たことも聞いたこともありません。これはまさに、議論、熟議の否定であります。議員が活動する共通のルールは、各党の合意を得て進めるのがこれまでの日本の議会制民主主義でありましたし、これを踏み外すべきではありません。まして権力を握っている与党があらかじめ数字を出して決めつけてくるのはあまりにも乱暴であります。このような極めて乱暴な内容の法案を私ども公明党は到底受け入れることはできません。

この法案に対しては新聞、全国紙各紙も大変厳しい指摘をしています。日経新聞は社説で、「政治の良識欠く定数削減法案」との見出しの下、与野党の幅広い合意に基づくのが良識とされる選挙制度をめぐり、与党がこれほど党利党略を優先した法案も珍しいと述べています。朝日新聞は、乱暴な結論ありきというほかないと断言。毎日新聞は、必要性や根拠を示せないまま一方的に主張を押しつけようとする、でたらめ以外の何物でもないと批判し、読売新聞に至っては、こんな乱暴な法案を政権を担っている与党が提出するとは、見識を疑いたくなると酷評しています。

今回の法案に対して、自民党の中でも複数の議員から、与野党の協議会で合意形成に努めるべきだとの声や、民主主義の土台を守るべきだといった声など慎重な意見が相次ぎ、自民党総務会での法案の了承を前に、複数の議員が総務会を欠席し、また閣僚経験者が総務会を退席す

るなど異論が相次いでいます。

そもそも選挙制度改革や定数削減は議会制民主主義の根幹をなす問題であります。幅広い政党の理解と合意が不可欠であります。現在の衆議院の選挙制度は、小選挙区比例代表並立制であります。民意を集約する機能を持つ小選挙区と、少数意見にも配慮して民意を反映する比例代表から成っています。

今の選挙制度の歴史を振り返ると、1990年代の政治改革で、選挙制度の見直しをめぐり与野党間で長い間議論が重ねられました。この議論の中で大きな焦点となったのが、民意を集約する小選挙区と幅広い民意を反映する比例区のバランスをどう取るかということでありました。そして、最終的に小選挙区と比例区の割合を3対2とすることで合意がなされ、中選挙区時代の衆議院定数511から、小選挙区300、比例区200の計500となり、1996年の衆議院選挙から導入されています。

その後、何度かの改正が行われ、現在小選挙区は当初の300から11減った289議席に、比例区は当初の200から24減った176議席になっています。これまでの改正では比例区を中心に議席を減らしてきており、議席配分が小選挙区に偏ってきているのが現状であります。

今回の定数削減法案によって自動的に削減が発動された場合、この偏重は是正されないどころか、ますます偏った配分となり、人口の少ない地方にとっては地方の民意の切捨てにつながります。そして、小選挙区と比例区の議席配分のさらなる偏りは、地方の民意の切捨てだけでなく、多様化する民意の切捨てにもつながるものであります。参議院で1議席を有するチームみらいの安野貴博党首が、政治を変えるという新しい挑戦者や若者たちのアイデアを実現しようとする道は閉ざされると指摘しているとおりであります。

今、日本の政治は世界と同様に民意や価値観が多様になり、多くの政党が参画する多党化の時代を迎えています。こうした中で求められるのは、地方の民意の切捨てや多様化する民意の切捨てにつながる議員定数の削減ではなく、民意がしっかりと反映される今の時代にふさわしい選挙制度を検討することです。少数意見であっても、国会の中にその代表がいることが大事であります。小さいところを切り捨てる改革になってしまえば、民主主義を破壊することにもつながります。少数意見を聞きながら多数決で決めていくということは当然ですが、少数意見の代表者が国会で発言できなくなることはあってはなりません。

今回の削減法案は、7月に行われた参議院選挙の自民党の公約にも掲げられていません。言ってみれば、政治と金の問題、企業・団体献金からの論点をすり替えるために忽然と出てきた法案であります。また、与党が身を切る改革というのであれば、より痛みを伴う企業・団体献金の規制強化などに踏み込むことのほうが理にかなっていると言えます。

今回の法案の中の自動的に削減するという条項は、この条項を盛り込むことに否定的な自民党に対し、維新の会が連立離脱をちらつかせ、盛り込ませたとも言われています。自民党の皆さんには、維新に引きずられることのないことを願うものであります。

先ほども申し上げましたが、選挙制度改革や定数削減は議会制民主主義の根幹をなす問題です。私ども公明党はこの問題を大変重く受け止めています。この高知県議会においても、議会制民主主義の根幹に関わる大事な問題を私たち議員一人一人が議員として、政治家として、どのように捉え判断をするのか。大変重要なことであると考えます。そして、どの議員がどう判断するのか見極めていきたい。

議発第7号「地方の民意切捨てにつながる衆議院議員定数削減に反対する意見書議案」に同僚議員各位の御賛同をいただきますことを願ひまして、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「地方の民意切捨てにつながる衆議院議員定数削減に反対する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末253ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「介護保険制度の後退につながる見直しの中止を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりまし

た議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番岡田芳秀議員。

（34番岡田芳秀君登壇）

○34番（岡田芳秀君） 私は、日本共産党を代表し、議発第8号「介護保険制度の後退につながる見直しの中止を求める意見書議案」に賛成の立場で討論をいたします。

現在、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会で、2027年度の介護保険制度の見直しに向けた議論が進んでいます。厚労省は12月1日の同部会に、介護サービス利用料の2割負担の対象を拡大する案を提示しました。具体的には、2割負担の対象となる年収基準を現行の280万円から最大230万円まで引き下げるといふ案です。これが実施をされますと、新たに負担増となる高齢者は約13万人から最大35万人以上に上ります。ただでさえ物価高騰で厳しい国民生活に深刻な影響を与えることが懸念をされます。同部会では慎重論や反対論も相次いで出されているところです。

厚労省は、当分の間は負担増の上限を月7,000円に抑える、預貯金が一定額未満であれば1割負担に戻すなどの配慮措置を示していますが、それはあくまで当分の間の暫定的な措置にすぎません。配慮措置が終了すれば最大月2万2,000円、年額26万4,000円もの負担増となり、高齢者の暮らしに深刻な影響を与えることとなります。

国はこれまでも、要介護1、2の生活援助や通所介護の地域支援事業への移行、ケアプランの有料化、そして利用料2割負担の対象拡大な

ど、介護保険制度の重要な部分を縮小する見直しを検討してきました。国は要介護1、2を軽度者と呼びますが、決して軽度ではありません。認知症の人は要介護1、2の時期に最も専門的なケアが必要です。生活援助や通所介護は高齢者が重度化を防ぎ、住み慣れた地域で日常生活を維持する上で必要不可欠なサービスであり、給付縮小は利用控えや要介護度の悪化、そして家族の介護負担の増加につながる懸念があります。

社会保障審議会介護保険部会の委員を務めている、公益社団法人認知症の人と家族の会の和田誠代表理事は、2割負担の拡大やケアプランの有料化は高齢者の直接負担だけでなく、支える現役世代の生活にも重大な影響を及ぼし、労働時間の制約や介護離職を招くと指摘をし、増加している老老介護や、独身の子が親を介護するシングル介護世帯では生活そのものが成り立たなくなると強調し、負担増に強く反対をしています。

さらに、この制度見直しは、利用者だけでなく介護サービスを提供する事業所にも深刻な影響を与えます。既に政府が2024年度から訪問介護の基本報酬を削減したことが大きな打撃となっています。介護事業所が一家所もない自治体が出てきております。多くの事業所が慢性的な人手不足や物価高騰によるコスト増に直面し、厳しい経営を強いられているところです。利用者の負担増によって介護サービスの利用が縮小すれば、地域の介護事業所の経営基盤がますます弱体化し、結果として高齢者が必要な介護が受けられないという悪循環が引き起こされる懸念があります。

高知県においても高齢化が進み、高齢者のみの世帯も増加をしております。皆さんが安心して必要な介護サービスが利用できる体制を維持することが極めて重要です。負担増や給付縮小

を伴う一連の見直しは、地域包括ケアシステムの後退につながり、高齢者の生活と尊厳を守るという制度本来の目的に反するものです。

要介護1、2の生活援助・通所介護の保険外し、ケアプランの有料化など、介護保険制度の後退につながる見直しは、介護の社会化を唱えて出発した保険制度を後退させ、自己責任を押しつけるものであり容認できません。介護保険制度の後退を招く見直しは行わず、利用者が必要なサービスを継続して利用でき、事業所が地域で安定して運営できるよう介護への国の支援を増やし、国の責任で介護保険制度の充実を図ることこそ重要となっています。

そのことを強く求めて、議発第8号の賛成討論といたします。同僚議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「介護保険制度の後退につながる見直しの中止を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議員定数問題等調査特別委員の選任

○議長(三石文隆君) 日程第2、議員定数問題等調査特別委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員定数問題等調査特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により坂本茂雄議員を指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、議員定数問題等調査特別委員に坂本茂雄議員を選任することに決しました。



継続審査の件

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末256ページ〕
に掲載

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(三石文隆君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（三石文隆君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会には、国の総合経済対策を活用したインフラ整備の加速化や、物価高騰対策等のための令和7年度高知県一般会計補正予算をはじめ、当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

さて、今年は昭和100年、戦後80年の節目の年でありました。一年を振り返りますと、昭和45年以来55年ぶりに大阪で万博が開催され、世界の国々との多くの交流が生まれました。また、9月まで放送された連続テレビ小説あんぱんでは、やなせたかしさん夫妻をモデルに戦中・戦後の激動の時代を支え合いながら生き抜く人々の姿が描かれました。改めて先人の足跡に思いを致すとともに、未来に向かい力強く歩みを進める契機となる一年ではなかったかと存じます。

一方で、本県では推計人口が統計開始以来初めて65万人を下回り、人口減少に歯止めがかかっておりません。執行部におかれましては、市町村などとの連携の下、4Sプロジェクトにより目下の状況に的確に対応しつつ、あらゆる政策を動員して人口減少対策を力強く進めていただくようお願いいたします。

今年も残り僅かとなりました。議員各位をはじめ執行部、報道関係の皆様方におかれまして

は、一層御自愛の上、皆様お元気で新年を迎えられますよう、また新しい年が県民の皆様にとって希望あふれる明るい年となりますよう心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 令和7年12月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、追加して提案をいたしました国の経済対策への対応などに係る補正予算を含む令和7年度高知県一般会計補正予算をはじめ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、人口減少対策をはじめ消防広域化や県立高校の振興・再編などのいわゆるスマートシュリンクに関する取組、新県民体育館の整備などに関して多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

改めてこの一年を振り返りますと、連続テレビ小説あんぱんを追い風に、全国から多くの観光客にお越しいただきました。また、大阪・関西万博では、ハウス園芸農業分野のI o P技術のほか、よさこいや街路市といった伝統文化の魅力を広く伝えることができるなど、実りの多い一年となりました。

一方で、4月には県人口が65万人を割り込み、出生数の減少や若者の転出超過が続いています。こういった厳しい状況の打開に向けて、県民の皆さんと共に粘り強く挑戦を続ける決意を新た

にした一年でもありました。

この人口減少問題につきましては、元気な未来創造戦略に基づき、若者の所得向上や、共働き・共育での県民運動の展開、さらには賢く縮む「4Sプロジェクト」などの推進に向けて、県のあらゆる施策を総動員し、オール高知の体制でスピード感を持って取り組んでまいります。

今月7日で私の2期目の任期の折り返しを迎えました。引き続き、共感と前進を県政の基本姿勢としながら、全国初を含む新しい取組にも果敢に挑戦をしております。こうした挑戦を通じて、今後とも、元気で豊かな、そしてあったかい高知の実現に向けて全力を尽くしてまいります。議員各位には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなりましたが、議員各位におかれましては御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長（三石文隆君） これをもちまして、令和7年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時45分閉会